

平成29年 第3回定例会

# 摂津市議会会議録

平成29年10月10日 開会  
平成29年10月31日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成29年第3回定例会

### ○10月10日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
臨時議長の選出	1- 3
開会の宣告	1- 3
仮議席の指定	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
日程1 議選第1号	1- 3
選挙	
議長就任の挨拶（藤浦雅彦議員）	
日程2 議席指定の件	1- 4
会議録署名議員の指名	1- 4
日程3 会期の決定	1- 4
日程4 議選第2号	1- 4
選挙	
副議長就任の挨拶（弘豊議員）	
日程5 議案第73号	1- 5
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程6 議会議案第14号	1- 5
提案理由の説明（野口博議員）	
採決	
散会の宣告	1- 6
故木村勝彦前議員への黙とう	1- 6
追悼の辞（藤浦議長、市長）	1- 6

### ○10月11日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	2- 3

選任	
日程 2	議選第 3 号 ----- 2- 3
選挙	
日程 3	駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件 ----- 2- 3
採決	
選任	
日程 4	総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件 --- 2- 3
採決	
選任	
散会の宣告	----- 2- 4

○10月12日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	----- 3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	----- 3- 2
開議の宣告	----- 3- 3
会議録署名議員の指名	----- 3- 3
日程 1	認定第 1 号～認定第 8 号、議案第 5 9 号～議案第 6 1 号、 議案第 6 3 号～議案第 7 2 号 ----- 3- 3
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市民生活部長、 市長公室長、教育次長、建設部長）	
委員会付託	
日程 2	報告第 1 4 号 ----- 3-29
報告（総務部長）	
採決	
日程 3	報告第 7 号～報告第 1 3 号、報告第 1 5 号 ----- 3-29
報告（環境部長、消防長、教育次長、総務部長）	
質疑（嶋野浩一郎議員、渡辺慎吾議員、野口博議員、檜村一臣議員）	
日程 4	議案第 6 2 号 ----- 3-46
提案理由の説明（環境部長）	
採決	
休会の決定	----- 3-47
散会の宣告	----- 3-47

○10月27日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	----- 4- 1

議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 一般質問	
中川嘉彦議員	4- 3
増永和起議員	4-11
水谷毅議員	4-21
松本暁彦議員	4-29
光好博幸議員	4-39
檜村一臣議員	4-47
森西正議員	4-52
福住礼子議員	4-68
休会の決定	4-75
延会の宣告	4-75

○10月31日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 一般質問	
村上英明議員	5- 3
安藤薫議員	5- 8
渡辺慎吾議員	5-18
野口博議員	5-28
南野直司議員	5-39
日程2 議案第59号～議案第61号、議案第63号～議案第72号	5-47
委員長報告（総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・民生常任委員長）	
討論（野口博議員、村上英明議員、渡辺慎吾議員）	
採決	
日程3 議案第74号	5-51
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程4 請願第2号	5-52
閉会中の継続審査に決定	
日程5 議会議案第15号	5-52

提案理由の説明（野口博議員）	
採決	
日程 6 議会議案第 16 号	5-53
提案理由の説明（渡辺慎吾議員）	
質疑（安藤薫議員）	
討論（安藤薫議員）	
採決	
日程 7 議会議案第 17 号～議会議案第 20 号	5-56
討論（増永和起議員）	
採決	
日程 8 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5-57
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5-57

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 4
選任名簿	資料- 7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料- 8
議決結果一覧	資料- 9

# 摂津市議会会議録

平成29年10月10日

(第1日)

# 平成29年第3回摂津市議会定例会会議録

平成29年10月10日(火曜日)  
午後2時58分 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

1 議 事 日 程

- |    |             |                          |
|----|-------------|--------------------------|
| 1, | 議 選 第 1 号   | 議長選挙の件                   |
| 2, |             | 議席指定の件                   |
| 3, |             | 会期決定の件                   |
| 4, | 議 選 第 2 号   | 副議長選挙の件                  |
| 5, | 議 案 第 73 号  | 監査委員の選任について同意を求める件       |
| 6, | 議会議案 第 14 号 | 摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 |
- 

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 6 まで



(午後2時58分 開会)

○藤井議会事務局長 この定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の野口議員、議長席へ移動をお願いいたします。

○野口博臨時議長 ただいまから平成29年第3回摂津市議会定例会を開会します。

この際、議事進行上、仮議席を指定します。仮議席はただいま着席の議席とします。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 皆さん、こんにちは。

平成29年第3回摂津市議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回摂津市議会定例会を招集いたしましたところ、衆議院議員総選挙等々何かとお忙しいところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、大変ありがとうございます。

最初に、このたび摂津市議会議員一般選挙が行われました。皆様方には、市民の期待を担われ、めでたく当選の栄を得られましたことに改めて心からお祝いを申し上げます。

今後とも、摂津市のまちづくりに格別のご尽力をいただきますとともに、何かとご指導賜りますようお願いを申し上げます。

つきましては、この選挙の開票事務におきまして、不手際が重なり、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をおかりし、深くおわびを申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件ほか8件、認定案件

といたしまして、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第4号)ほか2件、その他案件といたしまして、損害賠償の額を定める件1件、条例案件といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか9件、合計31件のご審議をお願いいたしますのでございます。

なお、今回の議会に提案を予定しております損害賠償の額を定める専決処分報告等で、公用車両による事故に関するものが7件にも及びましたこと、公務員としての自覚のなさ、緊張感の欠如、まことに申しわけなく、今後、より身を引き締め、職務に当たってまいり所存でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○野口博臨時議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

日程1、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

藤浦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました藤浦議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、藤浦議員が議長に当選されました。

藤浦議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 ただいま、第51代目の議長を拝命させていただきました、藤浦雅彦でございます。皆様のご推挙に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

このたびの摂津市議会議員一般選挙では、世代交代などもあり、多くの新人の議員の方もご当選され、大変市民の関心も高くなっております。

摂津市議会といたしまして、その市民の期待にしっかり応えられるように、議会の役割を遺憾なく発揮し、摂津市がさらなる発展ができるように、皆様のご協力のもと、取り組んでまいりたいと思います。

初心を忘れずに、そして、獅子奮迅で議長職を全うしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○野口博臨時議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時5分 休憩)

—————  
(午後3時6分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程2、議席指定の件から、日程6、議会議案第14号までを本日の議事日程に追加することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定します。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び安藤議員を指名します。

日程3、会期決定の件を議題とします。

この定例会の会期は、本日から10月31日までの22日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました弘議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、弘議員が副議長に当選されました。

弘議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 皆様方の温かいご推挙を賜り、副議長を務めさせていただくことになりました。未熟ではございますが、藤浦議長を補佐し、摂津市のさらなる発展のため、民主的な議会運営とさらなる議会改革に、精いっぱい努めてまいる決意でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の副議長就任のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。(拍手)

○藤浦雅彦議長 挨拶が終わりました。

日程5、議案第73号を議題とします。

本件の除斥に該当する嶋野議員の退席を求めます。

(嶋野浩一朗議員 退席)

○藤浦雅彦議長 それでは、提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第73号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、藤浦雅彦氏の平成29年9月29日付任期満了に伴いまして、嶋野浩一朗氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する

ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第73号を採決します。

本件ついて、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(嶋野浩一朗議員 着席)

○藤浦雅彦議長 日程6、議会議案第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 ただいま上程となりました議会議案第14号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議員定数条例が3月30日に改正され、議員定数が21人から19人となったことに伴い、常任委員会の構成と委員の定数を変更するため、摂津市議会委員会条例の一部を改正するものになります。

内容といたしましては、第2条第2項第1号中「総務常任委員会」を「総務建設常任委員会」に、「5人」を「7人」に改め、同号ア中「総務部」の次に「建設部」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「文教常任委員会」を「文教上下水道常任委員会」に、「5人」を「6人」に、「教育委員会」を「上下水道部及び教育委員会」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4

号を同項第3号に、それぞれ条文の文言を改めるものであります。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時14分 散会)

○藤浦雅彦議長 お知らせをいたします。この後、前摂津市議会議員、故木村勝彦氏に対しまして追悼の辞を行いますので、議場の皆様にはしばらくそのままご着席いただきますようお願いいたします。

(午後3時28分 開始)

○藤浦雅彦議長 本会議散会後ではありますが、去る7月30日にご逝去されました前摂津市議会議員、木村勝彦氏に対しまして、哀悼の意をささげますとともに、ご冥福をお祈りし、ただいまから黙禱を行いますので、ご起立お願いいたします。黙禱。

(黙禱)

○藤浦雅彦議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

○藤井議会事務局長 それでは、前摂津市議会議員、故木村勝彦氏に対する追悼の辞を、藤浦議長、お願いいたします。

(藤浦雅彦議長 登壇)

○藤浦雅彦議長 初めに、追悼を読ませていただく前ではありますが、私ごとで大変恐縮ではございます。実は、今から10年前に、私は初めての議長をさせていただきました。そのときに、木村議員からは、自分がバックアップをするから議長をやろう、こういうふうに言われ、実際にこの議長をさせていただいた私に、いつもここにこしながらアドバイスをいただき、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

このたび、3度目の議長としてお世話になった方に弔辞を読むことは、本当に感慨深いものがあります。故木村議員に感謝の意を込めまして、謹んで読ませていただきます。

弔辞。

市議会を代表し、前摂津市議会議員、故木村勝彦様に対する追悼の辞を述べさせていただきます。

昨年6月に大病をされたものの、手術と懸命なりハビリで見事に議会活動に復帰し、去る7月25日の臨時議会にも出席され喜んでおりましたやさきに、突然、木村さんの訃報に接し言葉もありませんでした。

ここで、私が木村さんの弔辞を申し上げ

ることになるとは思いも寄らず、まことに痛恨の極みでございます。

例えば、木村さんは、昭和47年10月、地域の皆様方の厚き衆望を得られ、33歳の若さで摂津市議会議員に初当選をされ、以来、連続12期、44年もの長きにわたり、通算5回、議長として秀でた指導力を発揮し、議会の円滑な運営にご貢献されました。

そして、平成2年の議長就任の際には大阪府市議会議長会の会長、平成21年の議長就任の際には近畿市議会議長会の会長の重責を担われ、大阪府ひいては近畿圏の発展にもご貢献され、各方面から高い評価を受けられたことは、皆様もご承知のとおりでございます。

また、副議長、監査委員、建設常任委員会委員長、民生常任委員会委員長など数々の要職を歴任し、まさに豊富な経験と卓越した識見を持って地方自治の発展にご尽力されたことから、平成9年11月には藍綬褒章の栄に浴され、そしてこれまでの数々のご功績から叙勲、旭日単光章、また叙位では正五位の栄に浴されました。

とりわけ、木村さんは、府道十三高槻線の道路整備においては、本市の住宅地域を分断する十三高槻線建設計画が公表されて以来、地域の住環境を守るため、地域の方々と反対期成同盟を設立され、地域の住環境保全の立場とまちづくりのための道路の必要性を考え、粘り強い運動を長く続けてこられました。その結果、平成18年5月に、大阪府は環境面や反対期成同盟等の要望に配慮し、一部地下構造とするなど及び上部について地元が利用できることに合意して、地元自治会、大阪府、摂津市との間で工事着工協定の締結がされました。現在、上部にはデイハウスでしたが整備され、

地域のコミュニティスペースが確保されました。吹田市域の工事の完成後は、正雀駅前への交通事情は大きく変わるものとなり、大阪府との交渉に際して、木村さんの持ち前の行動力と機を逃がさない決断力によって、より望ましいまちづくりに導かれたものと言っても過言ではありません。

木村さんが、生涯にわたり市民のため、摂津市の将来のために、全身全霊を傾けられましたことに心から敬服いたします。

摂津市は、多くの夢が、かない、かなおうとしております。今、まさに、国立循環器病研究センターを中心とする健康と医療をテーマとした北大阪健康医療都市「健都」のまちづくりが“かたち”となって、新しい希望が実現に向かっております。摂津市の新しい魅力・強みが生まれ、全国へと発信されようとする中、木村さんを失いましたことは、大変深い悲しみと大きな痛手であります。

ご遺族の悲しみははかり知れないものがあり、お慰めの言葉も見つかりませんが、我々市議会は、木村さんのご遺志を受け継ぎ、二元代表制の一翼を担う者として、政策提案やチェック機能の充実を図るため議会改革を推し進め、安全・安心なまちづくりの実現とさらなる市政発展に、より一層の努力を注いでまいりますことをかたくお誓い申し上げ、お別れの言葉とさせていただきます。

平成29年10月10日、摂津市議会議長、藤浦雅彦。

以上であります。

○藤井議会事務局長 続きまして、森山市長、お願いいたします。

(森山市長 登壇)

○森山市長 きょうは、10月10日、くしくもといえますか、国会では衆議院解散と

いうことで、衆議院議員総選挙の公示日となりました。

衆議院といいますと、木村議員、地方からも国政に対して、常に厳しくいろんなご指摘をされていたことを思い出します。

そんな中での弔辞になりますが、木村さんの想いも胸に抱きながら、弔辞を述べさせていただきますと存じます。

先刻の告別式のときにも、弔辞を申し上げました。よって、内容が重なるところが多々あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

本日、ここに、故木村勝彦さんへ謹んで哀悼の誠をささげます。

木村さんといえば、議会での鋭い質問、そして、機知に富んだ弁舌、本当にたくさん場面が思い出されます。昭和47年10月、木村さんは、摂津市議会議員として第一歩を歩み出され、以来、実に45年、私とともにといえますか、いろいろとご縁をいただいた仲でございます。

同じ時代、摂津市にとって大切な時期を、ともにまちづくりの汗をかかせていただいたこと、大変ありがたく懐かしく思い出されます。

木村さんとはこれまで、時には立場を異にし、何度か議論したこともございます。でも、いつも話が終わりますと、人生の先輩として、まるで弟を諭すごとく、厳しい中にも温かいご指導をいただき、何かあると、「よっしゃわかった」と着地点を見つけてくださいました。

木村さんは、大胆な改革の断行の提言をされる一方、弱者の視点を大切に、の持論を貫き、強いリーダーシップを発揮されたことは、皆さんの知るところであります。

一方、みずからにも厳しく、特に議会改革には積極的に取り組まれ、平成8年12

月の議会活動等検討委員会の発足は、その後の政務調査費の全額返上等、全国的にも先進的なものであります。

木村さんは、これまでその強いリーダーシップまた数々のご功績により、藍綬褒章を初め、幾多の章に浴されていますが、何よりも、その実力は議員存在中5度の市議会議長就任が最大のあかしでございます。

摂津市では、間もなく阪急電車の連続立体交差化事業がスタートいたします。

J R千里丘駅の西口再開発や阪急正雀駅前の整備にも着手しなくてはなりません。焼却炉の更新も、難しくも大切な課題でございます。さらにハード・ソフト両面にわたり課題が山積する中、木村さんには勇退後もご意見番として、摂津市の一層の発展のためにご活躍いただけるものと信じておりました。ついこの間まで、この目の前の議席にお座りになっておられただけに、突然の旅立ちはまことに残念であり、まさに暗夜に灯をなくしたような思いでございます。この上は、木村議員のご功績が無にならないように、しっかりと市政のかじ取りをしてまいる所存でございます。

どうか、みたまには、末永く摂津のまちを見守り続けていただき、よりよき道へとお導きくださるようお願い申し上げます。甚だ意を尽くしませんが、心よりご冥福をお祈りいたします。

本当にありがとうございました。

平成29年10月10日、摂津市長、森山一正。

○藤浦雅彦議長 以上をもちまして、追悼の辞を終わります。

それでは解散します。

(午後3時31分 解散)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会臨時議長 野 口 博

摂津市議会新議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 福 住 礼 子

摂津市議会議員 安 藤 薫

# 摂津市議会継続会会議録

平成29年10月11日

(第2日)



平成29年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年10月11日(水曜日)  
午後2時58分 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

1 議 事 日 程

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1,           | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件       |
| 2, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件         |
| 3,           | 駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件        |
| 4,           | 総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件 |
- 

- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程4まで

(午後2時58分 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

日程2、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

村上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました村上議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、村上議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

村上議員が議場におられますので、当選の告知をします。

ただいま、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議が提出されました。

お諮りします。

この際、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本動議は可決されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、配付の名簿のとおり指名します。

ただいま、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議が提出されました。

お諮りします。

この際、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本動議は可決されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、配付の名簿のとおり指名します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3 時 2 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員                      野 口              博

摂津市議会議員                      村 上 英 明

# 摂津市議会継続会会議録

平成29年10月12日

(第3日)

# 平成29年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年10月12日(木曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原 修	会 計 管 理 者	牛渡長子

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

## 1 議 事 日 程

- |              |   |
|--------------|---|
| 1, 認 定 第 1 号 | 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件   |
| 認 定 第 2 号    | 平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件   |
| 認 定 第 3 号    | 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件   |
| 認 定 第 4 号    | 平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 認 定 第 5 号    | 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 認 定 第 6 号    | 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 認 定 第 7 号    | 平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件   |
| 認 定 第 8 号    | 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 議 案 第 59号    | 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）  |
| 議 案 第 60号    | 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）  |
| 議 案 第 61号    | 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）  |
| 議 案 第 63号    | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件   |
| 議 案 第 64号    | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  |
| 議 案 第 65号    | 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 66号    | 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件  |
| 議 案 第 67号    | 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  |
| 議 案 第 68号    | 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件   |
| 議 案 第 69号    | 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件  |
| 議 案 第 70号    | 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件   |
| 議 案 第 71号    | 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件   |
| 議 案 第 72号    | 摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件   |
| 2, 報 告 第 14号 | 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第3号）専決処分報告の件  |
| 3, 報 告 第 7号  | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 8号     | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 9号     | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 10号    | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 11号    | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 12号    | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 13号    | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件  |
| 報 告 第 15号    | 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件   |
| 4, 議 案 第 62号 | 損害賠償の額を定める件   |

- 
- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名します。

日程1、認定第1号など21件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

まず、本市の平成28年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入において固定資産税及び市たばこ税などが増加し、市税全体は、前年度より増加しております。

一方、歳出では、扶助費など社会保障関連経費が前年度に引き続き増加しております。

財政指標は、経常収支比率が1.6ポイント改善し、94.8%となっておりますが、これは比率を求める計算式で、分母となる経常一般財源総額が増加したことによるものです。

これから本格化する高齢化社会に備え、本市は、社会保障経費の増加などに機動的に対応できるよう、また、多様化する市民ニーズにも迅速に答えられるよう、さらに行財政改革を推進し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、平成28年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをごらんください。

当初予算額347億4,000万円に対し、15億1,468万2,000円を増額補正し、前年度繰越事業費2億9,64

3万7,880円を合わせまして、予算現額は365億5,111万9,880円となりました。

初めに、歳入決算につきましては、調定額344億9,503万9,104円に対し、収入済額は339億3,395万1,931円で、収入率98.4%となっております。

次に、歳出決算につきましては、6ページをごらんください。

予算現額365億5,111万9,880円に対し、支出済額は335億9,335万8,502円で、執行率91.9%となっております。

形式収支は3億4,059万3,429円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億7,437万5,029円となっております。

11ページをごらんください。

自主財源は220億6,416万5,924円で、65.0%、依存財源は118億6,978万6,007円で、35.0%となっております。構成比率の上位は、市税が55.1%、国庫支出金が17.2%、府支出金が6.2%などとなっております。

次に、歳出につきましては、15ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は178億2,639万4,722円で、歳出全体に占める割合は53.1%となっております。

普通建設事業費は14億3,123万9,424円で4.3%となっており、その他の経費では、物件費が65億2,569万3,113円で19.4%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、その主



な内容についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、各歳入金額を収入済額でご説明いたします。

10ページ、款1市税は186億8,960万7,504円で、前年度に比べ6.1%、10億8,230万6,282円の増額でございます。

項1市民税は65億5,182万1,329円で、前年度に比べ1.2%、7,814万6,071円の減額でございます。

項2固定資産税は87億515万3,113円で、前年度に比べ2.4%、2億278万3,299円の増額でございます。

項3軽自動車税は、1億1,521万1,288円で、前年度に比べ27.1%、2,456万9,951円の増額でございます。

項4市たばこ税は、16億9,752万5,097円で、前年度に比べ113.6%、9億274万432円の増額でございます。

項5都市計画税は、16億1,989万6,677円で、前年度に比べ1.9%、3,035万8,671円の増額でございます。

なお、市税の徴収率は97.5%で、前年度に比べ0.5ポイント改善しております。また、不納欠損額は1,785万8,936円となっております。

款2地方譲与税は1億4,895万4,000円で、前年度に比べ1.3%、193万6,001円の減額でございます。

項1地方揮発油譲与税は4,350万8,000円で、前年度に比べ5.1%、232万5,001円の減額でございます。

項2自動車重量譲与税は1億544万6,000円で、前年度に比べ0.4%、38万9,000円の増額でございます。

款3利子割交付金は1,573万5,0

000円で、前年度に比べ56.9%、2,075万9,000円の減額でございます。

款4配当割交付金は5,737万2,000円で、前年度に比べ33.1%、2,843万9,000円の減額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は3,387万7,000円で、前年度に比べ64.1%、6,039万6,000円の減額でございます。

款6地方消費税交付金は16億6,599万円で、前年度に比べ9.4%、1億7,209万9,000円の減額でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金は、167万116円で、前年度に比べ0.7%、1万1,909円の減額でございます。

款8自動車取得税交付金は5,937万5,000円で、前年度に比べ8.2%、449万8,000円の増額でございます。

款9地方特例交付金は7,196万4,000円で、前年度に比べ1.1%、79万円の減額でございます。

款10地方交付税は4億6,168万5,000円で、前年度に比べ24.7%、1億5,129万7,000円の減額でございます。

款11交通安全対策特別交付金は1,404万6,000円で、前年度に比べ1.8%、25万7,000円の減額でございます。

款12分担金及び負担金は6億9,358万8,433円で、前年度に比べ8.2%、6,195万6,402円の減額でございます。

12ページです。

款13使用料及び手数料は6億282万5,173円で、前年度に比べ0.8%、454万6,485円の増額でございます。

項1使用料は4億7,828万7,93

9円で、前年度に比べ1.4%、648万9,909円の増額でございます。

項2手数料は1億2,453万7,234円で、前年度に比べ1.5%、194万3,424円の減額でございます。

款14国庫支出金は58億3,662万6,134円で、前年度に比べ0.7%、4,124万3,963円の増額でございます。

項1国庫負担金は51億2,418万4,549円で、前年度に比べ7.5%、3億5,831万8,530円の増額でございます。

項2国庫補助金は6億5,945万2,920円で、前年度に比べ31.3%、3億106万8,080円の減額でございます。

項3委託金は5,298万8,665円で、前年度に比べ23.2%、1,600万6,487円の減額でございます。

款15府支出金は21億309万1,757円で、前年度に比べ1.4%、2,913万8,245円の増額でございます。

項1府負担金は15億4,635万5,227円で、前年度に比べ10.5%、1億4,669万284円の増額でございます。

項2府補助金は4億1,368万7,933円で、前年度に比べ12.9%、6,140万4,433円の減額でございます。

項3委託金は1億4,304万8,597円で、前年度に比べ28.2%、5,614万7,606円の減額でございます。

款16財産収入は9,764万5,735円で、前年度に比べ98.6%、68億3,029万2,913円の減額でございます。

項1財産運用収入は5,239万7,8

23円で、前年度に比べ105.3%、2,687万9,175円の増額でございます。

項2財産売払収入は4,524万7,912円で、前年度に比べ99.3%、68億5,717万2,088円の減額でございます。

款17寄附金は3,845万9,316円で、前年度に比べ69.0%、1,569万6,546円の増額でございます。

款18繰入金は4億8,763万9,385円で、前年度に比べ742.2%、4億2,973万9,850円の増額でございます。

項1特別会計繰入金は3,692万9,138円で、前年度に比べ17.4%、546万257円の増額でございます。

項2基金繰入金は4億5,071万247円で、前年度に比べ1,605.3%、4億2,427万9,593円の増額でございます。

款19諸収入は9億204万6,444円で、前年度に比べ0.3%、309万7,526円の減額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料は6,345万2,936円で、前年度に比べ1.4%、90万2,003円の減額でございます。

項2市預金利子は1万1,527円で、前年度に比べ99.6%、297万7,035円の減額でございます。

項3貸付金元利収入は2億7,667万4,246円で、前年度に比べ115.4%、1億4,822万3,931円の増額でございます。

項4雑入は5億6,190万7,735円で、前年度に比べ20.8%、1億4,744万2,419円の減額でございます。

款20市債は13億9,940万円で、

前年度に比べ56.3%、18億450万円の減額でございます。

款21繰越金は5億5,235万3,934円で、前年度に比べ10.8%、5,403万2,817円の増額でございます。

続いて、歳出につきましては、各歳出金額を支出済額でご説明いたします。

16ページ、款1議会費は3億1,948万3,752円で、執行率は98.8%となっております。

款2総務費は4億7,654万2,820円で、執行率は77.1%となっております。

項1総務管理費は3億6,681万516円で、その主な内容は、人事、庁舎、情報などの管理事務、文化振興事務、コミュニティプラザ及びコミュニティセンターの運営管理事務などに係る経費でございます。

項2徴税費は5億2,053万2,142円で、税務事務に係る経費でございます。

項3戸籍住民基本台帳費は2億5万8,228円で、戸籍等事務に係る経費でございます。

項4選挙費は6,527万8,426円で、参議院議員通常選挙事務及び市長選挙事務に係る経費でございます。

項5統計調査費は2,315万4,145円で、各種基幹統計調査事務に係る経費でございます。

項6監査委員費は3,372万6,669円で、監査事務に係る経費でございます。

項7保健体育費は1億7,698万2,694円で、その主な内容は、地区市民体育祭実施などの体育振興事務及び体育施設の運営管理事務などに係る経費でございます。

款3民生費は14億897万3,31

5円で、執行率は95.3%となっております。

項1社会福祉費は60億9,271万5,445円で、その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等への繰出金でございます。

項2児童福祉費は54億9,852万1,101円で、民間保育所等の運営費補助に係る経費などがございます。

項3生活保護費は30億1,773万6,769円でございます。

項4災害救助費は当該年度中におきまして救助を必要とするような災害が発生しなかったため、執行はございません。

款4衛生費は22億6,622万3,778円で、執行率は93.1%となっております。

項1保健衛生費は8億4,157万7,710円で、その主な内容は、保健センター等の業務委託及び各種健診に係る経費などがございます。

項2清掃費は14億2,464万6,068円で、その主な内容は、ごみの収集及び処理、環境センター等の施設維持管理に係る経費などがございます。

款5農林水産業費は6,984万8,365円で、執行率は95.3%となっております。その主な内容は、農業振興事務及び農業水路ポンプ場の維持管理に係る経費などがございます。

款6商工費は5億1,973万7,872円で、執行率は89.4%となっております。その主な内容は、地域商業の活性化に関する経費でございます。

款7土木費は39億6,133万5,229円で、執行率は96.2%となっております。

項1土木管理費は27億9,519万4,

610円で、その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場の管理及び放置自転車などの対策に係る経費でございます。

項2道路橋りょう費は4億2,594万6,730円で、その主な内容は、道路維持工事及び橋梁長寿命化工事に係る経費などでございます。

項3水路費は1億6,601万5,726円で、その主な内容は、排水路ポンプ場の維持管理に係る経費でございます。

項4都市計画費は5億4,247万8,978円で、その主な内容は、吹田操車場跡地周辺整備及び公園維持管理に係る経費などでございます。

項5住宅費は3,169万9,185円で、その主な内容は、市営住宅の維持管理に係る経費でございます。

款8消防費は9億6,607万7,488円で、執行率は93.7%となっており、その主な内容は、消防庁舎・車両等の維持管理及び消防団活動に係る経費などでございます。

18ページ、款9教育費は27億1,857万3,672円で、執行率は88.3%となっております。

項1教育総務費は5億5,406万7,489円で、その主な内容は、安全対策、教育相談、学級補助員等の派遣に係る経費などでございます。

項2小学校費は10億6,610万7,011円で、小学校運営に係る経費でございます。

項3中学校費は3億1,590万1,270円で、中学校運営に係る経費でございます。

項4幼稚園費は2億3,118万1,997円で、幼稚園運営に係る経費でござい

ます。

項5社会教育費は4億2,448万2,123円で、その主な内容は、学童保育、公民館の管理運営及び施設改修に係る経費でございます。

項6図書館費は1億2,683万3,782円で、市民図書館及び鳥飼図書センターの管理運営に係る経費でございます。

款10公債費は34億8,656万2,211円で、執行率は99.9%となっております。

款11諸支出金につきましては、執行がございません。

款12予備費につきましては、当初予算3,000万円に対し396万4,400円の充当額となっております。その主な内容は、熊本地震被害に対する見舞金及び訴訟に係る弁護士費用などでございます。

以上、認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件についての内容説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書46ページをご参照願います。

まず、平成28年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は15億4,711万3,071円、歳出決算額は5,847万4,956円で、歳入歳出差引額は14億8,863万8,115円となっております。なお、この余剰金につきましては、全額、平成29年度の同会計の歳入といたすものでございます。

次に、決算の内容につきましてご説明いたします。

52ページをごらんください。歳入の款

1 財産収入、項 1 財産運用収入 6, 4 2 1 万 2, 0 0 0 円は、前年度に比べ 0. 1 %、8 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。

款 2 繰越金、項 1 繰越金 1 4 億 8, 2 2 0 万 6, 4 1 8 円は、前年度に比べ 1. 6 %、2, 3 1 2 万 6, 9 8 9 円の増額となっております。

款 3 諸収入、項 1 預金利子等 6 9 万 4, 6 5 3 円は、前年度に比べ 1 9 9. 2 %、4 6 万 2, 4 7 6 円の増額となっております。

次に、5 4 ページをごらんください。歳出の款 1 繰出金、項 1 繰出金 1, 2 8 4 万 2, 4 0 0 円は、前年度に比べ 0. 1 %、1 万 6, 8 0 0 円の増額となっております。これは味舌上財産区及び鶴野財産区の土地貸付収入の 2 割相当を一般会計へ繰り出したものでございます。

款 2 諸支出金、項 1 地方振興事業費 4, 5 6 3 万 2, 5 5 6 円は、各財産区への事業交付金で、前年度に比べ 6 0. 6 %、1, 7 2 2 万 4, 9 6 8 円の増額となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要の 2 0 7 ページから 2 1 3 ページにも記載いたしております。

以上、平成 2 8 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件についての内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 5 9 号、平成 2 9 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入につきましては、保育所等整備交付金などでございます。

歳出につきましては、P C B 廃棄処分委託料など、一部緊急を要する事業についての追加補正でございます。

補正予算の第 1 条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 7, 6 4 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、その総額を 3 4 8 億 5, 5 2 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページからの第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきまして、款 1 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金は 2 億 1, 6 1 6 万 6, 0 0 0 円増額しております。

款 1 5 府支出金、項 2 府補助金は 3 0 0 万円増額しております。

款 1 8 繰入金、項 1 特別会計繰入金 6, 6 0 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、介護保険特別会計決算後の精算によるものでございます。

項 2 基金繰入金 1, 6 9 2 万 6, 0 0 0 円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金からの繰入金でございます。

款 2 1 繰越金、項 1 繰越金は、平成 2 8 年度一般会計決算に伴う実質収支額 2 億 7, 4 3 7 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

続いて、歳出につきまして、款 2 総務費、項 1 総務管理費 1 億 3, 7 1 8 万 7, 0 0 0 円の増額は、地方財政法第 7 条の規定による財政調整基金への積み立てでございます。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費 4 4 6 万円の増額は、住民票等への旧姓併記を行うための住民基本台帳システム改修委託料でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費 8 5 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、大阪府福祉医療費助成制度再構築に伴うシステム改修委託料などでございます。

項2児童福祉費3億7,879万2,000円の増額は、待機児童解消に向けた児童福祉施設整備費補助金などがございます。

款7土木費、項4都市計画費1,550万2,000円の増額は、PCB廃棄処分委託料でございます。

款9教育費、項1教育総務費2,217万円の増額は、耐震補強等工事の完了に伴う過年度分国庫返還金でございます。

項2小学校費986万円の増額は、小学校就学援助事業に係る要保護及び準要保護児童に対する扶助費でございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、3ページの第2表債務負担行為の補正をごらんください。

建物等総合管理事業は、従前から実施しております長期継続契約を更新するもので、平成30年度から平成34年度までの期間、4億2,070万円を限度額として設定するものでございます。

同様に、電気保安業務委託事業は5,230万円、窓口業務管理事業は1億8,356万円を、それぞれ限度額として設定するものでございます。

学校給食調理業務等委託事業は、平成30年度から平成32年度までの期間、8,700万円を限度額として設定するものでございます。

同様に、中学校給食予約システム運用等委託事業は3,300万円を限度額として設定するものでございます。

民間保育所等施設整備事業は、平成30年度に4億6,765万3,000円を限度額として設定したものを、2億7,455万4,000円に変更するものでございます。

以上、議案第59号、平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）の内容説明

とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

なお、議案参考資料（条例関係）の4ページから5ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

附則第12条第2項の改正は、固定資産税及び都市計画税の特例措置について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の対象に、緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に定める認定計画に基づき設置した「市民緑地」を加える改正及び引用条文の整備でございます。

同条の2の改正は、市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準額を最初の3年間、3分の2とする規定の追加及び引用条文の整備でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第64号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

最後に、議案第69号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

なお、議案参考資料（条例関係）の39ページの摂津市営住宅条例の新旧対照表もあわせてご参照願います。

本件は、平成29年7月26日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法が一部改正

されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

第8条第1項につきましては、家賃の決定において、入居者からの収入申告がない場合、近傍同種の住宅家賃とする旨を規定したもので、認知症である者等については対象外とするものでございます。

同条第3項につきましては、収入超過者に対する処置において、認知症である者等について準用する規定を追加したものでございます。

第9条につきましては、政令の改正に伴う引用条文を整備したものでございます。

第12条第1項ただし書きにつきましては、認知症である者等における収入の申告義務を緩和したものでございます。

同条第2項につきましては、認知症である者等の収入の把握において、官公署に必要な書類を閲覧し、収入の認定及び通知を行う旨を規定したものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第69号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 次に、上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 それでは、認定第2号、平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書2ページから5ページにかけての平成28年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的支出収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも

消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、2ページから3ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の款1水道事業収益は、決算額21億9,241万5,960円で、前年度に比べ1.1%、2,354万3,060円の減少となっております。

項1営業収益は20億6,726万2,100円で、前年度に比べ1.4%、2,938万5,051円の減少となっております。これは主に給水収益の減によるものでございます。

項2営業外収益は1億2,515万3,860円で、前年度に比べ4.9%、584万1,991円の増加となっております。これは主に納付金の増によるものでございます。

次に、支出でございますが、款1水道事業費用は、決算額18億8,040万3,403円で、前年度に比べ0.4%、832万5,612円の減少となっております。

項1営業費用は17億7,737万2,713円で、前年度に比べ0.3%、462万6,193円の増加となっております。これは主に資産減耗費の増によるものでございます。

項2営業外費用は1億303万6900円で、前年度に比べ11.2%、1,295万1,805円の減少となっております。これは企業債利息等の減によるものでございます。

項3予備費は、営業外費用に150万2,200円を充当し、残額849万7,800円を不用額といたしております。

続きまして、4ページから5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の款1資本的収入は、決算額1億8,830

万6,000円で、前年度に比べて5.7%、1,130万6,000円の減少となっております。

項1企業債は1億7,100万円で、前年度に比べ8.4%、1,560万円の減少となっております。

項2工事負担金は、前年度と同様、本年度も収入はございません。

項3交付金は1,730万6,000円で、前年度に比べ33.0%、429万4,000円の増加となっております。これは配水池の耐震化及び老朽管路等の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出は、決算額8億3,806万4,182円で、前年度に比べ9.7%、7,438万4,624円の増加となっております。

項1建設改良費は6億15万9,610円で、前年度に比べ14.2%、7,455万4,418円の増加となっております。これは主に施設改修費の増によるものでございます。

項2企業債償還金は2億3,694万8,872円で、前年度に比べ0.4%、84万6,094円の減少となっております。

項3交付金返還金は95万5,700円で、これは前年度の交付金に対する返還金でございます。

項4投資は、今後の資金需要を勘案し、補正予算で18億円全額を減額しております。

項5予備費につきましては、予算現額500万円を執行せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額6億4,975万8,182円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2億9,583万5,041円、減債積立金

1億円、建設改良積立金2億1,123万5,925円及び平成28年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,268万7,216円により補填したものでございます。

続きまして、また、たな卸資産購入限度額は3,044万1,000円に対して、執行額は2,640万2,602円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は195万5,705円となっております。

続きまして6ページ、平成28年度摂津市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益19億1,528万8,115円に対し、営業費用は17億423万1,810円で、営業利益は2億1,105万6,305円となっております。また、営業外収益1億1,933万6,280円に対し、営業外費用は、6,335万2,118円で、差引額5,598万4,162円に営業利益を加えた経常利益は2億6,704万467円となっております。なお、平成28年度は特別損失等がなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。これは前年度繰越利益剰余金1億4,366万1,106円と、その他未処分利益剰余金変動額3億1,123万5,925円を加えた当年度未処分利益剰余金は7億2,193万7,498円となっております。

続きまして7ページ、平成28年度摂津市水道事業剰余金計算書につきましては、前年度の処分額及び当年度の変動額を内訳別に記載をしております。

当年度の変動額といたしましては、現在、積立金を1億円、建設改良積立金を2億1,



1 2 3 万 5, 9 2 5 円、合計 3 億 1, 1 2 3 万 5, 9 2 5 円を取り崩したものでございます。

8 ページ、平成 2 8 年度摂津市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金 7 億 2, 1 9 3 万 7, 4 9 8 円のうち、減債積立金の積立が 1 億 5, 0 0 0 万円、建設改良積立金への積立が 1 億円、資本金への組入が 3 億 1, 1 2 3 万 5, 9 2 5 円で、残り 1 億 6, 0 7 0 万 1, 5 7 3 円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

9 ページから 1 0 ページの平成 2 8 年度摂津水道事業貸借対照表は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日における水道事業の財政状況をあらわしており、資産合計は 1 2 9 億 2, 9 7 9 万 2, 1 1 2 円となっております。負債合計は 4 4 億 3 1 6 万 4, 4 8 9 円、資本合計は 8 5 億 2, 6 6 2 万 7, 6 2 3 円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は 1 2 9 億 2, 9 7 9 万 2, 1 1 2 円となり、資産合計と一致するものでございます。

1 1 ページの平成 2 8 年度摂津市水道事業キャッシュ・フロー計算書は、1 年間の資金収支の状況を活動区分別に表示をした報告書で、業務活動によるキャッシュ・フローは 3 億 3, 4 0 8 万 5, 6 0 8 円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは 5 億 4, 0 7 9 万 2, 9 2 5 円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは 6, 5 9 4 万 8, 8 7 2 円の減少で、全体の資金の増減額といたしましては 2 億 7, 2 6 5 万 6, 1 8 9 円の減少となっております。これに、平成 2 7 年度末の資金残高 3 4 億 7, 9 7 6 万 3, 3 8 9 円を合わせました平成 2 8 年度末の資金残高は、3 2 億 7 1 0 万 7, 2 0 0 円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書でございますけれども、6 1 ページ、認定第 5 号、平成 2 8 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

6 8 ページをお開き願いたいと思います。予算現額は 6 4 億 6, 5 7 8 万 5, 0 0 0 円といたしております。

歳入につきましては、調定額 6 4 億 7, 0 3 2 万 4, 7 7 0 円、収入済額 6 1 億 8, 1 9 6 万 1, 8 0 2 円で、収入率は 9 5. 5 % となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が 2 6. 7 %、繰入金が 3 8. 0 %、市債が 3 3. 6 % となっております。

7 0 ページをお開き願いたいと思います。歳出につきましては、予算現額に対し、支出済額は 6 0 億 2, 2 5 8 万 4, 4 9 3 円で、執行率は 9 3. 1 % となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が 1 9. 2 %、公債費が 8 0. 8 % となっております。

この結果、決算書 8 5 ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差引額は 1 億 5, 9 3 7 万 7, 3 0 9 円となり、翌年度への繰り越すべき財源を除いた実質収支額は 1 億 5, 9 3 7 万 1, 6 6 9 円となっております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別に、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

なお、決算額は、歳入については収入済額で、歳出につきましては支出済額でご説

明申し上げます。

決算書68ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金は3,764万3,998円で、前年度に比べ7.5%、303万3,089円の減少となっております。なお、不納欠損額は、受益者負担金で22万6,530円となっております。

款2使用料及び手数料は16億5,125万3,981円で、前年度に比べ14.3%、2億7,590万944円の減少となっております。

項1使用料は16億5,102万9,981円で、前年度に比べ14.3%、2億7,569万8,644円の減少となっております。これは平成29年度より、地方公営企業法を適用したことに伴い、平成29年3月末時点での収入済額が決算額になるためです。例年どおり出納整理期間を含めると、下水道使用料は19億3,413万5,807円となり、前年度比0.4%の増加となっております。なお、不納欠損額は203万2,326円となっております。

項2手数料は22万4,000円で、前年度に比べ47.5%、20万2,300円の減少となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は3,600万円で、前年度に比べ35.1%、1,950万円の減少となっております。これは補助事業量の減少によるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は23億5,000万円で、前年度に比べ23.0%、4億4,000万円の増加となっております。これは下水道使用料の減少と、平成29年度からの資金繰りに対応するた

めでございます。

款5諸収入は272万3,047円で、前年度に比べ95.1%、5,274万3,112円の減少となっております。

項1資金貸付金返還収入は146万767円で、前年度に比べ20.8%、38万4,633円の減少となっております。これは貸付件数の減少によるものでございます。

項2雑入は126万2,280円で、前年度に比べ97.6%、5,228万2,279円の減少となっております。これは主に安威川流域下水道負担金精算返戻金の減によるものでございます。

款6市債、項1市債は20億7,530万円で、前年度に比べ7.6%、1億4,650万円の増加となっております。これは資本費平準化債の借り換えの増によるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金は2,904万776円で、前年度に比べ193.2%、1,913万6,457円の増加となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

決算書の70ページをお開き願いたいと存じます。

款1下水道費は11億5,376万7,528円、執行率73.3%で、前年度に比べ11.8%、1億5,436万3,584円の減少となっております。

項1下水道総務費は1億9,611万7,314円で、前年度に比べ18.8%、3,106万6,680円の増加となっております。これは主に下水道事業に地方公益企業法を適用するための関連事務経費の増によるものでございます。

項2下水道事業費は9億5,765万2

14円で、前年度に比べ16.2%、1億8,543万264円の減少となっております。これは主に公共下水道工事費の減によるものでございます。

款2公債費、項1公債費は48億6,881万6,965円で、執行率99.6%で、前年度に比べ6.1%、2億7,848万6,363円の増加となっております。これは元金償還金の増によるものでございます。

款3予備費、項1予備費、下水道事業費の下水道管緊急修繕費用に41万400円を充当し、残額558万9,600円を不用額といたしております。

以上、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の内容の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第60号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容につきましては、債務負担行為の追加の補正でございます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、建物等総合管理事業は、一般会計では従来から実施しておりますが、水道事業会計といたしましても、新たに長期継続契約を実施するもので、平成30年度から平成34年度までの期間1,598万5,000円を限度額として設定するものでございます。

また、太中浄水場運転監視等管理事業は、従来から実施しております長期継続契約の

更新を行うもので、平成30年度から平成34年度までの期間4億4,854万円を限度額として設定するものでございます。

以上、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 次に、保健福祉部長。

（堤保健福祉部長 登壇）

○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成28年度の摂津市国民健康保険特別会計におきましては、高齢化の進展、社会保険の適用拡大などの影響もあり、被保険者数が大幅に減少となりました。それに伴い、決算の歳入歳出ともに減少となっております。

本市におきましては、前年度に引き続き、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上対策を3本の柱として、財政健全化に取り組んでまいりました。

また、保健事業では、摂津市国民健康保険データヘルス計画に基づき、生活習慣病対策を中心とした健康づくり事業に取り組んでまいりました。

これらの取り組みに対する国からの交付金の獲得もあり、収支は前年度に引き続き黒字となりました。

まず、予算額につきましては、当初予算123億8,782万1,000円に対し、1億4,323万3,000円を増額補正し、最終予算額は125億3,105万4,000円となりました。

歳入につきましては、調定額132億9,

265万5,362円に対し、収入済額123億2,511万100円で、収入率は92.7%となっております。

収入の主な構成比率は、後期高齢者交付金が24.6%、共同事業交付金が21.1%、国庫支出金が19.6%、国民健康保険料が17.3%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額125億3,105万4,000円に対しまして、支出済額119億6,413万4,254円で、執行率は95.5%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が59.5%、共同事業拠出金が24.1%、後期高齢者支援金等が10.5%、介護納付金が3.8%などとなっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成28年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引額3億6,097万5,846円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は21億3,738万9,225円で、前年度に比べ5.2%、1億1,816万3,437円の減額となっております。

還付未済額を除いた収納率は、現年度分が91.1%で、前年度に比べ0.7%の増、滞納繰越分が13.5%で、前年度に比べ1.3%の減、全体では68.8%となり、前年度に比べ0.1%の増となりました。なお、不納欠損につきましては1億1,031万3,199円で、収入未済

額は8億5,398万8,149円となっております。

款2使用料及び手数料は47万4,696円で、前年度に比べ0.1%、291円の減額となっております。

款3国庫支出金は24億2,180万4,532円で、前年度に比べ4.5%、1億1,311万230円の減額となっております。

項1国庫負担金は17億8,147万9,532円で、前年度に比べ4.1%、7,532万1,230円の減額となっております。

項2国庫補助金は6億4,032万5,000円で、前年度に比べ5.6%、3,778万9,000円の減額となっております。

款4療養給付費交付金は1億1,504万587円で、前年度に比べ57.4%、1億5,526万2,308円の減額となっております。これは退職被保険者の減少に伴うものでございます。

款5前期高齢者交付金は30億3,639万4,831円で、前年度に比べ3.4%、1億7万2,290円の増加となっております。これは前期高齢者の加入率増を見込んだ交付金が交付されたことによるものでございます。

款6府支出金は6億9,674万6,555円で、前年度に比べ2.6%、1,836万2,285円の減額となっております。

項1府負担金は9,678万4,521円で、前年度に比べ15.6%、1,302万9,962円の増額となっております。これは高額医療費共同事業負担金の増によるものでございます。

項2府補助金は5億9,996万2,0

34円で、前年度に比べ5.0%、3,139万2,247円の減額となっております。

款7共同事業交付金は25億9,690万8,943円で、前年度に比べ2.1%、5,551万3,522円の減額となっております。

款8繰入金は11億2,858万8,090円で、前年度に比べ5.6%、6,751万7,330円の減額となっております。

款9諸収入は2,323万6,158円で、前年度に比べ43.0%、698万3,388円の増額となっております。これは返納金の増加等によるものでございます。

項1雑入は2,279万5,808円で、前年度に比べ41.2%、664万7,838円の増額となっております。また、収入未済額324万3,914円は返納金に係るものでございます。

項2延滞金、加算金及び過料は44万350円で、保険料に係る延滞金でございます。

款10繰越金は1億6,852万6,483円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

14ページ、款1総務費は1億1,552万3,952円で、執行率は97.4%となっております。

項1総務管理費は1億222万2,049円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2徴収費は1,309万3,063円となっており、保険料徴収業務に要する費

用を執行いたしております。

項3運営協議会費は20万8,840円となっております。

款2保険給付費は71億2,009万5,225円で、執行率は95.5%となっております。

項1療養諸費は61億8,671万5,420円で、前年度に比べ3.5%、2億2,513万5,447円の減額となっております。

項2高額療養費は8億6,727万4,884円で、前年度に比べ0.7%、620万7,120円の増額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は4,642万1,312円で、前年度に比べ3.1%、150万8,611円の減額となっております。

項5葬祭諸費は695万円で、前年度に比べ2.8%、20万円の減額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,273万3,609円で、前年度に比べ2.7%、33万2,673円の増額となっております。

款3後期高齢者支援金等は12億5,618万8,912円で、前年度に比べ6.0%、7,961万6,419円の減額となっております。

款4前期高齢者納付金等は90万5,975円で、前年度に比べ0.7%、6,458円の減額となっております。

款5老人保健拠出金は3万4,975円で、前年度に比べ21.4%、9,539円の減額となっております。

款6介護納付金は4億5,370万4,874円で、前年度に比べ7.2%、3,502万6,919円の減額となっております。

款7共同事業拠出金は28億7,965万3,093円で、前年度に比べ1.0%、2,892万9,498円の増額となっております。

款8保健施設費は6,425万5,191円で、前年度に比べ5.6%、384万3,166円の減額となっております。

款9諸支出金は7,377万2,057円で、前年度に比べ37.0%、4,336万9,153円の減額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費につきましては、29万8,319円を諸支出金に充当しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書111ページ、認定第7号、平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、決算額につきましては、当初予算56億918万2,000円に対し、1億1,934万9,000円を増額補正し、最終予算額は57億2,853万円となりました。

歳入につきましては、調定額56億208万8,228円に対し、収入済額55億1,037万6,551円で、収入率は98.4%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金が24.8%、保険料が24.3%、国庫支出金が19.3%、繰入金が16.3%、府支出金が13.1%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額57億2,853万に対し、支出済額が52

億3,125万6,474円、執行率が91.3%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が93.2%、総務費が22.4%、地域支援事業費が1.7%などとなっております。

この結果、141ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成28年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引額2億7,912万777円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては、収入済額でご説明させていただきます。

118ページ、款1保険料は13億3,659万879円、前年度に比べ2.3%、3,002万2,848円の増となっております。これは被保険者数の増加などによるものでございます。

このうち、現年度分調定額は13億5,123万3,708円で、収納額は13億2,977万9,414円となっており、還付未済額167万6,710円を除いた収納率は98.3%で、前年度より0.1%の増となっております。なお、不納欠損額は1,447万7,933円、収入未済額は4,320万7,329円となっております。

款2使用料及び手数料は10万2,750円、前年度に比べ6.9%、7,650円の減となっております。

款3国庫支出金は10億6,433万2,521円、前年度に比べ6.0%、6,053万4,112円の増となっております。

項1国庫負担金は9億688万2,551円、前年度に比べ2.5%、2,234

万6, 754円の増となっております。これは保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金は1億5, 744万9, 970円、前年度に比べ32.0%、3, 818万7, 358円の増となっております。これは介護保険制度の安定的な運営を図るために交付される財政調整交付金が増加したことなどによるものでございます。

款4支払基金交付金は13億6, 590万4, 000円、前年度に比べ1.3%、1, 791万6, 009円の増となっております。これは保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5府支出金は7億2, 306万6, 065円、前年度に比べ1.7%、1, 236万9, 223円の増となっております。

項1府負担金は7億541万6, 580円、前年度に比べ1.9%、1, 316万7, 544円の増となっております。これは保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2府補助金は1, 764万9, 485円、前年度に比べ4.3%、79万8, 321円の減となっております。これは地域支援事業交付金の減額によるものでございます。

款6繰入金金は8億9, 760万7, 000円、前年度に比べ13.9%、1億932万3, 000円の増となっております。これは介護保険準備基金繰入金が増加したことなどによるものでございます。

款7諸収入は22万7, 480円、前年度に比べ56.2%、29万1, 786円の減となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は2万1, 300円、前年度に比べ1, 538%、2

万円の増となっております。

項2雑入は20万6, 180円で、前年度に比べ60.2%、31万1, 786円の減となっております。

款8財産収入は14万4, 110円、前年度に比べ46.7%、4万5, 850円の増となっております。

款9繰越金は1億2, 240万1, 746円、前年度に比べ10.1%、1, 368万3, 615円の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては、支出済額でご説明をさせていただきます。

120ページ、款1総務費は1億2, 788万364円、前年度に比べ6.0%、812万9, 868円の減となっております

項1総務管理費は7, 658万8, 189円、前年度に比べ19.4%、1, 841万1, 203円の減となっております。これはシステム委託料の減によるものでございます。

項2徴収費は346万5, 614円、前年度に比べ16.4%、48万8, 153円の減となっております。

項3介護認定審査会費は4, 782万6, 561円、前年度に比べ25.7%、979万3, 182円の増となっております。これは審査会事務の委託によるものでございます。

款2保険給付費は48億7, 457万1, 591円、前年度に比べ1.9%、8, 917万2, 311円の増となっております。

項1介護サービス等諸費は42億3, 328万6, 536円、前年度に比べ1.7%、6, 942万3, 734円の増となっております。

項2介護予防サービス等諸費は3億4,

177万6,486円、前年度に比べ5.3%、1,730万9,672円の増となっております。

項3その他諸費は445万4,456円、前年度に比べ5.2%、22万1,398円の増となっております。

項4高額介護サービス等費は1億834万7,581円、前年度に比べ14.2%、1,345万3,707円の増となっております。

項5高額医療合算介護サービス等費は1,319万9,567円、前年度に比べ5.0%、63万1,530円の増となっております。

項6特定入所者介護サービス等費は1億7,350万6,965円、前年度に比べ6.4%、1,186万7,730円の減となっております。

款3地域支援事業費は8,663万5,444円、前年度に比べ3.2%、283万6,318円の減となっております。

項1介護予防事業費は381万8,445円、前年度に比べ6.9%、24万6,193円の増となっております。

項2包括的支援事業・任意事業費は8,281万6,999円、前年度に比べ3.6%、308万2,511円の減となっております。

款4基金積立金、項1基金積立金は8,520万4,745円、前年度と比べ31.8%、3,969万5,759円の減となっております。

款5諸支出金は5,696万4,330円、前年度に比べ58.4%、2,099万9,294円の増となっております。

項1償還金及び還付加算金は3,287万7,592円、前年度に比べ89.8%、1,555万5,837円の増となっております。

ります。これは過年度分国庫府費等返還金の増によるものでございます。

項2繰出金は2,408万6,738円、前年度に比べ29.2%、544万3,457円の増となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書145ページ、認定第8号、平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに、決算概要につきましてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算9億1,341万8,000円に対し、245万円を増額補正し、歳出予算額は9億1,586万8,000円となりました。

歳入でございますが、調定額9億9,749万5,497円に対し、収入済額は9億8,500万5,321円で、収入率は98.7%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料78.9%、繰入金17.2%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額9億1,586万8,000円に対しまして、支出済額は9億1,438万5,124円で、執行率は99.8%となっております。

その結果、平成28年度の実質収支は、163ページに記載のとおり、歳入歳出差引額7,062万197円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入の金額につきましては、収入済額でご説明させ



ていただきます。

152ページ、款1後期高齢者医療保険料は7億7,687万8,381円で前年度に比べ6.7%、4,854万911円の増となっております。これは被保険者の増加によるものでございます。還付未済額を除いた収納率は、現年度分が99.4%、滞納繰越分が32.5%となっております。

款2使用料及び手数料は4万9,350円で、前年度に比べ3.2%、1,650円の減となっております。

款3繰入金は1億6,983万3,991円で、前年度に比べ5.1%、828万1,558円の増となっております。これは軽減保険料補填に係る保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

款4諸収入は3万7,600円で、前年度比34.8%、2万100円の減となっております。また、収入未済額2万6,600円は保険料還付返戻金に係るものでございます。

款5繰越金は3,820万5,999円で、前年度に比べ5.4%、196万3,802円の増となっております。

この結果、歳入合計額は9億8,500万5,321円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

154ページ、款1総務費は385万727円で、前年度に比べ9.7%、41万4,035円の減となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は9億958万2,000円、前年度に比べ3.1%、2,713万6,822円の増となっております。これは本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料等を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いた

すものでございます。

款3諸支出金は95万2,397円、前年度に比べ28.1%、37万2,464円の減となっております。

款4予備費については、未執行となっております。

以上の結果、歳出合計は9億1,438万5,124円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金の精算などがございます。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,912万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を65億2,170万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9繰越金、項1繰越金2億7,912万1,000円は、平成28年度決算に伴う実質収支を平成29年度に繰り越して計上いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金1億8,197万円の増額は、平成28年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金3,112万9,000円は、平成28年度決算に伴う国庫府費等への返還金でございます。

項2繰出金6,602万2,000円は、平成28年度決算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）38ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築により、身体障害者及び知的障害者の医療費助成から、重度障害者医療費助成へと改正することに伴い、これまでの64歳以下の方のみを対象とする制度から、全年齢を対象とする制度となるわけでございます。その結果、年齢によって助成の範囲が異なるという不均衡が生じることとなるため、従来の制度において、非課税世帯に対して実施いたしておりました入院時食事療養費の助成を廃止し、年齢による助成の範囲の不均衡の是正を図るものでございます。

このことにより、入院患者に対する助成から、在宅障害者に対する助成へとかじを切り、これまでの入院時食事療養費助成における財源を、障害者の日常生活の利便を図るための事業の拡充等に充てることで、障害者が住みなれた地域で暮らせるよう、地域移行の促進を図るものでございます。

まず、第3条は助成範囲の規定で、助成の範囲対象から食事療養費を削除するもの

でございます。

附則第1項、施行期日は、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置は、この条例の施行の際、現に改正前の重度障害者の医療費の助成に関する条例、第6条の規定により、医療証の交付を受けている者のうち、引き続き改正後の重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成の適用を受ける者については、平成30年10月31日までは従前の例によるものでございます。

以上、議案第68号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）42ページもあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、介護保険分野等における番号制度の導入により、平成29年7月1日施行の介護保険法において、第2号被保険者の配偶者や世帯構成員についても質問検査権が及ぶこととなる内容が盛り込まれたことに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明を申し上げます。

第16条は、罰則に関する規定で、介護保険法の改正により、第2号被保険者の配偶者や世帯構成員につきましても質問検査権が設けられることから、適用範囲の拡大のため、「第1号被保険者」を「被保険者」と改めるものでございます。

以上、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についての内容説明とさ

せていただきます。

○藤浦雅彦議長 次に、市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 特別会計決算書89ページ、認定第6号、平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成29年3月末現在、加入事業所は30事業所、被共済者数156名でございます。また、平成28年度中の退職者は12名であり、その退職給付金額は147万5,100円でございます。

予算額は1,601万8,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも611万6,275円で、歳出については、支出済額611万6,275円で、対予算額費38.2%の執行率でございます。

その結果、107ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも611万6,275円でございます。

それでは、特別会計決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明を申し上げます。

決算書96ページの歳入について、収入済額でご説明を申し上げます。

款1共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成28年度中の掛金総額は延べ1,986人分の397万2,000円でございます。

款2繰入金金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、平成28年度中の総額は21

4万1,855円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、平成28年度中の収入は2,420円でございます。

続きまして、98ページの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1共済総務費は、運営委員会の委員報酬で2万700円。

款2共済金は、退職給付金の支払いに147万5,100円、還付金として2,000円、積立金等に461万8,475円、合計609万5,575円の支出となったものでございます。

款3予備費は、平成28年度中に支出がございませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 私のほうは、議案第63号及び議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第63号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)1ページから3ページもあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めているものでございます。

このたびの改正につきましては、地方公務員法に基づき実施をいたしております能力評価の結果に基づく昇給について、対象としている職員の範囲を、現在の係長級以上職員から、全ての職員に対して拡充をするものでございます。

また、合わせて、今回の改正により実施可能となります、55歳以上を超える職員の昇給を国制度と同様にするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明申し上げます。

改正後の第10条第1項及び第2項につきましては、全ての職員が能力評価の結果に基づき昇給を行う旨の改正を、同条第3項につきましては、55歳を超える職員の昇給を国制度と同様に改めるための規定を定めております。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。

附則第1項は、本条例を平成30年1月1日から施行する旨を規定いたしております。

第2項は、今回から対象となります職員の平成30年1月1日の昇給に限り、能力評価の当該期間に係る経過措置を規定しているものでございます。

第3項は、摂津市職員の育児休業等に関する条例における給与条例からの引用箇所について、文言の整理を行うものでございます。

以上、議案第63号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第72号、摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、廃止をご提案申し上げます摂津市青少年保護育成条例は、青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、害があると想定される薬物の指定及び市販を制限する権限と、有害図書等の販売等を制限する権限を主な内容といたしております。

この条例を廃止する提案理由でございますが、昭和59年に大阪府青少年健全育成条例が施行され、また平成26年には、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例が制定をされました。

これらの府条例では、本市の条例には規定されていない有害玩具の販売制限や、夜間営業施設への立ち入り制限、薬物についても医薬品等を含むなど、本市の条例以上の事項が設けられている現状でございます。

また、青少年の行動範囲は、本市域に限られたことではなく、多くの府内市町村が大阪府条例に基づき、青少年健全育成の取り組みを進められている現状でございます。

これらのことを総合的に勘案し、摂津市青少年保護育成条例の廃止をご提案させていただくものでございます。

また、大阪府青少年健全育成条例では、市町村との連携が規定されており、本市におきましても、府条例に基づいた有害図書等の取扱店への立ち入り調査や、カラオケボックスへの夜間立ち入り制限の調査などを実施いたしておりますことから、本条例の廃止による関係諸施策への影響はないものと考えているところでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、別表ではございますが、青少年保護育成審議会委員の項を条例の廃止に合わせ、削除させていただくものでございます。

以上、議案第72号、摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 議案第65号、摂津市放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）6ページ及び7ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第1条の摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第11条第3項第1号の改正及び第2条の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第24条第2項第1号の改正は、それぞれで規定する国家戦略特別区域限定保育士の根拠法令であります国家戦略特別区域法が改正されたことに伴い、条ずれが生じたことから、引用条文の整備を行うものでございます。

なお、附則としまして、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第66号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度において、持続可能な制度構築の観点から、対象者給付の範囲について選択と集中を行うとともに、受益と負担の適正化を図ることを目的として再構築が行われることに伴い、制定するものでございます。

まず、第1条につきましては、摂津市子

どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）8ページから13ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第3条第2項第3号につきましては、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、全額公費負担を受けることができる者は、子ども医療費助成の対象とならないことを規定するものでございます。

また、同項第4号を第5号に改め、新たに第4号として、「摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」の名称が、「摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改めることに伴い、同条例に基づく医療証の交付を受けている者については、子ども医療費助成を受けることができないことを規定するものでございます。

第4条第1項につきましては、訪問看護療養費を助成の範囲に加え、保険給付のうち、精神病床への入院に係る給付を助成の範囲から除くことを規定するものでございます。

同条第2項につきましては、助成対象としない場合として、新たに第3号で、市長が不相当と認める事由が生じたときを加えるものでございます。

第5条の2につきましては、助成の適用に関する規定について加えるものでございます。

第6条につきましては、助成の方法に関して、市が支払う相手方に指定訪問看護事業者を加える等の改正を行うものでございます。

第10条につきましては、第2項として、医療証の譲渡・貸与を禁止する規定を追加するものでございます。

また、第12条を第15条に改め、新たに第12条として、資格の審査に関する調査の規定、第13条として、報告等に関する規定、第14条として、助成の制限に関する規定をそれぞれ追加するほか、その他文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案書3ページ第2条は、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）14ページから20ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

第2条第1項につきましては、老人医療費助成制度の統合・整理に伴い、65歳以上の方も、ひとり親家庭医療費の助成の対象となることから、高齢者の医療の確保に関する法律を加える等の改正を行うものでございます。

同条第2項につきましては、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、全額公費負担を受けることができる者は、ひとり親家庭医療費助成の対象とならないことを規定するほか、摂津市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う改正、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例が、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例に改めることに伴い、同条例に基づく医療証の交付を受けている者については、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができないことを規定する等の改正を行うものでございます。

第3条第1項につきましては、訪問看護療養費を助成の範囲に加え、保険給付のうち、生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付を助成の範囲から除くことを規定するものでございます。

同条第2項につきましては、助成対象としない場合として、新たに第3号で、市長

が不適当と認める事由が生じたときを加えるものでございます。

同条第3項につきましては、助成の方法に関して、市が支払う相手方に指定訪問看護事業者を加える等の改正を行うものでございます。

第5条につきましては、助成の適用に関して、月の途中で対象となった場合の取り扱いについて規定するものでございます。

第9条につきましては、第2項として、医療証の譲渡・貸与を禁止する規定を追加するものでございます。

また、第11条を第14条に改め、新たに第11条として、資格の審査に関する調査の規定、第12条として、報告等に関する規定、第13条として、助成の制限に関する規定をそれぞれ追加するほか、その他文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案書5ページ第3条は、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）21ページから29ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、題名につきましては、制度変更に伴い、名称を摂津市「身体障害者及び知的障害者」の医療費の助成に関する条例から、摂津市「重度障害者」の医療費の助成に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条につきましては、条例名と同様に、「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改めるものでございます。

第2条第1項につきましては、重度障害者医療費助成制度になることで、65歳以上の方も対象となることから、高齢者の医療の確保に関する法律を加えるものであります。

また、従来の対象であります身体障害者手帳1級または2級に該当するもの、知的障害の程度が重度であると判定されたもの、身体障害者手帳の交付を受けている者で、知的障害の程度が中度であると判定されたものに加えて、新たに第3号で、精神障害者保健福祉手帳1級に該当するもの、第4号で、難病患者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令別表の1級の項第9号に規定する程度である者及びその障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級の項第9号に規定する程度であるもの、いわゆる重度の方に対象者を拡充するものでございます。

第2条第2項につきましては、福祉医療費助成制度間での優先順位を廃止し、本人の選択制に改めることから、第4号でひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定により医療証の交付を受けている者を、第5号で子どもの医療費の助成に関する条例の規定により医療証の交付を受けている者を、重度障害者医療費助成の対象としないものとし、第3項に改めるものでございます。

また、施設入所前に居住していた自治体が、医療証を発行する住所地特例に関する規定を新たに定めるものとして、第2条第2項を追加するものでございます。

第4条につきましては、従来は申請日から適用しておりました助成の適用を、今後は、当該申請のあった日の属する月の初日から当該申請のあった日の前日までの間に新たに対象者となった者にあつては、当該対象者となった日から適用するものでございます。

第8条では、今後、自己負担が発生する保険薬局または指定訪問看護事業者を追加し、第7条に改めるものでございます。

また、その他文言の整理等を行うものでございます。

続きまして、議案書9ページ第4条は、大阪府福祉医療費助成制度の再構築により、老人医療費助成が重度障害者医療費助成と整理・統合されることに伴い、摂津市老人医療費の助成に関する条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございまして、第2項では、改正後の摂津市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費については、なお、従前の例によるものとするものでございます。

第3項では、精神病床への入院に係るものに関しましては、施行日前日において、改正前の摂津市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成を受けていた者で、引き続き新子ども医療費助成条例による医療費の助成の適用を受けるものは、平成33年3月31日までは、なお、従前の例によるものとするものでございます。

附則第4項及び第5項につきましては、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございまして、子ども医療費助成条例の経過措置と同様に、第4項では、改正後の摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費については、なお、従前の例によるものとするもの、第5項では、

精神病床への入院に係るものの経過措置を規定するものでございます。

附則第6項及び第7項につきましては、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございまして、第6項では、改正後の摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前については、なお、従前の例によるものとするもの、第7項では、精神病床への入院に係るものの経過措置を規定するものでございます。

附則第8項から第11項につきましては、摂津市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置を規定いたしております。

第8項につきましては、廃止前に行われた療養に係る老人医療費の助成は、なお、従前の例によるものとし、第9項につきましては、廃止前に医療費の助成の適用を受けた者に対して、最長で平成33年3月31日まで、老人医療費の助成に関する条例の効力を有する経過措置期間を設けるものでございます。

また、摂津市重度障害者医療費の助成に関する条例と同様に、住所地特例、訪問看護療養費に加え、その他文言の整理を行うものでございます。

第10項につきましては、老人医療費助成制度の対象者が、経過措置期間中に対象外となった場合は助成を行わないとし、第11項につきましては、資格の審査に関する調査等について、改正後の摂津市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定を準用するものでございます。

附則第12項につきましては、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございまして、摂津市老人医療費の助成に関する条例の廃止及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴い、引用する条例名称の整備を行うものでございます。

以上、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、医療費の助成対象者の範囲を拡大し、大学等に在学する22歳までの者及びその大学生等を看護または扶養するひとり親家庭の父または母等を新たに対象者とするため、制定するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）33ページから37ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、第1条の2、第2項及び第3項につきましては、対象者の範囲を拡大することに伴い、文言の整理を行うとともに、第3項を第4項に、第2項を第3項にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第2項として、大学生等に関する定義を規定するものでございます。

第2条第1項につきましては、対象の範囲を拡大することに伴う文言の整理を行うとともに、第2項を第3項とし、第2項として大学生等が進学等の理由により、市外に住所を変更した場合であっても、助成の対象とすること等を規定するものでございます。



第2条の2につきましては、文言の整理を行うものでございます。

第3条第4項並びに第4条第3項につきましては、それぞれ項を追加し、大学生等及び大学生等を看護し、養育し、または扶養するひとり親等に対しては、医療証を交付せず、償還払いとすることを規定するものでございます。

第5条につきましては、第3項を追加し、大学生等及び大学生等を看護し、養育し、または扶養するひとり親等に係る助成の適用について規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、本条例は平成30年4月1日から施行すること、第2項では、改正後の摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前行われた療養に係る医療費については、なお、従前の例によるものとするものでございます。

以上、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 議案第71号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

なお、議案参考資料(条例関係)の43ページ、新旧対照表もあわせてご参照願います。

平成29年5月12日に公布されました都市緑地法等の一部を改正する法律に伴い、都市公園法が同年6月15日に改正されました。

本条例は、都市公園法の改正により、関連する条文に条ずれが生じたことから、

今回、改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、議案参考資料にお示ししておりますとおり、第22条の2の条文のうち、「法第5条の3」を「法第5条の11」とするものでございます。

なお、本条例は、公布をもって施行期日といたします。

以上、議案第71号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本21件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま、決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、報告第14号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第14号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件につきましては、第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたすものでございます。

まず、補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,410万6,000円を追加し、その総額を342億7,877万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入といたしまして、款14国庫支出金、項3委託金の3,410万6,000円の増額は、衆議院議員総選挙費委託金でございます。

次に、歳出といたしまして、款2総務費、項4選挙費の3,410万6,000円の増額は、衆議院議員総選挙の執行経費を計上いたしております。

以上、報告第14号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第14号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程3、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、報告第11号、報告第12号、報告第13号及び報告第15号を議題とします。

報告を求めます。環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 それでは、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成29年5月10日に、公用自動車により、公務中に発生しました物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年7月5日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第7号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして、

ご説明申し上げます。

本件は、平成29年5月10日水曜日、午前10時30分ごろ、摂津市千里丘東一丁目12番19号地先の市道、千里丘東2号線、幅員2.4メートルにおいて、環境業務課のごみ収集車を徐行しながら運転していたところ、車体の左側が駐輪していた相手方の自転車と接触して転倒させ、損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議しましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、自転車の修理に要する費用の全額2万1,524円を損害賠償金として支払うことで、相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われております。

以上、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、先ほどの報告第7号と同じく、平成29年5月10日に、公用自動車により、公務中に発生しました物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年7月5日に専決処分いたしましたので、同条第2号の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第8号に記載のとおりでございます。

事故発生の経過につきましては、報告第

7号でご説明申し上げましたとおりでございます。

示談につきましても、同様に過失割合が本市100%と認定され、自転車の修理に要する費用の全額1万1,927円を、損害賠償金として支払うことで、相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会より、その全額が支払われております。

以上、報告第8号損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は平成29年5月24日に公用自動車による公務中に発生しました物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年7月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第10号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年5月24日水曜日、午後1時20分ごろ、摂津市鳥飼野々一丁目16番5号地先の市道鳥飼野々31号線、幅員2.8メートルにおきまして、環境業務課のごみ収集車が前方から来た自転車に道を譲ろうと後退したところ、車体の右後部が相手方の住宅の外壁に接触し、損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事

故現場の状況を報告し、協議したところ、過失相殺割合の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、修理に要する費用の全額5万9,400円を損害賠償金として支払うことで、相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会より、その全額が支払われております。

以上、報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第13号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成29年6月29日に公用自動車による公務中に発生いたしました物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年9月12日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第13号に記載のとおりでございます。

事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年6月29日木曜日、午前10時ごろ、可燃ごみを回収するため、摂津市東正雀19番20号地先の市道、東正雀17号線、幅員4.8メートルに面した共同住宅ごみ集積所の横に、環境業務課のごみ収集車を停車しようとしたところに、収集作業員がごみ集積所の扉を開いたため、車体の左側が接触し、扉及び扉取り付け部に損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事

故現場の状況を報告し、協議しましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、修理に要する費用の全額24万4,080円を賠償金として支払うことで、相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会より、その全額が支払われております。

以上、報告第13号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

このたび、ごみ収集車によります物損事故が続けて発生させてしまいましたことにつきまして、ここに深く反省し、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

事故の防止につきましては、これまでから毎朝、車両の出発時及び週1回の朝礼等、機会あるごとに注意喚起を行うなど、意識の向上に努めてきたところではございます。しかしながら、この間、事故が続発しましたことから、改めて所属長から安全確認を徹底し、細心の注意を払うよう全員に注意を促すとともに、職員全体で情報を共有し、環境部において、独自に複数回の安全運転講習会を実施するなどの取り組みを行ってまいりました。

今後も、より一層、安全運転に対する意識と技術の向上を図り、職員全員で再発防止と信頼回復に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○明原消防長 報告第9号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年7月5日に示談が成立いたし、その損害賠償の額につきまして、

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第9号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、本年6月6日火曜日、午前9時20分ごろ、摂津市正雀一丁目1番1号、旧味舌スポーツセンターで、解体予定の校舎を使っての消防訓練を実施するため、旧正門の駐車場を通過して運動場に大型消防車両を進入させる際、車体後部が駐車中に駐車中であつた一般車両に接触し、一般車両の車体の一部を損傷させた物損事故でございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、議案書に記載の相手方に対し、車両の修理費及び代車費用、計6万9,196円を、本市が賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から、その全額が支払われたものでございます。

以上、報告第9号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第12号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年8月8日に示談が成立いたし、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の

規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第12号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、本年6月8日木曜日、午後6時40分ごろ、摂津市南千里丘2番16号のマンション、グラン・ジュテ南千里丘に救急出動中、同駐車場で方向転換する際、救急車車体が街灯用ポールライトに接触し、これを破損させたものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、議案書に記載の相手方に対し、街灯用ポールライトの修理費2万5,920円を、本市が賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から、その全額が支払われたものでございます。

以上、報告第12号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

なお、これらの事故発生に当たり、直ちに再発防止のため、車両乗組員全員での安全確認及び誘導等を初め、従前から実施しております安全運転行動を再徹底するよう、全消防職員に対して文書及び口頭にて指示するとともに、安全運転教育、運転技術向上訓練を、従前にも増して実施するなど、より一層の交通事故防止対策を実施いたしました。

今後は、これらの事故発生を深く反省し、信頼回復に向け、今日まで実施してまいりました事故防止対策を再検証するとともに、安全意識を従前よりも、より一層、醸成し、

職員全員が一丸となって事故ゼロを目指していく所存でございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、市立第一中学校において、体育の授業活動中に発生いたしました事故であり、相手方との示談が成立いたしましたので、平成29年8月1日に損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしたもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

損害賠償に係る事故発生の経過について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年5月10日金曜日、午前12時ごろ、市立第一中学校グラウンドにおいて、生徒が体育の授業でソフトボールをしていたときに、他の生徒の振ったバットが手から離れ、キャッチャーをしていた生徒の左眉上に当たり負傷したものでございます。

これまで保護者と話し合いを行い、また保険会社とも協議を行った結果、示談が成立いたしましたので、賠償金として25万2,810円の支払いを行ったものでございます。

その賠償金につきましては、加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填されます。

なお、教育委員会といたしましては、小・中学校長、幼稚園長、保育所長に対し、遊具や施設の安全点検とあわせ、道具等を使用する保育・教育活動中の幼児、児童、生徒の安全確認の徹底を行うよう指導いたしました。

また、全中学校において、保健体育科担当教員や部活動の運動部顧問を中心に研修を実施いたしました。

その後も、教育指導嘱託員が各校を巡回し、校長や教員に対して、安全確保に向けた指導、助言を継続いたしております。

以上、報告第11号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第15号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料の1ページから2ページと、平成28年度決算概要の36ページから37ページをご参照願います。

まず、1健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためバー表記となっております。

その内容は、一般会計の実質収支が2億7,437万5,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額2億7,437万5,000円の黒字となっております。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.56%、財政再生基準20.0%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきまして、連結実質赤字額がないため、こちらもバー表記となっております。

その内容は、水道事業会計の資金剰余額が30億5,226万8,000円、公共下水道事業特別会計の実質収支が1億5,937万2,000円の黒字、国民健康保険特別会計の実質収支が3億6,097万6,000円の黒字、介護保険特別会計の

実質収支が2億7,912万円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が7,062万円の黒字、合計41億9,673万1,000円の黒字となっております。なお、本市に適用されます基準は早期健全化基準17.56%、財政再生基準30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ、1.1ポイント改善し、4.2%となっております。

この指標は、過去3年間の平均値で算出するものでございますが、単年度の数値では、前年度に比べ0.8ポイント改善し、3.2%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がないため、こちらもバー表記となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準350.0%となっております。

次に、2資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足額がないためバー表記となっております。

その内容は、水道事業会計では、流動負債が4億5,076万9,000円に対し、流動資産が35億303万7,000円で、30億5,226万8,000円の資金剰余となっております。

公共下水道事業特別会計につきましては、実質収支1億5,937万2,000円の黒字であるため、資金不足比率の算定結果はバー表記となっております。なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます経営健全化基準は20.0%となっております。

平成28年度決算に基づき算出いたしました各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となっております。

以上、報告第15号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わりました。

質疑があれば受けたいと思います。嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 公用車両での事故に関する損害賠償につきまして、具体的に申し上げますと、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、報告第12号及び報告第13号、以上、6件について、少し総括的になりますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

一昨日、この定例会が始まりまして、冒頭に市長がご挨拶をなされます。その際に、これは異例だと思いますけれども、今回の定例会においても、これだけ多くの報告案件があったと、公用車両による事故があったんだということについて市長が触れました。

その際には、意識の問題ではないだろうかというようなことが触れられたというように私は認識しておりますし、また本日、環境部長や消防長からも、お話がございました。その中でも、やはり意識の問題ということについて、主に問題意識を持たれているのかなというふうに感じました。

確かに、その意識の問題というところについては、非常に大きな点であろうと思えますけれども、じゃ、果たしてそれだけなのかなと。すなわち、公用車両のハンドルを握るにふさわしい適性があるのかということについても、これだけ多くの案件が出てきているということについては、しっかりと見ていかななくてはならないのかなとい

うふうに思っております。

そういう視点において、今回、少し詳細な部分になりますけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。

まず、1点目は、今回は案件としては6件でありますけれども、事故の件数としては5件あったのかなと思っておりますが、同一の人物が2つ以上の事故を引き起こしたといったことは今回についてあるのか、まずは第1点目、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから2点目といたしまして、過去の定例会におきましても、この公用車両によってもたらされた事故について報告がなされてまいりましたけれども、今回、その当事者が、過去の定例会において報告されたような事案を引き起こしたというようなことが実際にあったのか、この点についても、一度お聞かせをいただきたいと思っております。

それから3点目といたしまして、ここまで、これだけ事故が発生するとなると、今、公用車の運転にかかわる者の運転歴であったりとか、あるいは事故を引き起こした履歴についても把握をしていくといったことが必要じゃないかなと思っておりますけれども、その点について、そういったことができていくのか、また、そういう仕組みになっているのか、この点について、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから冒頭の説明の中で、今まで行ってきた対策であったりとか、今後の方向性について述べられましたけれども、私は今まで行ってきた対策の延長上に立っているということで果たしているのかなというふうに思っております。

そこで、今までにはなかったような視点で、今後どのような対策をとっていくのか、今、お考えのことがあるならばお聞かせを

いただきたいと思っております。

以上、1回目、お願いいたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。環境部長。

○山田環境部長 嶋野議員の何点かのご質問にお答えいたします。

まず、今回の損害賠償に係る事故で、同一人物が起こした事故がないのかということですが、これにつきましては、報告第7号、報告第8号の自転車の事故と、それから報告第10号、この外壁の事故、これにつきましては同じ職員が運転をしておりました。

それから、過去に同じ人物が事故を起こしたことがないのかということですが、今、言いました報告第7号、報告第8号と報告第10号の職員につきましては、この5年間はなかったんですが、6年前に損害賠償を伴う事故を起こしております。

過去の事故の履歴を把握しているのかということですが、過去からの事故につきましては、一覧表にして、担当のほうで持っております。把握しているということですが、

それから、これまでの対策の延長線上でよいのか、新たな取り組みが必要ではないのかということですが、確かに、議員ご指摘のとおりかと思っております。

今、考えているこれからの取り組みということですが、例えば安全講習会でも危険予知訓練というようなところを取り入れたり、そういう安全運転マニュアルを独自の現場に則したものをつくっていったり、それから、例えばヒヤリハットが発生した場所を地図に落としていって、みんなが情報を共有できるようにするでありますとか、あるいは安全運転のシミュレーターを活用するでありますとか、環境セ



ンター内で実地の訓練をするとか、そういったことを、今、検討しております、できる限りの取り組みを新たな視点で行っていきたいというように考えております。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○明原消防長 それでは、ご質問いただきました内容にご答弁申し上げます。

まず、今回の事故を起こした人物が、同じような事故を起こしていないかということですが、本件2件につきましても、どちらも初めての事故発生ということで、過去に似たような事例の事故を起こしたということもございません。

次に、運転者の運転履歴の把握等についてでございますけれども、消防のほうでは従前から、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストと申しまして、大阪府警察本部等が主催しましたチャレンジコンテストなんですけれども、そちらに参加をしております。

そのコンテストに参加しますと、自動車の運転経歴証明書というのが出てきまして、それを利用しますと、その者の私用も含めての運転経歴も、こちらで把握することができます。

そういったことを利用しまして、私用であっても、事故はもちろん違反、反則行為の報告は私どもは従前から義務化しております、その違反者、事故行為者に対しては、当該事案の聞き取りをしっかりと実施して、内容によっては所属長から相当きつい口頭による注意なり、また始末書の提出、そういうものを求めておりましたけれども、そういうことで自覚を促しておりました。

次に、これからいろんなことを考えて再発防止に努めておるんですけれども、特に視点を変えて取り組みたいと思うことは、今までやはり管理監督者から、上からの目

線で安全管理等をしっかりとやってきたんですけれども、今後におきましては、例えば摂津市消防職員安全衛生委員会等、若手職員も入った中でのそういった機関を利用して、自分たちが定める自分たちの行動マニュアルというようなものも検討させまして、先ほど環境部長も言われましたKYT、危険予知トレーニングの手法を用いたり、また安全衛生の指差呼称を用いたり、ヒヤリハットをデータベース化していったりといったような、自分たちからしっかりと問題意識を醸成して取り組めるような体制もって考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 本会議場ではありますけれども、大分、細かいことについて、今、お聞かせをいただいております。

今回、報告第7号、報告第8号、そして報告第10号が同じ職員によって起こされた事故であったと。その職員は、実は6年前にも報告案件として報告されるような事故を引き起こしていたということですよ。となってくると、本当に意識だけの問題なのかなと私は思うんですね。そもそも、公用車両、パッカー車の運転を、ハンドルを握る適性がどうなのかなと、正直、思います。

ちょっと、お聞かせいただきたいのは、今回2件の事故を起こしてしまったと、その後、どういった処分が今回についてはなされて、また、今ほどのような職務を担当されておられるのかということについて、まずはお聞かせいただきたいと思います。

それから、いろいろと運転の、あるいは事故の履歴について、どのように把握をしているのかということについてご説明をい

いただきましたけれども、それを全体としてしっかりと把握できるようなシステムを、やはり私はつくるべきだというふうに思っておりますので、これについて、システムとして、しっかりとしたものを構築していただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今後の対策についてということ、今までになかったような取り組みについてもいろいろとお話をいただきましたけれども、私はもっと簡単に言うて、もっともっと日ごろ乗っている自家用車とは全く車体感覚が違ふわけでありまますから、そういったことについて、より実際に、業務に当たる車両と同等のものをハンドルを握る、そういう機会をふやしていくしかないのかなというふうに思ひますので、その点については要望として申し上げておきたいと思ひます。

1点だけ、2回目をお願いします。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 今回、事故を起こした職員の処分ということですが、この一連の事故を起こしました運転者につきましては訓告処分ということと、それから車両の乗車の自肅ということを行っております。

連続して事故を起こしてございまして、1回目のこの報告第7号、報告第8号の事故の後には1週間、それからまた戻ってきまして2回目の事故の後には、これは課の中での内規ということでの交通事故処分基準表に基づけば1か月ということなんです、自主的なものも含めて4か月間、乗車の自肅をございまして、一定それが終わったということ、つい最近になりますけれども、パッカー車ではなくてダンプカーとか、ほかの車両での運転は再開してございまして、

私どもが見てございまして、適正というこ

とについてなんですけれども、ふだんのその者の様子からすると、そういう荒っぽいような運転をする者でもなくて適性がないとは一概には言い切れないというようには思っておりますが、個別にフォローといたしますか、見ていく必要があるのかなということ、現状では考えてございまして。

以上でございまして。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 今、担当部長のほうからございまして、処分に当たりましては職員分限懲戒審査委員会の事務局を担っているものでございまして、担当課よりそういう事故の案件が上がってまいります。

それをもちまして、担当、我々人事課を含めて職員のヒアリングをいたしまして、その事故相当に合った分を、過去の事例を参考にしながら、いろんな処分、その事故に合った処分を、その者に与えているというようなところでございまして。

それと、システムのところを構築化という工夫、ご要望でございまして、現在、公用車両のみならず、私ごとの事故、場合によっては本人が100%悪くない事故もございまして。どちらかというとなんか本人が追突されたような事故も含めて、担当課を通じて人事課のほうに報告をするようにというようなことも近年いたしてございまして、そのあたりも含めてシステム化のほうを図っていきたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 今、市長公室長からお話いただきまして、システム化についてはしっかりとしたものを確立していただけますように、再度、要望として申し上げたいと思ひます。

それから、2回目、部長からご答弁をい

いただきました。

1回目の事故を起こしてから、1週間は運転をしていなかったと。その後1週間あけて、もう一度、運転されたわけですね。明けてから約1週間後、また事故を起こされているわけですね。それから4か月は自粛期間なんだよというお話だとは思いますが、しかし、今はパッカー車じゃないとはいえ、ダンプカーですか、ハンドルを握ってるというわけですね。そのことが果たして、誰にとって幸せなのかなと思うんですよ。

要は、市民にとっても、これは幸せなことではありませんし、今回の事故を起こした職員の方にしてみても、公用車の運転をしているということが、その方にとって果たして幸せなのかなと、正直、私は思います。

当然、現業職員として採用がされて、その職場の中で、今、業務をこなされているんだろうと思いますけれども、私は、本来であるならば、そういった方には、やはり運転をせずにできるような業務にしっかりと配置をすべきだろうなというふうに思っていますし、あるいは現業から、かつて事務職へと配置転換したこともあったと思うんです。そういうことについても視野に入れていながら、やはりしていかなあかんのかなというふうに思います。

そうやってきたときに、副市長に、最後お聞かせいただきたいと思っていますけれども、この間、現業職員につきましては、退職者不補充という方針をずっと貫いてまいりました。森山市長が就任をされた13年前から、この方針を貫いてきたというふうに思っています。そのことについては、当時は相当に職員体制についても余裕があったと思っていますので、そういった方向

性を出されたことについては、私的を射た方向性であったとっております。しかし、業務のあり方と、それから職員に対して考えていったときに、もうそろそろ業務には、どの程度の人数がいるのかということについて具体的な数字をはじき出すようなときに来ているんじゃないかなというふうに、私は思っております。

そこで、今回の事故も踏まえて副市長にお聞かせいただきたいのは、私は今の現業職の現場、そこまで詳細に把握をしているわけではありませんけれども、恐らく6年前に事故を起こして、そして今回2つの案件、事故を引き起こしてしまった職員が、今も公用車の運転をしなくちゃならないという体制自体が、非常に余裕のない体制になっているんじゃないかなと思っております。そう考えたときに、これからの職員に対するあり方ということについては少し見直しをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

今回の事故も踏まえて総括的に最後、副市長からご答弁をいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、嶋野議員のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

現業職の職員数というお話があったんですが、これは行政改革の一環で、現業職不補充という方針を貫いてきました。

まず、行政改革の部分について、ちょっと意義を述べたいと思います。

本来は、行政改革というのは財政的効率化を目指すものであるというふうに思っております。その具体的な内容といたしましては、第1に事業の見直し、それから第2にアウトソーシング、それから第3に定員管理の適正化、それから第4に使用料の見直し、第5に組織改革、こういうようなこ

とが行政改革の具体的な内容であろうかというふうに思っております。

特に、自治体が行ってきた活動を民間企業等に、要は委託する、いわゆるアウトソーシングにつきましては、民間業者の受け皿もかなり多くなっております。

また、定員管理に貢献することから、従前からそういう対応をとってきたところでございます。

ちなみに、事務報告書、皆さん方のお手元にあると思うんですが、事務報告書の65ページ、66ページのところに平成28年度の決算の状況が載っております。

ここの数値を見ますと、行政職員、あるいは単純労務職員の人数が載っております。これは普通会計ベースでございまして、ここのところでは、単純労務職員が67人というふうになっております。

過去、経常収支比率の一番高い数字のときは、平成17年度でございました。そのときには、単純労務職員は146人でした。半減以下というふうになっております。

ちなみに、行政職員も人員抑制で、当時平成17年度は621名でしたが、533名というふうに、かなり数値を落としております。

これは一般財源ベースで金額にあらわしますと、平成17年度のときには、人件費の経常一般財源ベースでは、支出額は63億3,600万円でした。平成28年度決算、事務報告書の65ページ、66ページに掲げてありますように、平成28年度決算は、48億2,900万円でございます。その差は15億700万円というふうに、かなり大きく減額しております。これはまさしく定員管理、定数の削減によることの影響ということに我々は認識して

おります。

2025年問題というふうに、よく言われます。これは、まさしく少子高齢化で、それぞれお年寄りを支える現役、いわゆる生産年齢人口、これが非常に少なくなっていく、まさしくこれは財源問題であろうというふうに私どもは思っております。以前でしたら、1965年では、高齢者1人に対して生産年齢人口9.1人でした。それが2012年では2.4人です。先でございまして、2050年には、高齢者1人に対して生産年齢人口は1.0人というふうに推測されております。

このように考えますと、将来的な、いわゆる財源問題はひしひしとやってくるのではないかなというふうに私どもは危惧しております。

そういう意味では、現業職のみならず行政職の市職員の、いわゆる定員管理、これはやはり徹底しなければならないというふうに思っています。

それで、業務委託をする場合に、そして直営と民間委託の割合は、どれぐらいがいいのかということなんですが、我々、答えは持っておりません。

それが、フィフティー・フィフティーが最善なのか、あるいは1対9で民間委託をほとんどするのか、あるいは完全に民間委託をするのか、そういうふうないろんな手法があると思いますが、まだ、そういう完全民営化するとか、あるいは比率を高めるとか、そういう結論は出ておりませんが、現状のままではいけないというふうに、我々は思っております。

それから、今回非常にたくさんの専決の報告がございました。7件の損害賠償の額を定める専決処分報告、それから1件の損害賠償の額を定める議案と合計8件ござい

ます。

このような多くの案件を提出しなければならないということは、重ねておわびを申し上げたいというふうに思っております。

特に、公用車による公務中に発生した事故については、ほとんど心がけ、それから緊張感、あるいは注意力で、未然に防げたのではないかなというふうに私どもは思っております。自動車を運転する者は、加害者にも被害者にもならないよう、常日ごろから注意しなければなりません。

交通事故全体の8割を占める原因は、警察の調べによりますと、安全不確認というふうにいわれております。一時停止や減速したにもかかわらず、十分な安全確認をしなかったために事故が発生、こういうケースが多々あります。特に運転になれている者は漫然運転にもなりやすいですし、それからなれた道であっても車を運転するときは、常に適度な緊張感を持っていなければならないというふうに、私どもは思っております。

今の車社会で事故はつきものというふうによく言われるんですけども、安全運転を率先垂範しなければならない我々公務員につきましては、一般市民より綿密な注意喚起が必要ではないかというふうに思っております。

それぞれ各部局では、より効果的な手法を模索して、新たな取り組みも始まっておりますが、私個人といたしましては、毎朝の朝礼、日常的な注意喚起の徹底、これが何よりも大事ではないかなというふうに思っております。

以後、十分、安全運転には周知徹底をしていきたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。

渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 先ほど、嶋野議員からの質問でほとんど言い尽くされているとは思いますが、私は、もう30年近く議員生活をしておりまして、議会も100回以上経験しているわけですけど、ほとんど毎回と言っていいほど、この事故の報告が起きております。その都度、こういうことが二度とないようにというようにご答弁をいただいております。その都度、また次の議会に事故の報告が上がっております。

今回は、7件の事故事案があります。そのうち1件は教育委員会のことですけど。

まず、今、嶋野議員と理事者側のやりとりの中で感じたことは、複数事故を起こしている方に対して適性検査というのを行っているのかなというちょっと危惧を感じたんです。

スピード違反でも、大事故でも、聞くところによりますと、しっかりと精神鑑定をするとか、その人間が果たして運転に適性しているのかというような検査をするというふうに聞いております。そういうことをやっているのか。

それと、これは市長は心の中では非常に複雑な気持ちがあると思うんですけど、行政の職員は、まずは市民の安心と安全をしっかりと守るということは、これは根本的な、基本的な姿勢でございます。今回は、人身事故はなかった、物損事故で終わったという報告が上がっておりますけど、もしも人身事故が起きた、こういう細かい事故が複数あるときに、その延長線上に大事故があるということは、よく聞かれるんですけど、そういうときに市の職員が、もしかしたら市民に対して、そのような生命を脅かすような人身事故が発生した、そういうような事故が起きたら、これはもう論外でございます。市長、僕も言いますが、市

長はいつも人間基礎教育を提唱され、そしてまずは市民に対して人間基礎教育の徹底を提唱され、それ以前に、職員に対しては、そういうことを徹底すべきということで、いつもご答弁いただくんですけど、今回、この事故に関して、そういう意味で、市長のお考えを、気持ちをちょっと述べていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○藤浦雅彦議長 それでは最初に、適性検査を行っているかということで、環境部長。

○山田環境部長 ただいまの渡辺議員の質問の中で、職員に対して適性検査を行っているかということですが、環境業務の収集職員、全てベテランばかりでこれまで適性検査ということでは行っていないのが実情でございます。ただ、必要性については、今回も含めて感じたところでございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 議員の質問にお答えをいたします。

冒頭の挨拶でも申し上げましたが、議会ごとに、この種の報告が出てくるわけです。今回、7件も出てまいりました。ゆゆしきことで、件数が多けりゃとかじゃなくて、新しく議会が、またスタートするときに、まことに情けないというか、そういう意味もあり、皆さんに申しわけないという言葉で挨拶させていただきました。

私は、常日ごろ言っているんですけども、こういう報告のみならず、公務員は、公務員も、といいますか、1人の労働者としての権利、これはしっかり持っておられるわけでありまして。ただ、一方で、一般の企業と違って、まず、入庁されるときに公務員は全体の奉仕者という誓約をなされるわけです。私は、しょっちゅうそのことを職

員に言っております。1人の労働者としての権利、そして一方、全体の奉仕者としてのある意味では義務的なそういった要素、これはどちらも大切な要素です。

ただ、公務員の場合は、後者の全体の奉仕者、市民の目線、こっちが優先することがままありますよと、そのことを忘れてただめですよとは言い続けております。そのことは、今、ご指摘の摂津の取り組んでいる人間基礎教育、これにも通じてくるわけでありまして。

私の信条といいますか、仕事に対する公務員として「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」、これをもって仕事やれよと、これが職員の質に相当するというようなことは、頭のよさじゃなくてです。この4つの思いで一生懸命取り組んで失敗したら、私も責任とろうやないかと。しかし、自分の不注意、それから至らぬことで事故を起こすようなことがあって、私がかもし責任とっていたら今までもう体なくなってしまうぐらいになってしまいますけれども。とにかくそういう意味で、職員に厳しく言うて聞かしてるというか、注意を促してまいりました。これでもかこれでもかと繰り返していかないとこんなことに、繰り返していてもこんなことになってしまうということで、今回、こうして、またこういう議論がここで市民の皆さんの前であったわけでありまして、これを職員も、一人一人もしっかりとこれを注視といいますか、見ていると思っておりますので、さらに緊張感、もう人間基礎教育はもちろんのことですが、市民の範となるようにしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、また、ご指摘をいただきたいと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 市長のお言葉をいただきました。

本当に、毎回、このような事故の報告がなされるということは、非常に市長としても心痛いことだというふうに思います。その気持ちが、行政全体的に、職員全部がしっかりと痛みを共有して、今後、事故のないようにしっかりやっていただきたい。これは1つの提案です。安全にかかわる例えば交通機関とか、さまざまな機関を利用しますと、例えば、人がいなくても安全確認を非常にきちっとやっておる、交通の運転手とか、そういう方がしっかりやっておられます。人がいないのに、そのことを確認しながらやるということを徹底して訓練されているわけでございまして、そういう点のことも行政はやっていく必要があると思います。先ほど、適性検査をなされていないというのは、個人の人権もあるかもわかりませんが、ただ、精神的にひよっとしたら不適格な方かもしれません。また、癖といいますか、運転というのは非常に個々の癖があると思います。そういうことで、例えば心理状況のいろいろアンケートとか、それから調査とかやる中で、どうしても複数の事故を起こす方は、そういう癖があるというふうに聞いておりますので、そういう方は、先ほど嶋野議員からの質問にあったように、車の運転から離れて違う業務をしっかりとさす、そういうことも必要じゃないかと思います。

まずは、僕は適性検査をやるべきというふうに思いますので、これも要望しておきたいと思います。

今後、事故のないように、これだけ事故の起きた後ですから、ここ1年は絶対に事故はない、そこから先もですけど。そのような心構えを持って行政もやっていただき

たい、そのように要望したいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありますか。

野口議員。

○野口博議員 今、議論を聞いておりまして、残念でありますけれども、この状態で終わったら、また繰り返すという心配もありますので、確認の意味でお聞かせをいただきたいと思います。

ことしの5月に3件あって、6月に3件あったわけですね。いろんなご答弁をなさっているんだけど、5月にあった段階で、その後、事故を起こさないために全庁的にどういうことが行われたのかというのが、大変、疑問なんです。ちゃんとすれば、体調問題、いろんな要件が重なって事故が起こるかもわからないけれど、二月の間で6件起こしていますので、最初の5月に3件起こった段階で、二度と起こさないという、そういうところできちっとされたかどうか心配であります。いろんなご答弁されているけれども、そこがちゃんとしていなかった場合は、今後の対応も心配だと思いますので、改めて確認の意味で、5月に起きた段階で、どういう徹底をされたのか聞かせていただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。総務部長。

○井口総務部長 ご答弁いたします。

5月、6月と連続して事故が発生いたしまして、車両の管理を預かっております総務部といたしましても危機的な状況という形で認識をいたしまして、早速に各課、独自で講習をしていただくというふうをお願いいたしました。

また、全体といたしましては、臨時で7月19日、安全運転管理者を含む各課の職員も含めた安全講習研修を実施いたしました。その中で講師にお招きいたしましたの

は、いつもと違いまして実際、事故を起こしましたケースなんかを扱っていただいている全国市有物件災害共済会から講師を依頼いたしまして、どういうときに事故を起こす要素が多いのか、また、事故を起こしてしまったときにどういう対応をとればいいのかという実践的な研修をいたしました。

それから、また、今、道路交通課に来ていただいております元警察交通課職員OBの方からも、すぐに役立つというんですかね。すぐに実践できる安全講習ということで、一番起こしやすい事故というのは、車庫入れのときとか、公道を走っているときよりも帰ってきて車庫入れるまでのちょっとした気の緩み、そこで物損が多く発生しているということをお伺いしました。同乗者がおりて、そのまま職場に帰るんじゃないくて、ちゃんと責任を持って複数で車庫入れを確認して事故のないように努める、これが大事だということをおっしゃっていただきましたので、そのようなことも全職員に伝えるような研修をいたしました。

また、臨時ではございますけれども、10月にも、ふだん、安全運転に従事、率先してやらないといけない立場である安全運転管理者だけを集めまして、車両の始業前点検ですとか、日誌の管理、それだけ、ペーパーだけやっているのではいけないということで、実際に各課がどのような安全運転に対する行動を起こしているのか、一遍、横の連携、情報交換をしようやないかということで、皆、集まって対策を報告し合いました。その中で、進んでいる部署のことを参考にし、自分たちの職場でそれを生かそうという試みもやっております。

時期は少しおくれたかもわかりませんが、我々は全体としての動きは、7月、10月という形でさせていただいています

けれども、この聞き取りをしていく中で、既に事故を起こした直後に環境部のほうでも取り組みをされていると聞いております。

詳しくは、また、環境部長のほうから答弁いただきたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 そうしましたら、事故後の環境部としての取り組みということで、ご答弁させていただきます。

まず、5月に事故がございました。事故があった翌朝には、私、それから課長のほうから直接、運転は気持ちを引き締めて細心の注意を払うようということで、訓示といたしますか、事故防止についての注意喚起を行いました。

翌週、月曜日の定例の朝礼のときに、また具体的に事故を起こした者から、こういうことだったということで、情報共有を行うなどしまして、意識の醸成といたしますか、向上に努めてまいりました。

その後、5月末になりますけれども、職場内、環境業務課と環境センターで労働安全衛生対策委員会というのを設置しております、これは交通事故だけでなく、いわゆる労働安全衛生ですので、けがでありますとか、そういうことも対象としているんですけれども、この労働安全衛生対策委員会のほうで、収集職員を対象に自転車の巻き込み防止を題材としたDVDを活用した研修会を実施しております。

また6月末には、先ほど総務部長からもありましたように、道路交通課におります警察OBの職員を講師に招きまして、運転者だけではなくて、同乗者も含めました安全確認の意識づけ、あるいはチームプレーといたしますか、同乗者との連携というふうなところを重点に安全運転講習会を実施し



たところでございます。

その後、若干、日は置きますけれども、いろいろと職場内でも、どういうことをやったらいいのかということを経験した上で、この10月には環境センターの場内でパッカー車を実際に用いまして、車両の死角を確認したりとか、そこから自転車が飛び出してきたときには、どこまで見えるのか、同じ話ですけれども死角の確認等の実地の講習も実施しております。

意識啓発ということで、この労働安全衛生対策委員会の中で安全運転に対する標語等を検討しまして、十数点出し合った中から、「走行時 安全運転 ゆとりを持って」と表示した注意喚起のシールをつくりまして、これをパッカー車の車内、運転席から見える場所に掲示するなど取り組みを行っております。

それから、また、環境センターの場内、敷地内から安全運転を徹底するというところで、それを意識づけるために、改めて一旦停止とか徐行の徹底ということを指導しております。

環境部としては以上のような取り組みを実施しているところでございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 今、環境部長のほうから、労働安全衛生の件のお話もございました。

摂津市職員安全衛生委員会を担当しておる立場でご答弁申し上げますと、年に定例で摂津市職員安全衛生委員会を実施いたしております。

今年度は6月20日と9月14日、もう既に2回実施しております、その中で毎回、交通事故の内容、また、公務災害の内容等々の報告をして、どうすればそういうことを繰り返さないのかという議論もしているところでございます。今、環境部長か

らご報告ございました各職場の取り組みを、また次回には発表いただいて、庁内全体、市役所全体で交通事故をなくすという意識づけに役立てていきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 いろいろ、事故後、取り組みされていると思いますけれども、人身事故に発展しておれば、こんな議論では済まないわけですね。

5月末以降、いろいろ取り組んでいるというお話もありましたけれども、こんなことを聞きたくありませんけれども、5月、6月に事故があったと、じゃ、7月、8月、9月、で、10月含めて、多分事故はないと思いますけれども、その確認と、いろいろ決意を含めてお話がありますけれども、ことしいっぱい事故一掃特別期間を設けるなど、そういう意識も含めて、全庁的に取り組んでほしいなと思いますけれども、それはどないでしょうか。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 ご答弁申し上げます。

5月、6月、事故が続きまして、残念ながら9月も2件起こっております。物損事故でございます。

本当にゆゆしき問題で、我々も時期を逸せず速やかに対応しているつもりでございますが、いかんせん事故が起こってしましまして、さらに我々としては気を引き締め、各課の緊張感を醸成していくというか、もう当たり前のことなんですけれども、当たり前のことを当たり前のようにできる体制をもう一度再構築しないといけないということで、臨時でいろいろ講習会も開きましたけれども、このことを緩めることなく、さらに強めて意識を高めて、事故のない職場づくりを目指していきたいと思っております

ので、よろしくお願ひいたします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 摂津市の職員、これは前からあったと思う、どこでもそうだと思いますけれども、私、市長に就任いたしましたから、新入庁職員には人権研修というのをやっております。毎月毎月12か月間やっています。ことしで13年目になろうかと思ひます。その内容につきましては、障害者の方、女性の方、お年寄り、子ども、部落問題等々、いろんな事象があります。そのことをしっかりと公務員として、非常に大切な人権問題、これを勉強してもらひます。

これはどこでもやっていることでありまして、従来、ずっとそういうことで来ておりますけれども、私はそれをしっかりと学ぶとともに、もう一方で人間基礎教育、難しく考えるんじゃなくて、5つの心ですね。公務員として、このこともしっかりと身につけないと、こっち側のことばかりではだめですよということで、12か月間、研修をやっております。

12か月間の研修の終わった後に、その報告を受けます。皆、自分たちの思ひを。その中で、やっぱり口そろえて若い職員は、気づきがたくさんあります。気づきを、そのことを言ってくれます。学校を出てすぐ社会に出た若い新入庁職員だけじゃなくて、私はこの際、やっぱりもう一遍、もうなれっこになってしまつて緊張感がどこかでとれてしまつているといひますか、さっきからご指摘いただひている自覚のなさ、それに尽きるわけですから、何ぼ言うたつて、横で私が運転するわけにもいかんのですから、何であろうと、別に環境だけじゃないと思ひますので、これが強制的にやるものでもないし、何らかの方法でやっぱりベテランの職員でも、もう一回、しっかりと勉

強しようやないかというふうなぐらいのことを、私は一遍、また検討もしてみたいなと。そういうことをこの場で私が言うということ自体、職員がしっかりと自覚をしてくれよというメッセージを発信しているんです。皆さんの今のいろんなご指摘を受けて、ああ、そうやなど、若い職員ばかりに、ああ言うてる、これも大事ですけども、こういうことも、もう一回、原点を見直さないかんなど、そんな思ひもしております。ちょっとそれは心の問題ですから、強制的にできることとできないことがありますけれども、しっかりと自覚を促していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 聞かなければよかったと思ひておりますけれども、9月に再発したという話なので、ちょっとどういう終わり方をしようかと思ひております。ぜひ、市長もおっしゃりましたけども、そういう問題も関係なくても事故を起こしたらあかんわけですから、そういう点で一定期間、先ほど申し上げたように事故一掃特別期間なる形で、方向を決めて取り組んでいただくと、その結果を議会であれば議長に報告して確認し合うということをしなれば、ちょっと心配な気もします。ですので、その点、ちょっと議長のほうによろしくお願ひしときます。

○藤浦雅彦議長 それは、議長のほうで承つておきたいと思ひます。

ほかに質疑ありますか。

榎村議員。

○榎村一臣議員 事故につきましては、皆様のご指摘のとおり、あつてはならないこととございます。また、公務上も私生活の上でも、公務員の自覚を持ちながら細心の注

意を払ってハンドルを握るべきであります。

しかしながら、職員も一生懸命やってくださっているのも事実であります。

今後も、さまざまな観点から、使用者、そして働く者が一体となった事故防止の取り組みを進められますことを切にお願いいたしまして、以上、意見といたします。

答弁は不要です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で、質疑を終わります。

日程4、議案第62号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○山田環境部長 それでは、議案第62号損害賠償の額を定める件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、昨年、平成28年4月15日に公用自動車により、公務中に発生しました人身及び物損事故につきまして、示談が成立しましたので、損害賠償の額につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、議案第62号に記載のとおりでございます。

それでは、事故の発生の経緯につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年4月15日金曜日、午後3時20分ごろ、南別府町3番21号地先の府道16号大阪高槻線におきまして、環境政策課職員が公用自動車で訪問先敷地内から一津屋交差点方面行き車線へ出るため、渋滞で停車していた江口橋方面行き車両の間を横切って右折しようと徐行したところ、センターライン付近を一津屋交差点方面から走行してきた原動機付自転車と接触し、原動機付自転車が転倒、運転者に軽

傷を負わせ、原動機付自転車を損傷させたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議しましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料及び相手方原動機付自転車の修理費用として、合計204万9,421円を支払うことで、相手側と合意したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われるものでございます。

事故防止につきましては、日ごろから安全運転を徹底し、細心の注意を払うよう全員に注意を喚起しているところでございますが、今後もよりいっそう安全運転に対する意識と技術の向上を図り、再発防止と信頼回復に努めているまいる所存でございます。

以上、議案第62号損害賠償の額を定める件の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

10月13日から10月26日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時21分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会議員 南 野 直 司

# 摂津市議会継続会会議録

平成29年10月27日

(第4日)

平成29年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年10月27日(金曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

## 1 議 事 日 程

1,

一般質問

中 川	嘉 彦	議員
増 永	和 起	議員
水 谷	毅	議員
松 本	暁 彦	議員
光 好	博 幸	議員
檜 村	一 臣	議員
森 西	正	議員
福 住	礼 子	議員

---

## 1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、中川議員及び弘議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。順次、質問を許可します。中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 おはようございます。

それでは、全国学力・学習状況調査の結果分析と今後の学力向上に向けた具体的な取り組みについて質問させていただきます。

まず最初に、学力調査の結果分析について、今回の全国学力調査の結果は非常に衝撃的でした。全国平均との差がさらに広がっており、改善するどころか、悪化しています。点数分布を見ても、高得点層の割合が極端に少なく、正解率1割から2割といった低得点層の割合が多い結果でした。

また、B問題、つまり、単純なパターン学習では対応できない活用に関する問題でも、全国平均との差が大きく開いています。この特徴は、これまでの学力調査で指摘された本市のパターンそのものであり、一向に改善されていないと思います。この本市の特徴、結果をどのように受けとめているのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 おはようございます。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果についての受けとめのご質問にお答えいたします。

今年度実施されました全国学力・学習状況調査における本市の結果につきまして、対全国平均比でございますが、中学校の一部の区分を除き、前年度に比べ、全国平均との差が広がる結果となりました。特に、

活用力を問う区分において大きな課題が見られ、非常に厳しい結果であると受けとめております。

各学校におきましては、基礎的な知識、技能の定着を図る取り組みとともに、それらを活用できる力の向上のため、授業研究に力を注ぎ、一定の授業改善を進めることができたと捉えております。

しかし、結果として、活用力を中心とした問題の平均正答率向上には至っておりません。結果を真摯に受けとめ、引き続き、子どもたちの生きる力、とりわけ、確かな学力の育成に向け、学校力の向上を軸に、取り組みを進めてまいり所存でございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 学校教育現場の問題について、学校の先生方は日ごろの児童・生徒の学習状況、課題をどう捉えているのか、担任の先生方は本当に児童・生徒と向き合っているのか、スキンシップを図りながら、充実した教育ができていているのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 児童・生徒の学力の定着状況の要因は、学校の体制や施設、設備など、幅広い意味での教育環境、また、児童・生徒の生活環境など、児童を取り巻くさまざまな状況にあると考えておるところでございます。

その中でも、全国的に課題となっております教員の多忙化問題については、本市も例外ではなく、生徒指導などに追われる中で、教員が児童・生徒に十分に向き合う時間は保障されているとはなかなか言えない状況でございます。

現在、業務改善検討委員会を設置するなど、改善に向けての取り組みを進めているところでございます。



○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 次に、学校教育関連予算について、ハードではなくソフトの部分で、学力向上のためにどれだけお金を使ってきたのか、何を重視して教育に投資してきたのか、過去10年程度の推移をお教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 学校教育関係予算につきましては、授業づくりを支援するための非常勤職員の配置や、研修開催に係るもので申し上げますと、10年前の平成19年度は約9,000万円、全予算のおよそ0.3%でございました。また、今年度は約1億8,000万円、全予算のおよそ0.6%でございます。

予算がふえましたのは、この10年の間で、学校読書活動推進サポーターや小学1年生等学級補助員など、支援人材を配置してきたことなどによるものでございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 これまで実施した学力向上施策の検証について、これまで本市は、学習教材の拡充、学習サポーター配置、しゅくだい広場、摂津SUN SUN塾など、学力向上施策を多数実施して、多額の予算を学力向上に投じてきました。

それなのに、学力は向上するどころか低迷したままです。非常に残念な結果です。しっかりとこれが本市の現実と受けとめ、目をそらすことなく、謙虚に向き合わなければなりません。

私はこれまで、未来ある子どもたちのために、将来を担う子どもたちのために、我々大人はきっちりとサポートすべきだ、つまり、教育にはしっかり予算を割り当て、つけるべきだと主張してきました。

しかし、2025年問題、つまり、ふえ

続ける扶助費を前にして、もはや教育費といえども、聖域にならない時代に突入しようとしています。

そこで、どの授業の効果が薄かったのかということもしっかりと検証すべきだと思います。そして、学力向上に効果が高い授業にはもっと予算をつけたり、振り分けたりする必要があります。この再検討が、学力向上の近道だと考えます。

これまで投じた多額の教育予算と学力低迷という事実を比べた場合、学力向上施策のスクラップ・アンド・ビルドという議論は避けて通れない状況です。

そこで、学力向上に効果が高かった授業、余り効果がなかった授業をどう分析しているのか、具体的な授業名を挙げてお教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 教育委員会におきましては、児童・生徒の確かな学力を育むため、これまで、小学1年生等学級補助員などの支援人材の配置や、摂津SUN SUN塾などの学びの場の提供など、さまざまな授業に取り組んでまいりました。そして、それぞれが授業としての効果があったものとして捉えておるところでございます。

議員がご指摘の効果検証につきましては、学力の定着状況に係る要因はさまざまであり、大変難しい場合もございます。

しかし、一つ一つの授業につきましては、社会の変化や児童・生徒の状況の変化に応じて見直していくことは大変重要であると考えており、各授業がよりよいものとなるよう、今後も努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 学力向上に向けた低得点層、平均得点層、それぞれへの学習指導につい

て、今回の結果からも明らかなように、本市は低得点層の子どもが非常に多い。そして一方で、平均点付近の子どもも同じように多く存在しています。

当然ながら、双方の学力には大きな隔たりがあり、同じ授業内容では効果は見込めません。低得点層には基礎学力の徹底が必要であり、平均得点層には応用力の強化、そして、B問題にも対応できる活用力を醸成するべきだと思います。

一部の小学校では、算数で習熟度別指導を導入しているとも聞いていますが、低得点層、平均得点層、それぞれが学力アップするためにどのような学習指導をするべきだと考えているのか、具体的な方策をお教えます。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 本市におきましては、全ての学校に指導方法の工夫改善に係る加配教員の配置を受け、算数・数学を中心に、学習内容に応じて、習熟度別指導を現在行っております。

また、加配教員を活用し、ティーム・ティーチングによる個別支援を行うなど、個に応じた指導に取り組んだりもいたしております。

さらには、学習サポーター等の市独自の支援人材を活用することによって、より一層、きめ細かな対応を行っているところでございます。

しかし、個別の学習支援を要する児童・生徒数が多く、また、多学年にわたることから、十分な対応ができていない場合もございます。支援人材の活用について、より効果的なものとなるよう、今後、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 家庭での学習習慣の確立に

ついて、学力低迷の原因は学校だけではありません。家庭での学習時間が、極端に短か過ぎるからではないでしょうか。

4時間以上もゲームをする小学生が増加するなど、全国学力・学習状況調査の結果からも明らかなように、家庭環境にも問題があると思われます。家庭での学習状況をどのように分析しているのか、お教えます。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今年度に限らず、本市の全国学力・学習状況調査の結果におきまして、最も大きな課題の1つが、児童・生徒の家庭学習の時間の短さと捉えております。

特に土曜・日曜・祝日に全く学習しない児童・生徒が、全国平均では小・中学校ともに約10%のところ、本市では小学校で約35%、中学校で約25%と非常に多いという点は、憂慮すべきであると捉えております。

このことは、スマホやゲームに費やす時間が長い児童・生徒が非常に多いという調査結果もあわせ、家庭での過ごし方において見直すべき点があると捉えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 保護者への学習啓発について。学力向上には家庭学習が不可欠です。つまり、スマホやゲームばかりに時間を割いてしまい、机に向かう習慣がなければ、学力アップするはずがありません。家庭で保護者が子どもに接する態度、つまり、自宅でも勉強するよう、保護者が子どもに働きかけることが重要です。

これまで本市では、どのように保護者に対して学習啓発をしてきたのか、また、今後どのように保護者に学習啓発を進めてい

くのか、いわゆる親育てについてお教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 家庭学習に係る保護者への啓発につきましては、各校において、教員が学級懇談、個人懇談、家庭訪問などにおいて、直接、その必要性を訴えているところでございます。

また、教育委員会でも、昨年、一昨年と、家庭学習の必要性を伝える啓発リーフレットを作成し、全家庭に配布いたしましたところでございます。

今後も、学校、教育委員会がさまざまな場を通じて、家庭学習の必要性を訴えるとともに、摂津SUN SUN塾の継続実施など、学習内容の定着と学習意欲の向上を図る場の保障も行いながら、家庭での学習習慣の定着に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 学習意欲の向上策について、勉強でもクラブ活動でも、要は本人のやる気が大きく結果を左右します。これまでの全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の子どもたちは学習意欲が低いと言われても仕方がない状況です。これは、家庭学習の時間が少ないことから一目瞭然です。

学力向上にはまず、一人一人の学習意欲の向上が不可欠です。学校で今、学んでいることが将来必ず役に立つことなど、学習する意義をしっかりと子どもたちに伝えることが重要です。勉強の大切さ、学習する意義を教え、子どもたちの学習意欲を一層駆り立て、自発的に学習する子どもを育てる必要があると思います。

現在、学校ではどのように取り組まれているのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 議員がご指摘のとおり、さまざまな活動を行う上で最も重要なことの1つが、意欲であると考えております。したがって、学習におきましては、学習意欲を教育委員会でも重要視しているところでございます。

各校では、学習意欲向上へ向け、わかる喜びを味わうことができ、主体的に取り組む場面が多く設定されたりしている授業への改善の取り組みを進めておるところでございます。その際、昨年度導入いたしましたICT機器の活用が、その効果を高めているところでもございます。

今年度のチャレンジテストの質問紙調査の結果などから、児童・生徒の学習意欲が徐々に上昇する傾向も見られ、今後も教員の授業力の向上や、ICT機器の活用力の向上を図り、児童・生徒の学習意欲の向上に向け、さらに尽力してまいります。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 教職員の育成について、先日、文部科学省が9月14日に発表したデータによりますと、大阪府は全国で一番若い先生が多いとなっています。摂津市も例外ではありません。

摂津市教育委員会発行の摂津市教育推進プランによれば、教職員の年齢構成が変化し、経験の浅い教職員が多数を占める状況になってくることを踏まえ、教育方法の充実を図る視点と力量を備えた教職員の育成に努めなければならないと。

そして、実践的な専門性の向上で、教職員には常識、教養、礼儀作法を初めとする人格的資質が求められる。教職員の世代交代が急速に進む中、教職経験の浅い教員を、意図的に、計画的に育成することが必要であると書いてあります。うまいことって

いるのでしょうか。

学力の問題と直接リンクさせるつもりはありませんが、若い先生が現場に出るまでに必要なスキルや研修、問題点などがあれば、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 9月14日に公表されました文部科学省の調査結果におきまして、公立小学校に勤務する教員の都道府県別平均年齢につきまして、全国平均が43.4歳のところ、大阪府は39.4歳と最も年齢が低いことがわかった次第でございます。

本市でも、経験10年未満の教員が全体の6割を超えるなど、経験の浅い教員が非常に多い状況でございます。

採用前に、教育実習以外には、実地に訓練するような機会はなく、そのため、採用後、実際の職務を通して、管理職や指導教員の指導助言を受けながら、また、経験の浅い教員がチームをつくって、これはメンターチームと申しておりますが、相互研修を行うなど、資質・能力の向上に取り組んでいるところでございます。

さらには、初任者教員等の支援のため、学校教育相談員が巡回指導を行い、課題の早期発見や早期対応に現在、努めているところでございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 私立学校進学について。摂津市は、就学前に転出される方が多い問題があります。親御さんたちが摂津市の学力の低さによって、公立学校に魅力を感じられず、私立学校に進学させる児童・生徒はどれぐらいいるのか、また、その状況をどう捉えているのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 各私立学校の教育方

針をごらんになり、公立学校ではなく、私立学校への進学を望まれる方は、本市を含め、どの自治体にもおられるところがございます。

本市では、毎年約98%が市内の公立小学校に進学され、約95%が市内の公立中学校に進学されており、近隣の自治体と比較いたしまして、大きな差はない状況でございます。

教育委員会といたしましては、多くの方が市内の公立学校への進学を望んでいただけるよう、魅力ある学校づくりに向け、今後も尽力してまいります。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 平成29年度の摂津市教育推進プランの基本方針の中で、「学校は様々な学びの場であり、また、人づくりの場でもある。そのため、子どもたちに目標を意識できる環境を整え、その動機付けとなる様々な体験の機会を与えなければならない。子どもたちはそのような機会を通して、『確かな学力』『豊かな心』『たくましく生きるための健康・体力』を基盤とした『生きる力』を身につける」となっています。

まさにそのとおりです。それが、言葉がきついですが、絵そらごとになっていませんか。

決して学力が全てではありません。勉強だけができればいいわけでもありません。将来、たくましく生きていく力を醸成することも重要、大事です。

クラブ活動の奨励、IT能力の醸成など、子どもたちの将来を見据え、さまざまなことに取り組んでいく必要もあります。また、思いやりの心、感謝の心などを醸成することも不可欠です。

学校現場では、人間基礎教育を大いに実

践していただきたいと思っています。そして、将来、知・徳・体、バランスのとれた大人になってほしい、そして、行き抜く力を培ってほしいと心から思います。

しかし、知育・体育・徳育の3つで見た場合、明らかに知育の部分で本市は出おわれています。本市の人づくりの一番の課題は、学力低迷なんです。この状況を認めた上で、ここから挽回していただきたいと切に願います。

平成28年12月、摂津市教育委員会が発行の「めざす学校像実現のための取組みヒント集」に、学校力の向上が学力向上のキーポイントであるとなっています。学校、学級運営、学習指導、生活指導、教職員の指導力、人材育成、学校、家庭連携の総和が、学校力とやるべきこと、やらなければならない課題がはっきりとわかっているのですから、これからも全力で取り組んでいていただきたいと思っています。

教育は、家族や地域や行政が子どもたちに与えられる、残してあげられる唯一の宝物、財産です。教育長の学力向上に向けた決意をお願いします。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○箸尾谷教育長 まず、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、昨年度の小学校の結果が全区分で改善してございましただけに、今回の結果を厳しく受けとめております。

今年度の小学6年生は、昨年12月に、5年生のときに実施をしました本市独自の学力定着度調査の結果におきまして課題が見られておりまして、12月から全国学力・学習状況調査実施の5月までの数か月の間に、その課題の改善が十分にできなかったものというふうに反省をしております。

学力向上につきましては、私も議員がお

示しのように、やはり子どもたちの学習意欲を高める取り組みが、まず第一だろうというふうに思っております。

そのためにはやはり、何のために勉強するのか、勉強したらどうなるのかという勉強の意味、学習の意味を理解させますとともに、学校においてわかった、できたと言われるような、いわゆるわかる授業を実践することが不可欠であるというふうに思っています。

そういう意味では、先ほど次世代育成部長からも答弁させていただきましたように、ICT機器の活用等、子どもたちの興味・関心を高める工夫などもさせていただいておりますし、また、教員が自分自身の指導力向上のために研究授業を熱心に行っておりまして、今年度は全小・中学校でその研究成果の発表会が開かれることとなっております。

この取り組みの成果と言えるかどうかわかりませんが、先ほどの全国学力・学習状況調査の子どもたちへのアンケートの中で、国語、算数の授業がよくわかると答えた子どもの割合は、昨年度よりも増加してきておるところでございます。

また、やはり学力向上のためには、そういったわかる授業が行われますとともに、その授業が、落ちついた雰囲気、学習環境の中で行われることが重要であろうというふうに思っております。

そういう意味では、本市は、児童・生徒の問題行動の件数が2年連続で減少しておりまして、とりわけ今年度は、昨年同時期に比べまして、小学校で60%、それから、中学校でも50%、問題行動の件数が減少してきているなど、一定の取り組みの成果があらわれてきているものというふうに考えています。

さらに、子どもたちが社会で生きていくためにはやはり、他者とのコミュニケーション力をつけますとともに、思いやり的心や感謝の心を知ること、あるいは集団生活でのルールやマナーを守ると、そういった気持ちを持つことも大切でありまして、これからも学校現場において、そういった取り組みを続けてまいりたいというふうに思っています。

先ほど議員がおっしゃいましたように、将来の日本、我が国を支えるのは今の子どもたちであります。そういう意味で、子どもたちの教育というのは決しておろそかにできるものではありません。やはり教育委員会としまして、各施策、事業の実施に向けて、PDCAの視点も持ちながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

- 藤浦雅彦議長 中川議員。
- 中川嘉彦議員 最後に、今回の調査結果でもう一つ重要なポイントがあると思っています。規範意識です。規範意識も全国に比べれば小学校も中学校も低いという結果です。これは、学校のきまり、規則を守っているかとの質問でした。

森山市長は、市長就任からずっと人間基礎教育を提唱され、大事にしてこられました。社会のルールを守れる人づくり、すばらしい取り組みです。だからこそ、規範部分、規範意識の部分だけでも、平均かそれ以上にきらっと光る数字であってほしかった。なかなか人の心に訴えているものを数字やデータであらわすことは難しく、浸透させるまでには大変時間がかかるのもわかります。だからこそ、これからも人間基礎教育を推進していくことは大賛成です。

しかし、教育と標語に入れている限り、

言葉の意味、それを提唱していく責任は大きいんです、重いんです、市長。人間の基礎を教育する、ですよ。それを人づくりするんですよ。そして、徹底するんですよ。すごいことだと思いませんか。

規範意識の部分私が拡大解釈しているのかもしれませんが、人間として生きていく中で、大事な倫理や道徳、モラル、社会性、協調性、思いやり的心が、あくまでも1つのデータですが、結果低いということは、学力以上に深刻な問題として捉えてください。しっかりと再度認識していただきたい。そして、事あるごとに検証していただきたい。人間の基礎は家庭でも育まれますが、義務教育、学校からも始まるんです。

最後に森山市長に、今回の調査結果を踏まえて、人間基礎教育の考えをお教えいただき、質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 中川議員の質問にお答えをいたします。

ただいま、学力の問題等々について、るるご指摘をいただきました。

学力の中身については、教育委員会のほうにゆだねておりますけれども、私は近隣の学校で、非常に進学率のいい学校があることを承知いたしております。そちらに移られる方もあるとお聞きをいたしております。

摂津市立の小・中学校、今ご指摘のように、必ずしも学力は高くはない。でも、その進学率のいい学校に比べて、子どもたち、みんなええ顔色してんな、じゃないですけども、私は、少し学力は劣るけれども、明るく元気で伸び伸びとまず育ってくれる、そういった環境、場所をつくっていくのは我々、また行政の役割でもあろうかと思えます。そのことがひいては、学力の向上に

もつながっていくのではないかな、そんな思いを持っております。

ところで、人間基礎教育についての考えのご質問でございますけれども、今までも人間基礎教育については、何度もいろんな角度からお話をしてまいりました。また、重なるところがあるかもわかりませんが、お聞きいただきたいと思っております。

あれも食べたい、これも食べたいといえますか、あれもしたい、これもしたい、あれも欲しい、これも欲しいというんですか、限りないではありませんけれども、この欲望というのがありますね。これは、人間の持つDNAの1つではないかと思っています。

そこで人類は考える力を持ち、知恵を絞って社会の一員として生きていくといえますか、守るべき基準、これを暗黙のうちにつくってきたと思っております。

これが分かち合うといえますか、譲り合う、支え合う、助け合う、そういったことにある、社会が成り立っているのではないかと思っております。

最近、その辺が少しおかしくなってきたと言われております。

ところで、その理念といえますか、社会、その基準を守る理念、指針、これをよりわかりやすく市民の皆さんに働きかけるといえますか、指針を示す、これが摂津市の取り組んでおる人づくり、人間基礎教育と言ってもいいと思っております。

もうちょっと掘り下げますと、72年前に日本は戦争に負けました。敗戦から立ち直ろうということで、欧米に追いつけ追い越せということで、先人はまっしぐらで一生懸命走ってこられたと思っております。

確かに、世界一、二の経済大国に成長いたしました。ただ一方で、責任とか約束とか義務といえますか、そういった面につい

ては少し置き去りにしてきてしまった嫌いがあります。

そういうことで、今日、個人主義といえますか、自分だけさえよかったらいい、そういったことが蔓延しつつあります。そのことは、いじめとか虐待とか、また、わけのわからない事件、事故、犯罪等々にもつながっているのではないかと思っています。

私から言いますと、失われた70年と言ってもいいと思っておりますけれども、これを何とかして取り戻さなくてはならないと思っております。

失われたものを取り戻すには、その倍の時間とエネルギーが要ります。ということは、気の遠くなるような話です。

以前にもそういうご指摘をなさった方もありますけれども、ただしかし、その時々の方がこういった理念をしっかりと持ちながら次世代に引きつないでいけば、必ず私はこの社会はよくなっていくのではないかなと思っています。その汗、そして、その取り組みが、また、今ご指摘の学力の向上にもつながっていくのではないかと思っています。

締めくくらせていただきますが、ご指摘がありましたように、教育は学校だけじゃありません。家庭、地域社会、この相互協力といえますか、連携、これは不可欠です。特にご指摘の人づくり、人間基礎教育、これは、学校の先生もしっかりと指導していただかないかん。

そして、子どもたちは常に親の背中を見て育ちます。ご家庭でしっかりとつけていただく。そして、叱っていただく。地域社会の人には見守っていただき、そして、語りかけていただき、そして、注意をしていただき、また、スポーツ・文化等々、いろんな取り組みの中で、通じてその指針を

身につけさせていただきたい。そういったことの総合力が、これがそのまた結果にもつながっていくと思います。

その環境づくり、場所をつくっていくのは我々行政でありまして、実行していただくのは学校であり、家庭であり、そして、地域社会であり、ひいては一人一人の市民の皆さんであります。実行していただけるように、さらなる環境づくり、またしっかりと取り組んでいかないかなと思っています。

規範意識の問題についてご指摘がありました。さまざまな学力テストの指針、全国平均から下回っております。常々何とかして、トップになればいいですけれども、せめても全国平均に追いつくようにということで、我々は、教育委員会ともいろいろお話をいたしております。

教育委員会初め、教職員、関係者の皆さん、一生懸命頑張っていたいております。でも、なかなか結果が出ない。厳しくご指摘もありました。その中で、人間基礎教育に通ずるのが社会規範の問題でございますけれども、社会規範につきましても、全国平均より下回ってきました。

社会規範におきましては、2つの項目があったと思います。きまりを守るという項目、それから、人の役に立つ人間になりたいと思うかというこの2つがあります。

きまりを守るという項目につきましては、平成27年度の結果から、平成28年度の結果は大きく改善をいたしました。そして、丸、まあまあできているということと二重丸を合わせますと89%、国の平均が93%でありますから、もう少しで国の平均というところまでできていますので、さらにこのきまりを守るという項目も、国の平均を上回るように取り組んでいかないかな

と思っています。

それから、人の役に立つ人間になりたい。これ、丸、まあできていると、それから、できているという数字が93%ぐらいです、摂津市は。この数字は国の平均の92%、大阪府の平均の91%を上回っております。

そんなことで、まだまだ不十分ではありますがけれども、私は人間基礎教育を提唱してまだ13年です。気の遠くなるような話からいうと、たったのまだ13年ですけれども、一つ一つ、みんなの心の中に、何とかしようという気持ちも芽生えてきているのではないかなと思っています。

そのことがなくて学力の向上はあり得ないと、そういうことで、人づくりにもしっかりとハード、ソフト、また取り組んでまいりたいと思いますので、またいろいろとお力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険料府内統一化に反対し、保険料を引き下げることについて質問します。

来年4月から、国民健康保険料大阪府内統一化が計画されています。それによって、一体、摂津市の国民健康保険はどうなるのか、市民にどんな影響が出るのかをこの間、質問してきましたが、国民健康保険料統一化ありきで、具体的な内容はわからない状態が続いてきました。

保険料の試算も、ほかの都道府県は3回目を出しているのに、大阪府は、昨年2月に粗い試算というものを1回出しただけで



す。

いよいよ実施予定まで5か月しかないところになりました。現在の国民健康保険料府内統一化計画の進捗状況はどうなっているのか、新たな保険料試算は出たのか、今後の予定についても教えてください。

次に、総合事業移行後の介護保険要支援サービスについて、質問します。

介護保険はことし4月から、要支援のヘルパー訪問とデイサービスが総合事業に移行されています。

摂津市ではサービス削減を行わず、平成29年度は要支援の方全てに現行どおりのサービスを提供できる体制をとるとされました。これは、日本共産党も大いに評価しているところです。

市民の皆さんからも、これまでどおりのサービスを守ってほしいというお声をたくさんお聞きしています。今後も現行どおりのサービスを全ての要支援の方に提供すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

1回目、以上です。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 現在の大阪府及び本市の広域化に対する動向及び検討状況についてのご質問にお答え申し上げます。

大阪府におきましては、広域化の府内運営ルールとなります大阪府国民健康保険運営方針の決定に向け、本年8月に第2回大阪府国民健康保険運営協議会を開催し、共通基準等について意見が交わされたところでございます。

大阪府国民健康保険運営協議会での意見を整理した中で素案としてまとめられ、市町村に対し、法定の意見聴取が行われる予定となっております。

また、保険料の試算につきましては、7月に国の追加公費の考え方が整理されたことを受け、9月には改めて大阪府の2回目の試算結果が示されることとなっておりますが、試算内容について、国に確認すべき点があるとしまして予定がおくれる中、一昨日になって公表されたところでございます。

本市としましても、新制度施行まで残り半年を切る中、激変緩和措置等の検討など、広域化の移行に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、介護保険要支援のサービスについて、総合事業移行後も現行どおりとすることについてのご質問にお答え申し上げます。

本年4月より、要支援1及び2の方のホームヘルプとデイサービスは、介護予防給付から市町村ごとで実施いたします介護予防日常生活支援総合事業に移行いたしております。

移行に当たっての混乱を避けるため、1年をかけまして、介護予防給付の更新時に総合事業に移行できるよう事業所などに指導を行うとともに、現行相当サービス利用者の方とケアマネジャーで話し合い、選択できるようにしており、現在のところ、スムーズな移行が実施されております。

ところで、総合事業には、介護保険の事業として負担できる費用に関して上限が設けられております。

移行後の本年度は、要支援1及び2の方のホームヘルプ等デイサービス及びケアプランに係る費用に関しまして、平成28年度実績の10%増しを上限として、介護保険事業の支払い対象と決められており、本年度に関しましては、上限額は約2億5,368万円で、見込み額は2億3,500

万円となっております、上限内におさまる見込みとなっております。

平成30年度以降に関しましては、前年度の上限額に直近3か年平均の75歳以上の高齢者数の伸び率を乗じて上限額とすると定められておりますが、現時点では、平成29年度の75歳以上の高齢化率が確定していないことや、介護保険の報酬改定時期でもございます。

したがって、現時点でお答えすることは困難ではございますが、大まかな試算では、何とか上限内におさまるのではないかと考えておりますので、可能な限り、平成30年度に関しましても、現行サービス等々、選択できるよう進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

2回目以降は、一問一答方式で行います。

国民健康保険についてです。国民健康保険料統一化に向けてのスケジュールが大幅におくれているとお話でした。大阪府が以前出していたスケジュールでは、8月に大阪府国民健康保険運営協議会を開催した後、9月から市町村への法定の意見聴取を行い、その後、10月から11月の間に再度、大阪府国民健康保険運営協議会を開き、12月に国民健康保険運営方針が決定されることになっていました。

ところが、8月の大阪府国民健康保険運営協議会開催以後、全くとまってしまい、運営方針素案もいまだに未定稿のまま、市町村への法定意見聴取については、いつするのかさえはっきりしない状態です。

しかも、それで国民健康保険料統一化が先送りされるわけではなく、12月に府が方針決定することは変更していない。つま

り、市町村に府の出してきた案をしっかりと吟味させる気がないとしか思えないやり方です。

市民の暮らしに大きくかかわりのある国民健康保険料の試算も、7月か8月、最初その予定でしたが、ようやく一昨日、10月25日になって出ました。

摂津市は、市議会議員選挙の影響で、議会の開催が10月になったため、こうしてかろうじて議会で質問ができるわけですが、ほとんどの市町村では議会は終了していません。

試算について、議会で何の審議もできないまま、市町村は府に意見を表明し、府は方針を決定していく。国民健康保険制度始まって以来の大改編を、市町村議会を軽んじ、民意の反映をされない、こんなやり方で進めていいとお考えでしょうか。お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪府の現状を踏まえまして、国民健康保険料府内統一化に対する摂津市の考え方というご質問でございますが、大阪府の試算結果のおくれにつきましては、今後のスケジュールを考えた際に、非常に厳しいものであるというふうに考えております。大阪府は本市を初め、府内各市町村からも早急に提示するよう求めてまいった次第でございます。

大阪府としましては、今回の試算に用いました計算ツールの内容について、国に確認すべきことがあったこともあり、その確認に時間を要したことから、提示がおくれたものと聞き及んでおります。

しかしながら、国民健康保険の運営方針の決定を12月に控えておりますことから、本市としましても、示された試算結果を参考に確認、検討作業を進めていくとともに、

今回の制度改正の運用ルールとなる運営方針素案が示され、意見聴取が行われることを踏まえ、早急に準備を進めていきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 全国では3回目の試算がもう既に出ているわけです。それが2回目すらなかなか出ないというのは、本当に大阪府は一体どんな作業の仕方をしているのかと思います。

摂津市も入っている北摂市長会の平成29年度大阪府施策に対する要望書、ここに、全ての市町村から広く意見を聴いて議論を進めること、また、早期かつ精緻な保険料設定のシミュレーションを行うことというようなことが要望として出されております。これにも答えない大阪府の乱暴な進め方に、抗議をするよう求めておきます。

それでは、まだ未定稿ですが、国民健康保険料統一化の運営方針素案についてお尋ねいたします。

摂津市は、この素案に対してどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪府国民健康保険運営方針の素案の策定についてのご質問について、お答えいたします。

大阪府の国民健康保険運営方針の策定につきましては、被保険者間の負担の公平及び健康づくり、医療費適正化へのインセンティブの強化を2本の柱といたしております。

被保険者間の負担の公平につきましては、府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるとされております。

本市といたしましては、負担の公平化は本来あるべき姿と考えており、6年間の激

変緩和期間を活用しまして、国民健康保険料統一化を進めていく予定でございます。

次に、健康づくり、医療費適正化へのインセンティブの強化につきましては、現在、本市では行っていない人間ドック助成が新たに府内統一基準で追加されることや、保険事業拡充に向けた財政支援が行われることが決まっており、大阪府全体として、健康づくりの推進が図られようとしています。

本市におきましても、これらを活用し、被保険者のため、より一層健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 運営方針素案は、策定の目的、基本的な考え方の中で、国民健康保険は国民皆保険制度の中核、最後のとりでとして重要な役割を果たしてきたが、国民健康保険加入者は高齢者が多く、所得が低く、医療費がかかるという構造的な課題を抱えているとしています。

これは、国民健康保険の都道府県単位化についての国の考えも一致しています。国民健康保険の財政運営を引き受ける際に、全国知事会は、この国民健康保険の構造的な課題の解決のためには公費投入が必要だと要求し、国は3,400億円の財政措置をとることにしました。国民健康保険の都道府県単位化は、国民健康保険の構造的な課題の解決が目的である、これに間違いありませんか。端的にお答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険の抱える構造的課題でございますが、先ほど増永議員がおっしゃいましたように、国費3,400億円を投入して、そういった財政問題を何とか支援していこうというのは、これは基本方針でございます。

今おっしゃっていましたが低所得者、あるいは所得がない、あるいは低いという、こういった構造につきましても、我々も北摂市長会あるいは大阪府市長会を通じまして、特に低所得者や多子世帯の保険料負担に十分配慮するように、要望してまいったところでございます。

また、我々としましては、繰入金の問題とかもございまして、激変緩和措置につきましても十分配慮していただくよう、要望をしてまいったところでございます。

我々としましても、そういった国民健康保険の持つ課題、そういったものを真剣に考え、激変緩和措置をきちっととっていきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 激変緩和措置ではなく、本来の目的として、公費の投入で国民健康保険料を下げ、加入者負担をふやさずに財政の安定化を図るということが、この都道府県単位化の目的のほうです。

ところが、大阪府の運営方針素案は、府内同一保険料や、統一基準での運営を目的にすりかえ、国民健康保険法で定められた社会保障である国民健康保険を、相互扶助の社会保険制度と規定し、国民健康保険料統一化による負担増のみならず、市町村が国民健康保険の構造的な問題を少しでも緩和しようとしてきた一般財源からの繰り入れも否定し、保険料引き下げのためなどの一般財源の繰り入れをやめるよう強要しています。

さらに国民健康保険は社会保障制度ですから、保険料が払えない人のための保険料減免制度や、医療費が払えない人のための医療費の減免制度があります。

摂津市では、これら条例減免、一部負担金減免は一般財源から出していますが、統

一化された国民健康保険料では、他の国民健康保険加入者に負担をかぶせる形態です。これでは、所得の低い国民健康保険加入者に保険料負担がますます重くのしかかり、構造的な課題は解消どころかより一層深刻になります。

3、400億円の国費の投入も、全国の自治体が一般財源の繰り入れを引き上げたらそれだけでなくなってしまいます。国民健康保険の構造的課題の解決のためには、今までどおり、一般財源の繰り入れを市町村が行うことが必要です。

消費税8%にした増税分、これを福祉に回すというのであれば、国民皆保険制度の最後のとりでである国民健康保険に、国も自治体もしっかりと財政措置を図るべきです。国民健康保険料府内統一化に反対すべきだと思いますが、いかがですか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険料統一化に反対すべきというご質問でございます。

先ほども申しましたように、国民健康保険につきましても、国民皆保険の最後のとりでということでございます。我々としましては、これの、国民皆保険制度のとりでを、財政的な危機にさらすわけにはまいりません。

したがって、こういう形で財政を都道府県が担うということで、給付費の支出を賄うために、我々が納付する割り当て金、そういったものできちんと賄うことができるということは、今後の国民健康保険の安定的な運営にとって非常に大事なことでありたいというふうに考えます。

また、先ほども申しましたように、国民健康保険が府内で統一的にされるということにつきましても、被保険者間の公平ということで、我々としてもそれは国民健康保

険のあるべき姿ではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 制度を守ることが大切なのではなくて、その制度の中に入っている人たちを守ることが大切です。

和泉市議会などでは、「国民健康保険は各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである。保険料率や減免制度を府内で統一し、市町村からの法定外繰り入れを無くせば、これまで低所得者の保険料軽減や、市民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなる。」と、国民健康保険料統一化に反対する意見書を出しています。

日本共産党の国会質問にも、政府も、一般財源の繰り入れができないわけではないと答弁をしております。摂津市も一般財源をしっかりと活用して、今後も国民健康保険加入者を守るよう求めておきます。

それでは、今回出された保険料の試算について質問いたします。

この表によると、国民健康保険料統一化によって、摂津市の場合、1人当たり保険料が5,579円値上がりするとなっております。前回出された試算と比べてどうなのか、一般財源の繰り入れの影響額はどうか、お答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第2回目の保険料の試算結果につきましてのご質問にお答え申し上げます。

第1回目及び第2回目の試算につきましては、平成29年度において、新制度が適用されたものと仮定した場合における保険料額の試算となり、今回の試算におきまし

ては、本市の1人当たり保険料額は、広域化の影響により5,579円の増額となっております。

第1回目の試算では1万31円の増額でございましたので、今回の試算では、増額幅が4,452円縮小をされております。

これにつきましては、今回の試算で、国の公費分を算定に加えたことなどが試算保険料の減額となった要因でございます。

また、本市の繰り入れの影響額ということでございますが、これは2回目のほうでは示されておりませんが、1回目の中で7,743円が減額されているということが示されております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 つまり、1人当たりでいけば、摂津市の繰り入れの影響とこの国民健康保険料統一化の影響と両方加味して、1万3,322円値上げということですね。さらに医療費の伸びが加われば、これ以上の値上げになるということでしょうか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 先ほども申しましたように、6年間につきましては激変緩和措置がございました。

まず、広域化の影響による5,579円につきましては、3回目、あるいは最後の算定結果によってまた数字が変わってくるかと思いますが、こちらのほうは、大阪府のほうで激変緩和措置が行われるというふうに聞いております。

また、7,743円につきましては、本市につきましては6年間の激変緩和期間を活用いたしまして、できる限り被保険者の方々に負担がないよう、緩やかな負担緩和を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 激変緩和措置は後で聞きます。

医療費の伸びというのが、試算をしながら中で大変これから大切だと思うんです。

毎年、医療費は伸びる形で予算が組まれてきています。この医療費の伸びというのは、ここに書かれた値上げ幅の中には入らずに、さらにこの上に積まれるということですのでよろしいんですね。もう一度お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 この試算におきましては、平成29年度のベースでございます。平成29年度ベースと申しますのは、平成29年度はまだ決算が締まっておりませんので、平成28年度の実績に、平成29年度の予想の伸び率3.12%を掛けたものでございます。ですから、平成30年度につきましては、また1人当たりの医療費が伸びますと、そういったものも加味されてくるということでございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 つまり、これよりもっと上がるという可能性が高いということだと思います。

前回からの主な変更点というのが、もう一枚の紙に書いてあります。国による追加公費のうち400億円分の算入と書かれていますが、大阪府の金額としては幾らぐらいになるのかを教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪府における見込み額については、資料での発表はございましたが、会議の後の質疑の中で、大阪府分としては、国の追加公費1,700億円のうち、普通調整交付金、特別調整交付金として400億円を算入することとして、

大阪府分としては約40億円が入ると見込んで試算をしたということで、市町村からの質問に答えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 各市町村の保険料過年度分や、保険料一部負担金減免費用、保健事業の拡充を反映ということも書いてありますが、これについてもそれぞれ金額を教えてください。大阪府分です。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 2回目の試算において、前回の試算との変わった部分としてございますが、今申し上げましたように、追加公費の分は約40億円と見込まれているということでございます。

それから、各市町村の保険料過年度分、いわゆる滞納分の収入の一部を反映するというので、これにつきましては、平成26年度から平成28年度の平均に対して、約60%を算入したと聞いております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 今、過年度分のお話でしたが、減免費用とかそういうものも出てきていますよね、保健事業の拡充分。

過年度分は金額としてはわからないんですか、60%というだけで。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 質疑応答の中では数字は出てきておりませんでしたので、我々としては幾らかということは把握をいたしておりません。

それから、減免分につきましては、また先ほどの会議の後の質疑応答の中で、市町村から質問に対して、減免分は約50億円を見込んでいるというふうにお答えをいただいております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 激変緩和措置ということが何遍も言われておりました。大阪府はどれぐらい激変緩和措置をするつもりなのか、また、摂津市についても教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 すいません。激変緩和措置については、具体的なところは今のところ存じておりません。また、詳細がわかり次第、ご報告をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、2回目の試算は、これはまだ粗い試算でございます。

今後、国からの仮係数が提示されます平成29年12月の仮係数による平成30年度の試算、それから、最終的に1月に提示されます確定係数によって計算しますと、平成30年度の算定における最終的な影響額というのがまだ出ておりませんので、またそういったものがわかり次第、ご報告をさせていただきますと思います。

それから、本市の繰り入れの分でございますが、現在、約3億円弱が繰り入れとして入っております。その中で、過去ではそれは全て法定外繰り入れということでございましたが、いろいろと見直しがありまして、例えば大阪府がやっております福祉医療による医療の増加に対するペナルティー分でありますとか、あるいは健康事業への繰り出し金でありますとか、それから、減免の繰り出し金については、今、準法定という扱いになってございます。

そういったものもございまして、そういったものも全てなくなっていくというたらあれですけども、ゼロになっていくわけですから、徐々に、少しずつ、先ほども申しましたように、被保険者の方々に迷

惑ができるだけかからないように、緩やかに削減というか、縮減をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市では、保険料1人当たり1万3,000円以上の値上げなんて、本当にこれはとんでもない話だと思うんですけども、その試算も中身がはっきりしないことだらけ、これでどうやって検討するんですか。

激変緩和措置と何回も言われますが、じゃ、幾らぐらい一体、激変緩和措置をこの1万3,000円についてされるのか、市民にとって大きな問題ですが、ここが全くわからない中で、大阪府は12月にもう決定する。

その手前に、いつ出てくるかわかりませんが、市町村から意見聴取を行うということですね。こんな意見聴取、白紙委任状にサインをするようなもんです。絶対やめるべきだと思いますので、そこは強く言うておきたいと思います。

大阪府の国民健康保険料府内統一化は、市町村の意見をきちんと聴かず、まともに情報も知らせない。その乱暴な進め方、社会保障である国民健康保険を相互扶助の保険制度とし、国民健康保険の構造的な課題をさらに深刻化させること、保険料の大幅な値上げ、どれをとっても賛成できることはありません。意見聴取ではきっぱり反対することを求めます。

そして、大阪府の国民健康保険料統一化には法的根拠はありませんから、摂津市は今までも国民健康保険加入者を守ることを求めます。

また、今後の運用の検証も、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議が行うこ

とになっていますが、この会議は、市町村から民主的に選ばれた代表ではありません。市町村からしっかりと代表者を出す制度に変えることを求めるべきではないでしょうか。お答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険の広域化に当たりましては、北摂の国民健康保険担当者間でも非常に何度も議論をさせていただいています。

通常では課長級が集まりまして議論するところ、この広域化に関しては、非常に重大な会議であるとして、部長級職員が何度も集まって協議をしております。

このたび、先ほど増永議員が指摘されましたように、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や財政事業運営ワーキング・グループに参画していない市町村についても、やはり、きちんと意見を聴いて議論を進めるべきであるということで、我々としましては、北摂の市長会を通じて、そういったことも要望してまいっている次第でございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 この運営方針素案に大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議がこれからの検証もやっていくと書いてあるわけですよ。大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議のメンバーを変えないと同じようなことがずっと続いていくことになると思いますので、そこをぜひ強く要望していただきたいと思います。

国民健康保険の問題の最後に、摂津市の国民健康保険特別会計は翌年度に繰越金を送っている。つまりは黒字です。今でも高い国民健康保険料、値下げすべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 本市におきましては、これまで20年間、累積赤字を継続いたしておりましたが、平成27年度に収支改善を図りまして、昨年度につきましても、収支バランスを維持したところでございます。

しかしながら、平成30年度からの新制度におきましては、保険料負担緩和といった決算補填等を目的とする法定外の一般会計からの繰り入れについては、解消すべき赤字として位置づけられております。

本市におきましては、保険料抑制のため、一般会計より法定外への繰り入れを行っていることから、今後、先ほども申しましたように、緩やかに、段階的に解消していくことが必要になってまいります。

そのため、法定外への繰り入れを解消しつつ、収支バランスを考慮した上で、被保険者への影響が緩やかに、過度のものとならないよう、激変緩和措置を検討しまして、保険料の設定について慎重に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市の国民健康保険特別会計は黒字なのに、大阪府の国民健康保険料統一化のせいで値下げどころか大幅値上げになる。こんなことがあっていいはずはありません。摂津市には、国民健康保険料府内統一化に反対し、市民をしっかりと守ることを求めておきます。

そして、民生常任委員会の委員長として、今回出された大阪府の試算や、運営方針素案などについて、民生常任委員の皆さんにきちんとした報告の場を設けていただくことを要望しておきます。

次に、介護保険についてです。

総合事業のサービスは、希望する要支援



の方全てに、現行どおり平成30年度も提供することでした。しっかりサービスを維持して欲しいと考えています。

平成29年度の上限は、約2億5,000万円ほどということでした。介護保険の現在の基金は、3億円を超えています。全く国からお金がおりてこなくても、1年間、摂津市の基金だけでサービスを継続できるくらいのお金があるというわけですから、平成30年度だけではなく、全ての要支援の方に、今後も現行どおりのサービスを提供すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 平成30年度だけでなく、それ以降も、移行前と同様、現行どおりのサービスを提供すべきではないかというご質問にお答え申し上げます。

総合事業の特長といたしましては、多様なサービスの選択が可能となっております。本市では、総合事業が開始されました本年4月から、リハビリ専門職の方が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月から6か月の集中的な運動指導を実施する中で、介護予防を図る通所型サービスCを摂津市立保健センターで実施しており、利用された方々やご家族の方から、大変好評をいただいているところでございます。

また、シルバー人材センターが実施しております緩和した基準の訪問型サービスAなども実施いたしており、利用者の方が多様なサービスを選択できるよう進めております。

さらに、福祉専門職の方々が行うホームヘルプやデイサービスなど、現行相当サービスだけでなく、つどい場などの一般介護予防事業も含めた介護予防と、地域での取り組みに重点を置いた多様なサービスを新

たに実施していくことで、今後増加する後期高齢者の方々が安心して地域で生活ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 元気な高齢者の皆さんが、その元気な状態を維持していただくために、つどい場など、そういうたくさん取り組みをされていると、そこも評価をしております。

これはデイサービスにかわるものとかそういうことではなく、要支援の方のサービスを削るということではないということ、まず確認しておきたいと思います。

大切なことは、専門的なサービスが必要な人に、しっかりと専門的なサービスを利用してもらうことです。

要支援の方は、介護認定でより重症化しないために、専門的なサービスが必要だと認定された方です。他市で行われているような専門職でない人、住民、ボランティアなどにヘルパー、デイサービスのかわりをさせる安上がりのサービスでは、重症化を進めてしまいます。

国は介護保険法を改悪し、自立支援の名のもとに介護を卒業すると称して、認定引き下げやサービス利用料の削減を行ったところに交付金をおろすなど、削減競争に駆り立てる制度をつくらうとしています。

自立支援の卒業を促進している大阪府大東市では、サービス削減で、要支援1だった男性が要介護5まで悪化し、NHKクローズアップ現代+でも取り上げられました。11月には大阪社会保障推進協議会の呼びかけで、大東市現地実態調査も行われる計画です。

摂津市では介護保険法に反対し、このよ

うなことが起こらないよう、サービスをしっかりと提供すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今後、2025年に向けて、介護予防を進めていくことが非常に重要となってまいります。

先ほどご質問にありましたつどい場につきましても、一般介護予防事業でございますので、既存のデイサービスにかわるものではございません。我々としては、元気な高齢者を何とか地域でふやしていきたいという思いでございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 介護保険法についても、特に交付金の問題ですね。お願いします。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 交付金の問題のお答えが抜けておりました。申しわけありません。

平成30年度から、市町村に対して交付金制度を創設するということが言われておりますが、まだ介護保険の制度改正の中で、具体的な中身が示されていない状況でございます。

そのため、現時点で本市がどのような対応をしてまいるのかお答えすることは困難でございます。本市としましては引き続き、介護予防と地域づくりを重点的に進めてまいりたい、それが何よりも重要であるというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 元気な高齢者の方がたくさんふえて、それによって介護給付が抑えられるということが本来のあり方だと思います。

また、必要な人には、全ての要支援の方に、現行どおりの介護サービスの提供を重

ねて要望しておきます。

介護保険は今年度、3年に1度の見直しが行われます。新たな期の保険料は、3億円の基金も使って、しっかりと引き下げるべきだということも申し上げておきます。

年金は下がる一方です。高齢者の生活もしっかりと守っていただきたい旨を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして、一般質問をいたします。

中学校給食について。デリバリー方式選択制で開始されてから3年目に入りました。今年度末で委託業者との契約更新の時期を迎えますが、今後に向けてどのように考えておられるのかお聞かせください。

2点目の教育現場のICT機器の活用について。昨年度、小・中学校に導入したICT機器の活用について伺います。

3点目、認知症予防と治療について。本市では、現在、人口の約4分の1の方が65歳以上の高齢者です。そして、8年後の2025年には約3分の1の方が高齢者になります。また、ある発表では高齢者の5人に1人は認知症に罹患するとも言われています。

ここで、本市の認知症施策の現在の取り組みについてお尋ねをいたします。

4点目の高齢者の健康管理と生きがいについて。最近、地域をお守りして感じることでありますが、ひとり暮らしの高齢者の方が多くなったことです。まず、高齢者の方の健康管理として、本市にあってどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

1 回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。  
教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

本市の中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制で開始し、中学生としてふさわしい安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することを目的に実施いたしております。

平成27年1学期末時点での市内5中学校の平均喫食率は6.5%でスタートといたしましたが、平成29年1学期末時点での平均喫食率は4.5%となっております。

1学期に全学年の生徒を対象に実施しましたアンケート結果によりますと、約90%が家庭からの弁当持参となっております。デリバリー方式選択制中学校給食を食べている生徒は約5%、コンビニ、スーパー等で購入した弁当やおにぎり、パンを食べている生徒の割合は5%となっております。

今年度末で現在の委託契約期間が満了を迎えることから、引き続き、デリバリー方式選択制での中学校給食実施に向けて、プロポーザル方式による業者選定を行う予定でございます。

まだまだ多くの課題がございますが、今後もよりよい中学校給食の提供を目指して、さらなる改善を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 昨年度、小・中学校に導入したICT機器の活用状況についてのご質問にお答えいたします。

昨年度、全小学校にタブレット型パソコンを45台、全中学校の普通教室に電子黒

板機能内蔵の 프로젝터를導入いたしました。

小学校のタブレット型パソコンにつきましては、教員が操作や活用の方法を習得するまでに時間を要することから、導入当初の活用頻度につきましては、高くはございませんでした。

しかし、指導主事が全小学校を訪問し、全教員を対象といたしました研修の実施後は、授業での活用頻度が高くなってきており、場合によっては、45台ではパソコンが足りないケースも生じております。

また、中学校の 프로젝터につきましては、英語や理科、社会等の教科を中心にデジタル教科書を用いるなど、導入当初より活用頻度が高く、同じ時間帯の授業におきまして、少ないときで3割、多いときでは7割程度が活用している状況でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 認知症施策の現在の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

認知症施策に関しましては、認知症に関する正しい知識の啓発と認知症予防に重点を置いて、実施いたしております。認知症は症状に応じた適切な治療ケアを受けることにより、症状の進行をおくらせることが可能でございます。正しい知識を習得し、認知症の方やご家族を応援する認知症サポーター養成講座を開催いたしており、前年度末で約3,000名の方を養成いたしております。

また、平成22年度から認知症プロジェクトチームを立ち上げ、担当課を中心に介護保険事業者やボランティアグループ、社会福祉協議会などが参加し、認知症の方や

家族の支援に関する取り組みに関して、企画・立案などを行い、「認知症の人やその家族を支える地域資源」冊子の作成などを行いました。

さらに、認知症の高齢者の方が行方不明になった場合に、地域の支援を受けて早期に発見できるよう、関係機関や協力事業者との支援体制で見守りを行う認知症高齢者等徘徊SOSネットワークを実施いたしており、本年9月末で97名の方がご登録をいただいている状況でございます。

続きまして、高齢者の健康管理と生きがいについてのご質問にお答え申し上げます。

高齢者は加齢に伴う心身機能の低下から、関節や筋肉等の運動器症候群や食事量の減少による低栄養状態、また、外出がおっくうになるなどの鬱傾向になることが特徴として挙げられます。

高齢者の健康管理は、このような心身の機能低下から要介護状態になることを防ぐ取り組みが重要となります。定期的な健康診査の受診勧奨や保健指導、地域で高齢者が集うふれあいサロンなどにおきまして、適切な運動や栄養、病気の予防等の講話により、健康管理に努めております。

また、身近な地域で仲間とともに楽しく健康づくりができる健康づくり自主グループの育成、ウォーキングコースの設定やウォーキングイベントの実施など、市民との協働により、さまざまな側面から高齢者自身が行える健康管理を支援いたしております。

このように高齢者が身近な地域で役割を担いながら活動参加でき、心身の健康管理に役立つ介護予防事業の推進が、今後、ますます重要になってくるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これよりは、一問一答方式にて質問いたします。

中学校給食について、アンケート結果を拝見いたしました。生徒の要望の観点から見ると、導入を開始する前の傾向と大きな変化はなく、家庭からの弁当を希望する声が多いようです。

一方、親御さんの思いとしては、仕事をお持ちの方もある中で、栄養バランスのとれた食事に配慮した、子どもたちが食べたいと思う給食の提供を求められているようです。

中学校給食の導入に当たり、当初設定した目標喫食率は30%と伺っています。生徒の健康と成長が目的であり、喫食率の向上はあくまでも目標ではありますが、その上で市として今後も30%の目標のまま進めていくのかをお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 導入前の調査で、食堂や購買部の利用、また、事前にコンビニ等での弁当やパンを購入している生徒の割合は、おおむね20%から30%であったことから、目標喫食率を30%といたしました。現状の喫食率や直近のアンケート結果で、コンビニ等の弁当、パンを食べている割合が5%もあることも踏まえ、当面、目標を10%に設定をいたしたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 当初の目標設定値の30%と比較して、導入3年目で平均喫食率が4.5%という現状に対しては、目標値との差が余りにも大きく、公費を投入し進めている内容であることや、そして、何よりも食の観点から生徒の健康や成長をお預かりする責任ある立場から考えると、厳しいようですが、一般企業であれば、継続性が問わ

れる状況であることを深く認識をしていただきたいと思います。

その上で、担当課としても喫食率改善のために、これまでさまざまな取り組みを行ってこられたと思いますので、その内容についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 具体的な取り組みをご紹介しますと、これまで毎月の献立改善や行事食の取り入れ。あるいは、人気献立キャンペーンやリクエスト献立の実施。また、中学校体験入学時には、小学校6年生対象の試食会を実施いたしております。

また、今年度になりまして、試行的に当日販売の実施や、3,000円の払込票の追加など、より利用しやすくなるよう改善を行っております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 生徒や保護者へのアプローチ、工夫された内容がわかりました。中学校給食に関心の高い小学6年生を対象とされたことは、とてもよかったのではないかと思います。

利用しやすいという観点から考えると、アンケートの結果にもあるように、予約については方法的に簡単であるか。また、直前まで予約や変更ができるかどうか。そして、事前に預託しておく額面が適当であるかどうかなどが、検討課題として挙がっています。

さらに、小学校と異なる点として、小学校給食は就学援助の対象になっていますが、中学校ではその対象になっていない点です。今後、就学援助の適用について、どう考えておられるのか、お伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 本市の中学校給食は選択制

であるため、就学援助の適用は現在のところ、考えておりません。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 公平性の観点からいいますと、答弁については確かにそうかもしれません。それであるならば、公正性を担保して、なおかつ援助できる方法はないものか、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

就学援助という枠組みからは少し離れるかもしれませんが、例えば複数回利用できるクーポン券を発行し、利用の機会を均等に保つことで公平性を担保し、食の安全を確保した中学校給食を新たに利用する生徒の増加にもつながらないでしょうか。

中学校は義務教育の範疇であり、国の施策でも、今後はさまざまな少子化に対する取り組みも出てきます。どうか何らかの形で援助できる具体策を実現してください。

さて、今回の議案にも債務負担行為で中学校給食の件が挙がっていますが、今後、デリバリー方式選択制を継続するのか、その考えについてお尋ねをいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 今年度、1学期のアンケート結果にも出ておりますが、事前にコンビニやスーパー等で購入した弁当やパンを食べられる生徒が少なくとも、5%はいてらっしゃることから、短期的にこれらの生徒に栄養バランスのとれた中学校給食を利用してもらうことで、低い喫食率ながら、一定の目標は達成できるのかなとは考えております。

ただし、中長期的には社会情勢の変化や時代の要請に応じた中学校給食のあり方については、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 今後3年間のさらなる更新を進めることになるのであればなおのこと、教育委員会を挙げて今まで以上に生徒や保護者、そして、教員の現場の声をしっかり聞きまして、真のニーズをさらにキャッチをしていただきたいと思います。

アンケート結果で気になったのが、食べたことはないがおいしそうに見えないという回答が47.1%。例えば給食容器を食べてみたいと思うような物にかえる。また、すぐに難しいようであれば、容器に明るいデザインでラッピングができるような工夫を行う。また、ほかには配膳室に行き、受け取り返却するのが面倒という声が60.5%ありました。実際には面倒というニュアンスよりも、食べ始めを合わせようとすると、給食以外の生徒に待ってもらわないといけないということのほうが課題となっているようです。可能であれば、教室まで、もしくは各階までの配膳についても、更新の機会に実施を行うなど、これまで進める学校給食の現状から、今後、求められる中学校給食にと大改善を期待したいと思います。

そして、もう一つ要望したいのは、万一どうしても方向転換を必要とした場合には、子どものことを第一に考え、思い切った対応ができるように準備をしていただきたいと思います。

次に、教育現場のICT機器の活用についてです。小学校でのタブレット及び中学校での常設されたプロジェクターの活用については、当初予想していた以上の活用頻度であると感じました。

では、ICT機器の導入によりどのような効果があったのか、お伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 ICT機器導入により、小・中学校の授業に変化が見られるようになってまいりました。具体的に申し上げますと、タブレット型パソコンの動画撮影機能を使い、小学校体育の器械運動の授業では、児童の動きを動画で撮影、視聴し、より適切な動きを見つける学習。また、中学校数学や理科の授業や、プロジェクターの電子黒板機能を活用し、一次関数のグラフ作成や天体の動きを映像と図を用いて説明する学習などが行われているところでございます。

ICT機器活用により、位置関係や動き等がわかりやすく提示され、視聴覚による認知度が高まり、児童・生徒が主体的に活動する場面の増加や、学習意欲が向上する傾向が見られるところでございます。

教員にとっても授業展開にめり張りがつき、授業準備もしやすくなるなど、負担軽減にもつながっているところでございます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ICT機器の導入により、いい効果があらわれているように思います。学校現場で先日、思っていた以上に教員の負担軽減につながっていることや、子どもの学習意欲も向上したと伺い、私もうれしくなりました。

今まで、言葉や絵で説明した内容が先ほどの答弁にありましたように、動画などを見ることで、大幅な授業効率の改善になったことも伺っております。

次に、昨年度導入した学習教材の内容や活用状況、教員のICT機器の活用スキル向上に係る取り組みについてお伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 昨年度導入いたしました教材は、学校だけではなく家庭でもア

クセスでき、自分のペースで問題を解き進めていく学習支援ソフト。また、教科に係る動画等を視聴できる教育用デジタルコンテツなどがございます。

活用状況につきましては、学校によっての差はございますが、研修後に活用頻度がふえることから、引き続き、学校に働きかけを行ってまいりたいと存じます。

教員のICT機器の活用スキル向上につきましては、全教員を対象に年3回の機器操作や授業での活用方法に係る研修を行うとともに、各校から委員が集まりますICT活用推進委員会におきまして、情報提供、情報共有、実技演習等の場を設けることによりまして、現在、取り組みを進めております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 本年春ごろから、スマホやパソコンで自宅でも学べるドリル形式のネットを利用した学習コンテンツの活用が、全ての児童に提供され、その内容を私も少し拝見いたしました。クイズ形式でとてもわかりやすい、いい内容でありました。もっと保護者や子どもにもその使い方や利点などが浸透されて活用がふえ、本市の課題でもある家庭学習時間の確保につながるよう、努めていただきたいと思っております。

また、教員が教材を自作する場合もあると思っておりますが、パソコンを使いこなす能力により、活用への影響を軽減できるよう、手軽に活用できるような学習教材を、さらに充実していただきたいことを願います。

指導主事も積極的に現場を巡回し取り組まれている旨を伺っていますが、今後さらに窓口も拡充し、教員へのサポート強化を要望いたします。

次に、児童・生徒の力を育むことができる、より魅力ある授業を実現する上で、現

在のパソコンや液晶テレビ等のICT機器の環境は十分に整備されたものであるのかどうかについてお伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今後、日本の社会は、情報化や技術革新等の影響により、多くの仕事が人工知能にゆだねられる可能性が高いと言われておるところでございます。

そのような未来を見据え、児童・生徒には直面するさまざまな変化を柔軟に受けとめ、社会や人生をよりよいものにするため、主体的に学び続ける力を育む必要がある、そのように考えております。

また、言語能力と並び情報活用能力を育むことが強く求められていると認識いたしております。

現在、小・中学校に整備いたしました環境のもと、パソコンや液晶テレビの活用により、一定の学習効果を上げてはおりますが、今後の国の動向を見据えた上で、パソコンの台数増や教室で使用するモニターのサイズアップを図るなど、さらなる環境整備の必要があると考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 昨年のICT機器導入の成果は、予想以上の授業の効率化や児童・生徒へのより魅力ある授業にあらわれています。この際、思い切った導入計画を要望いたします。タブレットについては、現在、小学校ごとに45台の導入ですが、せめて学年単位の拡充を、また、中学校にもタブレットの導入をお願いしたいと思います。

また、中学校の普通教室にプロジェクターを設置して大きな成果を上げておりますが、小学校の普通教室についても設置を要望いたします。現在、液晶テレビはありますが、サイズの関係で事実上、十分な活用

ができていない現状があるようです。

また、ネット環境の整備が不十分な箇所も多く、アクセスポイントとなる機器が移動しなくても利用できるように、点検と整備をあわせて要望いたしたいというふうに思います。

次に、認知症予防と治療について。本市での認知症施策について理解ができました。特に、認知症サポーター養成講座を受けられ、受講済みを示すオレンジリングを腕につけている方を多くみかけるようになってまいりました。徘徊SOSネットワークにおいても、支援してくださる団体の方にも感謝申し上げたいと思います。

認知症に関する正しい理解を進めることや、発症後の対応について伺いましたが、本市において認知症の予防についてはどのような取り組みをしておられるのか、お問い合わせいたします。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 認知症の予防の取り組みといたしましては、平成26年度から市民を対象に認知症市民公開講座を、医師会を初め、関係機関との連携のもとで開催し、大変好評をいただいております。

認知症の方への支援の取り組みや、診療と地域連携などのほか、認知症を食いとめようというテーマの講演会を開催し、認知症の予防のためには生活習慣病の予防が重要であることを市民の方々に啓発をいたしてまいります。

また、今年度は認知症予防体操せつつはつらつ脳トレ体操の啓発DVDを作成し、11月の介護の日にはお披露目の予定をいたしております。その後は広報で案内するとともに、地域でさまざまな活動の際にご活用いただき、認知症予防の取り組みを広げてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 認知症の予防について、市民講座の開催などの取り組みや、その発症を食いとめる生活習慣病の予防に関して、今後もあらゆる機会を通じて、ますます啓発を行っていただきたいと思います。

認知症予防対策についても、予防のために活用しようと、その完成を心待ちにされている方も多くおられます。

今後、ホームページや動画サイトでの公開を行い、多くの方が発症する前に活用できますよう、要望いたします。

また、予防とセットで発見の機会をつくるため、以前からも要望していましたスマホなどを利用した認知症チェッカーの導入もあわせて要望いたします。

国のほうでもさまざまな認知症施策が進められていますが、来年度、平成30年度からの新たな取り組みについてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 認知症施策に関しての平成30年度からの新たな取り組みにつきましてでございますが、介護保険法の制度改正によりまして、全ての市町村に認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを設置することが定められております。

まず、認知症地域支援推進員の役割は、認知症の方やその家族等への支援や、支援機関へ助言を行うとともに、医療機関や介護事業所等関係機関との連携を図り、認知症対応力向上のための支援について、企画・調整を行うものでございます。

次に、認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症はできるだけ早期に発見し、すぐに治療につなげることで、認知症の進行を遅くし、住みなれた住宅で過ごせる時間を長くすることが大切でございます。



そのためにできるだけ早い医療受診を目的として、認知症の疑いのある方を近隣やご家族などの相談をきっかけに訪問し、アセスメントを行い、包括的・集中的に最大6か月間支援を行う複数の専門職からなるチームとなっております。

医療職としましては保健師、介護職としましては社会福祉士を想定しており、これらのチーム員と専門の研修を受講した医師をサポート医としたチームを基本として、認知症の疑いのある方を手厚く支援する仕組みでございまして、新たな仕組みであるため、まずは担当課に設置し、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 介護保険制度の改正をもとにした認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活躍に期待をいたします。

新制度が導入された折に、その存在を余り知らない方も出てきます。よくホームページや広報に掲載したとお伺いしますが、伝えたことと伝わったことには大きな違いがあり、せつかくのいい取り組みでもあるため、地域の福祉委員やライフサポートを通じての周知にも配慮をしていただきたいと思います。

さらに、ご家族の方にも早期発見のためのノウハウをお伝えできる機会を設けていただき、先に要望した認知症チェッカー等の活用ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

さらに高齢者と同居や近居をされている家族の皆さん向けの講座などを開催し、発見や予防、そして、万一の発症のときの対応などを理解できる場も設けていただきたいと思います。

次に、高齢者の健康管理について。健康

診断の受診の推進は、健幸マイレージの施策などを通じ、大きく推進できてきたと思います。福祉委員会でのサロン活動なども民生委員を中心とする方々のご貢献についても、いつも感謝をしております。

ウォーキングイベントについてもコースの設置が進み、すっかり定着しており、参加者も毎回100名を超える勢いとなってきました。

さて、体の健康はまず心の健康が大切だと思います。そこで高齢者の生きがいについて、現在、つどい場が開設されていますが、閉じこもりぎみの方、特に男性のひとり暮らしの方が気軽に集える場所が必要であると考えますが、どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者が週1回、気軽に通える場所としまして市内で5か所、つどい場が開催されております。つどい場を受託しておりますNPOや市民団体にも、歌体操や脳トレなどの介護予防体操を行っていただいておりますが、介護保険の一般介護予防事業からもリハビリテーション派遣事業としまして、保健センターのリハビリ専門職を月2回派遣しており、利用者から大変喜ばれているところでございます。

しかし、ご指摘のように、現在、つどい場に通っている方のほとんどの方が女性でございまして、ご夫妻で来られておられる方も含め、多いつどい場でも男性の方は2割程度となっております。

ひとり暮らしの男性の方が気軽に通えるつどい場をどのようにつくっていくかにつきましては、今後の課題の1つであると認識をいたしております。

地域の既存の高齢者が通っておられるカフェなどには、男性の方が多所もあるよ

うに聞いております。それらのカフェなどの内容も参考にし、来年度に向けてどのようにつどい場を拡充していくか、検討をしまいたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 比較的女性の方は積極的に外出をされますが、男性の場合はその目的がはっきりしないと、なかなか行動に移りにくいものがあります。現役世代の仕事や特技を生かして活動できる機会をつくる等、場合によっては子どもとの接点を設け、例えばものづくりの主体者となっていただくなど、自治会等を通じた学校との連携を生かした男性高齢者の活躍を期待いたしたいと思えます。

また、可能であれば、空家などを活用したカフェの運営にも当たっていただき、生きがいを持って暮らせる環境づくりの整備にも取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、平成30年度に高齢者のつどい場を今後さらに拡充されるようですが、どのような体制で考えておられるのかお伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 つどい場の拡充について、お答え申し上げます。

高齢者の介護予防、生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において介護予防生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす生活支援コーディネーターを介護保険制度の中の地域支援事業で配置できることとなっております。

本市では平成30年度に地域全域を対象とする第1層の生活支援コーディネーターと安威川以南、以北の日常圏域のそれぞれを対象とする第2層の生活支援コーディネ

ーターの配置を検討いたしてあり、その中でつどい場の拡充も含め、介護予防や地域づくりのための資源開発やネットワーク構築を進めていきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 生活支援コーディネーターが地域と一体になって取り組めるように、各種ボランティアの団体の皆さんとの連携をしっかりと準備して望んでいただきたいと思います。

地域にはいろんな形で高齢者を見守ってくださっている方がおられます。その方を称賛し、それぞれの活動を理解し、支え合う気風がとても大切になってくると思えます。

新たな役割の方を配置することも大事なことだとは思いますが、今まで地域で頑張ってきた皆さんを大切にしながら、お互いが喜びを持って活動できるきずなづくりを、目に見えにくいことではありますが、配慮して望んでいただきたいと思います。

その上で新制度を活用した高齢者の生きがいづくりを進めていただくことを要望したいと思います。

私ごとになりますが、来月、中程度の認知症を患う家内の母を四国から呼び寄せ、同居することになりました。自身の親に十分できなかった親孝行をしようと思っています。どうか、早期認知症の発見や予防ができるように力を入れていただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づきまして、一般質問をさせていただきます。初めての一般質問でございます。よろしくお

願いいたします。

本日、3項目について、質問いたします。

まず、1点目の質問です。吹田市、摂津市の両市にまたがって行われている国立循環器病研究センターの移転に伴うJR岸辺・千里丘駅一帯のまちづくり、北大阪健康医療都市、健都について、これまでのまちづくりの経緯、現在の取り組みの状況、そして、本市における意義についてお聞かせください。

次に、2点目の質問です。防災に関してですが、昨年予想だにしない2度にわたる震度6強の揺れで大きな被害が出た熊本地震や、ことし7月の想定外と言われる記録的な雨量により大きな被害が出た九州北部豪雨など、今や想定外と言われる災害が往々にして起きているのが実情でございます。

また、南海トラフ地震が今後30年において発生する確率が70%と予想されている中で、今こそ想定外と言われる災害に対してしっかりと対応できる災害対策、防災に取り組み、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに邁進していかねばなりません。

そこで、本市における地域での防災の取り組みの現状と課題についてお聞かせください。

次に、3点目の質問です。千里丘西地区市街地再開発についてですが、約30年にわたって再開発のための活動を行っていた準備組合が解散したとお聞きしています。その後も市が組合にかわり事業を進めるとのことですが、千里丘西地区市街地再開発の現在の状況、そして、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。

それでは、答弁を求めます。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 北大阪健康医療都市のまちづくりの経緯、現在の取り組み状況、本市の意義についてのご質問にお答えいたします。

摂津市と吹田市にまたがる吹田操車場につきましては、昭和59年にその役割を終えまして、その後、跡地の有効利用の検討が進められ、平成18年2月に大阪府や地元自治体等により協定を締結し、吹田操車場跡地のまちづくりが始まりました。

その後、さまざまな議論がなされる中、平成25年に現在、吹田市藤白台にございます国立循環器病研究センターが、吹田操車場跡地に移転することが決定しまして、この地を北大阪健康医療都市、愛称健都と命名いたしまして、健康医療をコンセプトとしましたまちづくりを進めているところでございます。

健都のまちづくりに当たりましては、当センター、国、大阪府、地元自治体、経済界等により構成される医療クラスター形成会議におきまして、まちづくりの大きな方向性を。また、地元自治体や医療関係者等で構成される吹田操車場跡地を中心とした健康医療のまちづくり会議では、地域医療のあり方等を。さらには、国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター推進協議会では、健都イノベーションパークにおける企業誘致等に関する協議や調整など、さまざまな機会を設けまして関係者が一体

となり、まちづくりを進めております。

次に、本市における健都のまちづくりの意義についてでございます。国立循環器病研究センターを中心とした循環器病の予防・制圧に向けた取り組みなどにより、市民の健康寿命の延伸が、また、健都イノベーションパークに企業誘致を行うことにより、市内産業の活性化などが期待され、健都を中心に本市が健康医療のまちとして、全国に発信されることが期待されるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 地域における防災の取り組みの現状と課題についてのご質問にお答えをいたします。

地域防災の取り組みといたしましては、校区単位、地区単位で行っております自主防災会の防災訓練がございます。訓練の内容といたしましては、避難者誘導訓練、水消火器訓練、AED心肺蘇生訓練などの参加型の訓練を実施いたしております。

また、平成27年度から地域版防災マップづくりを進めておきまして、住民主体によりますワークショップ形式で洪水時緊急避難場所の確保、災害時要援護者の対策、緊急避難体制の構築などに取り組んでおります。

これまで香和自治会、鳥飼中自治会、別府小学校区、味舌東3自治会におきまして、地域版防災マップを作成いたしております。

また、今年度につきましても、鳥飼小学校区の5自治会におきまして、取り組みを進めていただいているところでございます。

次に、課題でございますが、自主防災会の訓練におきまして、訓練内容、訓練参加者の固定化が指摘されております。

このため、訓練内容がマンネリ化しない

よう、訓練の打ち合わせ時におきまして、市から新たな訓練の提案も行っているところでございます。

昨年度は更衣用テントや段ボールベッド、段ボールトイレの組立て訓練を実施いたしました。

今年度につきましては、避難所開設及び避難所運営の訓練の実施を検討いたしております。

また、他の自主防災会や他市の趣向を凝らした先進的な訓練等につきましても、情報提供を行いますとともに、緊急時に役立つ訓練の実施につきましても、自主防災会の皆さんと一緒に考え、取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 千里丘西地区市街地再開発の現在の状況についてのご質問にお答えいたします。

千里丘西地区につきましては、昭和63年に地元地権者により、千里丘西地区市街地再開発準備組合を発足され、長年にわたり活動を続けてこられ、平成25年からは国の補助金を受け、3年間にわたり、計画の検討と合意形成に取り組んでこられましたが、組合設立に必要な合意が得られず、残念ながらことし4月に準備組合を解散されております。

次に、今後の取り組みにつきましては、準備組合の解散を受け、市が主体となって、千里丘西地区が抱える密集市街地の改善や、交通安全対策などに取り組む必要があります。

整備の手法につきましては、JR千里丘駅西口駅前には既に駅前広場と都市計画道路の都市計画決定がありますことから、街路事業で整備を進める手法と、今まで取り

組んでまいりました地元の意向を生かした市施行の再開発事業の2つの手法について、現在、検討を進めているところでございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 それでは、2回目の質問を一問一答方式にてさせていただきます。

まずは、健都の件でございますが、健康と医療のまちづくりを行う本市にとって、非常に重要な事業であることは、先ほどの答弁で認識させていただきました。そして、それは本市だけではなく、国、大阪府、吹田市も同様に力を入れている事業と認識しています。

吹田市には厚生労働省から健都担当職員が派遣をされ、そして、本市におきましても平井理事が大阪府から出向をいただいている。いかに力を入れているか、これだけでも明白です。

この国家プロジェクトを成功させるべく、本市にはその一翼をしっかりと担うことが求められています。

では、もっと焦点を絞って話をさせていただきます。この健都のまちづくりの中で、現在、特に重要なのは摂津市域にあるイノベーションパークと考えています。健都イノベーションパークへの企業進出は、本市にとって、健康・医療のまちづくりの推進、地域の活性化、税収増などに大きく寄与することに間違いありません。

さて、平成28年度には吹田市がイノベーションパークの所有地の一部を公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を選定したとお聞きしていますが、本市のイノベーションパークへの企業誘致に向けた庁内体制及び取り組み状況についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部理事。

○小林市民生活部理事 健都イノベーションパークへの企業誘致に向けた庁内体制及び取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、健康と医療をキーワードに先端的な研究開発を行う企業等の研究施設等を集積させ、医療クラスターの形成を図るため、大阪府、国立循環器病研究センター、吹田市、摂津市で構成する国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター推進協議会等において、情報交換、意見交換、調整を行いながら取り組んでいるところでございます。

健都イノベーションパークへの企業誘致は、予防医療と健康増進のまち摂津を広く国内外に発信できるチャンスであり、また、進出企業と地元企業とのマッチングは、地域の産業振興、雇用拡大にもつながるものと考えております。

本市では、これまでも健都イノベーションパークへの企業誘致を視野に入れた企業立地等促進条例の一部改正のほか、健康医療関連企業等の動向についての情報収集、関連する企業セミナーへの参加など、ニーズ把握、PRに努めているところでございます。

今後も産業振興、健康医療担当課を中心とした関係各課に加えまして、吹田市初め関係機関ともさらに連携を深め、健都イノベーションパークのコンセプトに沿った企業の誘致に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 先ほどの答弁についてですが、健都のポテンシャルは非常に高く、とりわけ、健都イノベーションパークの企業誘致は、本市にとって最も重要な施策であ

と思います。

現在、1者が優先交渉権者として選定されています。今後において、まだまだ大きな可能性を有している中で、より一層のてこ入れが必要ではないでしょうか。

吹田市ではイノベーションパークを扱う北大阪健康医療都市推進室という部署があり、その人員は技術職も含めると、十四、五人であります。ともすれば、イノベーションパークの企業誘致に伴う利点は、本市が大きいところ、担当課はあっても専門の担当職員もなく、明らかにマンパワーが不十分な貧弱な体制であると思います。

企業の誘致は本市にとって、先ほど説明されたように、予防医療と健康増進のまち摂津の実現に欠かせません。研究成果での連携を行って、市民の健康長寿への可能性を高め、また、商業施設や住宅等の増加による千里丘一带の発展、そして、税収増による財政への貢献につながります。しっかりと力を入れていただきたいと思います。

さて、今後、企業誘致に当たって健都の認知度を高めることが非常に重要だと考えますが、現在の健都のPRの取り組み状況や市民の認知度についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 健都のPRの状況、市民の認知度につきましてのご質問にお答えいたします。

現在、健都のPRにつきましては、本市と吹田市を中心にポータルサイトを開設しまして、まちづくりの概要や各街区の進捗状況等を適宜更新しまして、発信しているところでございます。

また、PRパンフレットの配布、摂津まつりや市民健康まつり等の各種イベントでのブース活動。あるいは、市民公開講座や健康教室等での広報活動など、さまざまな

機会を通じまして、市民の皆様へ情報発信を行っているところでございます。

また、健都に対する市民の皆様の認知度につきましては、こうした活動を通じての感触ではございますが、まだまだ十分とは言えない状況であると認識しているところでございまして、今後ともさまざまな手法を通じまして、より一層健都のPRに努めてまいりたいと存じ上げます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 先ほどの答弁についてですが、まだまだPRは不十分かと思えます。

健都と言ってわからない方が非常に多いのが実情ではないかと思えます。たとえ知っている場合でも、特に安威川以南では、健都は千里丘の事業であり、我々には関係ないと思っている住民が多く、その対策が必要であると思えます。

市全体が取り組むために、多くの協力を得るために、まず知ってもらうことが必要です。よりよいPRは住民の協力と、そして、効果的な企業誘致への相乗効果を生むことでしょう。

健都のまちづくりは、国、大阪府、吹田市、そして、本市にとって非常に重要であり、日本の健康医療産業を左右する事業であります。

あわせて、本市の健康・医療のまちづくりの実現に大きく寄与し、健康長寿の市民生活につながるものと確信しています。

本市として、この健都のまちづくり体制を一層、強化する必要があると考えます。そこで3点を要望いたします。

1点目は、健都イノベーションパークの担当職員の増員。要すれば、吹田市役所への配置を要望いたします。これは明らかに不足しているマンパワーを確保するとともに、吹田市との連携を一層密にして、本市

にとって有用な企業を誘致できる可能性を向上させることを意図しております。

2点目は、健都ポスターの作成及び地域の貼り出しを要望いたします。地域での貼り出しは、例えば医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、各病院に貼れば、大きな宣伝効果が得られるのではないのでしょうか。

市全体が健康のまちづくりに取り組んでいることを周知させ、住民の認知度向上と健康のまちづくりへの協力につなげるべきではないのでしょうか。

3点目は、本市ホームページでの健都のアピールの強化を要望いたします。具体的に、本市が取り組んでいる事項、例えば市の健都政策、国立循環器病研究センターと連携した講座の開設など、誘致する企業や健都ポスターで関心を持たれた方が、本市ホームページを閲覧した際に、彼らが望む情報をしっかりと提供できるよう、作成する必要があるかと思えます。

まだまだ要望事項はございますが、まずは少なくとも確実に実行していただきたいこの3点に絞って要望させていただきました。

何度も申しますが、健都は本市の将来を左右する一大事業です。健都はまだ開発途中です。だからこそ、各組織と地域と連携して、一層真剣に取り組み、関与し、本市の宝に育てていかなければなりません。予防医療と健康増進のまち摂津として誇りを持ってアピールできるよう、市としての一層のてこ入れとその具体化を期待いたします。

それでは、続きまして、防災に関する2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にて、本市の地域における防災の取り組みの現状と課題について認識できました。

私は議員秘書の際に、代理として幾つもの自主防災訓練を見学させていただきました。地域としての防災の取り組みは、災害時での被害発生を局限するために、とてもすばらしい施策です。しかしながら、毎年同じ内容であり、マンネリ化と参加者人数の少なさに問題があると考えています。一層の工夫をしていただき、参加者の向上を図っていただければと思います。

さて、私は自衛官時代に、2011年3月に起きました東日本大震災に派遣され、岩手県宮古市等において、災害派遣活動に従事した経験があります。

そこで、市の職員が避難所運営やさまざまな現場対応に手をとられて、市役所の災害対策本部機能が麻痺し、関係機関との連携の拙さを目の当たりにいたしました。結果として、円滑な活動に支障が出たことを肌で感じております。

市の役割として、災害対応について、市、消防、警察、自衛隊と各組織を使用する立場になります。

そこで、市の災害対応の体制についてお聞きいたします。災害が発生した場合の緊急的出動ができる本市での職員体制、市内在住の職員数及び他市に在住する職員数について、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 災害対応の体制につきまして、お答えをいたします。

災害発生直後には、災害対策本部を設置いたします。また、職員を動員いたしまして、必要な体制を速やかに構築いたします。

また、災害の状況に応じまして、摂津警察署、また、陸上自衛隊等々の防災関係機関を招集させていただき、幅広く情報収集、交換、そして、連絡調整を行ってまいります。

また、職員の参集体制につきましては、市の地域防災計画の中で参集基準、参集対象者、役割等を規定いたしておりますが、速やかに応急対策を実施できる初動体制を確立するためには、市役所または最寄りの避難所におおむね1時間以内に参集できる職員を、緊急防災推進員として指名いたしております。

なお、今年度につきましては、257名の職員を緊急防災推進員に指名をいたしております。その内訳といたしまして、市内在住の職員は108名、市外在住の職員は149名となっております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 257名もの職員が緊急防災推進員に従事されていることを認識できました。

それでは、避難所運営に従事する職員の体制についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 それでは、避難所運営に従事いたします職員の体制についてでございますが、避難所運営に従事いたします職員体制といたしまして、災害対策本部と避難所の連絡係といたしまして、各避難所を統括する連絡所の所長を、10小学校区に各1名ずつ配置いたしております。さらに、避難所の鍵の解錠や、避難所運営のサポートを行う初期避難班といたしまして、3名程度の職員を各避難所に配置いたしております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 多くの職員の方が、避難所運営に当てられていることを認識いたしました。

では、災害発生後に通常業務を再開することになりますが、同時並行に被災された方の生活再建が必要です。復興業務に従事

する職員体制の計画はあるのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 復興業務に従事いたします職員体制の計画についてのご質問にお答えします。

大規模災害が発生いたしますと、直後に災害の状況や規模をしっかりと把握した上で、復興に係ります基本理念、基本目標などを、復興の全体像を市民の皆様にお示しをしながら、復興計画を作成する必要がございます。

また、作成いたしました復興計画に基づきまして、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復、速やかな復興の実現に向けたさまざまな復興事業を、全庁的に取り組む必要もございますことから、その際に職員体制につきましても、計画することといたしております。

あわせて、平時からできる限り多くの職員が、復興の現場を肌で感じるが大変重要であると考えておまして、その一環とし、平成25年度から釜石市へ毎年職員を1名派遣いたしております。

昨年度は熊本県大津町に被害認定調査員として、4名の職員を派遣いたしました。被災地の復興に携わってきた職員の経験は、万が一、本市が災害に遭い、災害からの復興が必要となった場合に、必ずや生かされるものと考えております。

限られた職員数ではございますが、他の自治体と防災協定による人的支援を通じまして、いざという時のために迅速かつ的確に行動できる職員体制づくりを、今後も引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 被災地支援により多くのこ



とが学べると、私自身も経験上、そう感じます。ぜひ、さまざまな教訓を取り入れたよりよい計画を作成していただければと思います。

さて、本市の特徴といたしまして、近隣の吹田市や茨木市等に比べて、少ない職員で市の業務を行っている現状があります。

東日本大震災では東北地方の太平洋側の全てが被災地となり、市内、市外にかかわらず、職員もまた被災者でした。計画上の人員を確保することは災害規模により、通勤手段の途絶などで困難な場合もあり、そして、そのような場合にこそ人手が必要になります。

また、計画外のさまざまな不測事態にも対応しなければなりません。人手不足になることが十分に予想されます。避難所運営に携わる30人前後の職員も途中で抜けるということですが、恐らくかかりきりになることと思います。

市の復興業務を含めた災害対策本部機能を維持しつつ、地域の被災支援を網羅するには、限られた職員数だけでは困難であります。そのため、地域住民の協力が必要であり、平時から防災訓練等に従事し、有事には避難所運営に携わるなどの、市職員と連携して地域防災の核となる地域の防災リーダーとなり得る人材の存在、参画が不可欠と考えます。

そこで現在、市が実施している防災に関する人材育成の取り組みについてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 市で実施しております防災の人材育成の取り組みのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、市では防災リーダーの育成といたしまして、大阪府の主催で実施いたしてお

ります防災リーダー育成研修会に毎年、各校区の自主防災会の方々にご参加をいただき、他市の自主防災組織の取り組みなど、先進事例や避難所運営の図上訓練などについて、学んでいただいております。

また、市の出前講座につきましても、避難所運営ゲーム、いわゆるHUG訓練を自主防災会の方々にも受講していただき、避難所運営について学んでいただいているところでございます。

また、現在取り組んでおります地域防災マップづくりを通じまして、危険箇所の把握、要援護者の支援策など、参加者からは多くの気づきがあったと、お伺いしております。

地域住民における防災意識の向上が図られてきているのではないかと、実感をいたしております。今後も引き続き、さまざまな形で地域における防災リーダー等の人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 HUG訓練や地域の防災マップづくりを通じて、防災に関する人材育成に取り組んでいることを認識いたしました。地域住民参画としてよい施策であり、より多くの方に参加を促していただければと思います。

さて、市職員にかわり地域防災を担う人材には、自主防災会による避難所の自主的な運営や、地域における防災を今後、充実させるための地域住民を動かすリーダーとしての素養も必要です。これは、誰しもがなれるものではありません。

市と地域住民との信頼関係を持ち、防災知識も有しなければなりません。そこで、本市が求める防災リーダーの資質、条件についての考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 本市が求めます防災リーダーの資質、条件についてのご質問でございますが、災害時には自分たちの地域から被災者を1人も出さない。自分たちの地域は自分たちで守るといった地域住民の安全を最優先に考え、みずから率先して行動できるとともに、冷静な判断ができる人材が必要になってくると考えております。

また、防災の知識や経験だけでなく、日ごろから地域住民に信頼をされ、地域住民と一緒にになってコミュニティを形成できる方が理想であると考えております。

しかしながら、避難所の運営など、防災・減災活動の核となる防災リーダーの活動は、もちろん1人では限界がございます。その活動を補佐するための自主防災会や消防団等の協力は必要不可欠であると考えております。

防災訓練や防災活動などの実践的な活動を通じまして、各地域から防災リーダーが生まれ育つことが理想ではございますが、我々行政といたしましても、さまざまな形で防災リーダーの育成を支援してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 防災リーダーには、さまざまな要件が求められることを認識いたしました。

地域での結びつきが強い本市においても、防災リーダーの資質、条件に合致する人材というのが、そうおられるものではありません。むしろ、そのような人材は少数であり、確保が困難かと思えます。

繰り返しにはなりますが、市職員にかわり地域で防災の取り組みを企画・運営し、かつ災害時での避難所運営ができる防災リーダーとなり得る人材を育成することは、

本市の特徴を踏まえた防災対策として、必要不可欠であると考えます。

これらの問題を踏まえ、防災リーダーの認定及び防災リーダー認定試験制度の創設を要望いたします。

この防災リーダー認定及び防災リーダー認定試験制度は、市として防災リーダーの人材育成を行うことを目的とし、そして、防災リーダーが活躍できるよう、リーダーとなる人材の意欲向上、必要な一定の知識、技能の付与、地域住民がそのリーダーに従うための公的な身分を保証し、そして、持続可能なように円滑な世代交代を助けるものとなります。

この防災リーダーの存在により、市、消防、警察、自衛隊、そして、地域の5者が連携して、より効果的な防災訓練、災害対応を可能とし、本市の安全・安心のまちづくりの一翼を担うことが期待できます。ぜひ前向きにご検討していただければと思います。

それでは、千里丘西地区市街地再開発につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

千里丘西地区市街地再開発の現状と2つの手法があることを認識いたしました。私はこの地域の再開発事業は、本市にとって非常に重要であると考えております。理由は大きく3点あります。

1点目は、駅前周辺での危険な交通状況への対応です。JR千里丘駅西口周辺では、吹田市で3,000人が住むミリカシティを初め、多くのマンションが近年建てられており、駅利用者が増加しています。

朝は通勤・通学者で混雑し、雨の日は車での送迎がふえ、特に危険な状態が続いているのが現状です。また、JR岸辺駅から線路沿いにJR千里丘駅前を通り、産業道

路を結ぶ新しい道路があります。今はまだ交通量は少ないですが、健都が完成した際には、病院利用者、イノベーションパークの企業の通勤者等がこの道路を利用することで、JR千里丘駅前の危険な状態が加速することは容易に予想できます。事故が起きる前にしっかりとした対策が求められます。

2点目ですが、防災の観点からこの地域の木造密集地域を解消する必要があると考えます。道路幅1メートル前後、消防車も入れない場所において火災が発生した場合、建物及び建物間の延焼拡大は早く、最近多発している広域の市街地火災になる可能性を有している現状があります。対策が求められます。

最後、3点目ですが、健都のまちづくりに関連をいたします。国家プロジェクトである健都の本市側の入り口となる駅前であり、本市の顔となる場所でもあります。予防医療と健康増進のまち摂津の玄関口としてふさわしい駅前をつくる、最大のチャンスであると考えます。健都と連携したよりよい駅前、まちづくりを考慮した再開発が可能であると考えられ、その具体化が求められます。

以上3点から、千里丘西地区市街地の抱える問題に対して、処置・対策が早急に必要です。

さて、この対策のため、2つの手法を検討されているとのことですが、方針決定はいつごろを予定されているのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 整備方針の決定の時期についてのご質問ですが、現在、検討の状況につきましては、街路事業と再開発事業の2つの指標に対する諸課題につきまして、ほ

ぼ整理ができた状況にありますが、いずれの整備につきましても、地元地権者の協力が不可欠でありますことから、現在、地権者のヒアリングを実施し、意向確認を行っているところであります。

今後はその結果も踏まえ、また、本市の財政事情等も考慮し、早い時期に方針を決定してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 今の答弁についてですが、早急に方針を決定されるということですが、この千里丘西地区市街地再開発は喫緊の課題であると考えます。この再開発に関して、ぜひ市長の考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 松本議員の質問にお答えをいたします。

JR千里丘駅西口駅前の再開発につきましては、長年の関心事というか念願の事業でございます。

今、担当のほうからもいろいろ説明したと思いますけれども、まず、この開発は権利者、地権者の皆さんの意思、意向、これをまず尊重しなければいけないということで、あの地区では権利者の皆さんが準備組合を設立された。これが、ちょうど今から30年前ぐらいだったと思いますね。ということは、組合施行での再開発を目指されたわけでございます。行政もそれを尊重し、そして、ともどもに取り組んでまいりました。

この30年の間に地域の状況は一変しました。そして、人もだんだん入れかわってまいります。ああでもない、こうでもない、いろんな取り組みをされましたが、平成25年、これは最後のといいますか、国費を投入して、そして、もう一遍、組合施行の可能性を見出そうということで取り組まれ

たわけですけれども、結果的には、大口地権者の皆さん等々、組合施行の可能性、これがどうしても同意を得られることができないということで、この4月に組合を正式解散されたわけでありまして。実に30年の年月を経たわけでありまして。

さすればどうすべきか。このまま放置するわけにはまいりません。JR千里丘駅西口は先ほどから言われておりますように、市の北側に偏っているとはいえ、まちの顔、玄関口であります。これからは、市が責任を持って解決をしなくてはなりません。そういうことで、今日までの積み重ねを踏まえた上、地権者の意向、これを尊重し、そして、財政事情等々を踏まえまして、慎重に検討し、早急にその方針を決定したいと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。市長の責任をしっかりと果たすという意欲を認識させていただきました。

再開発に関して、財政事情などの多々課題があるかとは思いますが、しかしながら、交通安全対策上、防災対策上からの安全・安心のまちづくり、そして、予防医療と健康増進のまち摂津の顔となる10年、20年先の健都の発展を見据えた千里丘西地区市街地再開発は必須であり、速やかな方針決定が必要であると考えます。

平成31年7月には、国立循環器病研究センターがオープンいたします。時間は差し迫っております。来年3月までには方針を決定していただくことを、強く要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 松本議員の質問が終わりま

した。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。大きく分けて、3つの質問がございます。

1つ目に、高齢者施策についてでございます。いわゆる団塊の世代が75歳に到達する2025年問題が喫緊の課題となっているかと存じます。3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると予測されており、高齢者施策が重要となってきます。

第6期せつつ高齢者かがやきプランにも記載がありますように、高齢者が今まで培ってきた経験、技術、技能などが地域の中で生かしていくことができる仕組みづくりや生きがいづくりを持ち、参加できる地域づくりを推進していく必要があると、私も考えております。

本市では、生活の質の向上に向けた生きがい活動、住民交流として老人クラブ、シルバー人材センター、生涯学習活動いきいきカレッジなど、いろんな活動が展開されていると認識しております。

高齢者の活躍の場として、例えば今まで培った豊かな経験と能力を生かす場の提供という観点でいきますと、シルバー人材センターが挙げられますが、このシルバー人材センターの本市の現状について、お伺いします。

また、高齢者の自主的な組織である老人クラブについては、高齢者の介護予防、健康維持増進や地域活動の活性化につながると述べられておりますけれども、この老人クラブの現状についてもお聞かせください。

加えて、本年度よりつどい場が市内5か所で展開されております。地域に密着した

形で介護予防の取り組みを行うことにより、高齢者の機能低下を防止するとともに、生きがいつくりにつながることを目的とされていますが、このつどい場の現状について、先ほど水谷議員の質問もありましたけれども、お伺いいたします。

2つ目に、広聴制度についてでございます。広聴とは行政が主体となり、市民から情報を求めることと認識しており、行政に対する市民の意見を収集、データをもとに真意を分析し、市民の声を政策に反映させることと私は認識しております。

一般的にはパブリックコメントや市民の意識調査、市政モニター制度などが挙げられますが、広聴制度はまさに市民参加型のまちづくりであり、市民参加によるまちづくりは私の基本方針でございます。

そこで、本市における広聴制度の現状について、お聞かせください。

3つ目に、健康づくりの推進についてでございます。健康については、本市の本年度の重要テーマとなっております。冒頭申し上げましたように、2025年問題が喫緊の課題となっている中、急速な少子高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、市民の健康づくりの重要性が著しく増大しております。

このような中で市が持続的に発展していくためには、全ての市民が健康であることの重要性を自覚し、それに対して関心と理解を深めるよう努めるとともに、地域社会全体での健康寿命の延伸に取り組むことが必要であると私は考えております。

我が国では身体活動や運動の不足は、喫煙、高血圧に次いで、循環器疾患、がんなどによる死亡の3番目の危険因子であると言われております。これらの身体活動や運動の意義の重要性が広く市民に浸透し、実

践されることは、市民の健康寿命を延ばすために有効であると言えます。

そこで、地域における身近で気軽に参加できる健康づくりの推進として、どのような取り組みを進めておられるか、お伺いします。

以上、3点でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。

まず、保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者施策についてのご質問にお答え申し上げます。

団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向け、高齢者の方々が地域で活躍する場としまして、まず、高齢者の方々が社会で培われた経験を生かした就労や生きがいつくりの場であるシルバー人材センターがございます。

ことし9月末では、1,000名の会員の方が活躍されておられます。業務の契約額は近年増加傾向で、平成28年度実績は5億5,456万7,671円、述べ就業人員は9万8,157人でございます。技能、技術を生かした植木剪定や、子どもたちの見守りを行う学校管理など、施設管理業務のほか、さまざまな業務を担っておられます。

また、会員間の交流活動として、同好会活動も盛んで、2割程度の方が参加されておられます。

また、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としまして、老人クラブがございます。本年4月現在で55クラブ、2,813名の会員が所属される組織で、各クラブでは会員間の健康体操やスポーツなどを通じた交流会、地域での見守り活動を初め、老人クラブ連合会としてグラウンド・ゴル

フ大会を開催し、157名の方が交流し、講演会では302名の方が参加されるなど、活発な活動をされておられます。

次に、本年4月から開催させていただいておりますつどい場は、高齢者の方々が週1回、歩いて通える身近な場所となるよう、地域の集会所や老人センターなどで実施いたしており、簡単な体操や懐かしい手遊び、認知症予防ゲームなど、介護予防を目的とした活動を行っております。

主な担い手は、市民団体や社会福祉法人でございます。市内5か所で開催させていただいており、半年間で述べ122回開催され、1,963名の方が通われており、スタッフとして986名の方が参加されております。

○藤浦雅彦議長 次に、市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 現在の広聴活動についてのご質問にお答えいたします。

広聴活動につきましては、直接、市民の声を聞かせていただくとともに、さまざまな機会を捉え、さまざまな媒体を利用し、市民ニーズの把握に努め、市政に反映していくことと考えております。

市政に対する市民の皆様からのご意見やご要望、苦情など、さまざまなお声を自治振興課が窓口となり、市役所窓口やお電話、電子メール、ファクスなどを通じて、市民の声として承っております。

平成28年度には179件を関係部署へ連絡、報告し、対応をいたしております。

また、一般公募の市民で構成する市政モニター制度からは、定期的に市政に関してのご意見、ご提案等をお伺いし、市政運営の参考にさせていただいております。

さらに、各課で所管されます計画等策定に際しましては、広く市民の皆様の意向を

反映するために、アンケートの調査の実施、審議会への公募委員の参画や、計画案に対するパブリックコメントを行っているところでございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 地域における身近で誰もが参加しやすい健康づくりの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

身近な地域での取り組みといたしましては、各地区の校区福祉委員会が開催しているリハサロンでの体操や機能訓練などがあり、地域におけるお年寄りの介護予防や生きがいがづくりに貢献するものと考えております。

また、歩きたくなる、出かけたくなるまちづくり、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつを掲げまして、本市の平坦な地形を生かしたウォーキングコースを設定しまして、そのコースを歩くイベントとしまして、うきうきせつつウォーキングを開催し、ボランティアのウォーキング推進リーダーの方々と協働で取り組んでいるところでございます。

うきうきせつつウォーキングは、毎月コースをかえながら開催するものでありまして、参加者も多く、健康づくりの第一歩としまして、市民が気軽に参加できる施策の1つになっており、昨年度は9回開催いたしまして、述べ1,000人を超える参加がございました。

現在、ウォーキングコースは8コース。平成30年度には10コースの設定を目指してまいります。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行わせていただきます。

1つ目の高齢者施策に関して、2回目の

質問をさせていただきます。高齢者の活躍の場としてのシルバー人材センターについての現状はお聞きしました。

このシルバー人材センターは、社会に貢献する取り組みを推進することができるように支援すると述べられておりますが、本市としてシルバー人材センターに対して支援はどのようにされているのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 シルバー人材センターへの市としての支援でございますが、まず、就労調整などを担います事務局への補助金といたしまして、今年度は1,814万8,000円を補助いたしております。また、就業開拓提供事業で市内7か所の体育施設の管理運営などの指定管理業務を委託しておるところでございます。

また、このほか、高齢者移送サービスなどの委託業務も行っており、平成29年度からは、介護保険の総合事業の多様なサービスの1つである訪問型サービスAの委託も行っているところでございます。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 シルバー人材センターについては承知いたしました。

次に、老人クラブについてですが、高齢者の活躍の場として老人クラブは活発に活動されているとのことですが、第6期せつつ高齢者ががやきプランの会員を見ますと、平成23年度の3,463人から年々減少傾向にあり、先ほどの答弁によりますと、本年4月現在では2,813人と、高齢化が進んでいることに反し、会員が大幅に減少しております。

今後、本市として会員数減に関して、どのような取り組みを検討されているのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 光好議員のご指摘のように、老人クラブの会員数は年々減少傾向にございます。

この原因の1つとしましては、近年、地域のつながりが薄れてきており、会員になれる方が減少しているためではないかと考えております。

また、つどい場づくりにも共通する課題でございますが、老人クラブの役員を引き受けていただく方が少なくなっており、そういったことが原因で、老人クラブが解散し、会員数が減少する場合もございます。

そのため、老人クラブや地域団体などが集まりまして、共同でつながりのまち摂津を周知する活動を行っておられ、老人クラブを初めとする地域活動への関心が高まるよう、市としても支援をしております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 老人クラブについては承知いたしました。役員の引き受け手が少なくなっていることは難しい問題かと存じますが、地域のつながりを推進していく意味でも、ぜひ老人クラブ活動、それ自体の魅力を高めることにもご支援いただければと考えております。

次に、本年度始まったばかりのつどい場についてですが、現状の課題についてお聞かせください。

また、現在、このつどい場は集会所、会館を中心に5か所で開催されております。気軽に参加できるという観点でいいますと、ひとり暮らしの高齢者もおられますので、例えば各地域の空き店舗を利用することで、もっと身近に開催できるのではないかと考えておりますが、現在のお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 つどい場のご質問でございますが、今年度のつどい場の開設に当たっては、10か所を目標に公募いたしました。残念ながら、担っていただける団体が5か所のみであったため、5か所の開設となっております。

今後につながる担い手づくりも視野に入れた活動としましては、市立老人福祉センターせつつ桜苑では、毎年開催いたしております老人大学いきいきカレッジの卒業生の方々が、ボランティアスタッフとしてつどい場にかかわっておられ、無理のない高齢者の活躍の場所となっております。つどい場のスタッフとしてのかかわりが、地域でのかかわりにつながるよう、市としても丁寧支援してまいりたいと考えております。

このような仕組みこそ、地域包括ケアシステムの1つの形であります高齢者の介護予防を地域の高齢者が支える仕組みであり、そのきっかけであると考えております。

次に、つどい場の開催場所でございますが、まずは、市といたしましては、集会所など、身近な公的施設での開催を考えております。今のところ、空き店舗等の活用は検討いたしておりません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。担い手に関しましては、老人クラブ同様に難しい問題と認識しますが、引き続き、ご対応をよろしくお願いいたします。

私は2025年問題という課題がある中、まだまだ元気な高齢者の方々が多く、その豊富な経験や能力を生かしながら、もっと地域における活躍の場を提供し、生きがいを持って生活していくことが重要と考えております。

地域で集まれる場所としましては、子育て世代のつどいの広場を7か所で展開されておりますが、私は認知症予防や介護予防という観点からも、おじいちゃんやおばあちゃんと子どもたちが触れ合う世代間をまたいだ交流も大切であろうと考えております。

先ほど、空き店舗の活用は検討していないとの答弁をいただきましたけれども、空き店舗を有効活用することによって、より身近に費用をかけずに、交流の場を設けられるのではないかと考えております。本件に関しましては、また別の場面でお話しさせていただきたいと考えております。

また、公的施設としましては、摂津市立第1児童センターがございます。児童の健全な育成を図るため、子どもたちの活動拠点として設置された児童福祉施設だと認識しておりますけれども、利用者の枠組みを拡大させ、高齢者の方々に講師に招いて、得意分野や趣味の領域、例えばけん玉教室や生け花の指導をするなど、世代を越えた交流の場としても活用してはどうでしょうか。

高齢者の得意分野や趣味の領域を生かすことによって、生きがいにもつながると私は考えます。地域における人と人とのつながりの推進や、地域の活性化という観点においても、もっと高齢者の方々が活躍できる場を提供するとともに、今後は世代を越えた交流の場も考えていただけるように要望とさせていただきます。

続きまして、2つ目の広聴制度に関して、2回目の質問をさせていただきます。本市として、相談窓口、市政モニター制度、パブリックコメントなどで対応していることは理解いたしました。

先ほどご説明のあった市政モニター制度



に関してですが、市民から集中した意見や提案などは聴取し、市政運営の参考にされると述べておられました。これはしっかりと機能しているのでしょうか。本市のホームページを見る限りでは、どのような対応をされているのかわかりづらいと受けとめております。

現状の活動状況に関して、もう少し詳しくお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 市政モニターの活動状況についてということでございます。

昭和57年から広聴活動として、婦人モニター制度を開始し、市民参画による市政への提言を行っていただきました。

平成5年にはアンケート調査への回答や、市政の参考となる提言を盛り込んだ市政モニター制度へと改正をいたしました。

平成28年度には、ファクスや電子メールなどによる意見収集も加え、より幅広い世代、在宅の方からも意見をいただける新たな市政モニター制度として活動を行っていただいております。

活動状況につきましては、平成28年度は一般公募でご応募いただいたモニター16名の方々から、さまざまな分野に及ぶ57件のご意見、ご要望をいただいたところでございます。

いただいたご意見等は、各所管課だけではなく市長へも報告し、市ホームページを通じて、対応策などをまとめ、一般に公開しております。

現在、このモニター制度の活動検証並びに府内での広聴に関する取り組み状況を調査しており、より多くの市民から市政に対する意向を聴取できる方策を検討し、市政への市民の関心が高まるような制度の構築を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 経緯や活動状況に関しましては理解いたしました。

本市の平成28年度は、一般公募でモニター16名、ご意見等が57件とのことでした。一例ですが、大阪市の市政モニター制度ではテーマを設定し、意見を収集しております。都市の規模の違いはございますけれども、大阪市の平成29年度の市政モニターについて募集しましたところ、1,000人近くからの応募があったようです。人口比率で算出しますと、本市では50人程度に値します。モニター数や意見をふやす手段として、他市でも採用しているテーマの絞り込みや、謝礼を設ける制度を採用するなども検討してみてもどうでしょうか。

また、本市のホームページは、先ほども触れましたけれども、広聴結果がわかりづらいつ感じます。昨今、社会の意識が物の豊かさから心の豊かさに変化し、地域の課題やニーズが複雑化・多様化しており、これらに的確に対応していくことが求められております。

これからのまちづくりは、市民と行政がお互いの責任のもと、協働・協力し合って取り組んでいかなければなりません。その大前提となるのが、行政と市民の情報の共有化です。すなわち、広聴制度のみならず、広報制度の充実がさらに重要となると私は考えます。

よって、私の具体的な考えを4つ述べさせていただきます。

1つ目に、広聴マインドの醸成です。市民と行政が信頼関係を築いていくためには、市民の声を真摯に受けとめることが広聴の第一歩です。市の職員の方にはこれまで以上に聞く力、聞く姿勢を持つという、いわゆる広聴マインドのさらなる醸成が必要と

考えます。

2つ目に、市民の声を聞くための環境の整備でございます。市民が何を求めているのか、ニーズを的確に把握するため、市は積極的に耳を傾けていくべきですが、まず、広く市民に広聴制度を周知し、市民に活用してもらうことが重要です。また、広報とは、出かけて聞きに行くという意味を含んでいると私は考えており、受動的ではなく、能動的な広聴制度が必要です。そのためには、既存制度の見直しも含めた環境整備をする必要があると考えます。

3つ目に、市民ニーズの一元管理と反映です。各種広聴制度により寄せられた市民の意見や要望と、それらに対する市の考え方などを一元管理し、庁内で共有していくことが重要です。また、既存制度を有機的に組み合わせ、施策へと反映する仕組みづくりを検討するとともに、それらを管理する部署を明確にし、組織的な体系を整備することも必要であると私は考えます。

4つ目に、広聴と広報の連携強化でございます。広聴と広報は、車の両輪にたとえるように、片方だけでは機能しません。互いに補完し合いながら運用することで、相乗効果も期待できると私は考えます。市民からの意見、要望などを的確に把握し、施策への反映結果や方向性など、市民に見える形でフィードバックし、情報を共有することが、市政への満足度や信頼度の向上につながると私は考えます。

協働によるまちづくりを推進していくためには、情報の共有をより充実させ、広聴と広報の連携強化が必要と考えます。

以上、4点を要望とさせていただきます。

続きまして、3つ目の健康づくり推進について、2回目の質問をさせていただきます。各種イベント開催や、ウォーキングコ

ースの設置に関しましては理解いたしました。健康寿命の延伸という観点から、ウォーキングなどの健康づくりにかかわる施策に取り組んだ結果、どのような効果や成果が得られたのか、お聞かせいただけますか。よろしく申し上げます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ウォーキング等の施策によりどのような効果が得られたのかについてのご質問にお答えいたします。

健康づくりの施策につきましては、それぞれの事業ごとに指標を設定しまして、その目標値を達成することで、健康づくりにおいて、より高い効果が得られるものと考えております。

一例ではございますが、平成27年度から今年度までの3か年において、健康づくりにインセンティブを付し、市民の健康意識の向上を図ろうとする健幸マイレージ事業を実施しておりますが、その参加者へのアンケート調査の結果では、事業に参加する前と後では運動量が多くなったというふうに回答された方が約7割いらっしゃいまして、本事業は生活習慣の改善に寄与できたものと考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。健康づくり施策をより効果的に進めるためには、施策の成果をしっかりと検証し、改善・実行につなげることが重要であると考えますが、今後、どのように検証を進めることを考えておられるのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 健康づくり施策の検証をどのように進めるかということについて、お答えいたします。

健康づくり施策をより効果的に進めるためには、議員ご指摘のとおり、事業の成果

を検証し、さらなる改善をした上で次のステップに進むことが大事であると考えているところでございます。

先にも述べましたとおり、ウォーキングにつきましても、歩数の増加の推移を検証し、参加者を適切な運動量まで導くような事業改善を行うことで、市民の健康寿命の延伸につなげることができると考えており、これまで健幸マイレージ事業等で得られた成果をしっかりと検証し、今後の事業展開につなげていきたいと考えております。

また、健康を図る指標で最も市民にわかりやすいものとしましては、血圧や体重の改善、そのほか、血液の数値などがあるかどうかと考えております。

これにつきましては、現時点では、事業への参加と数値の改善の因果関係など、検証には非常に高度な専門性を必要とするため、大変困難であると考えておりますが、国立循環器病研究センターや関西大学等の専門機関のご協力を仰ぎながら、今後も先進的な取り組みについて研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。健康づくり、特に身体活動や運動については、結果指標を目標に置くのではなく、PDCAサイクルをきっちり回して、活動の好循環を形成し、ブラッシュアップしていかなければならないと私は考えております。

具体的にはまず、現状把握や課題の整理をしっかりとし、Pのプランとして、目標や戦略形成をする。Dのドゥーとして、市や地域での具体的な取り組みを行う。Cのチェックとして、成果チェックとモニタリングを行う。Aのアクションとして、戦略の改善と好循環形成のための工夫を行うといったぐあいです。

このPDCAの中で、現状は特にCのチェックがなく、PD、PDで回っているように感じます。言い方をかえますと、PDCAサイクルのDとCが分断されているのです。これは、民間企業においても同じような傾向にあると私は考えております。

だからこそ、C、チェックの成果チェックとモニタリングは重要と私は考えます。

例えば、ウォーキングなどの実践前後での健診データの変化に関する調査と傾向管理をすることによって、その根拠をもとに次のA、アクションにつなげ、好循環サイクルを回していくことが重要と考えます。

先ほどの答弁にもありましたように、国立循環器病研究センターと連携・協働して、健診データのモニタリングを展開するとか、あるいは本市が関西大学と連携でモデル実施したスマートヘルシ倶楽部に工夫を加え、さらに展開させるなど、先進的な取り組みをお願いしたいと考えております。

私はこのスマートヘルシ倶楽部に実際に参加しました。自分なりの目標を設定し、集団で同じ目的に向かって取り組むことで競争心に火がつき、楽しく取り組むことができました。

また、活動量計とスマートフォンで歩数や自身の運動量を把握することができたので、自己管理することや達成感を味わう、そういったことも感じました。

健康づくりは若い年齢から取り組むことや、病気になる前から健康な生活習慣が重要であると考えます。

本市として広く市民が健康を意識できる今回のスマートヘルシ倶楽部の取り組みや、運動の習慣化につながったとの回答が多く得られている健幸マイレージ事業のような施策を継続的に実施し、健康のまちづくりを推進してほしいと考えております。

先ほども申し上げましたけども、健康寿命を延ばすためには、移転されてくる国立循環器病研究センターや、連携協定を結んでいる関西大学を初めとする関係機関との連携のもと、健康づくりの直接的な指標となるようなさまざまなデータの利活用を図り、エビデンスを重視した先進的かつ効果的な健康づくり施策の推進を要望し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、檜村議員。

(檜村一臣議員 登壇)

○檜村一臣議員 今回、初めての一般質問ということで、的を射た質問ができるかわかりませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

そして、今回、長い間、選挙管理委員会にいました私が、選挙の質問をすることには、賛否いろいろあるとは思いますが、あくまでこれからの選挙の開票事務体制について、直近に行われました2つの選挙をもとに、質問、ご要望をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、待機児童問題対策について、質問いたします。毎月ホームページにおいて、保育所待機児童数が公表されており、厚生労働省定義の待機児童数と、今、実際に待機となっている児童数が併記されております。この数字に大きな開きがありますが、どのように捉えているかお聞かせください。

2点目、選挙の開票事務体制についてです。先般行われました市議会議員選挙の開票において、開票結果におくれが出たこと

につきましては、皆様御存じのとおりであります。その中でも、開票に当たっての指示系統、特に回付から庶務に至るまで、どのような状態であったのか、お聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 待機児童対策についてのご質問にお答えいたします。

10月1日現在、本市における厚生労働省定義の待機児童数は94名であり、この数字は休職活動中や育児休業中の場合についても含んだものでございます。

しかし、特定の保育所等のみを希望されたり、現在通っている保育所等が第1希望の施設ではないなどの理由により、転園を希望されている場合などにつきましては、この数字には含まれておりません。

このような方々も含め、入所の要件は満たしているにもかかわらず、保育所の入所申し込みを行い、待機となっている児童数につきましては、同じく10月1日現在で247名でございます。

教育委員会といたしましても、この数字を重く受けとめており、保育所等の入所を希望される方ができるだけ希望の施設に入所できるよう、待機児童対策の取り組みを進めてまいり所存でございます。

○藤浦雅彦議長 次に、選挙管理委員会事務局長。

(豊田選挙管理委員会事務局長 登壇)

○豊田選挙管理委員会事務局長 選挙の開票事務体制についてのご質問にお答えいたします。

開票を行うに当たりましては、事前に開票立会人協議を行っており、中間発表、終

了予定の時間や票の流れなどについて、協議時においてご説明いたしました。

しかしながら、開票当日におきまして、票の集計漏れがあり、その確認作業のため、開票結果の発表がおくれました。開票を含む開票作業全般については、私が指示を出しておりました。結果として、2回目の中間発表をすることなく、開票結果の発表が遅くなり、申しわけなく思っております。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 それでは、2回目以降、一問一答方式により質問いたします。

1点目の待機児童問題対策についてですが、正雀地域や千里丘新町での住宅開発が進む中、現状、これだけの待機児童が発生しており、今後、その解消に向けてどのような取り組みを行っていくのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今年度につきましては、小規模保育事業所1園を整備し、来年4月の開所へ向け、現在、準備を進めているところでございます。

一方、千里丘新町の住宅開発による保育需要対策と、現状の千里丘地域での待機児童対策といたしまして、旧山田川公園内に2号、3号定員150名、1号定員10名、計160名定員の幼保連携型認定こども園を来年夏ごろに開所できるよう、設置運営事業者でございます社会福祉法人鶴野会と準備を進めているところでございます。

また、今年度、民営化いたしました正雀ひかり保育園の園舎を建て替えし、現在の定員90名を2号、3号定員165名、1号定員15名、計180名にふやし、幼保連携型認定こども園として、平成31年4月に開所する予定でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 取り組みを行っていけば人口もふえて、保育所の需要数もふえていきます。しばらくの間はもうその傾向というのは続くかと予想されますけども、どのような対応を考えているのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 待機児童の中心はゼロ歳、1歳でございます。このような状況から、この年齢層の待機児童解消について、重点的に取り組みを進めることを考えているところでございます。

先ほど申し上げました今年度も取り組んでおります小規模保育事業所の整備につきましては、今後も進めてまいりたいと考えております。

また、これまでも取り組んでまいりました民間保育所の定員増や、分園の開設につきましても、引き続き、既存の施設に働きかけを行い、待機児童解消に努めてまいり所存でございます。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 保育所の待機児童問題については、取り組みを進めれば需要もふえるということで、解消に向けてはなかなか難しいことと思います。

しかしながら、ここ数年の10月1日現在の待機児童数を見ましても、ふえている現状もありますし、子どもを預けて働きたいと思っておられる保護者の方もふえております。いろいろと難しい現状はお察しいたしますが、今後もさらなる取り組みを進めていただきますよう要望し、1点目の質問は終わります。

2点目の開票事務体制についてです。なぜ指示系統のことをお聞きしたのかといたしますと、選挙後、数日たつてのことなんで

すけども、開票事務の系列が2系列であったとお聞きしました。それは恐らく分類機を使う関係で、従事者が2系列であったというふうには私は考えております。

しかしながら、開被の部分からいいますと、開被は、今回は分類機を使う関係で、天地、表裏を気にせずかき集めて、分類機のほうに持っていくというふうな流れになりました。点検についても分類機から出た候補者の分を点検するという流れであったと思います。しかしながら、計数、回付、庶務へに行く流れに当たっては、候補者が27人いる中で、回付以降の事務について、少しちょっと2系列では心もとないというか、ちょっと難しかったんであったのではないかというふうには私は考えております。

まず1点目に、そのあたりも含めまして、適正な職員配置については、今後、どのようにするか要望したいと思っております。

次に、今回の市議会議員一般選挙の開票事務を通して気になりましたのが、10時の1回目の中間発表での候補者の得票数についてであります。

中間発表では、候補者ごとの得票数について、こういうふうに出さなければいけないというふうな決まりはございません。しかしながら、その中間発表を気にしておられる候補者、そして、その候補者を支援している方々、大勢いらっしゃいます。今回、1回目は0、400、800という数字で発表、1回目の報告がありました。

私は正直その発表を聞いて、すごく不安に感じました。恐らく私のほかにもそういうふうに感じられた方はいらっしゃったと思います。

得票数の出し方は決められていませんが、中間発表の報告を待っている方々の気持ちを考えられた上で、得票数の出し方につい

てはご検討いただきますよう、要望いたします。

私の本音を言えば、正直いいまして、そろえてほしかったなというのが、本音であります。よろしく願います。

次の質問ですけども、開票事務を実行するに当たりまして、従事職員との打ち合わせや準備に費やした時間についてお聞かせいただけますでしょうか。

- 藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。
- 豊田選挙管理委員会事務局長 開票事務従事者には、選挙管理委員会事務局が作成いたしました開票事務要領を配布し、事務作業の内容や流れなどについて周知を行っております。

開票事務従事者との打ち合わせにつきましても行ってまいりましたが、結果的には十分できなかったものと考えております。

- 藤浦雅彦議長 檜村議員。
- 檜村一臣議員 この質問についてですが、やっぱりできるだけ従事職員に負担を与えないようにというふうなことであります。

今、開票事務要領の話についてございましたが、事務要領は私も長い間、ずっと見てきましたけども、割とシンプルにできておまして、深く入り込んだ内容については記されておられません。

でも、実際の開票事務作業中には、思いもせぬことが起きることがございます。

なかなか忙しくて時間をとれないかもしれませんが、やはりケース・バイ・ケースで柔軟に対応できるよう、打ち合わせ時間については、先ほども言いましたように、従事職員の負担も考えた上で、時間をとっていただきますよう、要望いたします。

次の質問についてですが、市議会議員一般選挙の開票事務において、2回目の中間発表を取りやめ、最終発表に切りかえたこ

とによる焦りというふうなことはなかったのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長 市議会議員一般選挙の開票におきまして、2回目の中間発表を取りやめ、最終発表に切りかえた判断に当たりまして、10時20分ごろであったと思いますが、得票総数と投票者数が一致したことが確認できましたことから、2回目の中間発表を取りやめ、最終発表とすることといたしました。

その時点では遅くとも、10時40分ごろには最終の結果発表ができると考えておりましたので、特に急がないと間に合わないという認識はございませんでした。

しかしながら、私が急に指示を変更したことにより、従事していた職員に、早くしなければいけないといった心理的な焦りを生じさせていたと思われまます。

今後の開票においては、決められた時間に中間発表を行うようにいたします。もし、発表の時間を変更するようなことがございましたら、場内アナウンスなどにより、変更内容についてお知らせいたします。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 この質問は今、おっしゃられたように従事職員への負担のことについてであります。

2回目を取りやめて最終発表をするということは、少なからず、少しでも早く終わらせないといけないという焦りを生じさせ、ミスにつながるおそれが出てきます。

もし、今回、10時半という時点で、1度、中間発表2回目を入れて最終というふうな形をしていたのであれば、今回出てきたミスというのも防げたかもしれません。

そういう意味も含めまして、ゆとりを持つという意味も含めて、今、決められた時

間に中間発表を行うとおっしゃられました。また、変更があるときには関係者にお知らせされるということでもありますので、お願いしておきます。

次の質問ですけれども、市議会議員一般選挙では開票開始時刻が9時でありましたけれども、今回の衆議院議員総選挙では、なぜ8時50分に早めたのか、そのあたりについてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長 先月、執行いたしました市議会議員一般選挙におきましては、開票開始時刻の15分前には、開票に従事する職員全員が集合できていたことから、衆議院議員総選挙において、開票開始時刻を10分早めても支障はないものと判断し、選挙管理委員会において、開票開始時刻を8時50分と決定していただきました。

衆議院議員総選挙の開票は長時間にわたる選挙事務ですので、少しでも早く開票作業を終了させることが、従事している職員の負担を軽減させることができると考えてのことです。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今、従事者の負担を軽減というふうなことではあったんですけども、私はこの質問の意味的には、逆に投票事務に引き続いて開票事務に当たる職員への負担が、逆に大きくなるというふうに思っております。

投票所責任者は、午後8時に投票終了後、投票録を作成してから開票所に向かうのでありますけれども、市議会議員一般選挙においては作成する投票録は1枚、衆議院議員総選挙では作成する投票録は3枚作成しなければなりません。しかも、最高裁判所の国民審査では、棄権する有権者もいますし、

時間を要するのは明らかであると考えます。

しかも、今回は台風も来ていましたし、職員が投票所から開票所に向かうに当たって、何らかの形でというふうなことが起きる可能性もあるというふうに私は考えております。

結果的には、そういうふうな中で開票開始時間についても少し過ぎていたかのようには思われますので、投票結果を発表できる形でなければ開票を開始することができないという点からもあわせて、開始時刻についてはゆとりを持った時間に設定されることを要望いたします。

次の質問ですけれども、衆議院議員総選挙の開票立会人の協議の場で、小選挙区の間接発表を9時半に出されるというふうに言っておられましたが、その中間発表が出なかったことについて、なぜかお聞かせください。

- 藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。
- 豊田選挙管理委員会事務局長 開票立会人協議の前に、選挙管理委員会事務局内において、開票作業のタイムスケジュールを作成しておりましたときには、幾らかでも発表できるものと考えておりましたが、当日は台風21号の接近により、実際に開票作業を行う中で少しおくれを感じたこともあり、無理をすると間違いやミスの原因となると考えまして、開票率ゼロ%、各候補者の票数をゼロ票と発表いたしましたものでございます。
- 藤浦雅彦議長 檜村議員。
- 檜村一臣議員 この質問は、今おっしゃられましたように、無理して出そうとするとミスの原因になるというふうなことはございます。

ただ、しかしながら、そもそも吹田市との合計でしか結果が出ない小選挙区である

にもかかわらず、さらに、吹田市は開票開始時刻が摂津市より数十分遅い状態の中で、まず、出せるかどうかわからない9時半に中間発表を出す必要があるかについては、1度考えていただきたいと思います。

この件につきましては、先ほど要望いたしました開票開始時刻とあわせて、9時10分始まりで10時に1回目の中間発表を行うなど、お考えいただけますよう要望いたします。

そして、開票開始時間を9時10分にしたことによって、準備が早く進み、開票時間を早くできないかというような話もあろうかと思えます。

そういうふうな状態になったのでありましたら、開票事務体制のチェック体制の確認をすることもいいと思いますし、よほど開票開始時間までに時間があるというふうなことでありましたら、選挙管理委員は開票所の中にいますから、その場で臨時委員会を開いて、開票時間の前倒しをすることも可能であると思いますので、早目の開票時刻の設定にして、ちょっと時間は間に合わないというふうなことではなくて、時間にゆとりを持った開票開始時刻にし、その状況を見計らいながら、開票時刻を短縮することも考えていただきますよう、よろしく願いしておきます。

それで、最後の質問になりますけれども、今後の選挙の予定ですが、再来年の4月に大阪府議会議員選挙、そして、参議院議員一般選挙、大阪府知事選挙、年度がかわって摂津市長選挙、年度がかわって摂津市議会議員一般選挙、そして、衆議院がどこかで解散するというふうなことだと思えます。

聞いた話ですけれども、豊田選挙管理委員会事務局長は府議選直前の3月で退職を迎えられるというふうにお聞きしました。そ



して、選挙管理委員会事務局の職員についても、人事異動もありますし、そのときにどういったメンバーになっているのかもわかりません。

そのような中で、人がかわってでも、どんな体制であっても、正確に開票事務を執行できる体制づくりに向けて、どのような取り組みを行っていくのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長 選挙事務は専門性も高く、経験も求められるものでございます。しかしながら、選挙は常にあるものではなく、従事する職員が経験を十分に積むということもできません。

私どもといたしましては、開票に従事する職員がわかりやすい事務マニュアル、また、担当ごとのチェック表を作成、整備してまいります。その中で、開票開始時刻や中間発表の仕方など、種々ご指摘いただいた点につきましては、今後執行する選挙の開票に生かすよう、検討してまいります。

また、選挙の種類によっては、事務内容も大きく異なることから、それぞれの選挙に応じたものにしていかなければならないものと考えております。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 おっしゃられましたように、事務マニュアルやチェック表の作成、整備につきましては、大事なことでありますから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

そして、選挙の種類によって内容が変わってくる。これもしっかりと頭の中に入れておかなければならないと考えております。

そんな中にはありますけれども、私自身が長年、選挙管理委員会事務局にいたことも含めまして、開票事務を行うに当たって大

事だということにつきましては、ゆとりと正確性。スピードより正確性を大事にするというふうなことであります。そして、最近余り聞きませんが、オール摂津でやっていくことが大事であるというふうにご考えております。

ゆとりと正確性をもってやっていくためにはどうすればいいのか。そして、従事職員、応援職員に過剰な負担をかけずに、オール摂津でやっていくにはどうすればいいのか。これから行われる選挙、特に摂津市議会議員一般選挙については、市民、有権者の関心も高く、注目していますから、正確にこなしていただきますようお願いいたします。最後の要望といたします。

私も長いこと選挙管理委員会事務局にいらして、今回の特にお尋ねした回付事務から庶務に当たるところに、私はもう長いことやっていました。どういうふうな形で進めていったらミスをせずにやっていけるかというふうなことを考えながら、常に何年間も選挙をこなしていたつもりです。

私はもうその開票事務に戻ることはできませんけれども、やっぱり時間によって焦ることなく正確にきっちりとしていくことが、職員への負担とかもなくなると思っていますので、その辺はじっくりしっかり丁寧に考えた上で、次の府議会議員の選挙まで1年5か月ありますので、やっぱりその辺は考えていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 檜村議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして、一般質問をさせていただきますと思います。

まず、J R 東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ訴訟についてでございます。

これは皆さんももうご承知のことだと思えますけれども、昭和40年代、鳥飼車両基地周辺に新在家、もしくは鳥飼安威川以南において、新在家では50センチ以上、安威川以南では、鳥飼を初め、別府、一津屋でも30センチ以上の地盤沈下が観測されました。

この地盤沈下の原因は、地下水の過剰な汲み上げであるということが考えられ、当時、1日当たり2,000トンから2,500トンの地下水を汲み上げていたJ R 東海新幹線鳥飼車両基地、当時、国鉄ですけれども、地下水の汲み上げ中止を要請し、工業用水及び上水道の利用に切りかえてもらうとともに、昭和52年9月に国鉄と地下水を汲み上げない旨の記載のある環境保全協定を締結しました。

本協定については、国鉄の分割民営化においてもJ R 東海にも継承をされておるといふことであります。

平成26年6月にJ R 東海新幹線鳥飼車両基地で、井戸を掘削し、地下水を利用する計画があるとの情報があり、J R 東海に対し事実確認をしたところ、災害時における水源確保とコスト削減を目的に、鳥飼車両基地の敷地の3%である茨木市域において、井戸を掘削し、上水道にかえて、地下水を利用する計画があるとの説明が本市にあったわけでございます。

本市としては、今回の掘削工事が環境保全協定に反するとして、協定の遵守を求めてきましたし、J R 東海は井戸掘削予定地が茨木市域であるということから、環境保全協定の適用範囲外とし、平成26年9月30日には井戸掘削工事に着手されました。

そのため、平成26年11月24日に環

境保全協定の遵守と井戸の掘削中止を求め、本市はJ R 東海を提訴したわけでございます。

平成28年9月2日に大阪地方裁判所において、原告となる我が摂津市の請求をいづれも棄却するとの判決が下され、9月12日に大阪高等裁判所に控訴したわけでございます。

そして、平成29年7月12日に大阪高等裁判所において、控訴人摂津市の請求のうち、協定は茨木市域にも適用されるとした一方で、地下水の汲み上げ差し止め請求は棄却するとの判決が下され、その判決が下されたらすぐに、J R 東海新幹線鳥飼車両基地は井戸水の掘削、揚水を開始したわけでございます。

そして、それがあり、7月25日に最高裁判所へ上告をしたわけでございますけれども、現在、その裁判の状況と今後のスケジュールについて、教えていただきたいと思えます。

続いて、市内への地下鉄延伸についてですけれども、このたびの摂津市議員一般選挙で多くの議員が公約でも掲げられておりました。また、私も以前より何度と質問をしておりますけれども、この本市への地下鉄延伸について、これまでの取り組みと現状を改めてお聞きしたいというふうに思えます。

続きまして、J R 千里丘駅西口再開発についてですけれども、この件も私、以前より質問をさせていただいております。また、午前中、松本議員が質問をされ、千里丘西地区市街地再開発準備組合から、大規模地権者、大口地権者の本組合設立に必要な合意が得られずに、本年4月の準備組合の総会において、準備組合が解散になり、これまでの経過については私も理解をしております。

ますし、十分把握しております。

現状についても理解をしておりますけれども、今後の市の取り組みについても2つの事業手法を考えているという、その松本議員との答弁でありましたけれども、検討している2つの手法である街路事業と市施行の再開発事業には、どのような違いがあるのか、また、どのようなメリットがあって、どのようなデメリットがあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

また、再開発事業として、組合施行の再開発と市施行の再開発では、近隣事例ではどのようなところがあって、具体的なまちのイメージがないと、なかなかイメージができないもので、教えていただきますようによろしくお願いします。

続いて、鳥飼東小学校の児童数減少についてですけれども、これは現在、1年生から6年生まで6学年で、私が知る限りでは8クラスであるというふうに認識をしております。児童数も約220、230名というふうには聞いております。この現状をどのように思っているのか、また、教育上の課題、問題が生じているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、環境センターにおける時間外勤務についてですけれども、平成29年10月24日、毎日新聞に記載をされました。摂津市職員カラ残業ということです。焼却施設8人、3年間、市が調査ということでもありますけれども、これは一応新聞に載った部分ではありますが、一通りちょっと読ませていただきたいと思います。

「大阪府摂津市のごみ焼却施設『市環境センター』で働く現業職員8人が2014～16年度、実際には働いていないのに残業手当を受け取る『カラ残業』をしていた疑いがあることが、内部資料や複数の関係

者への取材で分かった。市は、夜間の運営を委託している民間業者との『引き継ぎ』名目で1日30分の残業を認めていたが、実際には残業前に引き継ぎが終わっていたという。市は勤務実態がなかった疑いがあるとして調査を始めた。センターには、焼却炉が2基あり、24時間体制でゴミを焼却している。市は職員減少などに伴い、14年度から夜間帯（午後5時～午前9時）の運営を民間業者に委託している。市職員の勤務時間は条例などで午前8時45分～午後5時15分の7時間45分（休憩45分間）と決められている。ただ、業者と交代する際に引き継ぎが必要だとして、朝15分間、夕15分間の時間外勤務（残業）を3年間認めることが、14年2月の労使協議で決まった。民間委託に伴う給与減の緩和措置という。残業手当は法律に基づいて割り増しされる。この結果、センターの現業職員は書類上、残業30分間を含み、午前8時半～午後5時45分の8時間15分（休憩計1時間）働いたことになっていた。しかし、複数の関係者によると、実際の引き継ぎは職員8人のうち、主任など2～3人で行い、トラブルがなければ数分間で終了。夕方の引き継ぎは午後5時前に終わり、タイムカードを押す5時45分まで休憩室などで待機していたという。ある職員は取材に、『やることがないのに待機しろと言われ、おかしい話だと思っていた』と証言。別の職員は『タイムカードさえ押せば手当が出る仕組みだった』と明かす一方、『備品の在庫を数えるなど、自分なりに仕事を見つけていたつもりだ』と釈明した。14～16年度のセンター長2人は取材に対し、『主任から出される時間外勤務命令簿とタイムカードを見比べてはんこ（決裁印）を押しただけ』などと話し、残

業の実態を把握していないことを認めた。  
30分間の残業を認める制度は今年度からなくなった。市の内部資料によると、残業手当は1人あたり年間約20万～50万円で、3年間で総額約700万円に上る。ある幹部は『実態はカラ残業だ。全庁で残業削減に取り組む中、許されない』と批判。大橋徹之・市長公室次長は『待機だけでは残業とは認められない。実態を調べる』と話している。」というような、こういうふうな記事内容でございます。

事実なのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

以上、1回目です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。  
環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 森西議員の質問、1点目、JR東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ訴訟に係る裁判の現状と今後のスケジュールについて、お答えいたします。

JR東海との訴訟につきましては、本年7月12日に控訴審の判決を受け、7月25日に最高裁判所へ上告し、9月20日に上告理由書兼上告受理申立理由書を提出いたしました。

この理由書は、控訴審判決における判決理由の不備や法令解釈の誤り、判例違反について述べたものでございますが、それらの理由を補強するため、10月13日に上告受理申立理由補充書を最高裁判所へ提出しております。

今後のスケジュールでございますが、通常、最高裁判所では法廷は開かれず、これまでの一審、二審において双方から提出された書面及び今回の理由書、補充書を持って審理が進められます。そのため、最高裁判所に出廷し、意見を陳述するような機会

はございません。代理人からは判決日の通知まで、1年から2年待たされる事例もあると聞いております。

続きまして、5点目の環境センターにおける時間外勤務についてお答えいたします。

環境センターでは、平成25年度まで直営による日勤、夜勤、休みの3班体制で焼却場の運転管理を行ってまいりました。

平成26年度から運転管理業務を民間委託にするに当たり、職員の勤務時間は本庁と同じ8時45分から17時15分となりましたが、複雑で老朽化した炉を安全に運転するための十分な引き継ぎを行うため、通常の勤務時間外に朝夕各15分ずつの引き継ぎ時間を設けることといたしました。

実際の現場の運用といたしましては、夕方の引き継ぎを通常の勤務時間内に行い、そのために時間外勤務の時間帯には、通常の勤務時間内に行うことができなくなった在庫管理や発注事務、書類整理等を行っていたものと認識しております。

これにかかります時間外勤務手当は、全員に一律に支給していたというのではなく、運転管理業務を担当している職員を対象として、実際に時間外に勤務を行った者のみに支給したものでございます。

今般、市の認識とは異なる報道がありましたことも踏まえまして、改めて詳細につきまして、調査を行っているところであります。

なお、この運用は平成26年度の委託開始から3年間に期間を限定して行ったものであり、平成29年度からは引き継ぎは通常の勤務時間内で行うこととし、現在は引き継ぎにかかる時間外勤務手当の支給は原則としてございません。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 市内への地下鉄延伸についてのご質問にお答えをいたします。

これまでの取り組みというご質問でございます。昭和55年に淀川右岸の摂津市、茨木市、高槻市、島本町の3市1町で、地下鉄延伸連絡協議会を組織いたしました。

その中におきまして、大阪市営地下鉄谷町線の延長を目指し、大阪市や国土交通省、近畿運輸局に要望を行ってきたところでございます。

しかしながら、平成16年の近畿地方交通審議会答申におきまして、地下鉄延伸については関係自治体を中心に検討をすることが適当であるとの答申がなされました。

このことにより、莫大な費用負担を要することという可能性がありましたため、平成21年に要望を断念し、同連絡協議会は解散の運びとなったものでございます。

その後、大阪市におきまして、大阪市の行財政改革のシンボルといたしまして、地下鉄の民営化の議論がなされ、本年3月、大阪市営地下鉄の民営化が正式に決定されたところでございます。

現時点では来年4月の民営化に向けた具体的な手続を進められているというふうな認識をいたしております。

大阪市の考え方等々がまとまれば、我々としてもアクションを起こせる機会がまたあれば、そのようなアクションということを考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 鳥飼東小学校の児童数減少についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼東小学校の児童数につきましては、平成29年5月1日現在、234人で8クラスとなっております。今後の児童数、クラス数の見込みといたしましては、早けれ

ば平成32年度には200人を下回り、全ての学年で単学級となることが予測されております。また、5年後の平成34年度には150人程度になると予想しております。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 鳥飼東小学校の児童数減少に伴う課題についてのご質問にお答えいたします。

小規模校につきましては、さまざまな教育効果面でのメリットもございましたが、デメリットとして次のようなことが挙げられます。

まず、学習面では話し合いや共同作業的活動及び運動会などでの集団活動の活性化が難しいことが生じております。

次に、学級集団づくりの面では、集団のルールや価値観が固定化されがちになり、多様な物の見方や考え方を学び、児童みずから新しいルールや人間関係をつくり上げようとする機会が少なくなるという状況が生じてまいります。

また、全学年単学級になりますと、卒業までの人間関係が固定化され、人間関係上の問題が生起いたしましても、その解消が大変難しい状況が生じることが予想されるところでございます。

さらには学校運営の面では、校務分掌上の教員1人当たりの役割が多くなるとともに、教員が1人で学年経営を行うことも生じ、教員の相互連携の機会が少なくなり、緊急対応時にもほかの教員による支援体制の構築が大変難しくなってまいります。

このように小規模校化についてはさまざまなデメリットが指摘されており、文部科学省からも学校規模の適正化が求められているところでございます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 千里丘西地区の事業手法についてのご質問にお答えいたします。

現在、検討しております事業手法は、街路事業と再開発事業であり、それぞれにメリット、デメリットがございます。

街路事業は駅前広場とそれに接続する道路を整備するもので、用地買収により用地を取得いたします。再開発事業に比べ、事業費は安価となりますが、道路のみの整備となるため、安全対策は図れますが、密集市街地の解消は個々の地権者にゆだねることになり、一体的なまちづくりが困難な上、開発の時期につきましてもずれが生じることとなります。

一方、再開発事業は駅前広場と道路の整備に加え、土地を集約しビル化するもので、土地の集約や高度利用が可能となり、また、道路整備に合わせ、ビル建設も同時に行われますことから、一体的なまちづくりが可能となる事業でございます。

また、再開発事業には組合施行と市施行がありますが、JR千里丘駅東口のフォルテ摂津やJR吹田駅北口のメロート吹田は市施行。JR高槻駅北口のアクトアモーレは組合施行であります。事業主体が異なる以外、まちづくりに違いはなく、また、最終的な市の負担もほぼ同額となるものです。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

-----  
(午後3時29分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目から一問一答方式で質問させていただきます。

それでは、JR東海新幹線鳥飼車両基地

地下水汲み上げ訴訟についてですけれども、ご答弁いただきまして、水準測量業務委託の以前から聞いていますけれども、進捗状況と、そして、JR東海の地下水汲み上げの現状、どのようになっているのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 水準測量業務委託の進捗状況と、JR東海の地下水汲み上げの現状について、お答えいたします。

水準測量業務委託につきましては、本年8月4日に測量業者と契約を締結し、9月30日、市内の水準測量の起点となる水準点を太中浄水場の敷地内に設置いたしました。

今後、太中浄水場に新設しました水準点の固定を待って、11月から12月にかけて、市内の水準測量を実施し、来年度以降、年1回行う測量結果と比較しまして、市内の地盤変動を把握していく予定でございます。

続きまして、JR東海新幹線鳥飼基地での地下水の汲み上げにつきましては、控訴審判決日の翌日、7月13日から開始されていると聞いております。

JR東海の計画では、1日当たりの揚水量を約750立方メートルとしておりましたが、JR東海から大阪府への報告によりますと、1日平均、7月が701.9立方メートル、8月が745立方メートル、9月が736.8立方メートルで、9月末までに1日平均731.7立方メートルの汲み上げを行っているとのことでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 水準測量の進捗状況をお聞きしましたけれども、具体的に前にも質問で聞かせてもらったんですけれども、予定し

ているのは新在家1丁目の八幡宮、鳥飼新町1丁目の鳥飼八町公園、鳥飼西1丁目の願正寺などという、7か所というふうなことで以前は聞いているんですけども、具体的にこのルートがどのようなルートになっているのか、教えていただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 水準測量の観測地点、観測ルートについてのご質問にお答えいたします。

水準測量の観測地点と観測ルートにつきましては、国土地理院や大阪府と協議を重ねた結果、昭和園の太中浄水場に新設いたします水準点を起点としまして、千里丘3丁目の千里丘小学校、千里丘5丁目の須佐之男命神社、別府1丁目の味府神社、新在家1丁目の八幡宮、鳥飼西1丁目の願正寺、鳥飼新町1丁目の鳥飼八町公園を結んで、太中浄水場で集結する環状のルートを予定しております。

今後、毎年同じルートを測量して、各地点における1年ごとの隆起、沈降を計測することで、JR東海による地下水汲み上げが、JR東海新幹線鳥飼車両基地周辺に及ぼす影響について把握することができるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 水準測量の測量結果と、1日当たりの揚水量の結果も、大阪府から報告をいただいて、これは定期的に議会にも報告をいただきたいというふうに思えますし、市民にも公開をしていただきますように強く要望させていただきたいと思えます。

そして、裁判についてですけども、これは長期間かかる模様であるということですから、なかなか市民の方、やっぱり時間がかかると、いうたら意識の低下と

いう部分がありますから、その点もやはり市民に、我々議員もそうですけれども、市民にお知らせを逐一いただきますようによろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それでは、市内への地下鉄延伸についてですけども、前回の質問で市長は、民営化の話になりますと、少し可能性が見えてきたというふうな、そういうような答弁をされていて、地下鉄延伸連絡協議会をもう一度、1回、再構築したいというふうにおっしゃられておって、すぐさま北摂市長会の中において、摂津市だけでは話にならない、もう一度、3市1町の名において、地下鉄延伸連絡協議会設置に向けて取り組みたいので協力を頼むというふうなことを頼まれたというふうな答弁をされています。

民営化がなされるというふうなことになってきて、これから具体的なことになってこようかというふうに思えますけれども、市長に、大阪市営地下鉄民営化が正式に決定されたんですけども、延伸にかける市長の思いを改めてお聞きをしたいというふうに思えます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 森西議員の地下鉄延伸に関する質問にお答えをいたします。

以前からこの件については何度かご答弁申し上げておりますけれども、地下鉄の延伸、これは大阪市営でありますから、大前提として民営化というのが1つ、私からお話をしていたと思えます。それで、このたび、民営化という議決がなされたという報道を受けました。

ここまではそれでいいんですけども、来年の4月をめどにということですけども、中身は依然として大阪市の管理する子会社、これは株も全て持つということになっております。

まず、第一歩を踏み出されたと。名実ともに民営化に早くなればいいなと私は思っております。

それはそれとしておいて、地下鉄はさっきもちょっと答弁の中で出ていたと思えますけれども、莫大なお金がかかりますね。摂津市だけではできません。茨木市、高槻市、島本町、この南部を抱える地域が力を合わせて取り組まなくてはならないと思っています。

それで、私は北摂市長会の中で、豊能町の皆さんにも同じように連絡協議会設立に向けての少し提案を行ったところでございます。

その後、事務担当者レベルで、大阪府の要望事項の中に取り入れるべく、摂津市から提案をいたしておりますが、何せそれぞれの市も莫大な予算を伴う話でありますから、慎重にやっぱり取り組まれております。ということで、平成29年度の大阪府への予算要望の中にはまだ組み入れることができておりません。

いずれにいたしましても、以前あった連絡協議会の再構築に向けて、さらにしっかりと取り組み、そして、また大阪府、大阪市に対しても機会を捉えて、お願いをするというか、要望していかなあかんなと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 市長にもう一度聞きますけれども、以前、摂津市の総合計画、マスタープランの中にも東部都市核ということで、地下鉄谷町線延伸をして、東部都市核を起点として、そこからまちづくりをしていくというようなことが摂津市の計画にもありました。現在は、それはなくなっております。

地下鉄谷町線の話をしてしましますが、別で地下鉄今里筋線の井高野駅から正雀、岸部方面というような吹田市の中には計画があるんですかね。そういうふうな文言が載っています。

そういうふうな部分と含めて近隣市と協力をしながら、井高野駅でとまっているのは、大阪の発展を考えると、やはりそれをJR、私鉄、別の線に直結するのが発展だというふうに思いますので、その点、市長、もう一度、今、私が申し上げたような井高野駅からという部分、市は違いますけれども、例えば正雀につながると、それは発展につながるわけですから、その部分も含めて、ご答弁いただけたらと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 以前から国立循環器病研究センター、健都のイノベーションパークのまちづくりに鑑みて、地下鉄は井高野まで来てるんですかね。その導入、地下鉄今里筋線の延伸についての要望、これは要望いたしております。それはひいては将来的に正雀までの延伸にもつながればということでございますので、どちらが優先とかじゃなくて、同じような目線で摂津市にとってはどちらも同じ目線ですけれども、要望、働きかけていきたい。

森西議員の所属される大阪維新の会の代表、政務調査会長が強い影響力をお持ちだと思いますので、また、御党のほうからも強気に働きかけをお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 何よりも地元からやっぱり声を上げて要望していくというのが、まず何よりだというふうに思いますし、国、府が地元から要望がないのに、そしたらここを通しますよというふうにはなかなかないんで、ぜひとも強い意思をもって、要望、



働きかけていただきますように、よろしく  
お願いしたいというふうに思います。

続いて、JR千里丘駅西口の再開発につ  
いてですけれども、これも前回、質問をさ  
せていただいております。

その中で私は、組合施行であろうとも、  
市施行であろうが、大口地権者は変わり  
はないわけです。そこを市施行であっても、  
大口地権者が将来も協力をしていただける  
のかどうかというような、そこがもう大変  
大事なところであろうかというふうに思  
いますし、大口地権者が協力をもしして  
いただけないのであれば、大口地権者の  
協力が進み方で進めるのも1つの方法だ  
と。

大口地権者がもし協力をいただけない  
場合であれば、まちづくりを進めるに当  
たって、法的なさまざまな部分の適用が  
されるのであれば、そういうふうな手法  
をとるのも1つであるというふうなこ  
とで、前回、申し上げさせてもらった  
んですけれども、JR千里丘駅の西口は  
皆さんも当然御存じのとおり、きょう  
も質問でありました。本当に狭隘な路  
地で、防災上、大変危険であるとい  
う、そういうふうな質問もありまし  
た。

摂津市の市民だけでなく、やっぱり吹  
田市の市民の方の窓口でもありますので、  
その点は組合でということがなくな  
りましたけれども、やはり市が主導で  
もって、早期に実現をいただきますよ  
うに、強い働きかけをよろしくお願  
いしたいというふうに思いますので、  
これは要望としたいというふうに思  
います。

続いて、鳥飼東小学校の児童数減少  
についてですけれども、教育委員会  
のほうからご答弁いただきまして、  
今現状は児童数が減少しているとい  
うふうなことでありますけれども、  
そしたら、その対応をどう考え

ているのか、見解をお聞かせいた  
だきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 児童数減少の対応  
というご質問でございますが、児童  
数減少による学校の小規模化によ  
り、教育環境に大きな影響を及ぼ  
すことが予測されます。

学校や周辺地域が活性化するため  
にはどのような学校が望ましいのか、  
さまざまな観点からシミュレーシ  
ョンしていく必要があります。

今後、課題解消に向けて、先進事  
例などを参考に研究してまいりたい  
と考えております。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 児童数の減少を食  
いとめるには、これは教育委員会  
だけの話ではないわけで、そうなり  
ますと、市長部局、まちづくりとい  
うふうな部分にもかかわってくる  
と思いますけれども、市長部局の  
ほうは鳥飼東小学校の児童数の減  
少並びに鳥飼東部の児童数の減少  
をどういうふうに考えておられる  
のかをお聞きしたいというふうに  
思います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 市域全体とし  
てということと、鳥飼東小学校区  
というご質問があったと思います。

現在、鳥飼東小学校区、児童数を  
含めて人口が減少状況にあるとい  
うことは、把握をしているつもり  
でございます。

そのために、市域全体の人口を  
どうするかということをお我々とし  
ても検討しなければいけないとい  
う中で、議員も御存じのように本  
市が策定いたしております人口ビ  
ジョンがございます。

ここでは、2060年度でございます  
けれども、7万2,000人というこ  
とを定め

ております。この目標を達成するために摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしているところがございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 この点、市長にお伺いをしたいと思いますけれども、先ほどの地下鉄の延伸と絡む話かなというふうに思うんですけれども、若い世代の方が住まわれるためには、やはり通勤・通学の交通の利便性を、これは求めていかなければならないと思いますし、例えば買い物、病院、そういうふうな部分も、そして、かつて鳥飼高等学校がありましたけれども、身近にあった高等学校が廃校になったというようなそういうふうな部分が、また1つの原因なのかもわかりません。

何よりも、先ほど教育次長がおっしゃいましたけれども、教育的な観点からいうと、児童がかわいそうであると。第五中学校の生徒もそうですし、鳥飼東小学校、鳥飼小学校もそうです。片や摂津小学校は児童数がこれから1,000人を超えようかというような、そういうふうなところで、市域でやっぱしそれだけの格差があるというところがありますけれども、その点の解消、解決、児童数の減少をどのように考え、解決しようと市長はお思いなのか、お答えをいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 森西議員の鳥飼東小学校区のまちづくりについての質問だと思いますけれども、今、日本の国の深刻な悩みというか課題、これは人口減少問題です。極端な少子高齢化。中でも少子化。子どもがピーク時から3分の1しか生まれないという現実があります。これはさまざまな所で副作用といいますか、いろんな問題を提起しております。

これは摂津市も例外ではございません。ご指摘の件はまさにそのことではないかと思っています。

ところで、摂津市は特に安威川以南は豊かな農村地帯として発展してきたところだと思いますけれども、唯一、今、摂津市でそのたたずまいを残しておるのは、今の鳥飼東小学校区だと思います。

そういう面ではいいんですけれども、ただ、地形的にドライバーといいますか、車にとっては非常に便利がいいんですけれども、お年寄り、そして、女性の方等々には非常に不便な地域になっております。

そこで開発がなかなか進まないわけでありまして。そのことは、児童数の減少等々にもなっていております。

となると、どうしたらいいんだと。利便性の確保しかないじゃないかということで、いろいろ、るるご指摘をいただいております。

この地域、今に始まったことじゃなくって、昔から鉄軌道の導入、大きく取り上げられてきました。それを信用してというか、開発されたマンションもあったと聞いておりますけれども、それはもう先ほど言いましたように、そんなにすぐどうなる話でもないです。

過去、新幹線の車両を利用しての旅客運送、また、地下鉄谷町線の延伸等と、いろいろ先人は試みてこられましたけれども、結局、頓挫とは言いませんけれども、国や府の都合でその計画が消えてしまったということで、断念をした経緯がございます。

鳥飼東小学校区につきましては、路線バスが唯一の足となっております。この足も規制緩和で路線バスもやっぱり採算性を重視するというので、なかなか我々が思っているような増便がございません。そこで、

行政としても公共施設巡回バス等々を走らせて、何とかこれをサポートといいますか、フォローしていこうじゃないかという取り組みをしておるところでございます。

完全とは言えませんが、こういった現状を踏まえて、一方では先ほど言った非常に時間のかかる話かも知れないけれども、鉄軌道の導入、そんなまちを思いながら、目の前では路線バスのまた増便、充実、そして、公共施設巡回バスの充実等々を考えていかざるを得ないと思っています。

ところで、児童数が減ったんだないすんのやという話ですけれども、今、大阪市内でもおんなじような減少が起きているんです。大きなマンションが出来たら、そこへどっと人口がふえて、学校があふれてしまうというような現象が起きているんです。

摂津市でも第一中学校区では人口がどんどんふえ、そして、鳥飼東小学校区では減っていったという、非常にアンバランスで起きているんです。

これを解消するにはどないすんのや。やっぱりこれはその部分だけで考えるんじゃなくて、こういう今、話をしました現状等々も踏まえながら、やっぱりオール摂津で、今後どういうあり方が適当なのか、これはまた議会の皆さん、また地元の皆さん等々もいろいろとお話を聞いて、方向性をつけていかざるを得ないんじゃないかなと現状では認識をいたしております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 教育に関しては、児童・生徒に関しては、今、少人数でどういうふうな教育を受けていくのか、受けさせていくのかという、そこが大事やと。例えば教育特区であるとか、小中一貫であるとか、もしくは学校を1つにするとか、それはやっぱり

り考えていかなあかんというふうには思いますし、早急にその点は子どものためにとということで、何か研究をぜひともいただきたいと思います。

まちづくりに関しては長期的な部分があるんですけども、その点も将来、若い世代の方が住む選択をする、そういうふうな地域になっていただく。そのために市内1つになって、研究をぜひともお願いしたいというふうに思います。

それでは続いて、環境センターにおける時間外勤務についてですけれども、時間外の引き継ぎは2014年、15年、16年と3年間も実際に必要であったのか、その点、お聞きをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 時間外の引き継ぎが3年間必要だったのかということについて、お答えいたします。

環境センターは焼却炉、排ガス装置、排水処理機能などを備える総合プラントであります。

さらに、メーカーの違う2基の焼却炉を連結させた特殊な構造でありますことから、運転管理には一定の経験と技術力が必要です。

そのため、さまざまな事例を経験し、施設全体を十分に把握するためには、おおむね3年から4年の期間を要するものと考えており、また、委託契約の期間、これを最大3年間としましたことから、契約期間に合わせた3年間の運用としたものでございます。

なお、平成29年度の契約更新以後につきましては、引き継ぎが円滑に行われてきた実績も踏まえまして、また、効率化や経費削減を図る観点などから、引き継ぎは通常の時間、勤務時間内で行うこととしたも

のでございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 勤務時間内に引き継ぎを行うものとしたということですが、時間外に引き継ぎを行っていないければ、時間外勤務手当は不必要だったのではないかなというふうに思うんですけども、お聞きをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 先ほど最初にご答弁をされましたように、実際には時間内に引き継ぎを行っておりまして、時間外には在庫管理等の業務を行っていたというようなことで、今、認識しております。

これにつきましては、在庫管理等の業務は本来通常の勤務時間内に行う業務と考えておりましたけども、引き継ぎを時間内に行ったために、これらの業務が時間内に行えず時間外に行っていたということで、勤務の実態がありますことから、時間外の勤務手当は必要であったものと認識しております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 今、答弁は引き継ぎが通常時間内に行われていたというあれではないんですかね。

もう一度、その点、お聞きをしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 夕方の引き継ぎにつきましては、当初、通常の間外に行うという想定でございましたが、実際には勤務の時間内に夕方の引き継ぎが行われておりまして、そのために本来時間内に行う業務であった在庫管理等の業務が、夕方の時間外に行ったということで、引き継ぎではございませんが、在庫等のそういう業務が時間外に発

生しましたので、その分について勤務実態があるので、時間外手当の支給は必要だと認識したものでございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 答弁は、時間内に引き継ぎは行われたと。その時間内に引き継ぎをするから、在庫管理なりというのは時間内にできないから時間外にしたというような、そういうふうな答弁なんですよ。

そしたら、この在庫管理とか発注事務とか、施設の整理整頓というのも、時間内にはできなかったんですか。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 通常の時間内でやることというのは、一定でございます。新たに引き継ぎという業務が一定、おおよそ15分程度、新たに発生したということでございますので、その分が外に押したといいますか、時間内でやるべきことが、引き継ぎを行うことによってできなくなったので、時間外になったということでございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 今、答弁いただいて、一つ一つ新聞記事に書かれていることを具体的にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

2014年2月に労使協議で決まったと。「民間委託に伴う給与減の緩和措置」と書かれていますけども、これは事実なのかお聞きをしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 この委託開始に伴います時間外の引き継ぎ、これにつきましては、給与減の緩和措置というものを前提としたものではございませんで、先ほども言いました複雑で老朽化した焼却炉、これを安全かつ適切に運転するためには十分な引き継ぎが必要であるということで、通常の勤務時

間内は運転管理業務を行いますことから、新たに勤務時間外に引き継ぎの時間を設けようと考えて、設定したものでございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 市長にお聞きをしたいんですけども、労使協議というのは、これは知っていたのか、労使協議の内容というのは知っていたのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 結論からいいますと、私、中身までわかりません。

限られた人材といいますか、限られた財源の中でますます多様化する行政需要、これに对应ていかないかんとということで、我々、行政改革に取り組んでおります。

1つの手法は民間活力ですね。民間委託、外部委託だと思いますけれども、環境センターでも収集業務、また、この炉の管理業務等々を委託しております。

特に、炉の管理につきましては、今、話が出ていましたけれども、安全で、そして、スムーズに引き継ぐという意味合いから、職員の勤務体制、また、時間等々、いろいろ変わりますから、何度も何度も労使協議を重ねたものと思います。

その内容については、私はわかりません。より安全でスムーズに引き継ぎを行うために、時間外での引き継ぎをも想定して、新しい勤務時間を設定したと報告を受けております。それ以上のことは、私は把握しておりません。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 ちょっと私もわからないんですけども、その労使協議で3年間、残業手当を出しますよというその労使協定が結ばれたということは、それは市長には報告というか、事前にはないんですか。

いうたら、その後の報告、事後報告という一般的に労使協議とか、例えばそういうような形の、その都度その都度の残業というのはわかりますけれども、3年間というスパン、残業手当を出すという、それは市長への説明なりというのがないのか、その点、市長公室長、お願いします。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 この件といいますか、一般的に労使で労働条件等が変わる場合、労使で協議といいますか、話し合いを設けることが労働基準法もございまして、そういう決め事の中から労使において新しい仕事が出てきたりとか、その職員の勤務状況が変わってきたりとかという場合は、協議を当然行います。

この環境センターにおきましては、まず、直営で交代勤務制という体制でありましたものが、夜間について委託の業者の方をお願いをしています。

大きく変わるところは、直営の部分と委託部分が双方で環境センターの運転業務を行うと。その際に直営でやっていますと、その中で、ほか顔合わせももう知ってる中でいろいろとやっていますし、ベテラン職員も多いということでやっておったんですけども、新しい引き継ぎ業務が生じるということで、時間中については従来の運転業務に集中してほしいと。新しくできた引き継ぎ、直営のところから委託業者に引き継ぐところは、時間外を設けて引き継ぎを行いましたよと。

それは、先ほど環境部長からもございました炉のこととか、炉の延命化とか、いろいろ等々がございまして、おおむね3年。朝におおむね15分、夕方に15分というような形で引き継ぎを行ってくれというように、双方で協議の上、まとまった

経過がございます。

詳細につきましては、起案書という形で担当が起案いたしまして、人事課長なり当時の市長公室長が副市長にご説明をし、最終、市長のほうにご説明をするということで、交渉経過についてというより、最終結果を一般的には市長にご報告をするということが多いというような感じでございます。

今回のことにつきましても、その必要性は人事担当部局、環境担当部局のほうで認識いたしておりましたので、そういう必要な業務ということのご説明をしながら、副市長、市長へご説明をしているというような状況でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 内部の関係者から話を聞いたところ、先ほど山田部長がおっしゃってましたけど、委託業者は早く来て、正規が終わってからですから、そこから委託が始まりますけども、委託業者は早く来て、16時半ごろから引き継ぎをなされていたというふうな、そういうふうな証言も私は聞いています。

新聞記事の中で、職員が備品の在庫を数えるなど、自分なりに仕事を見つけていたつもりだというコメントはありますけれども、「やることがないのに待機しろと言われて、おかしい話だと思っていた」とか、「タイムカードさえ押せば手当が出る仕組みだった」というコメントをしているけれども、これは事実であったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 夕方の引き継ぎにつきましては、委託業者が契約の時間よりも早く出勤してきたというような場合については、早い時間帯に引き継ぎは行っていたということは認識しておるんですけども、記事

にありますように、毎日午後5時前には終わっていたというようなことはないというように、今、認識しております。

引き継ぎの終了後について、何にもしてなかったということではなくって、先ほどから答弁しておりますように、通常の勤務時間中にできなかった業務を行っていた。

それから、労働基準法で8時間以上勤務する場合は15分間の休憩をさらにとらないといけないということもありますので、15分間の休憩をとっていたということで認識しておるところなんですけど、今、この新聞報道の内容と我々の認識が違う部分もございますので、現在、その実態の調査をしているところでございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 また、「2014～16年度、センター長2人は取材に対し、『主任から出される時間外勤務命令簿とタイムカードを見比べてはんこ（決裁印）を押しただけ』などと話し、残業の実態を把握していないことを認めた」というコメントがありますけれども、これは事実なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 現場の日々の勤務実態につきましては、管理職、この場合、環境センター長になるんですけども、直接現認するという以外には、現場の主任等から報告を受けたり、日報、月報等の書類をもって、その勤務実態を把握しております。

この時間外勤務につきましては、原則、業務命令として管理職が職員に指示するものでございますが、この場合、運転管理業務を必要な職員に命令していたものでございます。

ただ、この指示の内容等がどの程度きっちりと行われていたかについて、これにつ

いても現在、実態を調査しているところ  
でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、記事の中に、また「残業手当は1人当たり年間約20万円から50万円で、3年間で総額約700万円に上る」というふうな、そういうふうな記事ですけれども、その点、事実なのか、お聞かせいただけますか。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 新聞報道については、当時、取材を受けたときの概算の数値ということ  
でございます。その後、数値を精査しているところ  
でございますが、該当職員の休日出勤であるとか、緊急対応等で行った超過勤務を除いて、いわゆるこの件に係る時間外勤務の時間に、それぞれの職員の時間単価を掛けて計算しましたところ、1人当たり  
にしますと、最低、年間18万8,454円から最大で年間37万6,855円ということ  
で、3年間で総額にしますと、625万3,533円というのが、現在、精査した数字の時間外勤務手当の額  
でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 「ある幹部は、『実態は空残業だ。全庁で残業削減に取り組む中、許されない』と批判」と。そして、「待機だけでは残業とは認められない」というような、  
そういうふうなコメントもありますけれども、その点、お聞かせいただけますか。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 まず、前段の「ある幹部」というくだりでございますが、関係部のほうと我々で今、調査をこの時点でこの発言について、したという者は見当たらないような状況  
でございます。

それと、後段の「待機だけでは残業とは

認められない」のくだりでございますが、これは一般論として、待機という概念を、その取材を受けた者が説明をいたしました。

目的もなくただ待っているだけでは、当然残業とは言えないという  
意味合いでございます。その際には、当然そのことも調査をしていくというふう  
に取材には答えております。

その証明でございますが、新聞上は出ておりませんが、俗にいうネットニュース、電子媒体のニュースがござ  
います。この新聞報道された所が出しておられるネットニュース  
でございますが、そのネットニュースの最後には、「待機だけでは残業とは認め  
られない。実態を調べる」ということまで記載をしていただいておりますので、この後段のくだりは一般論を述べて、当然、調査をしていくという  
意味合いで取材に応じたということ  
でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 これは新聞の記事ではありませんけれども、平成25年5月  
から6月ごろ、組合に、センターの夜勤を業者に委託したいので話を  
したいと依頼をされたことがあるのか、お聞かせいただきたいと思  
います。

夜勤、休日、日曜出勤の手当が減るので、その部分の埋め合わせが  
できれば委託を承諾するという回答を職員側のほうから得たのか、その  
ことは事実なのか、お聞かせをいただきたいと思  
います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 今、その場面がどの場面なのか、我々は今、議員  
がおっしゃられたそのフレーズにつきまして、今時点で正確な把握も  
できていないという状況  
でございます。

我々といたしましては、やはり労働条件が変わるといふ際いろいろなお話を当然、職員団体、民間でいます組合とも協議を行います。

その中で、そのようなことをいつ誰がどの場面で、また、どういう役職の人間が、今、申されたかというのが我々もわかりませんので、現在そのお問い合わせについては、我々としても何とも言えないというような状況でございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 調査をするというそのお答えでありますけれども、新聞に10月に出たばかりですから、今ずっと調べてはおると思いますけれども、でも、内部のことですから、すぐにそういうふうな調査結果というのは、調べてすぐに出るもんだというふうに思いますけれども、一連のこの新聞報道が出て、市長はこの点をどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 先ほども言いましたけれども、民間委託、特に炉の管理委託、これはやっぱり安全でよりスムーズな引き継ぎ、これは求められるわけありますから、そして、職員の給料、それから職制等々が大幅に変わるということになりますから、それは労使でやっぱり何度も協議を重ねたと私は思います。

その上で民間委託、これが成立したんではないかと思っています。その上で時間内においても引き継ぎ業務を想定して、新しい勤務時間を定めたということについては、それは問題はないと思います。

るるご指摘がありますので、一度その点、先ほどから言っておりますように、しっかりと調査しまして、今後、誤解を招かない

ように、時間外勤務のあり方というものをもう一度しっかりと精査をしていきたいなと思っております。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、市長答弁と重複するかもわかりませんが、行政事務の責任者といたしまして、答弁させていただきたいと思っております。

本市では行政改革を推進するために、現業職員の不補充、それから、民間委託の活用を進めてまいっております。

環境センターにおきましても、夜間、それから休日の運転業務を民間に委託をすることになり、平成26年度から実施しております。

この職場に限らず、民間委託する場合、特に気をつけなければならないことは、委託先に何もかも任せっきりにならない、これがやっぱり一番大事な事かなというふうに思っております。

市の所有物である土地・建物、それから、備品等々についての財産、これは市は使用目的に従って適切に維持をしていく、こういうことが当然のことではございます。

特に老朽化の進んでいる環境センターにおきましては、ごみ焼却を遅滞することなく、円滑に運転していかなければなりません。

維持管理業務の一部であっても、環境センターのようなプラントでは、昼間とそれから夜間、それぞれ直営と民間委託が混在する場合、特に連絡、報告等の引き継ぎがスムーズになされ、パートナーシップの関係のもとで初めて正常運転ができるというふうに理解しております。

それらのことから、当初から通常業務以外に引き継ぎ時間の必要性から超過勤務時間として、交代時の15分間の引き継ぎ時



間を設定し、最終的に正常運転を見届けてから退勤することとしたのは、決して誤りではないというように思っております。

しかしながら、一部、新聞報道では職員の勤務実態についての疑いが指摘されております。このような疑念を持たれたことになり、まことに申しわけなく思っております。その詳細につきましては、担当部長も言いましたように、現下で調査することになっておりまして、その結果を待ちたいというように思っております。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 今の支出は不適切ではないというような、そういうふうな答弁なのかというふうには思うんですけども、今、この新聞報道の中で、ここに書かれてる部分で、やることがないのに待機しろと言われておかしいなと思っていたというようなこととか、それが現実であれば、それは実際には勤務をしてないということになるわけですから、もし実際に調査をした中でそういうふうなことが現実であった場合には、それはやはりここで書かれておるようにカラ残業やというふうに思われても、これは仕方がない話だというふうには思うんですよ。

本来はその通常時間、業務時間の中で引き継ぎをして、そこであります在庫管理とか、さまざまな部分というのは、その中でしていかなあかんわけでありまして、実際には平成28年度まで3年間残業手当を出して、残業させていて、平成29年度から実際にはなくしているわけですよ。ということは、いうたらそこはできるわけで、3年間、本当にその期間が必要であったのか、なぜ2年でないのか、何で1年でないのか。

もしくは、何でもっと短い時間の例えば

1か月や数日でないのだというふうなそこがわからないわけで、実際に3年間、それだけ必要であったのかという、そこがそれはここでいう給与減の緩和措置というふうに、そういうふうに思われてもそれは不思議ではないというふうに思いますので、その点、徹底した調査をされるということでもありますから、徹底した調査をしていただいて、早急に我々に報告をいただきたいと思います。

こういうふうな新聞報道、マスコミで報道がされていますから、市民の皆さんにもそれはどうであったのか、真実はどうであったのか、事実はどうであったのか、それは市民にも報告、説明をすべきだというふうに思いますので、その点、ぜひとも丁寧なご説明、報告をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして、一般質問をいたします。

千里丘西地区の整備につきまして、この質問については、松本議員、森西議員に対するご答弁がありましたので、要望だけさせていただきます。

市長が先ほど、早急にと、2回も念を押されました。地元関係者にまだ、再開発への熱が残っているうちに、できるだけ早く実施の方針を決定し、発表していただきますよう、お願いをいたします。

千里丘西地区の整備に対する不退転の心で取り組んでいただきますよう、要望いたしますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、喫煙禁止区域の計画推進について、

昭和61年に健康都市宣言を行い、市民一人一人が地域社会に健康づくりの輪を広げ、活力ある健康な都市の実現を目指して、さまざま取り組んでこられました。そして、国立循環器病研究センターを中心に、医療都市のまちとして、さらに大きく開かれることが期待をされています。

ことし4月には健康づくり推進条例が制定され、市民の健康への理解や関心を深め、市全体で健康寿命の延伸に取り組まれます。

中でも、路上喫煙禁止の取り組みは、ほかの自治体でも実施されていますが、健康づくりの観点から路上喫煙禁止を盛り込んだ条例は、大阪府内で初めてのことで、実効性の高い取り組みにしていきたいと思えます。

まずは、喫煙禁止区域の指定についての現状をお答えください。

次に、子どもの受動喫煙防止について。日本の受動喫煙対策については、世界保健機構は最低ランクに位置づけており、健康増進法の改正が急がれております。

本市は路上喫煙禁止区域を指定され、受動喫煙防止の対策もさらに進んでいくと思えますが、公園や公民館など、子どもたちが集まる施設等において、受動喫煙の防止対策の状況をお聞かせください。

次に、安全・安心のための防犯カメラ設置について。防犯カメラがまちじゅうに設置されるようになったのは、ここ数年であります。犯罪への抑止効果が期待できるという声もあれば、プライバシーが侵害されるという不安の声もごさいます。

しかし、最近では防犯カメラがあることが当たり前になり、平成28年度の刑法犯認知件数は、戦後初めて100万件を下回り、2年連続で最小を更新し、防犯カメラの抑止効果とも言えます。

罪種別では、凶悪犯、窃盗犯、風俗犯が減少する一方で、詐欺などの知能犯は増加をし、振り込め詐欺や商品の売りつけ被害といったものがふえております。

本市の防犯カメラの設置について、設置及び運用に関するガイドラインには、24時間撮影可能な防犯カメラを設置して、街頭犯罪の未然防止、容疑者の特定につなげる運用と防犯カメラ設置に当たって、適正な管理運用が必要とありました。現在の設置状況についてお答えください。

次に、本市における食品ロスの取り組みについて。10月16日は国連が定める「世界食料デー」です。日本はそれにちなんで、10月は「世界食料デー月間」としてしております。全国でもキャンペーンが行われ、食品ロス問題に関するドキュメンタリー映画の上映や、おにぎりアクション2017「100万人のいただきます！」など、参加や購入が寄附につながって、発展途上国の給食に使うといったイベントがごさいます。

食品ロスについては、以前、定例会でふーどばんくOSAKAを活用した生活困窮者施策の充実、食べ残しを減らす「30・10（さんまるいちまる）運動」などをご提案させていただきました。本市の食品ロスについて、取り組まれていることをお答えください。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事 登壇）

○平井保健福祉部理事 喫煙禁止地区の指定の現状についてのご質問にお答えいたします。

路上での喫煙禁止地区につきましては、これまで自治会や商店、鉄道事業者等に説明を行うなど、地区指定に向け、手続を進

めてまいりましたが、このたび、12月1日に環境美化推進地区とあわせまして、地区指定することを決定いたしました。

対象地区といたしましては、以前から市民の要望が多かったJR千里丘駅と阪急摂津市駅周辺及び両駅間を結ぶ千里丘三島線としております。

今後につきましては、11月12日に開催されます市民健康まつりを皮切りに、駅・街頭などでのビラ配りや、清掃等の啓発活動を定期的実施しまして、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公園や公民館など、子どもたちが集まる施設等における受動喫煙の防止対策の状況についてのご質問にお答えいたします。

市内における子どもたちが集まる施設での禁煙対策につきましては、平成15年より保育所、幼稚園、小・中学校の敷地内全面禁煙を実施している状況でございます。

また、公民館や図書館、その他市役所庁舎等も含む公共施設においては、屋内全面禁煙とし、受動喫煙防止に努めているところでございます。

公園を含む屋外の施設につきましては、下記の取り扱いに係る制限はあるものの、喫煙に係る取決めはなく、路上喫煙禁止地区の取り組みとあわせまして、今後の課題であると認識しております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 防犯カメラの設置状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成25年度から街頭犯罪の未然防止、市民の安全確保の観点から、摂津警察署と連携し、街頭防犯カメラの設置を進めてまいりました。

今年度は30台の設置を進めており、これで当初の目標台数でありました合計100台の設置完了となります。

設置につきましては、自治会等のご要望を踏まえ、最終的には犯罪の発生状況、民間の防犯カメラの設置状況等を勘案し、摂津警察署と協議の後に、設置場所の埋設物や支柱の強度検査など、調査結果に基づき決定を行っております。

活用の状況につきましては、警察による刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会が年間約70件あり、防犯カメラの映像による犯罪捜査への協力を行っているところでございます。

今後は、耐用年数を迎える防犯カメラから順次、効果や利用状況を摂津警察署と検証、協議を行い、より効果的に防犯カメラが活用されますように、事業を進めてまいります。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 本市における食品ロスの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成29年度より食品ロス削減を目的に、会食時の最初の30分と最後の10分は、みんなが食べる時間を設ける「30・10（さんまるいちまる）運動」を展開しております。ホームページや商工会ニュースでもPRし、各種団体や事業所の会合、懇親会などで取り組んでいただいております。

さらに、「30・10（さんまるいちまる）運動」以外にも食品ロス対策を推進していくため、適量で残さず食べる運動の趣旨に賛同する自治体でつくる全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、先進自治体の事例や成果等の情報を収集し、

今後の施策展開に向けて研究を行っておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答方式で行います。

喫煙禁止区域の計画推進についてですが、地区指定後は摂津市内外の人が通行する所でもあり、指定地区の認知と路上喫煙をしないことを多くの市民に理解してもらうことです。

人が立ちどまる交差点や踏み切りには、空き缶の灰皿やたばこ販売する店でも灰皿が置かれています。そういった場所でも路上での喫煙禁止にご理解いただける活動をしていかなければ、継続はできません。

旗やのぼりを立てる喫煙禁止区域に、ネーミングなどアピールの提案をしたことがありますが、どのように推進をしていかれるのか、取り組みについてお答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 路上喫煙禁止地区指定後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地区指定後の取り組みにつきましては、今回の取り組みが有名無実化しないよう、引き続き、駅・街頭でのビラ配りや清掃活動等を定期的実施してまいりますとともに、啓発看板や路面シールの設置などを順次進め、市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

また、対象地区周辺の自治会や各種団体、事業者等へ活動参加やポスターの掲示等の協力を求めるなど、受動喫煙を防止し、健康づくりを推進するまちづくりの輪を広げてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 国際オリンピック委員会と

WHOは、たばこのない五輪を掲げ、最近の開催国は罰則を伴う法規制で対策を強化しています。

2020年の東京五輪に向けて、国全体が禁煙に対する意識が高まりつつあります。北大阪健康医療都市（健都）の新しいまちとして、本市の健康寿命を延ばす施策の充実が求められると思いますが、今後の喫煙禁止地区に係る施策の展開についてお答えください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 今後の喫煙禁止地区に係る施策展開についての質問にお答えいたします。

本市の喫煙禁止地区につきましては、健康づくりの観点から指定を行うという府内初の試みでもありまして、いわゆる違反者への罰金による抑止効果でまちの美化を図るというのではなく、市民の健康に対する意識の向上を図ることで、まち全体に禁煙の流れを醸成しようとするものでございます。

このような観点から、先にも述べましたとおり、受動喫煙を防止し、健康づくりを推進するまちづくりを意識し、市民等を巻き込みながら、啓発活動を実施していくことが重要であると考えております。

また、新たな地区の指定等につきましては、現在のところ、国立循環器病研究センターの建設や、マンションへの住民入居などが始まる健都や、市内の他の駅周辺などが考えられますが、その実施につきましては、今回の地区指定における効果や、市民の要望等を十分検証した上で判断したいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 健康づくり推進条例は、罰

則は設けておられず、健康への理念や意識向上が主になっております。

その中で、喫煙による生活習慣病の予防や喫煙禁止区域などが具体的に書かれてあり、健康推進を図り、市民の喫煙率を下げる目標を目指して、効果検証していただきたいと思っております。

平成15年5月に市役所庁内、水道庁舎、消防庁舎において、全館禁煙を実施されたことが新聞でも取り上げられました。このことを気に禁煙をされた方もおられます。公共施設建物内禁煙、保育所、幼稚園、小・中学校の敷地内禁煙を広げておられます。

このたびの健康推進のまちづくりは、市民に健康であることの重要性を理解してもらい、地域社会全体で健康寿命の延伸に取り組むという大変大きなテーマであり、その本気度をあらわすべきではないかと考えております。

そこで、庁舎敷地内禁煙の実施を要望したいと思っております。健康推進に対する職員の姿勢が、市民にも伝わるのではないのでしょうか。ぜひ積極的にご検討をお願いいたします。

次に、子どもの受動喫煙防止について。上野動物園で生まれたパンダの赤ちゃん、シャンシャンと命名され、公開の日が待たれております。

上野動物園では公開に合わせて、園内全面禁煙にする方向で協議がされております。施設内に喫煙所を設置して分煙をしても、喫煙終了後、肺に充満したたばこの煙は、約3分間にわたって吐き出されていきます。

喫煙所から出てくる人の後ろからは、空気と一緒にたばこの煙がついてきます。また、喫煙コーナーから風下の25メートル先でも、受動喫煙が発生しているといった

調査もされております。

屋外でも目に見えない粒子が飛んでいるわけですから。子どもの健康被害の点から、環境整備の取り組みについてお答えをください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 受動喫煙につきましては、特に子どもへの影響が懸念されておられて、子どもの健全育成の観点からも注目していかなければならないというふうに考えております。

ご指摘の市内に禁煙区域を広げていく取り組みにつきましては、本年4月に施行しました健康づくり推進条例に基づく禁煙の取り組みにおきましても重要であると考えており、今後、路上喫煙禁止地区に係る取り組みや、国における禁煙対策の議論にも注視しながら取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くという認識を深めなければなりません。

ことし9月に厚生労働省が出したたばこ白書によると、喫煙との因果関係があるとされる病気として、がんのほか、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などが挙げられ、毎年、喫煙により13万人、そして、受動喫煙だけでも1万5,000人の人が命を落としているとあります。

言いかえれば、受動喫煙さえなければ生きていたかもしれないということです。国立がん研究センターも受動喫煙により肺がんになる危険が高まることは確実と公表をしております。

未来ある子どもたちの健康と命を守るこ

とは最優先課題であり、大人の責任であります。路上喫煙禁止地区の取り組みとあわせて、受動喫煙防止対策も強気の姿勢で取り組まれますよう、要望をいたします。

次に、安全・安心のための防犯カメラの設置についてですが、寝屋川市の中学生の事件を機に、防犯カメラの増設を要望いたしまして、100台の設置が本年度で完了とのことです。

一方で、防犯カメラ以外の犯罪発生を防止する手段も講じなければなりません。

1つは、痴漢、ひったくりが多発している場所や時間帯などを住民に広報することによって、みずから回避行動がとれるようにすること。

2つには、照明を設置して、街頭を明るくすることによって、人通りが多くなるよう意識誘導し、他人を確認し合う状態にして、犯罪を起こしにくくすることも必要であります。

本市は防犯灯をLED照明にかえて、6,500本を設置されていますが、防犯対策は途切れさせてはいけません。防犯カメラ設置の場所として、道路が中心となっておりますが、道路と同じく不特定多数の人が通行したり、滞在したりする公共の場所として公園があります。

市内の大小さまざまな公園には小さな子どもから高齢者の方まで、幅広く利用されていますが、公園の防犯カメラの設置について、現状をお答えください。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 公園内への防犯カメラの設置につきましては、市内の千里丘新町の明和池公園に防犯カメラを設置しております。

明和池公園では、いたずらや人為的な施設の破損等の抑止を目的に防犯カメラを設置したもので、防犯カメラの設置を知らせ

る看板もあわせて設置しており、開園から約1年半が経過しますが、大きな施設の破損も発生しておらず、効果はあるものと考えております。

しかし、公園での防犯カメラの設置につきましては、樹木等による見通しの問題、また、設置台数や設置位置など課題も多いことから、明和池公園での設置の実績を踏まえまして、他の公園でも設置が可能かどうか、今後、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 明和池公園には、健康器具、電車の遊具、緑の遊歩道、ミストフレームや地域防災拠点としての防災倉庫、防災設備などが備えられていることから、人為的な破損がないよう、施設の管理として設置されているとのことですが、昨年4月開園以来、多くの家族連れなどが利用されており、これまで破損がなかったことは、防犯カメラの効果があったとも言えるでしょう。

公園の樹木等が茂り、見通しの問題があるとのことですが、明和池公園の樹木が生い茂るにはもう少し時間がかかりそうです。

ほかの公園では樹木が茂って、見通しが悪く、死角になっている場所が多くございます。

どこからでも人が入ることが可能な公園は、不審者の侵入や暗がりに入れ込まれる場所にもなるということです。

公園の器物破損、落書き、自転車等の放置、廃棄物の不法投棄、青少年のたむろなどの発生や住民からの苦情に、職員やシルバー人材センター、自治会の方が対応されていると思いますが、犯罪理論に、窓ガラスを割れたままにしておくと、その建物は十分に管理されていないと思われて、ごみ

を捨てられ、やがて地域の環境が悪化し、犯罪が多発するという、割れ窓理論があり、軽犯罪を取り締まることで犯罪全般を抑止するという事です。

防犯カメラの犯罪抑止力は、犯罪をゼロにすることより、犯罪を減らし、犯罪が起きにくくする環境にすることだと考えます。

大阪市は子どものための見守り防犯カメラの設置事業として、子どもたちにとって身近な公園や通学路に、見守り防犯カメラを設置されています。

来年度からは耐用年数を迎える防犯カメラのメンテナンスを実施されますが、効果や利用状況をよく検証し協議をして、移設等の効果的な活用と増設も視野に入れた関係部署が連携をして、安全・安心のまちづくりに取り組まれますよう、要望いたします。

次に、本市における食品ロスの取り組みについてですが、「30・10（さんまるいちまる）運動」の実践や、全国おいしい食べきり運動ネットワークの事例など、広く展開していただきたいと思っております。

ことし4月に公表された平成26年度の食品ロス推計値は、621万トンです。2年前の642万トンから少しずつ減っております。

621万トンの内訳は、コンビニ、スーパー、食品メーカー、レストランなどの事業者からの量で、339万トン。家庭からが282万トンです。スーパーで買い物をする際、棚の奥から商品を取り出して、消費期限の長い物を買えば、古い物が残っていき、お店が廃棄ロスで捨てることにつながります。

消費者にも責任の一端はあり、日ごろの買い物行動を見直すことも必要であります。

そこで、家庭における食品ロス削減につ

いてお伺いをしたいと思います。市民への啓発や広報など、どのような取り組みをされるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 環境部長。

○山田環境部長 家庭における食品ロス削減のための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のように、我が国の食品ロスのうち、半分近くが家庭から排出されているということから、家庭におけます食品ロス削減の取り組みが重要になっております。

本市では、家庭からの食品ロスを削減させるために、買い過ぎない、つくり過ぎない、食べきるをPRする食べきり運動を展開しております。

ホームページへの掲載のほか、5月には廃棄物減量推進員の委嘱式におきまして、100名以上の推進員の方々を対象に、食品ロスについて考える講演会を開催し、7月には食べきり運動のチラシを自治会で回覧していただくなどの啓発を行ってまいりました。

また、今後も広報誌への掲載や、農業祭や環境フェスティバルにおきましても、ポスターの掲示やチラシの配布を行うなどし、食べきり運動を周知していく予定でございます。

食品ロスの削減は、さらなる廃棄物の削減につながりますことから、今後とも、さまざまな機会を捉えまして、さまざまな方法で啓発に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 京都市の取り組みを少し紹介いたします。

飲食店で幹事が、きょうは食べきりましようとして声かけをした場合としない場合を調査したところ、声かけをしたほうが、食べ

残しが少なかったそうです。

また、野菜売り場で、少し曲がったり形が悪い野菜に、味は変わらないから買ってくださいといったポップをつけるかつけな  
いかを比較した場合、表示をしたほうが売れ残りは1割減ったそうです。

京都市の食品ロスを金額にしてみますと、4人家族で年間6万円分の食料に当たり、そのごみ処理に5,000円かかっています。これを全国で換算すると、年間11.1兆円を失っているということになるそうです。

食品ロスをもったいないだけでなく、家計のマイナス、生産者や事業者の利益を減らし、行政の廃棄物処理費の負担ともなっているわけです。

家庭における買い過ぎ、つくり過ぎから、使いきり、食べきり運動の展開を要望いたします。

市内の飲食店と音楽を合わせたイベントがありますが、そのような機会に啓発用のポスターやコースターを配布するなど、事業者の参加をふやす推進もお願いをいたします。

今、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われていています。食べ物を捨てる一方で、なくて困っている人もおります。盛岡市は家庭で余った1か月以上食べられる未使用品を集めて、フードバンクポストの設置もされました。

人間基礎教育の実践につながる食品ロスの取り組みを、オール摂津でさらなる展開をしていただきますよう、要望といたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 福住議員の質問が終わりました。

お諮りします。

10月30日は休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

本日は、これで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時51分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 中川嘉彦

摂津市議会議員 弘 豊



# 摂津市議会継続会会議録

平成29年10月31日

(第5日)

平成29年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年10月31日(火曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	中 川 嘉 彦
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	檜 村 一 臣
13 番	渡 辺 慎 吾	14 番	森 西 正
15 番	香 川 良 平	16 番	三 好 俊 範
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	野 村 眞 二
市 民 生 活 部 理 事	小 林 寿 弘	環 境 部 長	山 田 雅 也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志
建 設 部 長	土 井 正 治	上 下 水 道 部 長	山 口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石 川 裕 司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前 馬 晋 策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 拓 夫
消 防 長	明 原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤 井 智 哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩 見 賢 一 郎
---------	---------	-------------------	-----------

## 1 議 事 日 程

- 1, 一般質問  
村上 英 明 議員  
安 藤 薫 議員  
渡 辺 慎 吾 議員  
野 口 博 議員  
南 野 直 司 議員
- 2, 議 案 第 5 9 号 平成 2 9 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 4 号)  
議 案 第 6 0 号 平成 2 9 年度 摂津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 1 号)  
議 案 第 6 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 6 6 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件  
議 案 第 6 8 号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 0 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 6 1 号 平成 2 9 年度 摂津市 介護保険 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)  
議 案 第 6 4 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 6 5 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 6 9 号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 1 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 2 号 摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件  
議 案 第 6 7 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 7 4 号 摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 請 願 第 2 号 北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願
- 5, 議会議案 第 1 5 号 摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 6, 議会議案 第 1 6 号 摂津市議会議場国旗等掲揚条例制定の件
- 7, 議会議案 第 1 7 号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の件  
議会議案 第 1 9 号 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書の件  
議会議案 第 1 8 号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書の件  
議会議案 第 2 0 号 森林環境税 (仮称) の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の件
- 8, 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件

---

### 1 本日の会議に付した事件 日程 1 から 日程 8 まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、公務中の交通事故防止についてであります。

これまでの定例会における損害賠償の報告は、毎回ではないものの、ほぼ毎年、生じているように感じております。

今回の定例会におきましては、特に6件ということで、5月、6月に生じたということございまして、例年になく短期間で発生しているというふうに感じております。

事故内容を聞いた中では、これまでと同様に、人為的にちょっとした注意や確認を行ってれば防止ができていた内容だというふうにも感じております。

交通事故の多くは、多分、行けるだろう、大丈夫だろうとの感覚で起こることがあります。この「だろう」という言葉は、推定の意味で使用されておりますけれども、人間として誰でも本来持っている心理現象とも言われております。

この、「だろう」は交通事故だけではなく、災害が発生しそうなとき、また、発生したときや健康状態などにも使われているといいますか、当てはまる言葉だというふうに思います。

事故に関して言えば、個人所有の車やバイクなどで交通事故が起きた場合には、対人、対物、自損といった事故発生時による

保険を適用した場合には、等級が下がって保険代金上がるなどの影響もありますけれども、公用車での事故には、個人的なお金には全く影響ないということも感じておりますが、そのことがどこかに、心に潜んでいる要因としてあるのではというのを感じております。

しかしながら、加入している全国市有物件災害共済会に支払っている保険代金は、税金であります。

これまでの損害賠償の報告のたびに、なおいっそうの安全運転に対する意識の向上を図るよう指導するとともに、事故の防止に職員一人一人の意識を高めていくとの説明でございましたが、なかなか事故発生がなくなっていない現状でもございます。

やはり、無事故に向けてのさまざまな取り組みが必要だというふうに思っておりますが、これまでの公用車両事故防止への対策に係る全庁的な取り組みについて、改めて、1点目、お尋ねをしたいなというふうに思います。

次に、2番目の公民館へのエレベーター設置についてであります。

南野議員も以前から要望してまいりましたし、平成28年第4回定例会におきましても、誰もが使える公民館への実現への取り組みとして、エレベーター設置の一般質問を、私もさせていただき、平成29年度にはバリアフリー対策への調査費が計上されたということにつきましては、高く評価をしているところでございます。

公民館は、いつでも誰でも学べる生涯学習の推進を図るためでもありますし、2階にある集会室、学習室などにおきまして、福祉委員会のサロン、実行委員会、講座や会議など、多彩な内容での開催、また、公民館まつりなど、いつときに多くの方々が

利用され、特に高齢者や障害を持っておられる方、乳幼児と同行されている保護者などの方からも、エレベーターの設置を含めたバリアフリー化を望まれる声を多く聞いております。

平成29年度に実施されました公民館バリアフリー対策、調査の内容の結果についてで1点目、お尋ねをしたいなというふうに思います。

次に、3番目の側溝の整備についてであります。

道路のU型側溝からL型側溝への改修につきましては、側溝を道路幅員確保として使用しなくてもよい区間など、道路管理者としての必要性が低いところ、あるいは、民間建物や個人所有の建物からの雨水などを、側溝の側壁から排水として流しておりますが、物理的に改修が困難なところなど、改修がなかなか進んでいないように感じられます。

その一方で、U型側溝ぶたとしての鉄板の上に車両などの通行による騒音や、道路幅員が必要とされた区間につきましては、L型側溝への改修について、これまで部分的な箇所も含めて要望し、工事も行っていたところでもございます。

近年、U型側溝ぶたとしての鉄板がずれて車両が脱輪した、あるいは車同士のすれ違いのときにU型側溝に脱輪したため、車が傾斜して民間建物に接触したというお話も聞いたことがございます。

U型側溝ではなくてL型側溝であれば、先ほどの事象は生じなかったのではというふうにも感じておるところでございます。

現場の状況、例えば先ほど申し上げた建物からの雨水などを側溝の側壁から排水として流している区間は困難かというふうにも感じておりますけれども、安全な道路整備

の観点から、側溝改修は必要というふうにも思っておりますし、これまでもL型化を進めていくとも言っておられたというふうに思っておりますので、これまでの取り組み状況について、1回目、お尋ねをしたいと思います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。ご答弁申し上げます。

これまでの公用車両事故の防止対策に係ります全庁的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

全庁的な安全運転の取り組みといたしましては、過日の本会議におきましてもご答弁をいたしましたとおり、安全運転管理者、車両管理者及び公用車両運転職員を対象といたしました安全運転講習会の開催や、無事故・無違反チャレンジコンテストへの参画等、毎年、実施いたしており、日常運行におきましても、同乗者が車庫入れ時に安全誘導を行うよう指導をいたしておるところでございます。

また、消防本部におきましては、市内教習所のコースを借用いたしまして、運転技術の向上訓練を実施し、環境部におきましては、毎朝、点呼時に安全運転の注意喚起を行い、運転者及び同乗者の安全運転意識の向上を図っております。

さらに、毎年4回開催いたしております職員安全衛生委員会におきましても、公用車両の事故発生状況について情報共有を行っております。

なお、昨年は安全運転マニュアルの改訂版を作成いたしまして、全職員に周知を図

っております。

また、本年度は新たに安全運転管理者によります情報交換会を開催し、各所管の安全運転の取り組み状況を取りまとめるなどしまして、安全運転マニュアルの充実と、交通安全意識の向上に努めているところでございます。

○藤浦雅彦議長 次に、教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 公民館バリアフリー対策調査結果についてのご質問にお答えいたします。

高齢者や障害者を初め、全ての方が気軽に施設を利用できますよう、味生公民館、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館、3館のバリアフリー対策に関する調査を実施いたしました。

この調査は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法と大阪府福祉のまちづくり条例に対応するために、必要な改修内容について調査したものでございます。

まず、エレベーターの設置でございますが、エレベーター棟を外部に増築する、既存部屋をエレベーター室とする、建物ロビーにエレベーターを設置するという3つの方法について、建物の構造や法令について調査検討し、いずれの方法においても設置が可能であると評価しております。

また、多目的トイレのオストメイト対応、床の段差解消、手すりの設置など、対策が必要な項目を洗い出しました。

これらは、3公民館におけるバリアフリー対策に関する方針の基礎資料となるものでございます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 側溝の整備についてのご質

問にお答えいたします。

道路のU型側溝からL型側溝への改修の取り組み状況であります。平成20年度から平成27年度にかけ、側溝改修事業等により、市内12か所の側溝を改修しております。

また、平成28年度からは、市民要望にも柔軟に対応するため、修繕料等を活用しながらL型化やU型側溝の底上げによる側溝改修、不要な側溝の撤去などを行っております。

なお、深い側溝につきましては、農業用水を兼ねている側溝も多く、農業用水として活用中は改修が困難でありますことから、用水機能が不要となった段階で改修を検討してまいりたいと考えております。

深い側溝の改修事例といたしましては、鶴野地区におきまして、用水機能が不要となった側溝を、水みどり課においてL型側溝への改修を行っております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 2回目からは、一問一答方式でさせていただきます。

先ほど、ご答弁の中におきまして、マニュアルの改訂であるとか、また、情報共有をしているとかいうことでございましたけれども、確かに公務中の交通事故防止につきましては、このハンドルを握るということにつきまして、交通事故の発生確率が生じるということになるかというふうにも認識をしておりますけれども、損害賠償の報告のたびに、安全運転の意識の向上を図るということなどを実施されているということ、改めて申し上げられておりますが、事故がなくなるといふことを考えれば、他の方策も、やはり検討していくということが必要なのではないのかなというふうに思います。

例えば、無事故の定義に多少の差はあると思いますけれども、運送会社や現場作業を行っている会社などでは、連続無事故記録の掲示板を社内や駐車場内、あるいは車両の出入り口などに掲示、または、ホームページでも公表しているといったところもございます。

また、その中におきまして、前回の記録を超えてまるまる日達成といったことを公表して、記録更新を励みにされているといった会社もございます。また、行政で運営しているバスにつきましての無事故記録を公表されている自治体もございます。

この連続無事故記録の掲示提案を含めながら、今後の事故防止策の具体的な取り組みについて、どのように考えておられるのか、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 ご答弁を申し上げます。

議員からご提案がございました公用車両の無事故状況を広く市民の皆様や職員に知らしめることによりまして、職員の安全運転意識が高まるのではないかとは思われますけれども、一方で、公用車両の運転に対しまして、職員が強いプレッシャーを感じたり、また、萎縮してしまうのではないかと不安要素もございます。

その点、毎年参画しております無事故・無違反チャレンジコンテストにつきましては、公用車のみならずマイカーも含めまして、常日ごろから安全な車両運行が実践されているかどうか、また、事故や違反の有無、内容が詳細に把握できますことから、各部が交通事故防止策を講じる上で、この無事故・無違反チャレンジコンテストは有効ではないかと考えております。

なお、このコンテストには、市役所から

年間、約200名の職員が参加いたしておりますけれども、今後は運転免許証を保持しております職員を対象に、2年に1度は、全員がコンテストに参加する形へと拡充してまいりたいと考えております。

また、各部の成績や参加者の感想等につきましても、市のホームページなどに掲載いたしまして、職員の安全運転意識のさらなる向上に努め、交通事故の低減に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 連続無事故記録掲示につきましては、プレッシャーとか、萎縮というようなことでもございましたけれども、公用車に乗る時間が職場によっては大差があるということも、私も認識をしております。ですけれども、やはりこのハンドルを握る方、同乗者、上司におきましても、安全管理の徹底や安全管理の意識の高揚を図ることが、何も言わなくても、日々できるというふうになるとと思いますので、部・課別ということではなくして、やはり全庁的なカウントとしてとっていくということも含めて、この連続無事故記録の掲示につきまして、改めて、これは検討していただければというふうに思います。

その上で、公用車両運転職員を対象とした安全運転講習会の開催や無事故・無違反チャレンジコンテストへの参画ということで、先ほど約200名ということでもございましたけれども、このことにつきましては参加に当たっては、やはり車、バイクなど、運転免許証を持っている職員を全員対象として実施するところに、これは意味があるというふうに思いますので、予算を伴いますけれども、全職員でこの無事故・無違反に取り組む姿勢を出していくという意味でも、運転免許証を持っている職員全員が参加と

なるようお願いし、これを要望とさせていただきます。

そして、この施策によって、交通事故による損害賠償の報告がなくなるということも、期待をしたいというふうに思います。

また、現場でできる事故防止施策として、既にやっておられるというふうに思いますが、左右確認よしとか、後方確認よしとか、また信号よしといったことの指さし呼称の励行を徹底することや、全国市有物件災害共済会に支払っている保険代金は税金ということの認識を、さらに高めていただきたいということをお願いして、この件は要望とさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問項目でございます。

公民館へのエレベーター設置についてでありますけれども、今回の調査におきまして、3公民館ということでしたが、このエレベーターにつきましては、既存の建物の外部、内部ともに設置可能ということでしたが、多目的トイレ、また、床の段差解消、手すりの設置などの項目ともということであったというふうに思いますが、今回の結果内容につきましては、多くの方々が喜んでおられるというふうに、私は思っております。

あとは、いつ、工事に着手するかということであるかというふうに思いますので、工事着手におきましては、長期の閉館を要する工程があるかもしれませんし、また、定期的に使用されているクラブとの調整、あるいは部屋の閉鎖などによる近隣公民館との利用調整などが必要になってくる工程もあるかというふうに思います。

今後のエレベーター設置を含めたバリアフリー対策のスケジュールについて、現状

の考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 今後は、超高齢社会を迎えるに当たりまして、公民館は地域における生涯学習活動の拠点となる重要な施設であると考えておりまして、誰もが公民館を利用できる環境を整備することが重要と考えております。

今回、調査いたしました味生公民館、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館のエレベーター設置工事につきましては、既存建物に対して大規模な改修工事が必要でございます。また、長期に閉館が必要でありますことから、実施する工事や工程について検討するとともに、今後、市全体の公共施設等総合管理計画を勘案いたしまして、検討いたしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 公民館につきましては、先ほど言われておりました超高齢社会であるとか、また、生涯学習のことでありますとか、さまざまなことを通して、この公民館が使われ、利用されているということでございます。

ご答弁の中におきましては、年次的なご答弁はなかったわけですが、これはやはり早急に、地域の公民館ということも含めて取り組んでいただきたいというふうに思いますし、現在では特に高齢者の方、また車椅子の方の利用が、困難な状況でございます。やはりこのバリアフリーの観点から、また、この10月にあっても2つの台風が来ました。ということも含めて、異常気象などによる集中豪雨などの災害が発生した場合の避難所という観点からも、エレベーター設置が必要だというふうに思いますので、財政的な課題もありますけれども、



トイレの解消、また床の段差の解消、手すりの設置なども含めて、早期に着手していただけるよう、これは要望とさせていただきます。

続きまして、次の質問項目であります、側溝の整備についてでありますけれども、これまでの改修状況を先ほど聞かさせていただきました。また、その中で、用水機能が不要となった側溝を、順次L型化への事業を進めているということでもございました。

最近、特に住宅地域におきまして、U型側溝からL型側溝への改修要望が次第にふえてきております。といいますのも、U型側溝ふたとしての鉄板がずれて車両が脱輪したということも、1回目で申し上げさせていただきましたけれども、それに加えて、最近、特に高齢化や独居がふえておりまして、地域のみぞ掃除における鉄板の開閉が、非常に困難になってきているというふうにも市民の方からの声もございます。

財政的な課題もありますけれども、住宅地域における安全という観点や、地域の福祉向上という観点からも、L型側溝への改修をしっかりと進めていくということが必要というふうに思っておりますけれども、改めて、本市の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 U型側溝のL型化につきましては、側溝への宅地からの排水の状況、宅地との高低差、雨水ますの設置状況や公共下水道の整備状況など、改修するにはいろいろと条件もございます。

また、L型化の方針といたしましては、狭小道路等で側溝の上部を利用して歩行者空間を確保する必要がある箇所や、側溝の老朽化により更新が必要な箇所で、改修の条件を満たすところから優先的に行ってま

いりたいと考えております。

したがいまして、現時点におきまして、機能的に支障のないU型側溝につきましては引き続き利用してまいりたいと考えておりますが、近年では側溝清掃ができないといった意見も聴いており、側溝の底上げや勾配修正なども含めまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 この側溝の改修につきまして、やはり地域の美化環境向上への行事として行っているみぞ掃除のときに、U型側溝ふたとしての鉄板の開閉がなかなか困難だということで、今、本当に私のいる自治会でもそうでございますが、他の自治会の方からもそういうお声を聞いているというふうに認識をしております。また、みぞ掃除のときにおきまして、鉄板の開閉ができないという状況であれば、蚊などの害虫発生の抑制が、やはり低下するといった衛生面の問題も出てこようかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、車両の脱輪防止などの安全という観点や、また、この地域の福祉向上、環境向上といった観点からも、やはり、安心・安全のまちづくりという観点からも、U型側溝からL型側溝への改修をしっかりと進めていただくことをお願いし、これは要望とさせていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問を

行います。

初めに、LGBT、SOGIなど性的マイノリティーの人たちの人権と生活向上について、質問をいたします。

性的マイノリティーは、一般的に、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から総称されるLGBTと称されてきました。

しかし、実際には、この4つの類型に当てはまらない人たちもたくさんいらっしゃいます。こうした性のあり方の多様性を認める立場から、最近では、セクシュアル・オリエンテーション・性的指向、ジェンダーアイデンティティー・性自認の頭文字をとったSOGIという用語も最近では使われるようになってきました。

ここでは、性的マイノリティーという言葉を使わせていただき質問させていただきます。

性的マイノリティーをめぐっては、公然と語られることのない性意識、性行動にかかわる事柄で、当事者がカミングアウトをしなければ、この問題は表面化しません。

しかし、ある調査結果によれば、13人に1人が性的マイノリティーであると言われています。私たちには見えていないだけで、実は、大変、身近に存在する人権問題だといえるのではないのでしょうか。

誰もがありのままの自分を肯定し、自分らしく生きられるような社会が、今、求められています。

この間、この性的マイノリティーについて、関心や理解のなさから生じる社会の差別、偏見を解消し、当事者の人たちの権利と生活向上のための取り組みが、欧米を中心に広がり、この日本でも、その動きが広がりつつあります。

市によっては、LGBTを支援する宣言

を行うなど、先進的な取り組みがとられています。但し、摂津市として、この問題に対して、どのように認識し、どのように取り組んでいこうとされているのか、お聞きいたします。

2点目に、中学校給食の見直しについてです。

2015年6月から、デリバリー方式選択制でスタートした中学校給食の委託契約が、今年度末で満了いたします。

8割以上の保護者が、その実現を望んだ中学校給食でしたが、その実施状況は惨憺たるものになっています。

デリバリー方式選択制での実施に、中学校給食検討委員会で異議を唱えた複数の保護者の声や、また、同方式を先行して実施してきた他市の失敗例がありながら、議論が尽くされないまま強行してきたことに大きな原因があると、指摘をしたいと思います。

今度こそ、この3年間の失敗を教訓にして、学校給食にふさわしいものに見直しを図らなければならないと思います。

そこで、まず、この間の中学校給食をどのように評価しているのか、問題点、課題をどのように認識し、どのような改善を図ろうとされているのかお聞きいたします。

3点目に、安全で利用しやすいバス停留所への改善を求めることについてです。

高齢化が進み、運転免許証を返納される人たちもふえてきた中で、バスなど公共交通の役割はますます重要になっています。

バス路線の充実、増便に加えて、利用者が安全にバスを利用できるようにしていくことは大切なことです。

そして、バス停を安全で利用しやすいように改善を図ることは重要です。

府道大阪高槻線は、歩道を通行する歩行

者、自転車、車椅子の方と、そして、バスを待っている人とが交錯しそうな狭いバス停や、設置された雨よけテントが破れたままになっているバス停が幾つか見受けられます。高齢者の利用が多いことから、ベンチの設置を求める声もふえています。

市として、こうしたバス停の環境改善を図るべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 性的マイノリティーの人たちの人権と生活向上についてのご質問にお答えをいたします。

性的マイノリティーに関する問題につきましては、体の性、心の性、性的関心の向かい方など、一人一人違いがあるにもかかわらず、偏見や無理解によって生まれた問題であり、これらの解消に向けて取り組むべき人権課題であるという認識をいたしております。

本市の現在の取り組みといたしましては、ことし3月に改定いたしました、第3期男女共同参画計画に、性の多様性を尊重するよう啓発活動を行うことを記載をいたしております。

市民向けの啓発冊子の作成、配布、講座の開催、相談窓口の設置、LGBTの理解を深める職員研修の実施を通じて、知識の普及と差別意識の解消に努めているところでございます。

今後は、これまでの取り組みに加え、それぞれの方が安心して市役所を訪れていただくよう、窓口の相談をさらに周知、職員研修の充実を図ってまいり、議員のほうからお話がございました先進事例の取り組みも研究してまいりたいというふうに考えて

おります。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 中学校給食の見直しについてのご質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、成長著しい中学生に、安心・安全で、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康増進、体力向上を図ることを主な目的として、平成27年6月から、デリバリー方式選択制でスタートしたところでございます。

開始当初の1学期末の平均喫食率は、6.5%でしたが、直近の平成29年1学期末の平均喫食率は、4.5%でございます。

また、1学期に実施いたしましたアンケートの結果におきましても、家庭弁当が90%、中学校給食の利用者が5%、コンビニ、スーパー等の利用者が5%となっております。

当初の目標喫食率から評価いたしますと、まだまだ多くの課題があるものと考えており、さらなる改善を図ってまいり所存でございます。

なお、今年度末で、委託契約の更新時期を迎えることから、引き続きデリバリー方式選択制給食を実施するため、プロポーザル方式による業者選定を行う予定です。

スケジュールにつきましては、11月中旬に実施要領等をホームページで公開し、業者選定委員会を11月後半から12月初旬の日程で実施する予定です。

今後も、さまざまなご意見を参考にしながら、改善・見直しを行い、よりよい中学校給食の実現を目指してまいります。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 安全で利用しやすいバス停留所への改善についてのご質問にお答えい

たします。

バス停留所におけるベンチや上屋の設置につきましては、歩行者に対し安全な通行空間を確保する必要がありますことから、条例により3メートル以上の歩道幅員が必要となっており、市内のバス路線において、これらの施設を設置するための条件を満たす道路は府道のみとなっております。

市道における最近の設置事例といたしましては、市民文化ホール前バス停におきまして、北行きでは水路敷を活用することができましたことから、ベンチ及び上屋を、寄附を受け設置しており、南行きでは、歩道幅員を確保できましたことから、バス事業者により設置をされております。

また、公共施設巡回バスでは、新鳥飼公民館バス停において、公民館の敷地の一部を活用しベンチを設置するなど、条件を満たすことができたところにつきましては、バス事業者と協議を行い環境改善に取り組んでいるところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 それでは、順番に一問一答方式で聞いていきたいと思っております。

最初に、性的マイノリティーの問題です。

9月に行われました摂津市議会議員一般選挙で、LGBTの当事者の方が投票に行った際に、戸籍上の性と外見が異なることから呼びとめられるという事態がありました。そのときは、すぐに担当者が対応されて、無事投票を済ませることができましたが、投票所には地域の方もたくさんいらっしゃり、とても嫌な思いをした、二度と選挙に行きたくないと、率直に感想を語られています。

本人の意思に反して、みずからの性が公表されてしまうことほどつらいものはありません。保険証や身分証など、病院や行政

窓口での本人確認は、公衆の面前でみずからの性について説明をしなければならないことから精神的な苦痛が伴います。

摂津市の行政手続の中で、本人確認が必要なケースなどの現在の対応状況、また、見直しや改善が必要なものなどについて、ケースがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 性的マイノリティーの方々への対応についてのご質問にお答えをいたします。

議員も御存じかと思っております。市役所の手続の中で、市民対応で大半の事務を占める窓口職場がございます。その中で、過去の人権に配慮したといえますか、経緯で申しますと、受け付けから対応まで時間を要する課、市民課でありましたり、国保年金課、これらの課におきましては、以前はお待ちいただいております。お名前でお名前でお名前という経過もございまして、受け付け済み番号札の配付をいたしまして、お待ちいただいている間も、その番号を掲示して対応をさせていただきます。

また、あわせて、やはり個人のプライバシーのお話もございまして、パーテーションを設置して、個人ブース的に対応しているというような状況でございます。

一斉に受け付けをするような手続がございまして、その際は、多くの方が一度にお見えになりますので、年次更新等々で受け付けする際に、課によりましては番号札を配置して、お名前、また、フルネーム対応を極力しないような対応をしているというような状況でございます。

それと、ご質問の性的マイノリティーの

方々への確認でございますが、我々として、ことし6月に係長級の職員を対象にいたしまして研修を実施いたしました。本人の容姿であるとか、本人の姿と、戸籍上の性別が異なる場合であっても、疑うことなく性別の確認に固執せず、生年月日であったりとか、住所等で本人確認をするような意識づけをしているというところがございます。

今後、必要であれば、マニュアル等の整備も必要かなと思っております。その辺の研究もこれからしていきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 性的マイノリティー当事者の方は、今の社会の状況、理解が進んでいない中で、理解してもらえないのではないかなというような不安を抱えながら行政の窓口に来ざるを得ないという状況があります。

誰にも相談できない悩みを抱えていながら生きていくというのは、本当につらいことがあるのかなと思うわけですが、そうした当事者の方々の相談の窓口であったり、または、友達から当事者であることを告白されたときに、それを受けとめる側のほうも非常に苦しい思いをしなければなりません。

理解が進んでいけば、こういったことはありませんが、そういった方々に対する相談の窓口、体制というものはあるんでしょうか。そういったものがあるのであれば、多くの市民の皆さんに知っていただくことが非常に重要だと思いますけども、その点、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 相談窓口についてでございますが、本市といたしましては、性的マイノリティー相談という特化したものではなくて、人権なんでも相談の中で対応をい

たしておるといような状況でございます。

今、議員がおっしゃいましたように、まだまだ周知が少し足りないところがあるかも知りませんので、人権なんでも相談で、どのような相談であっても対応していくということを、性的マイノリティーの方のご相談も対応しているということを、改めて我々は周知していきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 当事者の方は、本当にいろいろな性のあり方が実際にあるんだということを、多くの方々に知っていただきたいというようにおっしゃっています。

先日の選挙の投票事務においても、すぐ対応していただいたことで事なきを得ましたけれども、やはり理解が進んでいない中で、窓口の対応が一步間違えればというか、対応ができない場合は、非常に敏感にいろいろなことを感じとられることから、性的マイノリティーの方が社会に参加することをためらってしまうというような事態が起きて、人権を損なうということになっているのではないかなというように思います。

窓口においても、この方は性的マイノリティーのことは理解していらっしゃるんだな、知っていらっしゃるんだなということがわかると、非常に安心するんだそうですね。窓口にも、例えば、性的マイノリティーを示すレインボーフラッグなどが置いてあるだけでも安心して相談できる。または、窓口で自分の性について簡潔に説明することができるというようにおっしゃっていますので、そういった窓口対応なども、ぜひご検討いただきたいというように思います。

同じように、先進的な市の中では、性的マイノリティーを支援する自治体であるということを宣言するという、それから、

庁内での研修状況であるとか、理解の深まりを広く市民の皆さんに知っていただくことで、カミングアウトできていない、我々には見えていない性的マイノリティーの方々の人権の問題を守るということにもつながっているというようなお話を聞いたことがあります。

摂津市としても、こうした支援宣言を行ったり、または、摂津市の研修の状況や理解の深まりなどをお知らせをするというようなことについて、必要だと思いますけども、どうお考えでしょうか。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 お答えいたします。

研修の内容を、摂津市としてどのようなことを取り組んでいるかということを広く周知したほうがいいということでございますので、我々としても、当然それは必要であると考えております。

どのような方法で、本市の取り組み、現状を広く周知できるのか、ホームページ等々はございます。それ以外でどのような方法があるのかも含めて、研究をしていきたいというようには考えております。

また、先進事例ということで、支援宣言という言葉が質問の中であったかと思えます。現状、職員に対してはそういうことで、広く認識を広め、周知をし、対応をきちっとするよという体制は、研修を通じてとっておりますけども、一定、なかなか一般社会ではまだまだ認知されていないのかなというような現状もあろうかとは思いますが、そのような宣言事例であるとかを取り組まれた市町村が、そこに至るまでどのような手続を踏んで、そのような手続まで至ったのかを含めて、調査をしてまいりたいというように考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この問題は、本当に、心の問題であり、人権の問題でありますから、広く市民の方々に、こうであるということで、強制するようなことではないというふうに思います。一步一步、こういう性のあり方があるということを理解してもらって啓発運動というのは非常に重要であると思います。

同時に、この問題は、庁内の問題だけではなくて、社会全体の活動の中にも出てくる問題だと思います。企業内の問題であるとか、それから、思春期を抱えている学校の問題でもあると思うんですね。とりわけ子どもたちが、また、性の自認等ができていない段階で非常に苦しみながら学校生活を送っていることがあるのではないかと。13人に1人いらっしゃるということであれば、必ずいると見るべきではあると思えますけれども、学校等の相談の対応の状況についても、この際、お聞きしておきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。

次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 小・中学生の学校生活におきましては、学級担任、それから管理職、養護教諭、スクールカウンセラーなど、相談の内容によって、さまざまな相談窓口を設けているところでございます。

ご質問の性的マイノリティーである児童・生徒からの相談があった場合でございますが、まずは、悩みや不安を傾聴し相談者に寄り添う姿勢を大切にするとともに、相談を受けた教職員が、1人でケースを抱え込まずに学校全体で情報共有し、理解を深めるよう研修等でも伝えているところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 カミングアウトしなければ表

面化しない人権問題、最後の人権問題とも言われています。まずは、市民の皆さんが、そして、性的マイノリティーの方々が、安心して暮らしていける、その人がありのままの自分をしっかりと肯定できて、暮らしやすい社会をつくっていくというのが、本当に今、求められていると思うんですね。

東京オリンピックの話題が多いんですけれども、国際オリンピック委員会が、2014年12月の総会で、「オリンピック憲章に性的指向による差別禁止を盛り込む」という決議を採択されました。

東京で行われるオリンピックは、この決議採択後の最初のオリンピックということでもあります。だからこそというわけではありませんが、日本でのオリンピックは世界の国々の方々からも注目を集めていますし、性的マイノリティーの方々に対する対応も注目しているのではないかなと思います。

東京の渋谷区、世田谷区、宝塚市などなど、自治体独自で同性カップルを結婚に相当する関係と認定する条例や施策など、先進的な取り組みも進められています。

摂津市は、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言をしているまちでもあります。性的マイノリティーの一人一人が、社会や地域、企業、学校の中で、自然な存在として溶け込んで、ありのままの自分を肯定できるように変えていくために、施策の推進を要望しておきたいと思います。

続いて、次に移ります。

中学校給食の見直しについてであります。先般の補正予算の審議でもありました債務負担行為額の議論の中でも、また、先日の水谷議員の質問に対する答弁でも、デリバリー方式選択制給食の喫食率の目標を、当初の30%から10%へと大幅に下方修正されるということでもあります。

その理由について、改めてお聞きしておきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 これまで、導入前の事前調査におきまして、子どもたちが昼食で何を食べているかということでございますが、まず、学校の食堂の利用、それと、購買部でのパンの購入、あるいはコンビニ、スーパー等での弁当購入、これらの生徒がおおよそ2割から3割ございました。こういうことで、当初の目標を3割と設定したものでございます。

しかしながら、先ほどもご答弁を申し上げましたが、直近の1学期末で約5%、アンケート結果でも5%の子どものみしか中学校給食を利用していただけてない。この現状と、我々、アンケート結果から導き出しましたコンビニ、スーパー等の利用者5%、これを足し算しますと、10%になる。当面の目標を10%と変えさせていただいたところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 中学校給食の実施前の検討の中で、2割から3割ぐらいがお弁当を持ってこれてないというようなご答弁がありました。申し上げておきたいのは、当時、いろいろ根拠についてお聞きしましたけれども、校長先生がそれぞれの学校で見た感じということで、具体的な調査をした結果の2割、3割ではなかったというのが、私の議論の中での記憶でございます。

そういうことを考えると、本当に必要とされているところに、どのようにやっていくのかという議論が尽くされないまま始まってしまったのではないかと、改めて感じているところであります。

今回初めてといいますか、担任の先生が一定の期間の中で2日間を抽出して、クラ

スの子どもたちの弁当を持ってこられている状況とか、コンビニの弁当を持ってきている状況とか、給食を頼んでいる状況とかを、初めて具体的に調査をされたということにおいては、非常に評価できるものだと思うんです。

ただ、お弁当を持ってこられている方の中には、今のデリバリー方式選択制の給食では、嫌なんだと、弁当でなければだめだというよりは、消去法でいってお弁当を持ってこざるを得ないという方も当然いらっしゃるんだと思うんですね。

コンビニ弁当と今の給食の方だけ合わせた10%だけを目標にするというのは、私は大きな問題があるんじゃないかと思うんです。お弁当を持ってきている方々も対象にすべきではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょう。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 これまでもご答弁を申し上げているとおり、ご家庭から持参されるお弁当の意義というのは、十分、我々も認識いたし、デリバリー方式選択制という、中学校給食を決定したところでございます。

ご質問にあります現在9割の方々、この方々に対して、どうアプローチするのかというご質問でございますが、先ほどもご答弁を申し上げたとおり、より魅力ある中学校給食、これから改善、見直しを行いまして、可能な限り、我々が提供しております栄養バランスにすぐれた安全・安心の給食を利用させていただきたいということに努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 摂津市の小学校の給食は、校内で調理した、安全でおいしい給食を、児童、それと担任の先生、学校みんなと一緒に食べて、非常に評判がよい、そして評

価の高い給食が実施されております。

そもそも学校給食とは何ぞやというところをお聞きしたいと思うんです。

平成21年に学校給食法等が改正されています。学校給食法や学校給食実施基準、また、学習指導要領等にも、給食にかかわる文章が書き込まれているわけですが、その点、確認をしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 学校給食法の目的でございますが、書いております文言でございます。

「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」と掲げられてございます。

現在、本市において実施しております中学校給食は、我々は学校給食法の趣旨、目的に合致しているものとの認識はいたしております。

しかしながら、学校給食法第8条で、学校給食を適切に実施するためには、望ましい学校給食実施基準を定めるものとするということが規定されてございます。

現在、先ほども申し上げましたが、喫食率5%では、我々としましては、望ましい基準には残念ながら達してはいないというように認識いたしております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 現行の学習指導要領におきましては、特別活動の領域のうち、学級活動の内容として、食育の観点を踏ま



えた学校給食と望ましい食習慣の形成が記  
されておるところでございます。

また、ことし3月に告示されました、次  
期学習指導要領には、その学びの過程とし  
て、給食の時間を中心としながら、健康に  
よい食事のとり方など望ましい食習慣の形  
成を図るとともに、食事を通して人間関係  
をよりよくしようとするのと追加して示  
されているところでございます。

現在、小学校では給食の時間、中学校で  
はデリバリー方式選択制給食を含む昼食の  
時間に食育推進の取り組みを進められてお  
りますが、体育や保健体育、家庭科や技術  
家庭科などの教科や、また、総合的な学習  
の時間などの領域でも食育について取り組  
んでおるところでございます。

小・中学校での給食だよりもあわせて、  
学校教育活動全体での取り組みにより、食  
育の充実が図られているところでございま  
す。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 お答えをいただきました学校  
給食の目的に、学校における食育の推進が  
今、新たに規定されました。

目標には、共同の精神、これは配膳であ  
るとか、片づけであるとか、盛りつけであ  
るとか、みんなで協力しながらやっていく  
ことにつながると思うんですけども、生命  
や自然を尊重する精神、環境の保全に寄与  
する態度、勤労を重んじる態度を養うこと、  
伝統的な食文化、理解を深めることなども、  
目標に追加されています。

学校給食実施基準も全面改定されて、在  
学する全ての児童・生徒を対象にすること  
と、栄養内容の基準なども新たに定められ  
ております。学習指導要領でも、今、ご説  
明をいただきました、学校給食を中心にし  
て、学校で食育を学んでいこうと、学校給

食の場を中心にして、さまざまな過程で、  
学校生活の中で学んでいこうとするものが  
学校給食の目的であり、目標であり、教育  
の指針だということでもあります。

そういう点から考えますと、今のデリバ  
リー方式選択制の中学校給食というのは、  
非常に過渡的なものだと、大阪府が中学校  
給食の実施率、全国的に非常に低い中で、  
早急に実施率を上げたいということから、  
財政的な、また、時間的な制約を取っ払う  
ということもあってか、デリバリー方式選  
択制という非常に不十分な制度まで、学校  
給食として認めてしまったことが、今の事  
態を招いてる大きな原因であると思います。

そうしたもとの、摂津市は3年間やって  
きた。しかし、学校給食の本来あるべき姿  
と比べると、やはり大きな乖離があるし、  
その今の乖離を、どう埋めていくのかとい  
う議論が非常に必要だと思うんです。

この3年間、デリバリー方式選択制学校  
給食で行っていく、プロポーザル方式で業  
者を選定していくということではありますが、  
3年というのは、あっという間に過ぎてし  
まいます。よりよい、あるべき学校給食と  
して、しっかりとした検討が必要だと思っ  
たんです。

導入のときには、保護者の代表の方も含  
めて、専門的な方々も入れて検討会議を行  
いました。財政的な事情などによって、議  
論が尽くされたとはいえないと私は思いま  
すが、その中で出てきた議論というのは非  
常に重要なものもたくさん含まれています。

改めて、この3年間の実態を検証して、  
次に向けた議論、そして、今の問題点を解  
消していく、改善していくような手だてを  
するためには、第三者的な検討委員会等を  
設置していくことが必要だと思いますが、  
その見解についてお聞きしておきたいとい

うふうに思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 これまでもご答弁をさせていただきましたが、我々としましては、このデリバリー方式選択制学校給食、これを決定するに当たってもさまざまなご意見をいただいて、さまざまな委員会で議論され、この方式が決定されたものでございます。

まだ3年にはなっておりませんが、さまざまな課題も表面化いたしましたところがございます。短期的には、今回、補正予算で提案させていただいておりますとおり、このデリバリー方式選択制学校給食、これを改善、見直しを行いまして、より魅力あるものにし、喫食率の向上に努めてまいりたい。

中長期的には、やはり社会の状況、これから変化いたしてまいります。それぞれ、たくさん市民の皆さん、市議会議員の皆さん、ご意見がございます。それらを、さまざまなご意見を伺いまして、何が摂津市にとって一番適切な中学校給食なのか。こういうことも含めて、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この間、ずっと、この中学校給食の議論をやってまいりました。3年たとうとしております。

本当に、今、ご説明いただいた学校給食法、実施基準、学習指導要領等々で、学校給食が食育の中心となる大事な教材であるということからも考えて、私は過渡的な発展途上の中学校給食だという思いでおりますので、あるべき姿の中学校給食に向けた検討をぜひやっていただきたいと、強く求めておきたいと思っております。

次に移ります。

安全で利用しやすいバス停の改善についてであります。

非常に狭い歩道、車道を自動車、バイク、自転車、歩行者が往来をしております。高齢者、障害者、子連れのお母さんたち、交通弱者の安全、利便性を図るということは非常に重要であって、それが安全対策であったり、また、道路の補修などの対策であったりします。バスの事業者も、利便性の向上が経営状況を上向かせる大事なツールだというように思っております。

こうした、それぞれの目的に向けて、今の狭いバス停であったり、ベンチ設置を求めている市民の皆さんの声に、どう応えていくのか。三者三様、ばらばらでやっていたら、事は前に進まない。摂津市が音頭をとるなりして、3者で協議をして、安全で、利用しやすい、そして市民の皆さんが移動手段として、活用しやすいようなバスにするための協議をするべきではないかというように思うんですけども、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 バス停のベンチ、上屋等の設置につきましてのご質問ですけれども、基本的には3者、バス事業者がベンチ、上屋をつくるというのが基本というように考えております。

ただ、悲しいかな、摂津市の場合、なかなか歩道幅員がとれない。まず、一番出だしのところで、条件が満たせないという状況になっております。

大阪高槻線につきましては、1車線を広げまして、歩道を広げているところもございますけれども、ちょうどバス停のところにつきましては、バスの停車帯をつくるために、バス停の幅員を狭くしておるような状況もございます。そのために、有効幅員が確保できないで、ベンチ等が設置できないというところもございます。

今、お話がありましたけれども、根本的には、やはり利用者だけじゃなくて、道路を通行されるベビーカーであったり、車椅子の安全確保も必要やというふうに考えておりますので、市道につきましては、今後、道路拡幅、先ほども言いましたけれども、用地の拡幅ができましたところにつきましては、事業者、道路管理者と協議いたしまして、できるだけ設置をしていただけるよう、今後とも協議してまいりたいというように考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 やはり、道路状況の問題等ありますので、一朝一夕に歩道を広げてベンチを設置したり、また、上屋を新設、または改修したりして、利用者の利便性を図るということは難しいかもしれません。しかし、一步一步、3者が協議をしていくということが必要だと思いますので、その点、ぜひご検討いただきたいということを申し上げて質問を終わります。

- 藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

- 渡辺慎吾議員 それでは、一般質問させていただきます。

総合体育館の進捗状況について質問いたしたいと思います。

市制施行50周年の締めとして、夢を形にすべく、総合体育館の建設の実現は、第4次摂津市総合計画(改訂版)にも記載され、平成28年度には、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックに間に合うように、基本計画の策定を行うとしておられました。

また、昨年摂津市長選挙においても、

市長の公約としておられました。

そこで、現在どのような進捗状況にあるのか、お答えをしていただきたいと思えます。

また総合体育館は、防災機能を兼ねた体育館とお聞きしております。安威川以南、特に鳥飼地区は、ハザードマップでも示されているとおり、水害の危険地域にあります。地域住民は、現在、避難場所の少ない地域でありますので、安全・安心のためにも早急な建設を切望しております。

そのような観点からもお答えいただきたいと思えます。

- 藤浦雅彦議長 それでは答弁を求めます。市民生活部理事。

(小林市民生活部理事 登壇)

- 小林市民生活部理事 総合体育館建設の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

総合体育館につきましては、平成29年第2回定例会での森西議員からのご質問にお答えいたしました。平成29年3月に、摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会から答申をいただき、建設予定地である鳥飼西のスポーツ広場に建設することについては、屋外スポーツ施設を大きく制限することから、屋外競技者に大きな影響があると考えられるため、地域住民や関係団体との合意形成や、屋外競技の代替策などについて、関係する方々に十分理解いただけるよう、丁寧な説明を心がけ、慎重に取り組んでくださいとの意見が付されたところでございます。

この答申を踏まえまして、関係団体の方々との合意形成のため、特に屋外競技団体の方々に、学校施設等の既存施設の活用や、今後、予定をしております青少年運動広場の改修設計に向けてのご意見をお伺い

しているところでございます。

今後、ご意見を踏まえた青少年運動広場の改修設計を行う中で、代替策として十分機能するのか検証し、防災機能の観点も盛り込んでおりました総合体育館建設について、検討する必要があると考えております。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは2回目、一問一答方式でやりたいと思います。

市長に主にお答え願いたいと思いますが、先ほどご答弁の中で、屋外競技の方々を十分理解していただけるというふうにご答弁されておったんですけど、どの程度の理解なのかちょっとわかりませんので、市長、ご答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくりの基本といたら安全・安心・健康からスタートいたします。

いつも言うておりますけれど、弱者の視点と、これを踏まえて、1つは健全なる財政運営、そして、人づくり、そして、夢づくりと、この3本柱でいろんな取り組みを進めているところでございますが、この3本柱の1つの夢づくりの中の1つが、総合体育館構想でございます。

かねて、この総合体育館につきましては、関係者の間でも三島地区の大会ができるような施設が何とかできないものか、またこの議会においても、いろんな質問、要望をいただいております。

ただ、総合体育館の場合は多額の財源を要します。そして、限られた立地条件でありますから、そう簡単にゴーサインといいますか、方針を決めることはできなかったわけでございます。

先ほど、ご質問の中にもありましたけれ

ども、ああでもない、こうでもない、いろんな試行錯誤を繰り返して来る中、当市は昨年、市制施行50周年という大きな節目を迎えました。記念事業として何か取り上げるものはないのだろうか、いろんな問題がある中、ちょうど機を同じにして、東京オリンピック、これが日本で開催するという決定がなされました。

この機を捉えて、50周年記念事業として取り上げ、そして、でき得るならば来る東京オリンピックに向けて建設したい、そういった意思表示をしたところでございます。

言うまでもありませんが、総合体育館がありますから、やっぱりグラウンドと一体化した、そういう場所が私は理想ではないかなと思っております。

そういうことから言いますと、摂津市で考えられるのは、鶴野にあります青少年運動広場、そして、鳥飼にありますスポーツ広場、この2つが挙げられると思います。

安威川以南、特に鳥飼地域という前提条件を付しておりましたから、おのずと候補地といたしまして、スポーツ広場、これを候補地としたところでございます。

こういう経過の中で、一つ一つ課題について取り組んできました。

もちろんスポーツ広場で実施する場合、その3分の1強の空地を割くわけでありますから、アウトドアスポーツ関係者の皆さんの理解をやっぱり取りつけなくてはなりません。

そういうことで、方針決定するまでに、私なりにいろんなアウトドア関係者からの要望、またいろんなご意見もいただいておりますので、図面を書いたり、そして、どうすればそのことがクリアできるかということで、JA全農ミートフーズの駐車場

の買収等も考えました。

そして、淀川河川敷公園というのがありますが、あそこに摂津市専用の多目的広場、この設置についても、当時の河川事務所の副所長か、所長か、ある程度の内諾を得て、その工事も始まったこともございます。

そんな中から、今ある施設のリニューアルといいますか、再整備をし、そして、各学校の利用方法の再構築等々を考える中で、アウトドアスポーツの関係者の皆さんの理解を得られるものと私は確信し、そして、所信の中に取り上げたところがございます。

そんな中、さっきも少し答弁の中にあっただかもわかりませんが、物が物だけに、やっぱり関係者だけじゃなくて、より広い市民各位のご理解をいただかないといけないということで、摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会を設置する中、関係者はもちろん、市民の各界や各層の皆さんのご意見をお聴きしたところがございます。

物事でよくある話ですけれども、スポーツ広場を候補地といたしますと、この議場で私は方針をお話ししたと思いますが、その時点ではそこまでなかったと私は思っておりますが、やっぱり物事、総論は賛成、第4次摂津市総合計画（改訂版）に反対する方は、摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会でもどなたもおられなかったと思います。

ただ、各論になってまいりますと、非常に慎重論がたくさん出てきてしまった。そして、先ほどの答弁にもありましたような意見書が付されたわけでございます。

そこで、もう一度立ちどまって、しっかりと附帯意見について一つ一つクリアする中、何とかしてやっぱりこの総合体育館、アウトドアの関係者のご理解を得るべく努

力せないかんということで、現在進行しておるところでございます。

ということからいいますと、今年度、基本計画に至らないわけでありまして、残念ながら、2020年のオリンピックまでに完成ということは非常に無理があるかと思えます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 議長、答弁漏れがあったんで、防災機能について、どのようにお考えかって、まず1回目に戻っていただいて、そのご答弁をいただきながら、また再質問したいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、補足答弁を求めます。

市民生活部理事。

○小林市民生活部理事 総合体育館への防災機能の観点の考え方でございますけれども、当初、総合体育館、地域のスポーツだけではなしに、皆さん方に喜んでいただける施設という観点で、スポーツ、プラス防災機能の施設ということで計画を進めておりました。

そのような中で、やはり鳥飼地域、鳥飼西三丁目でございます地域というのは、近隣に淀川水系がございます。氾濫時の場合の防災拠点という場合であれば、平成14年、当初、水深は3.5メートルといったことも発表されておりましたので、そのようなことを踏まえまして、アリーナ面積、アリーナの場所を1階ではなしに2階が適切ではないかといったことも検討をしておりました。

現時点での発表では、平成29年喫緊の浸水深では4.0メートルから4.3メートルといったことで、そういったことの見直しもされている中で、この総合体育館の

防災機能的な考え方については、そのような観点も踏まえながら、取り組みを進める必要があるのかと考えます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 市長、平成28年度第2回定例会で、故木村議員が質問されておった内容をずっと私も見ておりました。なぜ質問されたということ、そのときに私は木村議員と話をしてしましたら、総合体育館をスポーツ広場にやっぱり建設しなくてはならないということが一番に言ったのは私やということによっておられて、それに関して、非常に屋外競技から、それぞれ、それに対しての反対といえますか、そういう声が上がっている。そういうことを考えると、これは、本当に総合体育館ができるのかという不安を感じたから、今回、質問したということをお聞きしました。

その質問での市長の答弁を聞いておると、何が何でもこの東京オリンピック・パラリンピックに間に合わせるように総合体育館をつくるということ、市長のご答弁の中ではされておったんですね。

そういうような声が上がっているにもかかわらず、木村議員の質問に対して、いや、もうこれは、私がこういう形でこの第4次摂津市総合計画（改訂版）にも上げたし、それから平成28年度市政運営の基本方針にもしっかりと上げている。何が何でもこの総合体育館建設に向けて私はやっていくという答弁を言っておられるんですよ。

先ほどのご答弁を聞きますと、その整合性がとれていないわけです。あらゆる条件があっても、総合体育館の建設に向けて、東京オリンピック・パラリンピックの時期に間に合うようにやるというご答弁、総論賛成、各論反対ということによっておられたんですけど、その時点でもう反対運動

が起きた中での故木村議員の質問だったんです。

答弁が食い違っているわけで、その辺のことをきちっと整理して、ご答弁いただきたいと思うんです。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

故木村議員からも総合体育館の建設に向けてのご質問をいただいたことも記憶をいたしております。

私は何とかして、何が何でもといいますか、この安威川以南に公共施設の整備等々を図る1つの一環の取り組みとして、この総合体育館、ふさわしいものであるということで、強い決意を持っておりまして、今もそれは変わりません。

先ほども申しましたけれども、摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会において附帯意見、これがなされるとは私は少し想定外という言葉が当てはまるかどうかはわかりませんが、多額の予算を投入するわけでありますから、それなりに、ほとんどの市民の理解、やはりこれは取りつくといいですか、でないと思っただけでつくっていいものかどうか、これはやっぱり判断をせざるを得ないということでは、答弁の整合性を欠いているとは私は思えません。

もう一つ、さっき担当からお答えいたしましたけれども、あの地域に総合体育館をつくる場合、やっぱり何らかのテーマ、これも大事であります。その中で、避難所としての機能も考えてつくることも1つのテーマではないかという話になりました。

当初、ハザードマップでは、大阪府では想定水位3.5メートル、これがちょうど

その後、国において、100年か200年に一遍の雨かもわからないけれども、災害の想定水位が大幅に見直された、そういうこともあります。

当初、2階建てで計画しておりました。その予算組みも考えておりました。でも、この新たな想定水位を考えると、当初の設計ではクリアできないだろうと、そういう新たな問題も出てきたことも確かでございます。

等々、そういうことにおいて、何が何でもつくりたいけれども、この場合は、何が何でも、決めないほうがいいと私は判断いたしました。

以上です。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 防災のことは後ほど、また一問一答方式ですんで、質問したいと思います。

市長、第4次摂津市総合計画（改訂版）に上げて、平成28年度市政運営の基本方針として上げられる、そういうのは非常に重たいものですね。

そういう議論は事前にきちっと練りながら、いろんな意見を聴きながら、私は結論的なことで第4次摂津市総合計画（改訂版）に上げるとか、平成28年度市政運営の基本方針に上げるということは必要なわけであって、第4次摂津市総合計画（改訂版）やら平成28年度市政運営の基本方針に上げられて、その摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会ですか、答申が出たからということで、それで結局、今はちょっとぐあい悪いなとか、余りにも、第4次摂津市総合計画（改訂版）に記載することやら平成28年度市政運営の基本方針を軽んじておられるんじゃないかなと思うんですよ。

当然、それは予想されていたと思うんですよ。今まで機嫌よう部会協議でやっていたわけです。総合体育館が建つためにそれがなかなかできなくなった。そういうことに対して、当然、そういう苦情が出るということは想定されなかったわけであって。

私は実際、その総合体育館の話聞いたときに、一応、体育協会に、剣道連盟は所属しとったので、会長にそのことを投げかけました。そこで議論していただけるかなと思っと思ったんですけど、何も議論なしで、そのままになってきたわけですけど。

当然、そういう団体にやっぱり投げかけて、ある程度の調整をやっていく必要があったんじゃないかと。その中で、練りに練った1つの結論を、第4次摂津市総合計画（改訂版）なり、平成28年度市政運営の基本方針に上げるということが、これは正しい一つの道筋ではないかというふうに思うんですけど。

市長、何が何でもという意味、釈迦に説法かもしれませんが、その意味を考えますと、どういう、妨害やら意見が、サボタージュがあつたりして、もう何が何でもという意味合いは、これは、やり抜くということだと思います。

木村議員との答弁を考えますと、いつや、すぐく市長自身が、ご答弁で決心をあらわされとるわけです。

だから、それと今のご答弁、先ほどのご答弁とはどうしても私は整合性がとれないというふうに思うんですけど、そういう面で市長、もう一遍ご答弁をお願いします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 公約したやないかと、第4次摂津市総合計画（改訂版）に取り上げたやないかという話だと思いますが、もうご指摘のとおりで、1つの第4次摂津市総合計画

(改訂版)に取り上げるまでには何度も協議を繰り返します。最後は私が決定いたしますけれども、財政当局、また担当課等と色々な角度で協議を繰り返して、そして、その中へ中長期の財政の見通しも立て、そして、第4次摂津市総合計画(改訂版)に取り上げます。

だから、ある日突然上げたんじゃないで、それは、今、言われたようなことも想定して、ああでもないこうでもない、図面を描いて上げるわけです。そして、やろうというところでスタートを切るわけですね。

今ご指摘のように、もうせえへんのかいというような話じゃないんですね。

私が、大阪府議会議員になったときから、府と市で協働で取り組むような行事、ハードな、ビッグなプロジェクトがたくさんあると思うんですね。

そのとき取り上げた問題、公約、大きな公約、いろいろしたと思います。市長になってからした公約もあります。一つ一つできたもの、そして、道半ばのもの、まだ手つかずになっているもの。

極端な1つの例といいましたら、阪急の高架というんですか、阪急京都線連続立体交差事業、府もそうですが、市も、皆さんも同じだと思いますが、これは、何とかすると言うて公約しましたけれども、結果的にまだできていません。やっと30年目ですけれども、今回、事業認可がされることになりました。

恐らく、完成を私は見られないと思いますけれども、最後にやっぱりビッグなプロジェクトにする場合は、関係者、そして、権利者といいますかがたくさんおられるわけでありまして、やっぱり理想は、この方針でやるんだということでスタートいたしますけれども、いろんなハードルがあって

時間がかかってしまう場合がありますけれども、これでやめた、もうやめたといったことは、私は全くないとは言いませんけれども、何とかしてやるんだということで、粘り強く、これでもかこれでもかとして取り組んできて、一つ一つ、私は何とかこの30年の間に、大概、かなり難しい問題もやってまいりましたので、諦めたんじゃないんです。やっぱり、当初計画にして、こうしたいと言うたけれども、市の事情もあるけれども、社会の情勢、いろんな法律とかいろんな問題が変わってできない問題もありますけれども、そのときの方針と違う判断をせざるを得ない場合も出てまいります。

まだこの総合体育館、公約というか、所信に取り上げたのは、ちょうど1年前だと思います。取り上げたところなんです。理想はおっしゃるように基本計画、私もやはり、何とかしてやりたいです。

でも、その後のいろんな経緯を見ていくと、この問題は、例えば財政的にも想定水位が1.5倍に切り上がったことにより、恐らく当初、予定していた予算の範囲内では無理です。そういうことも考えると、強引に決断したんやからやるべきだとおっしゃっておられますけれども、この問題については膨大な予算を投入して、そして、今ある基金の半分近くを投入して、そして、ああいう意見を付された中で、やっぱり決めたからやるんだという形でできないことは、やろうと思えば、強制収用とかそんなものないんですからね。

でも、私の判断としては、やっぱり慎重にならざるを得ないということで、関係者の皆さんの理解を得るように、まず、今ある施設の見直し、整備して、アウトドアスポーツ関係者の理解を得られるように努力



をする時間を割こうというの、これは間違いではないかなと思いますんで、その辺は理解をしていただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 思いはわかるんですけど、市長、これは、私らが言うたん違うて、市長がやるという形を言うたわけですね。

当然、私らは要望していましたよ。屋内競技の団体の1つとして要望していましたが、これは行政が、市長が、総合体育館をやる。

これは、亡き副市長も言うておられたんですけど、安威川以南に余りにも施設がないやないか、余りにも安威川以北に施設が集中しとるから、安威川以南に何らかの施設が要ると、それにはやっぱり体育施設が必要ではないか。

当然、後ほど言いますが、いろんな防災のこともあるし、そういうような防災設備を掲げた総合体育館が必要ではないかということで、市長ご自身がそういう形を言うてこられたわけです。それに対して、私らはサインを示したわけですね。

何か知らんけど、私らが言うてるとることになんか困るわみたいにご答弁が聞こえるんですよ。

例えば、我々が、市民の皆さんに総合体育館が出来ますよ、これからスポーツ広場のあたりで総合体育館が出来ますよ。え、本当ですか。いや、市長がこういうふうに言うておられますよ、何が何でもやるというふうに言うておられますよ。ほんなら私らも信じますし、市民も信じます。今の状況ではできませんというふうなご答弁やったら、これは、市長がうそつきになってしまうんです。

それは、平場においてお茶飲みながら、こたつに入ってミカンを食いながらそうい

うような話をするんじゃないくて、きちっとした正式な文章で出したことに関しては、当然、我々議会も信じますし、市民も信じるわけです。

だから、その中で、市長のご答弁、非常に苦しい。わかってはると思うんですけど、何が何でもということに関しては、非常にこれは苦しいんです。

こういう事情があって、社会の事情が変わって、例えば先ほど言いました阪急京都線連続立体交差事業のことですけど、あれと意味合いが全然違うわけですよ。あれはそういうような計画に向けてやるという方針を言うたんですけど、市長はやります、何が何でもやりますというふうに言うてられたわけですから、その内容は当然違うわけですよ。

それと今言うたように、これも府やら国のさまざまな関係があるわけですから、摂津市だけでは決められんことですよ、いろんな意味において、阪急京都線連続立体交差事業は。でも、この総合体育館は摂津市で決められるわけですよ。それで断言されたわけですよ、市長。やりますというふうに。だから、答弁が、私は信用ということから考えますと、その点は非常に疑問を持つわけです。

それと先日、副市長と面談させていただきました。そのときに副市長は、この総合体育館に対しては反対やと言うて、予算的に言うたら50億円、倍以上のお金がかかるから反対や、これは、市長にも申しあげましたということをおられました。

そういう点で、市長と副市長が意見が食い違うような状況で果たしていいのかということもあるわけですね。そういう点も踏まえて、市長にご答弁いただきたいと思

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

阪急京都線連続立体交差事業とこれと、物が違うと、そりゃ中身もいろんな計画も違います。今、安威川以南という話が出ましたけれども、確かに議会でもよく出る主要施設は安威川以北に固まっています。これは、まちなりわいからいってもやむを得ないことである。だから、どうしてもこっち側に整備が偏ると、そういうことで、安威川以南にもそれなりの主要施設をやっぱりつくりたいと、これはもう前々から言っていました。

最初の、これも公約か議会で表明したのは、モノレールの南摂津駅前にミニのコミュニティ施設、今のコミュニティプラザの小型をつくろうということをこの場で表明したことを覚えてますけれども。

表明しましたけれども、もう一つ効果というか、広い安威川以南の市民の皆さんには響きそうで響かないといえますか、私なりに判断して、議会の皆さんの理解も得た中、中止といえますか、変更をご相談したと思います。

そして、それでやめてしまったらそれまでですけども、そのかわりといえますか、もう少し身近なということで、鳥飼地域と別府地域にそれなりの施設をつくりたいということで、平成28年12月、まず別府コミュニティセンターが完成したわけです。鳥飼地域もそれなりの公共施設、主要施設をつくりたいと、それがこの総合体育館の構想であります。

そういう経緯をたどってきたわけでありますから、例えば南摂津駅前ですとやっていたやつを、これも中長期の財政の中へ入れていたけれども、そういう状況で私は

変更いたしました。今度は、そのかわりじゃないですけども、代替の案として、その施設、総合体育館をつくりたい。これは、今も思っています。

これは、今、ご指摘ありましたけれども、強引にという言葉よくないですけども、こう計画したから、こういう状況の中でつくってしまうことがそれがいいのか、もう少し慎重に、一つ一つチェックしてからでもいいんじゃないかということになったことについては、けしくりからんやないかと言われたら、済みませんでしたと言うしかないんですけども、私はこの今の状況を考えたら、この後者のほうを選ぶほうが市民の皆さんには理解が得られるんじゃないかと。

もう、しまへんねんと、言うていっているんじゃないんですよ。本来、インドアスポーツをやっておられる皆さんの思いと何ら変わりがありません。何とかしたいです。三島地区で、ただ1市だけ大会が開けない。何とかこれをクリアしたい。だから、総合グラウンドと隣接した所にそれなりの体育館を建てて、理想的に、何とかしてアウトドアスポーツをやっておられる皆さんに理解をしてほしいと。完全な理解がなくても、何とか最大公約数が得られるような状況にしてからでないと、今、何とかと言うてやることは、恐らく議会の中でも、まだ、総合体育館そのものには賛成であっても、そりゃ、いろんなご意見が出てくるんじゃないかなと私が判断したんです。

だから、言うた重みがないやないかと言われてることに、いろいろご指摘いただいておりますことについて、私は否定しません。

大概、言うたことを、何年かかってもやり抜いてまいりました。今度は、JR千

里丘駅西口再開発を、30年間、千里丘西地区市街地再開発準備組合の施行で何とかしようと思っていたけど無理でした。今度、市施行でやるのに、また議会の皆さんのいろいろなご判断、ご意見を聴くことになりますけれども、何とかしてできなければ、緒にでもつけとかなないと、やっぱり何やねんということになってしまうんでね。

何しか何とかやりたいということは今も思っていますので、もうやめたと、確かに今、意見が違わないかとおっしゃいましたけれども、事務方のトップである副市長は、総合的に財政畑の道も長いこと踏んでおられますから、いろんな見方があるので、ご意見は言われますけれども思いは一緒です。そんな中で、何とかして総合体育館を完成させる方法はないやろかということで協議を重ねていることは確かですので、意見の相違はございませんので、その辺は誤解のないように。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 こういう議会制民主主義、またこういう行政の中では、物事が全てうまくいって調にいくということは、なかなかそういう弊害があることはわかります。

ただ、後ほど防災のことも聞きます。総合的なことはそれで置いときますけど。

防災のことにしても、2年ぐらい前かな、テレビの特集で、防災という形で摂津市が、非常に取り上げられましたよね。当時、西川課長でしたか、担当者がテレビに出とられた。

洪水になったときに避難場所がないということで、そんなら摂津市はどこにあんのやということで、小学校の校舎とか、それから民間の会社とか、そういう形で言っておられたんですけど、絶対数は当然足りません。

ただ、防災に関してのさまざまなものを、総合体育館に備蓄したり、急場、弱い立場の方々が休まれるような、例えばそういう設備を整ったものにするとか、そういうことも踏まえながら、担当者が高槻市の古曽部防災公園体育館へ視察にも行かれたというふうな話も聞きましたし、その設備があるということで、地域の方々、特に、市長も御存じやけど、スポーツ広場のど真ん中ですから。そういう形で、体育館が建った段階で、例えば交通で、車の出入りが多くなるとか、それから高い建物やったらやっぱり日照権の問題とか、さまざまな問題があるというふうに思うんやけど、しかし、防災という立場をとっていただいたら、我々もやっぱり理解していかなあかんというふうな、いろんな市民の方から意見を聴きましたら、そういう答えが返ってきたんです。

そういう観点からも、今回、いろんな所で水害が、非常に発生しておりますけど、スーパー堤防である淀川の堤防ですけど、いつ何どき危ない状況になるかもわからない。その段階で、真っ先にやっぱりそういう設備があることが地域住民の安心につながると思うんですけど、そういう点も踏まえて、早急な体育館の建設が望まれるんですけど、そういう観点から市長お願いします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 防災の観点からのご質問だと思いますけれども、あそこに避難所をつくるんではないんですよ。何か公共施設をつくるときには、例えば子どもとかお年寄りとかのいろんなテーマを設けるのに、あの地域であれば、淀川に隣接しておりますので、やっぱり避難所というテーマはしっかりと問題意識を持つとかないかんということで

ございます。

当然体育館をつくる場合、避難所に耐えられるものをつくらないかのでありまして、そういうことから言いますと、さっきも言いましたけれども、当初の計画から大幅に設計を見直さなくてはならないという事実があります。これは想定してなかったことなんです。

ここで1つ問題になるのは、さっきも言いましたけれども予算の話です。これはもう、正直、えっというふうな想定外のことがあります。それはそれとして、やっぱりあの地域に限らず淀川の市域、水域、避難所の確保等々にはしっかり目を向けていかなければいけませんので、その問題意識はしっかり持っております。これは理解はしてほしいと思いますけれども。

そういういろんなことがあり、それで基本計画、基本設計に至っていないという、事実はそのとおりでございまして、これは、けしくりからんと言われたら、もう済みませんと言うしかないんですけれども。

何度も言いますが、もうやめたと言うたんとは違うんですよ。何とかしてやりたい。あそこでやろうと思えば、形だけつくろうと思えばできんことはないです。でも、今、いろんな判断、諸般の状況を判断したら、やるのが逆に市民の皆さんの怒りを買うだけで、関係者の一部にまで何か不満が残って、出来てしまうとね。これはちょっとぐあい悪いと判断しました。

だから、いろんな時期的な話等と、私が所信を言うたときは変わっております。

ご指摘の件については私は否定をいたしません。

もしも説明された方に怒りを買うとしたならば私にも振っていただいて、しゃあねえやっちゃ、あの市長はと言うていただい

たらいいですが、私はもう素直に事情をご説明したいと思います。ひとつ渡辺議員のほうからも、恐らく、あの淀川沿川の関係の地域の人から、これからそういう質問が出ると思いますので、おっしゃっていただきますようお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 市長の思いはわかりました。

ことしも摂津市が担当して剣道の北摂大会をやるんです。毎回、毎回、我々は肩身の狭い思いしながら、他市の方々にその事情説明をしながら、この数十年間やってきたわけで、やっと総合体育館が出来るということで、皆さんにいろいろご苦勞、ご不便をおかけしましたけど、今回、この摂津市で総合体育館が出来ますので、これから思う存分やっていただきたいと思いますというふうなこと、絶えず私は理事長として説明してきたわけですけど、非常に心苦しいことになったわけです。

最初に、言いましたように、第4次摂津市総合計画（改訂版）に載せる、そして、平成28年度市政運営の基本方針で市長がやることの重みを、やっぱりしっかりと考えていただき、そういうことで市民は信用し、我々議会も信用しながら、今言うたように説明をする。

それに対しては、市長は、行って俺が謝ってくると言うていただきましたけど、そういう問題ではなくて、やっぱりそういう点の思いをしっかりと受けとめていただきたい。それはもう釈迦に説法かもしれませんが、今回、こういうような状況になってきたときには、やっぱり事情が違ってきますので、そういうことをお願いしたいことと。

それから、防災のさまざまな決まりごとが変わってきた、きちっともう一遍その設

備に関しても予算立てをしながらやらなあかんということを言っておられましたけど。

私は、今、鳥飼地域の消防団の分団長やっとります。毎週のように週末に台風がやってきておりますけど、絶えず私は個人で夜中に周辺の川をずっと見て水位をしっかりと確認しながら、1時間置きにそういう形でやっているんです。

やっぱりどうしても安威川以南の鳥飼地域の方々は、絶えず、そういう危険と背中合わせでおるとということだけは、市長、認識していただいて、防災設備の整った総合体育館が1日も早く出来ますことを、先ほど言いました副市長の話によりますと、途中で頓挫するん違うかなという私は危機感を持ったんで、そういう形で質問したわけですけど。そういう形で要望をしておきたいというふうに思いますんで。

市長、何か最後にお言葉があるんやったらお願いしたいと。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 地域の皆さんの思いとか、それから、今、インドアスポーツの関係者の皆さんも、三島地区の方にもいろいろ話してきたんやというようなお話もいただきました。

私、議員の皆さんにもお聞きいただきたいと思うんですが、自分で言うたこと、これは何とかしてやり切りたいと、これはみんな同じ思いだと思います。

30年間かかってやっと出来上がったやつとか、緒についたやつとかいろいろあります。もう一つ一つは言いませんけれども。

やっぱり議員の皆さん、市民の皆さん、職員の皆さんの理解があって、目的に向かって心が一つになり得たから、難しい問題一つ一つを僕は解決できたんだと思います。だから、この問題についても、やっぱり問

題意識、また一つになれるように、私はしっかりと説明もしていきたいと。

それからもう一つ、インドアスポーツ関係の方にも、もう時期的にこれおかしいぞと思っておられると思いますわね。

今、一方で、旧味舌小学校の校舎の跡地利用について取り組んでおりますが、あそこには体育機能を備えた避難所関係の施設をつくるというお話はしてきたと思いますけど、この中でやっぱり、そういうご意見にも応えられるように、総合体育館まではいかない、そんなことも考えないかなんかということも指示しておりますので、いろいろとご心配かけますけれども、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き一般質問を行います。

野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは最初に、北摂で一番高い上下水道料金を引き下げるについてお尋ねします。

これまで何回か質問してまいりました。今回、北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める会から8,018人分の署名が届けられています。市民の思いをぜひ受け取るべきだと思います。

市の予算は、過去最大の基金143億円の貯金があり、水道事業会計としては、こ

の15年間連続黒字で、現金預金は32億円あります。

そして、昨年度水道が18億円を定期預金として活用して、少し言葉が悪いですが、もうけようとしていましたがやめました。そういう財政状況があるのに、今後の経営が厳しいからという理由だけで料金の引き下げを検討しないという態度でいいのでしょうか。

本市は、大阪府下一番の財政力を持っています。ぜひ、料金の引き下げを行うべきではないでしょうか。

2点目に、旧三宅・旧味舌小学校跡地の今後についてです。

昨年の市長選挙そして、今回の市議会議員選挙を終えて、改めてきちんとした方針のもとに、地域の公共施設の拠点である小学校跡地をどう活用するのか、地域住民とともにまとめていくということで、今何ができるかということ考えた場合、市のほうから定期的な協議の場をつくるのが大事なことだと考えます。

単なる跡地活用という点だけでなく、千里丘東地域、正雀駅前地域のまちづくりという視点で、住民のアンケート、勉強会、意見交換なども実施しながら、まとめていく作業が重要だと思いますがいかがですか。

3点目に、子どもの貧困対策における本市の取り組みと今後についてです。

ことしの5月の子どもの日に、こんな言葉を目にしました。子どもの日は1948年、戦争で親をなくした子や貧困に苦しむ子どもたちがあふれていた時代に、子どもの幸福をはかる日として制定されたという内容です。

こうした思いは今、実現されているのでしょうか。

今日広がる貧困と格差が、子どもたちの

現在と未来を閉ざしています。日本の子どもの貧困率は13.9%、約7人の1人の子どもが貧困ラインを下回っています。中でも深刻なのが、ひとり親世帯です。貧困率は、50.8%、主要国では最悪の水準です。国の調査で母子家庭では貯蓄がないと回答した世帯が、37.6%、全世帯平均14.9%の、2.5倍という結果です。

深刻な貧困と格差の拡大を生み出してきたのが、自己責任論を振りまき、働くルールを壊し、低賃金で働く非正規労働者をふやす一方で、社会保障を削減したからであります。待ったなしの課題となる中で、国において2015年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立いたしました。今、国と社会の責任で、子どもたち一人一人を大切に、未来に希望を持ち、生きていける社会の仕組みをつくるのが重要です。

本市としても、子どもに貧困の自己責任を負わせないという立場で総合的な取り組みを行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、大正川橋東詰交差点への押しボタン式信号機設置後の安全度の確認と対策についてです。

この2月にご承知のとおり、信号機が設置されましたが、この間、地域を回っていると、意外とかえって危ないのではというご意見をいただきました。

確かに、当該交差点の道路形態での限界はありますが、何が足りないのか、どこをどう改善したら安全度が高まるのか、ぜひ検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

5点目は、下水道やガス、水道管などのふたの管理と改修についてです。

市内に水道関係でバルブとかボックスが

約7,400か所、下水道関係で約1万4,000か所と聞いています。そのほかにガス、電気関係もあります。

過去何回か改修をお願いしたこともありますが、通過車両や道路の状態によって、危ないと感じることが今でもあります。

現状の対応はどうされているのか、まずお聞きします。

以上、1回目です。

○藤浦雅彦議長 それでは答弁を求めます。  
上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 上下水道料金の引き下げについてのご質問にお答え申し上げます。

上下水道事業経営は、上水道事業、下水道事業の各事業を独立採算形態において、受益者負担を原則に事業運営を行っております。

上水道事業につきましては、現状においては単年度黒字を計上しておりますが、給水収益の減少傾向にある反面、年々増加する水道施設の老朽化による維持管理費用や耐震化などの更新事業の増大により、今後は単年度黒字を維持することも困難なることを想定しております。

次に、下水道事業でございますが、現在、使用料の収入で汚水処理費が賄えていない状況でございます。一般会計繰入金による補填を受けて経営を維持しているという状況でございます。

さらに、今後の更新時の経費の増加も見込まれており、上水道事業、下水道事業のいずれの事業の経営状況も厳しい状況にあり、現行料金の体系及び水準を維持してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 小学校跡地の今後についてのご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校跡地におきましては、これまでに木造校舎等々、プールの解体、撤去が完了している状況でございます。

校舎本体部分につきましては、4階棟、3階棟の解体について、現在着手にかかっているところでございます。

また、この4月に民営化いたしました、現正雀ひかり保育園におかれましては、校舎の解体撤去、土地の整地後において、民間法人により、平成31年4月の開設、改築を目指し、建設工事が予定をされておられる状況でございます。

そのため、同跡地におきましては、現在進めております、校舎等の解体撤去を初め、保育所等の建て替え、エリアの基盤整備などの工事にかかる車両や土砂、建築資材などのストックヤードとして利用するものとなっております。

今後の活用方法につきましては、現時点では具体的な決定がなされていない状況でございます。

また、旧三宅小学校跡地におきましても、現在のところ活用方法について具体的な決定は決まっておらず、両小学校跡地とも、これまでの議会でお示ししているとおりの売却方針の凍結という状況に変化はない状況でございます。

市といたしましては、事業の方針決定に際しては、地域の特性及び今後の人口動態等を勘案し、将来展望を見通すとともに、持続可能な行政運営を第一に考え、市として最も有益となる方策を検討していくことが必要であると考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 子どもの貧困対策における

本市の取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策については、平成25年に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成26年に子供の貧困対策に関する大綱が作成されております。

平成27年度における全国の相対的貧困率は、13.9%でございました。平成28年には大阪府において、子どもの生活に関する実態調査が実施され、大阪府の相対的貧困率は、14.9%という結果が示されております。

子どもの貧困対策は、国、府と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を実施することが求められております。

本市においては、これまで就学援助の支給費目の追加や、税法上の寡婦控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対し、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの保育料に、寡婦控除のみなし適用の実施、また、子ども医療費助成の対象年齢の拡大等に取り組んでまいりました。

さらには、貧困率が特に高いと言われております、ひとり親家庭に焦点を絞り、医療費助成の対象の拡大について、今議会にご提案させていただいております。

今後、国、府の動向を注視しながら、本市における、子どもの貧困対策の総合的な取り組み体制、施策等について検討してまいります。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 押しボタン式信号機設置後の安全度の確認と対策についてのご質問にお答えいたします。

本信号機の設置につきましては、府道143号沢良宜東千里丘停車場線の横断が危険であるとの地元からの強い要望を受け、

摂津警察署へ毎年要望を続け、ことし2月の供用開始に至ったものであります。

最初は、定周期式信号機の設置を要望しておりましたが、大正川堤防沿いの道路幅が狭く、設置ができないとの回答を受け、隣接する事業者へ道路拡幅についての用地協力も求めましたが、敷地内の土地利用への影響が大きいとのことから協力が得られませんでした。

また、道路の一方通行なども検討いたしました但し合意が得られず、信号機を設置するには、押しボタン式信号機しか可能性がなかったことから、地元自治会や沿道事業者へも説明を行い、了承をいただいたことから信号機の設置に至ったものであります。

信号機の周辺では、予告信号機の設置や、カーブミラーの存置など、安全対策も行っており、歩行者の安全は確保できているものと考えております。

次に、下水道やガス、水道管などのふたの管理と改修についてのご質問にお答えいたします。

道路管理課では、日常の道路パトロールにおいて舗装状況を確認しており、マンホールふたや仕切り弁などの占用物と、舗装面に段差が見受けられる場合には、必要に応じて応急の段差補修を行うとともに、原因がマンホールなどの占用物に起因する場合には、その管理者に対応を指示しております。

また、塗装の打ち替え工事の際には、ふたなどの高さ調整を指示するとともに、占用者におかれましても、ふたの取り替えを行うなど、適正な管理、改修に努められております。

占用物の維持管理は、占用者の責務でございますが、道路管理者といたしましても、引き続き舗装状況の把握に努め、占用者と



連携を図りながら、段差解消に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問に入ります。

前後しますけども、2回目の質問は1回目の質問の4点目、5点目から入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

大正川橋東詰交差点の押しボタン式の信号機の件です。

この前、現地を見まして、いろいろ確認をしました。自転車通学の生徒の皆さんが、ボタンを押さないで渡ります。左右をちょこっと見て渡りますので、大変危険な状態は残っております。

ご承知のとおり、自転車は軽車両の一部でありますので、ボタンを押さないで渡ることに対して法的な規制はできません。しかし、危ないですので、ぜひ、摂津高等学校とも相談していただき、その問題について協議を進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 先ほどのご質問ですけれども、議員がおっしゃるとおり自転車は軽車両ということで、車と同様、安全を確認して出ていくという形になります。

そこで、現場において、法的に信号機の利用を指導することはできないものと考えておりますけれども、自転車が信号機を利用して横断されることは問題ないことありますことから、学校等におきまして、信号機の利用を指導されることは、より一層の安全対策になるものではないかと考えております。

また、この信号機の設置に際しましても、摂津警察署と一緒に学校のほうに伺いまし

て、信号機の利用に関して、学校側へも説明をしている状況にあります。

以上です。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ、1回相談していただきたいと思います。

同時に、もう一つ気になるのが、答弁でありましたけども、交差点の南側の大正川の土手の狭隘部分、これを宿題として預けておきますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、ふたとマンホールの件であります。

これから一層、高齢化社会に進んでいきますので、ふたにつまずくという度合いが高くなってきますので、例えば、いろんな問題がありますけども、1年に1回ぐらいこの問題でも、全市的に、周期的に、パトロールして確認をするということも大事な視点だと思っておりますので、その点はいかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 上下水道部では、上水道、下水道、合わせて約2万枚を超えるようなふたを管理しておりますが、経過年数、設置場所、交通量により劣化状況には大きな差がございます。

このような中で、市民からの通報、さらに道路管理課による道路パトロールだけでなく、独自の取り組みとして環境調査や開発行為に伴う現地調査など、日常業務の中で積極的にふたの劣化状況、段差、がたつきの有無等を確認しているところでございます。

今後のふたの管理ということでございませうけども、下水道事業におきましては、管路施設全体の維持管理計画を今、策定しておるところでございます。この中でマンホ

ールぶたの調査についても検討を進めるわけですが、今、考えておりますのは、交通量に応じて、路線ごとの調査頻度を設定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ、検討していただいて、安全というところから対応をよろしく求めておきます。

次に、北摂で一番高い上下水道料金の引き下げ問題に入ります。

真正面から受けとめていただけない点で大変残念であります。10年前のことを少しお話しいたします。

10年前、摂津市は水道料金の2.41%引き下げ、下水道料金の5.5%の値上げを行いました。当時、直近の5年前から下水道料金が15%、11.5%、3回目として15%値上げしようとしたので、これはかなわんということで、6,500名余りの署名の数の下水道料金値上げ中止を求める請願が出されまして、私が紹介議員としてかかわってきました。

結果として、先ほどの率が出されたわけでありまして、10立方メートルまでのご家庭が、3割を占めます。そのご家庭は、上下水道料金合計では下がりました。

下水道料金は、15%値上げ額に対して、5.5%の値上げで、値上げ幅の圧縮を一応したわけでありまして。そういう結果を10年前につくったわけでありまして、10年前は、市長も御存じですが、このままでは第2の夕張市になるってこと、盛んに財政危機を伝えられておった時代であります。

今はどうかといいますと、大阪府下で一番の財政力を持っているわけでありまして。

この問題については、いろんなハードルはありますけれども、ぜひ、真っ正面から受けとめていただいて、検討いただきたいと思っておりますけれども、再度ご答弁を求めます。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 ただいま議員からご指摘がございました平成19年の事情は、私も承知しております。

当時、2.41%、年間約5,730万円、今までの累計で5億7,000万円ほど。それから、平成22年度、このときに1%、年間2,000万円ということで、これと合計しますと、今まで、平成19年度以降、大体7億1,000万円程度が市民の皆様へ還元できたのかなというふうには考えております。

それで、先ほどから財政力があるというお話が出ておりますので、少しこのことについて触れさせていただきたいと思っております。

財政力と申しますのは、基本的には普通交付税算定の際に出てくるものでございまして、あくまでもこれは普通会計ベースでの指標でございまして、普通会計と申しますのは一般会計ですね。一般会計から駐車場に関する収入、支出なんかを差し引きをいたしまして、それから特別会計であるパートタイマー等退職金特別会計を足し込んだもの、これが普通会計ということになりまして、財政力指数は、この普通会計に対する概念というふうに捉えていただけたら結構かと思っております。

ということで、上水道事業は地方公営企業でございまして、一部、高料金対策では、資本費単価が高いところにつきましては交付税の需要額に入るところがあって、財政力に影響を及ぼすという場合がございますけれども、直接的に経営の財政力が高いからといって、経営力が高いとか、低い

とかというものではございません。

次に、1回目のご質問でもございましたとおり、確かに水道事業会計、平成28年度決算で32億円の現金を持っております。貸借対照表に載っております。

しかし、この部分につきましては、内訳を紹介をさせていただきますと、修繕引当金等の固定負債で、大体、3億400万円程度。それから、流動負債の賞与引当金で、2,600万円程度。それから未払金、物が納品されましたけれども、まだ支払っていないものが3億8,000万円程度。それから預かり金が、これは臨時給水のほうですけれども、これが7,100万円程度。それから減価償却費として、先行して投資した資金を回収したもの、いわゆる損益勘定内部留保資金といわれるものですけれども、これが約22億7,600万円程度。この留保資金と申しますのは、民間企業で今、いろいろテレビなんかで話題になっております、いわゆる企業の内部留保金が400兆円あると、これに対して課税したらどうかと言われてるものとは全く質が違ふものでございまして、あくまでも先行投資した自己資金、ないしは企業債で先行投資した部分を料金という原価で回収したものでございまして、これについてはしっかりと更新費用に充てていくものという用途が決まっております。

これを除いた約1億5,000万円程度が繰越利益剰余金ということで、毎年、何か不足の事態が起こったときの補填に使うということで、繰り越しておるものでございます。

また、状況につきまして、平成19年と申しますと10年前ということで、確かにそのときは夕張市の問題がございまして、普通会計によっては、これは危ないんじゃないかと、

ないかと、経常収支比率も110%までいきました。

ところが、水道のほうはどうかと申しますと、過去の決算と比較をいたしますと、給水収益は、平成17年度で大体23億8300万円。それから平成18年度が、23億7,500万円程度。これは平成19年の値下げの議論しておったときの、給水収益の状況でございます。それが平成27年度には、約18億9,000万円。それから平成28年度、今回の決算でございますけれども、18億6,800万円ということで、約5億円の減少が見られております。

また、繰越利益剰余金の額でございますけれども、平成17年度は、平成18年度に約5億6,500万円繰り越しております。

それから平成18年度は、平成19年度に約6億7,700万円を繰り越しております。

それが平成27年度には、平成28年度への繰越金、1億4,300万円。それから平成28年度、今年度の決算において、翌平成29年度、今年度へ繰り越したのが、1億6,000万円ということで、約5億円の減少ということ、これも5億円、減少いたしております。

さらに、施設の老朽化も深刻になっておまして、管路や施設も10年たてばやはり、10年、年をとるということでございまして、老朽化率は36.4%というふうになってございます。

それから、今後10年間、鳥飼送水所の3号配水池、それから中央送水所の一番手前の1号配水池の更新工事、それから耐震化をやると思っておりますけれども、これが完成しましても、耐震化率は65.

9%ということ、北摂では最低の水準にあるという状況でございます。

その他、先日の本会議でも3つ目が出ておりましたけれども、大口需要家からの給水収益も、年間で約8,500万円程度、減少するのではないかとというふうに考えております。ということで、非常に厳しいものがあると。

一方、下水道事業につきましても、本年度、実質収支額は、1億5,900万円程度の黒字となりましたが、現状は下水道使用料の収入で汚水処理費が賄えていないという状況でございますので、今後も使用料は減収を見込んでおり、財政にとっては大変厳しい状況でございます。

私どもとしましては、できるだけ安い料金でサービスの提供をしたいというのはやまやまでございますけれども、現状ではやはり、市民の皆様の中心となるライフラインでございますので、市民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいと考えており、現状では両方とも値下げできる状況にはないというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 いろいろ数字を並べて、財政的な状況から説明されたと思いますけれども、要は、前日も議論しましたけれども、一般会計、普通会計、そして、公営企業会計の関係もあります。

しかし、市民から見たら、財政は1本なんです。先ほど僕は10年前のことをお話をしましたけれども、そうしたらどういう財政状況になったら値下げできるんですかという質問を市民から受けるわけでありませう。

少し計算してみました。

摂津市の場合は、7割の世帯が、20立方メートルの使用であります。最大で1割

削減しますと、年間9,000万円の予算で可能なわけでありませう。この数字、ぜひ覚えていただきたいと思ふんです。

摂津市の財政状況は、いろんな財産値があったとしても、今、大阪府下1番財政力を持っているわけだ。それを市民の方々は見られて、そしたら今、生活がしんどいんだから、ぜひ、それを活用してほしいということは、自然に思ふわけだ。

行政全体の財政状況、大阪府下1番でありますけれども、市民の暮らしはどうかといひますと、この18年間で、年間の働く皆さんの所得金額は、69万3,000円も減っているんです。貧困の格差が拡大して、今、生活するのがしんどいわけだ。そういう中で、上下水道料金の引き下げを求める請願でもこれだけの署名が集まっているわけで、ぜひ、正面から受けとめていただいて、どうしたらできるのかという形で検討をお願いしたいと思ひます。

これは、市長にご答弁を求めます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 野口議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なるところもあるかと思ひますが、ご理解をいただきたいと思ひます。

上下水道、これは市民の皆さんの命と暮らしにかかわる最も大切な生活インフラの1つだと思ひます。ということで常々、より安全に、そして安定した供給が求められます。それには常々、健全な経営といひますか、運営も心がけなくてははいけないと思ひます。

もう何度も、この料金の話については、ご指摘をいただいております。確かに、今、財政力はいい、水道自体も何がしの基金、預貯金も持っております。でも、我々いろ

んな判断をするときに、目の前を見据えて、現実、何をすべきか。もう一方では、将来を見据えて現実はどうあるべきか。この両方から物事を見るんですけれども、上下水道の場合、やっぱり将来をしっかりと見据えてそして、今、どうあるべきかを考えるほうで見ています。

今、摂津市の上下水道の料金、大阪府下43市町村の中で真ん中よりちょっと下ぐらいですかね。中ほどにあるかと思いません。これも本来、市民の皆さんからいただく使用料以外にも、起債、借金、補助金等々で経営していくんですけれども、それだけでは、やはりなし得ないということで、一般会計から税を投入して、そして大阪府下でも中ほどの順位を維持しているわけなんです。

やっぱり、料金を引き下げるには、さらなる一般会計からの繰り出しをせよということだと思うんですけれども、上下水道合わせて延べ200キロメートル、もっとあるんですかね。管が地中に埋まっております。かなりの老朽化を考えないけません。

そして、最近、多発します地震に対する耐震というものを考えないけません。上下水道は目に見えないですけれども、非常に多額のお金がかかってまいります。このことをしっかりと踏まえておかないといかんと、私自身は思っています。

そういう意味では、それは安いにこしたことはないですけれども、安定して安全に、常々心配のない給水等々をするためにも、やっぱり安定した経営をするためにも、今、一般会計からさらに資金を投入することは、なかなかかないません。

将来を見据えて、今も料金を何とか値上げしないというか、維持することに、今ある基金とかを上手に使って、また一方で、

行政改革もしっかり取り組んで、何とか料金を維持していくと私は思っておりまして、値下げは考えておりません。

すいません。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 なかなかいい答弁ではありまへんけども、今、予算組みしておりますので、ぜひ、一度、検討していただきたいと。

この数年間でも、8,000人を超える署名というのはそんなにないわけで、それだけこの問題について、今、こうしてほしいと市民の方々はおっしゃっているわけで、一般会計と公営企業会計を合わせれば、そんなにしんどい話じゃありませんので、ぜひ、一度、検討していただきたいということで宿題として預けておきます。

続きまして、小学校跡地の問題であります。

先日、旧味舌小学校での校舎解体工事の説明会がありました。そこで、地元でいろいろ頑張っておられる方が、母校である学校校舎の解体について、無念の思いを語られたということで大きな拍手に包まれたという話をお聞きいたしました。

市長にもこの話は届いていると思いますが、日本の近代教育制度での140年を超える学校の歴史の中で、地域の中心としてどういう役割を果たしてきたのか、ぜひ考えていただきたいと思えますし、単純に、市のほうが絵を描きましたと、これでどないですかということでは済まない話だと思っています。そのためには、これからどういう跡地を進めていくのかという点では、時間が当然かかります。

以前にも指摘いたしましたけども、旧三宅小学校のほうでは、都市計画上、第一種中高層住居専用地域であるけれども、公園がないという問題、図書施設などの市民の

要求問題、阪急京都線連続立体交差事業との関係の問題など基本的指摘をいたしました。

旧味舌小学校では、市民団体の長年の取り組みがあります。そして、いろんな市の計画に対して、さまざまなご意見を頂戴して、たくさん出しておられます。それだけ、まちづくりに対して熱心な方がたくさんいらっしゃると思います。

ぜひ、市としても職員の数が少ない中、大変だと思いますけども、今の時期が大切だと思います。ぜひ、定期的な協議の場を設置すべきだと思いますけども、改めてお尋ねします。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 両小学校跡地のご質問にお答えをいたします。

市の考え方の整理という観点のご質問と理解をいたしております。

先ほど、1回目にも答弁を申しましたように、市のいろんなことを決定、まとめをしていく際には、やはり地域の特性であるとか、今後の人口動態、将来展望を見据えて持続可能な行政運営を第一に考えていきたいということは先ほど申したとおりでございます。

持続可能な行政運営を第一にというところでございますけれども、やはり財政というところは抜けないのかなと思っております。

政策を担当する部署でもあり、行政改革を担当する部署でもございます。その中で、その視点を少しご説明をいたしますと、私が、今、感じているところでございますけども、この10月にお示しをしました中期財政見通しで、平成28年度で基金が2億6,900万円減額になったということで、平成29年度、今年度の決算見込みでは、

約15億円、決算額が減るというような状況になっております。

これは単純に見ますと、平成28年度、平成29年度、何か違うのかなと私も少し調べてみますと、収入の面で大きな違いがございます。

たばこ税で、今の見込みであれば7億円ぐらい減るのかな。普通交付税で2億五、六千万円、臨時財政対策債で5億4,000万円程度、3つ合わせますと、15億円という数字になります。

これを平成29年度は、今の状況では、普通交付税も不交付になっておりますので、当然、臨時財政対策債も入らないというような状況でございます。

そういう状況ではやはり、第一に考える、行財政、行政運営を考える際に、やはり財政のところは考えていかなければならないのかなということは、市の考え方をまとめる際には必要になってくるかなと思います。

ご質問の小学校跡地問題につきましては、先ほどご答弁を申しましたように、現在はやはり、売却を凍結しているというような方針でございます。このことでまた別の方向性が見えてまいりましたら、また新しい考え方がまとまりましたら、まずは市民の代表でございます議会の皆様方にご説明をしていくべきであるというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 この問題については、昨年6月に市長が、売却方針の凍結と防災空地を残すという表明をされたわけであります。

辞典で凍結という言葉を見てみました。物事の解決、処理を一方向的に保留の状態にすることという内容であります。

とすれば、この保留の状態を解き放っていただきたいと思うんですよ。

最低限、市長が今の任期中にどういう方向に進めるのかという具体的な方向転換を出して、動きをつくっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 野口議員の学校跡地の質問にお答えをいたします。

今から思い出しますと、午前中にも公約の話が出ていましたけれども、私が初めて市長選挙に出るときの公約が、2つの学校の統廃合云々であったと思います。今から考えると、よう、あの公約して、そして実現いうたら怒られますけれども、いろんな思いがあったなと思います。当然、市民の皆さんの厳しい指摘がありましたけれども、議会の皆さんのご理解があったからできたんですけれども、さように当時は、やっぱり深刻な財政事情があったから、そういうことにつながったんだと思います。

当初は、両小学校の跡地を売却し、そして、教育予算に資するという事も視野に入っていたと思います。でも、何とか避けたいということで、行政改革等々、また議会の皆さんの理解も得る中、何か月、ちょっと忘れましたが、時限を切って市民の皆さんに利用していただいて、またクリアできたら、その次へ送るということを何度か繰り返してきたと思います。

そのうち、私は、議会、職員、市民の皆さんと本当に心を1つにして、真面目に行政改革に取り組んだこと、それから、運よく追い風が私には吹きました。そういうこともありながら、売らなくてずっと済ますことができました。

そして、一昨年ですか、私は売却を凍結いたしますと議会の皆さんに相談もなしに突如と、私、表明したのを思い出します。

当然、防災空地として、当時、熊本県だ

ったかな、大地震、土砂災害等々で、改めてやっぱり防災空地の必要性というものが社会の問題になったことが1つのきっかけで、これは売ってしまったら最後だぞと。地域の防災空地として残せるもんなら、やっぱり残していくべきだという思いから、凍結という言葉を使いました。今、進行形です。

今後の利用価値等々については、地域の皆さんの声も聞いてどうすべきか、決めていくということそのときにも言いました。

任期中に保留を解けというお話、どういうふうに解釈するかわかりませんが、さらに、さっきの水道料金の中でも話が出てきたと思いますけれども、やっぱり摂津市の将来を見据える中で、しっかりと持続可能な福祉、教育、そして、まちづくりを将来に負担の残らないように、きちっと明確にしていく努力、すなわち、今は第5次行政改革です。これにもしっかりと取り組みながら、その上で小学校跡地問題の答えを出していくことにはなろうかと思えます。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 なかなかさっきの答弁、出ないかもわかりませんが、住民合意で物事を進めていくという長年の念願であったこの問題が、一定、跡地利用を含めて動いておりますので。住民の皆さんは、どう活用するのか、ゆっくり協議をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、再度、任期中にそうした検討会なるものが設置できるように努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、子どもの貧困問題であります。

ぜひ、総合的で組織的な取り組みにつなげていただきたいと思えます。

この問題では、4年前に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の中にきち

んと書かれていますので、少し引用しながら再度ご答弁を求めていきたいと思えます。

法律の基本理念としては、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的な支援等の施策を講じ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること、そのために、国と地方公共団体は、密接な連携のもと、総合的な取り組みを行わなければならないと読み取れます。

また、地方自治体の責務については、この基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定しています。

総合的に子ども貧困対策を進めることが、地方自治体の責務と規定しているわけであります。

とすれば、その方向で頑張ることが今、問われていると思っています。

ご承知のとおり、これまでいろんな市独自の取り組みをされてきました。その中では、以前に比べれば後退したとはいえ、就学援助費の高い認定率もあります。来年からは、18歳まで医療費の助成制度など、進んだ施策もあります。

こういう取り組みを土台にして、今度はぜひ、いかに組織的、系統的に取り組むかということが、今、問われていますので、少しそういう切り口から、当面、どんなことをするのかお答えいただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 今、ご質問にございました、平成26年度に、子供の貧困対策に関する大綱というものが国において閣議決定されておりまして、ご質問にございました教育の視点、生活の視点、保護者に対する就労

の支援、経済的支援を掲げてございます。

これらの施策を実行してまいりますには、やはり連携体制の構築、支援人材の育成が必要になってまいります。

本市の組織の体制といたしましては、現在、子育て支援、児童虐待防止を目的とした子育て支援ネットワーク推進会議や、要保護児童対策地域協議会を開催いたしまして、情報共有、支援体制の構築に努めておるところでございます。

また、家庭児童相談室で対応しております事例を見ますと、経済的な問題が起因となりまして、生活課題のストレスを高め、虐待や不登校につながっていると思われるケースが多々ございます。

このことから、子どもの貧困対策の実効性を上げるためには、福祉と教育の連携強化が重要であると考えておりまして、学校や関係機関が連携いたしまして、支援の必要な世帯を把握し、対応に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 野口議員。

○野口博議員 計算では本市の場合、貧困ラインで生活されている子どもたちの数は、単純に約2,000人いらっしゃいます。

子どもの時代をどうするかという問題だけでなく、人生のどの段階でも、安心して暮らせる社会をつくっていくという課題にもつながっていきますので、ぜひ、そういう立場で市役所全体で取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。



まず、1点目の活力ある産業のまち摂津の構築についてでございます。

私たちが暮らします摂津市は、平成29年9月末日現在で人口が8万5千260人、そして、面積が14.87平方キロメートルと、平たんでコンパクトなまちでありますけれども、市内には約4,200の事業所が存在する産業のまちでございます。

中でも、多くの職人の方々が、高いたくみの技術力ですぐれた製品を生み出していることから、さらに市内の中小企業を応援し、そして、ものづくりのまち、産業のまち摂津を、全国へとPR・発信していくことが本当に大事であるとの観点から、質問をさせていただきます。

1の(1)中小企業応援プロジェクト「摂津ブランド」についてでございます。

今年度より、市内の中小企業が生産・製造する商品を摂津ブランド摂津優品（せっつすぐれもん）として認定し、その認定商品を通じて中小企業を応援、また、ものづくりのまち摂津を広くPRしていこうと中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度をスタートされましたことは、高く評価をするところでございます。

創設に至りました経緯、目的そして概要についてお聞かせいただきたいと思います。

1の(2)中小企業の経営力向上などの支援についてでございますが、現在までどのような取り組みを行ってこられたか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次に、1の(3)事業所間の交流・連携の促進についてでございます。

今後、新たなものづくりや中小企業の活性にとっては、さらなる事業所間の連携・交流が必要であると考えます。

現在までの事業所間の交流・連携について、どのような取り組みを行ってこられた

のか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、1の(4)中小企業の活性化支援と企業誘致の推進についてでございます。

第4次摂津市総合計画（改訂版）におきましては、事業者と教育研究機関等との連携を深め、情報力の強化や技術力の向上、新事業分野への展開を図り、産学交流を推進する支援を行うとありますが、どのような支援、取り組みを行ってこられたか、また、本市の企業誘致、施策の概要及び健都イノベーションパークへの企業誘致の進捗状況についてお聞かせください。

そして次に、2番目でございます。

22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設についてでございます。

この件に関しましては、ことしの市政運営の基本方針の中で、市長が創設に向けて取り組んでまいりますと発表していただきました。

制度創設までの経緯について、お伺いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。  
市民生活部長。

（野村市民生活部長 登壇）

○野村市民生活部長 活力ある産業のまち摂津の構築についての4点のご質問にお答えいたします。

まず、中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度の概要等について、お答えいたします。

中小企業の活性化の支援といたしまして、今年度から新たに中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度をスタートいたしました。

この摂津ブランド認定制度は、従来から取り組んでおります中小企業の経営基盤の安定強化に資する支援制度に加え、企業の

持つ強みをさらに伸ばすことを目的として、市商工会と共同で実施するものであります。

技術の結晶ともいえる製品を認定し、市内中小企業の持つ高い技術力を市民はもとより、全国に発信するものでございます。

具体的には、市内の中小・小規模事業所で生産、製造、加工され、一定の基準を満たしたすぐれた商品等を撰津優品（すぐれもん）として認定し、広く発信することにより、商品ブランドの確立、販路開拓、さらなる技術力の向上へつなげ、市全体の産業振興を図ることを目的とするものでございます。

今年度は、6事業者6商品を認定いたしました。

続きまして、経営力向上の支援についてのご質問にお答えいたします。

中小企業の経営向上のための支援としましては、まず、経営基盤の強化、安定に資することを目的に、中小企業事業資金融資制度を設けており、平成28年度には、さらに融資制度の拡充を行ったところであります。

また、企業価値や資質の向上、販路拡大などに結びつくよう、各種展示会への出店補助、経営改善のための専門家派遣、研究開発力や技術力の強化のための研修会参加に係る補助等を行っております。

続きまして、事業所間の交流・連携の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

事業所間の交流・連携につきましては、平成26年度から市商工会、連携金融機関とともに、撰津市ビジネスマッチングフェアを、また昨年は、大阪府の、ものづくり総合支援拠点であります、ものづくりビジネスセンター大阪、通称MOBIOと共催で、出張！MOBIO-Cafe Meeting

を行うなど、交流の場を設けるよう取り組んでおります。

ビジネスマッチングフェアでは、過去3回、より参加者同士が交流できるよう、毎回少しずつ内容に変化を加え、実施し、出張！MOBIO-Cafe Meetingでは、ビジネスマッチングフェアとは異なった新たな交流も生まれるなど、それぞれ参加者にとって意義ある取り組みとなったものと考えます。

続きまして、4点目、産学交流支援及び企業誘致の概要等についてのご質問にお答えいたします。

産学交流の支援につきましては、教育機関や研究機関と連携し、技術開発や市場分析などを通じ、商工業の活性化に取り組むこととし、市としても積極的に支援することとしております。

しかしながら、現在のところ、具体的な連携・交流などの取り組みには至っていないのが現状でございます。

今後におきましては、産学それぞれのニーズを捉え、双方にとって有意義な交流・連携が図られるよう、そして、撰津市の商工業の活性化につながる支援や取り組みについて検討してまいります。

次に、本市における企業誘致についてですが、平成23年4月、企業立地等促進条例を施行し、企業誘致、流出防止に対する取り組みを強化いたしました。

当初、平成28年度まで時限条例でありましたが、健都イノベーションパークへの企業誘致が進められることから、平成32年度まで延長しております。

健都イノベーションパークへの企業誘致の進捗状況でございますが、先日の市民生活部理事の答弁にもございましたように、健康・医療関連企業等の情報収集、ニーズ

把握、健都のPRに努めているところでございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 医療費助成制度創設までの経緯についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度の市政運営の基本方針で、22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度をお示ししました後、対象者の範囲、所得制限の設定など制度設計について、るる検討をいたしてまいりました。

平成27年度の日本の子どもの貧困率は13.9%。約7人に1人の子どもが貧困状態で、そのうち、ひとり親世帯の貧困率が、50.8%と半分を占めております。

現在、高等教育については、所得の多寡にかかわらず相当な額が必要でございます。低所得世帯ほど収入に占める教育費の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっておる状況でございます。

また、大学等への進学率は、全世帯で79.8%ですが、ひとり親世帯では41.6%とほぼ半分となっており、進学を断念せざるを得ない者が多数ございます。

今年度、児童扶養手当現況届の申請時に行った簡単なアンケートによりますと、子育てや生活で悩んでいる項目の上位は、経済面、将来の不安、医療費の順になっており、自由記載欄には、18歳で制度が終了する児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度の年齢延長を希望する記載もあり、支援の必要性を感じたところでございます。

以上のことから、子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、特に、ひとり親世帯の経済的支援、高等教育機関への機会均等を目的として、このたび22歳までの大学生等を扶養するひとり

親家庭の医療費助成の制度設計を行ったものでございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 1の(1)中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度についてでございます。

摂津ブランド認定制度の概要についてご答弁をいただきました。

もう一点お聞かせいただきたいのは、この摂津ブランド認定制度におけるメリットあるいは効果について、お聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 認定のメリット、効果についてのご質問にお答えいたします。

市及び市商工会の認定後の支援といたしましては、各種商談会への出展料補助、商品プロモーションのための専門家の派遣、また、市や市商工会が主催や関係するイベントでの商品PR、また、摂津優品(せつつすぐれもん)のロゴマークの使用権を付与し、事業所とともに商品のPR、販路開拓を行ってまいります。

効果といたしましては、まだまだこれからのことではございますが、期待するところといたしましては、認定商品の販路が拡大すること。そして、市内の事業所がこの制度を機に、自社の技術力を生かした独自製品の開発を行い、第1回の認定に続く事業者があらわれてくること。摂津優品(せつつすぐれもん)のブランド価値、信用を高め、認定製品を通じて、ものづくりのまち、産業のまち摂津を多くの人に知ってもらうことなどがございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 メリットあるいは効果について詳しくご答弁をいただいたわけでござ

いますけども、この撰津優品（せつつすぐれもん）を、全国にどのように発信していくのか、また今後のPRについてここでお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 撰津優品（せつつすぐれもん）の発信についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、認定がゴールではなくスタートであると、私どもは考えております。いかに多くの人に、商品、企業、撰津市を知っていただくかが課題であり目標であると思っております。

イベントでのPR、ホームページへの掲載はもとより、多くの方が来場する展示会等へ出店し、PR活動を行ってまいりたいと考えております。

先日、10月18日、19日の2日間、マイドーム大阪で開催されました大阪府で最大級の展示会であります大阪勧業展2017にも出店し、多くの来場者にPRを行ったところでございます。

今後も、あらゆる機会を通じて、撰津優品（せつつすぐれもん）のPRに努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 現在、市のホームページもリニューアルに向けて取り組んでおられますし、事業所ネットとの連携、あるいはこのSNSを活用して、どうか、この撰津優品（せつつすぐれもん）を全国に発信していただきたいと思います。そして、あわせて、ものづくりのまち、産業のまち撰津を全国へPR、発信していただきたいと思っております。

これは要望としておきます。

東京都に本社を持っておられるある社長の方の支社が撰津市にありまして、撰津市

の贈り物を何にしようかちょっと検討してたらしいんです。そんな折に、この10月の広報を見られて、「匠の技を全国へPR」というこの記事を見られてですね、ある6つの中の1つの商品ですけども、どうやったら購入できますかというお声をいただいて、購入されて、東京都のほうへ、撰津市のお土産として持って帰られたということをお聞きしました。

早速、効果が出ておると思います。

どうか2回、3回と、撰津ブランド認定制度を引き続き実施していただけますよう、要望としておきます。

また、この制度を機に、自社の技術力を生かした独自製品の開発を行い、第1回撰津ブランド認定に続く事業者があらわれることを期待をしておりますが、1つの製品を開発するのに、ある社長の方は、やはり最低30万円ほどはかかるというふうに言われておりました。

この製品の開発における補助制度の創設、例えばですけども、補助制度の創設の検討をお願いをしておきます。

これは要望としておきます。

次に、1の（2）中小企業の経営力向上などの支援についてでございます。

事業資金融資制度など、経営力向上支援の内容についてご答弁をいただきました。

もう一点は、先ほども撰津ブランド認定制度におきまして要望させていただきましたが、やはり第1回の撰津ブランド認定品に続く製品があらわれることが望まれるとの観点から、市内中小企業における新たな製品開発のための取り組みについて、補助を行うなど、支援ができないでしょうか。

例えば、グループでの共同研究、共同開発に対する支援の考え方について、お聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 新製品開発のための支援についてのご質問にお答えいたします。

自社の技術を生かして新製品を開発、新たな自社ブランドを構築することは、経営力の強化につながり、今年度からスタートいたしました、摂津ブランド認定制度の目的でもございます。

自社の技術を生かした新たな製品開発のための支援としましては、先ほどご答弁いたしました、専門家の派遣、さらなる技術力向上のための研修会参加への補助等を行っているところでございます。

市内企業が、技術を持ち寄り、共同で研究、開発する取り組みに対しましては、現在のところ直接的な支援はございませんが、技術連携により、摂津市ならではの新製品が創出されることは、市としても大いに期待するところでございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 どうか、市内企業が技術を持ち寄り、新たな製品を共同で研究開発する取り組みに対しての支援策として、補助制度の創設を検討していただきますようお願いし、要望としておきます。

次に1の(3)事業所間の交流・連携の促進についてでございます。

ビジネスマッチングフェアなど、取り組み内容について、ご答弁をいただきました。

また、中小企業だけのプレゼン交流会や摂津ブランド認定企業を初め、中小企業がさらに交流・連携できるための支援の考え方について、お聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 中小企業が、さらに交流・連携できるための支援についてのご質問にお答えいたします。

先の質問にもございました、摂津ブランド認定制度におきまして、その認定式の後、各事業者の代表の方々が交流され、そこから新たなビジネスの着想や技術連携に結びつくなど、実際、新たな効果も生まれております。

それぞれの分野で、こだわりを持って、ものづくりに携わっておられる方同士であるからこそ、理解し、お互いに得るものがあるのではないかと思います。異業種も含め、大勢の関係者が一堂に会して交流する機会、そして小規模で、お互いに顔の見える交流、それぞれの利点があり、必要であることからニーズと目的に即した事業所間の交流の場の設定について検討し、実施してまいりたいと考えます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ニーズと目的に即した事業者間交流の場の設定について検討し、実施されるというご答弁をいただきました。

来年の2月には、市内ものづくり企業を中心に、技術の交流・連携、情報交換の機会を設定し、新たなものづくりや販路拡大の可能性を広げることを目的として、摂津市ビジネス&テクノフェアを実施される予定とお伺いしております。

どうか、事業所間のさらなる交流、そして連携の促進をお願いいたします。

要望としておきます。

1の(4)中小企業の活性化支援と企業誘致の推進についてでございます。

産学連携について、学生と企業との交流も必要と考えます。今後、この産学連携をどのように進めていかれるか、また、健都イノベーションパークに立地し、研究開発を行う企業と市内企業との連携も技術力を高め、販路を拡大し、さらには雇用につながるものと考えております。

今後の健都イノベーションパーク進出企業と本市中小企業との連携を図るための取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 産学交流連携の進め方についてのご質問にお答えいたします。

産学の交流連携は、技術力の向上や新しいアイデアの創出と同時に、学生がものづくりや商品開発などに興味を持ち、雇用につながることを期待するところでもあります。

ビジネスマッチングフェアなど、企業間の交流連携の取り組みはもとより、今後、産学連携、また、学生と企業の交流につきまして、何が必要なのか、また何ができるのかなどを考え、支援を行ってまいりたいと考えます。

次に、健都イノベーションパーク進出企業と本市中小企業との連携についてです。健都イノベーションパークへ立地する企業は、健康・医療関連の先端技術の研究開発を行う企業であり、開発や製品化に向けて、市内企業との連携は積極的に行う必要があると考えます。

本市の中小企業と健都イノベーションパーク立地企業が、マッチングできる方策について種々検討し、実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 産学の交流・連携は、技術力の向上や新しいアイデアの創出と同時に、学生がものづくりや商品開発などに興味を持ち、市内事業所への雇用にもつながってくるものだと、大いに期待をしております。よろしく申し上げます。

また、健都イノベーションパーク進出企業と、そして、本市の中小企業との積極的な交流・連携の場を設けていただきますよ

うお願いし、要望としておきます。

次に、2番目の22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設についてでございます。

教育委員会のほうから、22歳までの大学生等を扶養するひとり親家庭の医療費助成の制度設計を行いましたということで、ご答弁をいただいたわけでございます。

例えばですけれども、ひとり親家庭じゃない所得の厳しいご家庭に対しての制度の創設、実施に向けての考えはないのでしょうか。

その点、お聞かせいただきたいと思いません。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 対象者等の拡充についてのご質問にございますが、先の第2回市議会定例会において、平成30年4月から子ども医療費助成を、15歳から18歳まで年齢を拡充する条例改正を議決いただきました。今回の医療費助成制度は、貧困度がとりわけ高いとされておりますひとり親家庭を対象とし、かつ高等教育機関へ進学している世帯に対して医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図るものでございます。

子育て支援や教育の支援については、さまざまなステージにおいて環境整備が考えられると思われれます。今回の制度改正も含めて、さらに充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁をいただきました。

市長は、この市政運営の基本方針の中で、「本市には、若い世代の転入超過傾向や全国平均と比べても高い合計特殊出生率という強みがございます。これらの強みに磨き

をかけるため、結婚、出産、育児とどまらず、その先にある就学や進学といった様々なライフステージを見据えた環境整備が大変重要となってまいります。

為すべきことは様々ございますが、とりわけ、子どもや若者の健やかな成長を支えることが、やがて全ての世代の安心と活力につながるものと確信いたしております。」、そして、「今後も、大胆な発想をもって、今為すべきことを的確に見極め、迅速果断の精神で臨んでまいります。」とおっしゃっておられます。

まずは、子ども医療費助成制度の対象年齢を来年の4月1日から18歳に上げられます。高く評価をするところでございます。

そして新たに、今後、18歳から22歳までの医療費助成制度の創設に向けて取り組んでまいりますということで発表があったわけでございます。

この9月17日に市議会議員選挙がありまして、その選挙の折にも大変多くの意見を市民の皆様から頂戴いたしました。

その1つが先ほどの、ものづくりのまち撰津をもっとアピールしたらどうですかというご意見でした。

そしてもう1つは、多くありますけれども、この22歳までの医療費助成制度の創設のお声でありました。

中にはそういうお金があるのであれば、ほかに高齢者の方の福祉の施策の充実に使ったらどうや、あるいは、待機児童対策に使ったらどうやというご意見がありましたけれども、私が接した市民の多くの子育て世代の皆さんは、すごくこの22歳までの医療費助成制度の創設に「助かるわ、ありがたい。」というお声をいただいたわけでございます。

そして、今回の定例会で、この議案が出

されまして、ひとり親家庭が対象ということであったわけでございます。中には、ふたり親のご家庭で経済的に厳しい中、一生懸命働いて、そして、大学へも通わせたいという思いであられるご家庭もあるわけでございます。

国のほうでは給付型の奨学金制度というものを創設に向けて取り組んでおられますが、やはり大学生でも支援していく必要があると思います。

市長のお考えを、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 南野議員の質問にお答えをいたします。

今の日本社会の深刻な課題、幾つかありますけれども、1つは極端な少子高齢化、もう一方で貧困格差、この2つがあると思いますけれども。いずれも直接・間接、人口減少問題にかかわってくるのも私は思います。

国のほうでは、この人口減少問題をいかに食いとめるかということでもち・ひと・しごと創生法という法律が出来ましたね。

その中で我々自治体も法律に基づいて、総合戦略を策定したところでございます。

撰津市の場合は、4つの行動手法を設けて、今、取り組みをスタートさせたところ です。

その1つが産業振興でございますけれども、先ほど、このことにつきましても、るご指摘をいただいたと思いますが、こちらのほうは、しっかりと、これからのまちづくりに、また、生かしていきたいと思っています。

そして今、医療費助成制度の話をご指摘をいただきました。

弱者の視点といいますか、私は常々、弱

者の視点と言っていますけども、一体何するねんと言うこともいろいろ聞かれます。

まず、貧困率の一番高いひとり親家庭の皆さんの問題、とりあえずこっちにしっかり目を向けようということで、今回、22歳まで引き上げるとことにしたわけでございます。

医療費だけに限らず、今後、やっぱり弱者の視点といいますか、貧困問題、行政全般にわたって、どういう取り組みが必要なのかをしっかりと、まず、この22歳までの引き上げ、これを一つ、検証する中でしっかりと捉えて、それが将来の摂津市にずっと住んでいたいということになり、人口減少問題を食いとめることにもつながっていければと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ひとり親家庭の方が対象ということで、教育委員会が制度設計をされたと思ひますけども、例えば、そこから拡大するに当たって、ふたり親家庭の所得制限を設けて実施されるとなると、福祉の関係のほうを対象の課になってくるのかなというふうに私自身は認識しているわけでございます。もちろん、ひとり親家庭の方への制度の適用ということで賛成の立場でありますけども、さらに、多くの市民の皆様も期待もあつたります。もちろん、新聞に報道されましたので、多くの方が知っているわけでありまふ。

期待も大きいと思ひますので、対象を拡大していただきますように、関係課の皆さんで検討していただきまして、お願ひをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わりました。

以上で、一般質問が終わりました。

日程2、議案第59号など13件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第63号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第64号、摂津市税条例の一部の改正をする条例制定の件、議案第66号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分、議案第69号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件、議案第71号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第72号、摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件、以上7件について、10月19日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第59号所管分、議案第63号及び議案第66号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 文教上下水道常任委員長。

(水谷毅文教上下水道常任委員長 登壇)

○水谷毅文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第4号)



所管分、議案第60号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第65号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第66号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分及び議案第67号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、10月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第59号所管分、議案第60号及び議案第66号所管分については賛成多数、議案第65号については全員賛成、議案第67号については出席者による全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

（増永和起民生常任委員長 登壇）

○増永和起民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分、議案第61号、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分、議案第68号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第70号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、10月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第61号については全員賛成、その他の案件につい

ては賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口議員。

（野口博議員 登壇）

○野口博議員 それでは、日本共産党議員団を代表して、議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第66号、議案第68号及び議案第70号に対する反対討論を行います。

まず、議案第59号についてです。

本議案には、来年度より中学に入学する6年生に対して、就学援助費の新入学児童生徒学用品の支給時期を、入学前に入学準備金として支給する予算が増額されたことについては評価できます。

反対理由は2つであります。

1つは、窓口業務管理事業の債務負担行為の追加です。これは、来年度から5年間の市民課窓口業務の委託契約にかかわるものですが、この窓口業務の委託については、開始の当時から日本共産党としては反対をしてきました。

開始からことしで5年目、最初の3年間の後の2年は随意契約での更新、マイナンバー制度の開始時期でもあったので、委託業者を変更せずに延長したとのことですが、そもそもマイナンバー制度は、国が税と社会保障などにかかわる特定個人情報一元管理するものであり、漏えいや成り済まし等の危険性は、今なお、拭えていません。

市民課の窓口は、市役所の顔とも言える

仕事です。市の信頼と責任を負う仕事としては、引き続き検証していくことが必要だと指摘しておきます。

もう一つは、中学校給食の調理業務と予約システムの委託契約の更新に伴う債務負担行為の追加です。

中学校給食は、デリバリー方式選択制でスタートいたしました。平均喫食率は三、四％で推移、市民の願いに応えるものではありませんでした。

しかし、来年度以降も、失敗したデリバリー方式選択制による委託契約が前提とされています。小学校と同様、自校調理・全員給食への見直しを図ることを強く求めたいと思います。

次に、議案第60号についてです。

水道事業会計補正予算ですが、太中浄水場運転監視等管理事業の委託契約更新のために、債務負担行為が追加されています。

安全な水を安定的に供給するための監視業務を、夜間・休日を含め24時間365日、民間企業に委託することは問題です。水道職員の技術の継承、日常業務の引き継ぎ、偽装請負防止、災害時対応など、公的責任を果たすための議論を求めます。

次に、議案第63号についてです。

本議案は、一般職員への能力評価を行い、来年1月から、その結果を給与に反映させようとするものです。

これにより、最新の数字では、全職員数615人の全てが、人事評価制度によって給与、期末手当に差がつくこととなります。

全体の奉仕者として仕事をする公務の現場で、同じ部署で、給与が多い職員と少ない職員が存在することになること、これでは、上司の顔色ばかり伺うことになり、職員の目が住民に向かなくなるのではと大変心配です。

本市では、平成27年1月1日から課長級以上に、ことし1月1日から係長級以上に導入されてきました。

その結果は、賃金が下がった人は4.6％、変わらない人が90.1％、上がった人が5.3％という結果であります。

これから全職員が対象となる中で、職場の中で評価する者、評価される者がおり、職場全体がぎすぎすして、結果、市民サービスの低下につながるのではないのでしょうか。こうしたことを招く構造的な問題を持っているんだということを直視すべきです。

人事評価制度は、全体の奉仕者として住民に寄り添い、問題解決していくという本来の地方自治体のあり方をゆがめる方向に拡大していくケースであることを申し上げておきます。

次に、議案第66号についてです。

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の改正です。

障害者、高齢者には制度改悪とも言える内容です。

3年前に摂津市は、老人医療費助成制度の身体障害者手帳3、4級の方の制度を廃止いたしました。そのときにも、対象者から外された方は、少ない年金で高い医療費の負担となり、摂津市から見放された思いだと言って嘆いておられました。

今回、さらに老人医療費の対象者は削られ、重度の方のみ、障害者医療費助成制度の対象へと移行することになります。自己負担の上限もふえる内容であり、とても賛成できません。

次に、議案第68号についてです。

重度障害者医療費助成の制度から入院時食事療養費助成をなくしてしまおうという内容です。議案第66号では大阪府の制度改悪に引きずられる形で、摂津市の独自の

制度まで削ってしまおうというものであり断じて許せません。

ことしの第1回定例会の際に市長は、私どもの代表質問に答えて、国や都道府県に対して、これ以上、後退しないようにしっかりと要望しながら、それでも後退する場合、周知期間を置く等々、基礎自治体としてできるだけご負担にならないようにと答えていましたが、このこととも食い違う提案だと厳しく指摘しておきます。

議案第70号についてです。

摂津市介護保険条例の一部を改正する内容です。

国の法改正に伴い、過料を科す対象を、第2号被保険者を含めて、全ての被保険者の世帯や配偶者にまで対象を拡大するものです。この背景には、マイナンバーを活用することも想定されており、強制的な保険料徴収につながるものであり、反対します。

以上です。

○藤浦雅彦議長 次に、村上議員。

○村上英明議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第67号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

市長は、本年の重点テーマに「こども」を掲げられ、平成29年度の市政運営方針において、「子どもや若者の健やかな成長を支えることが、やがて全ての世代の安心と活力につながるものと確信いたしております。

このような強い思いのもと、本年度、「子ども医療費助成の18歳までへの対象年齢拡大」に加え、全国791ある市では初となる「22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度」の創設に向け、制

度設計や条例制定等に取り組んでまいります。」と述べられておられました。

そのことは新聞各紙でも大きく取り上げられ、市民に周知もされましたが、その反響は本当に大きく、多くの摂津市民の期待の声が聞こえてまいりましたし、摂津市以外の方からも、摂津市の子育て施策は大きく進んだとの声も多くありました。

今回は、現在、7人に1人が貧困状態にあり、その約半分はひとり親家庭にあることや、ひとり親家庭の子どもの進学率が全世界帯での割合に比べて約半分の実態から、子ども時代の経済格差につながる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、特にひとり親世帯の経済的支援、高等教育の機会均等などを目的として、まずは22歳までの大学生等を扶養する、ひとり親家庭の医療費助成の制度設計をされましたことにつきましては、時にかなった施策として、高く評価するものであります。

しかし、市民の期待と願いはもっともっと大きな潮流になっております。平成30年度も引き続き「こども」を重点テーマに置かれておられますし、貧困格差の解消、教育の機会均等などの視点から、ひとり親に限らず所得の厳しい家庭の経済的負担軽減することなどへの施策として、対象者を拡充した医療費助成を創設されることを要望して、公明党議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、議案第67号に対して、大阪維新の会は反対の立場から討論いたします。

平成29年度第1回定例会でも私は質問いたしました。子育ての支援の一環として、また、子育て世代の他市への流出を防

ぐためということで考えられた22歳までの医療費無料についてであります。我が会派は行き過ぎた福祉と考えます。

そのときの市長の答弁で、担当部署と議論を尽くし、絞り込んだ議案を提出するとお答えをいただきましたが、しかし、今回の議案の内容を見ますと、確かにひとり親家庭に限定され、所得制限もされておりますが、高校を卒業した時点で就職をして、しっかりと家庭を支えている若者たちも多々おります。

現在、摂津市の財政状況は良好であります。今後、絶対に悪化しないということはい切れません。一度始めた福祉施策は取りやめることができない現状にあります。他市においても、新たな福祉施策を実行する場合には、慎重かつ行政の状況を見きわめ、慎重に対応することを是としておられます。

福祉の充実は大切なことではありますが、行き過ぎは、財政面においても、また対象者にとりましても、慎重に実行する必要があると考えます。

よって、今回、この条例に我が会派は反対いたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第66号、議案第68号及び議案第70号を一括採決します。

本6件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本6件は可決されました。

議案第61号、議案第64号、議案第65号、議案第69号、議案第71号及び議

案第72号を一括採決します。

本6件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本6件は可決されました。

議案第67号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議案第74号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第74号、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

議案参考資料、議案第74号の1ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例について整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

まず、摂津市情報公開条例におきまして、第6条第1項第2号中、同法において個人情報の定義が明確化されたことに伴い、記述等の例示を加える改正を行うものでございます。

続きまして、摂津市個人情報保護条例におきまして、同法の改正に合わせまして、個人情報の定義に第2条第1号アとしまして新たに定義を加えるものでございます。

また、当該個人情報の定義に、同条イとしまして個人識別符号を加え、同法第2条

第3項の規定を引用することとしております。

次に、同条第2号といたしまして、要配慮個人情報の定義を同法の規定に合わせ、規定いたすものでございます。

次に、第7条第2項各号に規定の個人情報情報は、要配慮個人情報に範囲を拡大する旨の改正を行います。

次に、開示しないことができる保有個人情報のうち、第13条第3号に規定する個人に関する情報に個人識別符号が含まれるものを加える改正を行います。

次に、第19条第2項に規定する電磁的記録の定義が、第2条第1号の中で規定されることとなったため、当該定義の部分を削る改正を行います。

なお、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、いずれも公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第74号の提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第74号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、請願第2号を議題とします。

本件については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議会議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 ただいま上程となりました議会議案第15号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本会議の議論をより深め、市民によりわかりやすいものとなる反問権を導入するため、摂津市議会会議規則に反問権を制定するものであります。

内容といたしましては、第63条の次に、第63条の2として「法第121条第1項の規定により議場に出席した者は、議員の一般質問及び緊急質問並びに議案に対する質疑について、論点を明確にするため、議長の許可を得て反問することができる。」を加えるものです。

附則として、本規則は公布の日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第15号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議会議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 議会議案第16号の提案説明をいたします。

ただいま上程となりました議会議案第16号、摂津市議会議場国旗等掲揚条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、摂津市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するため、本条例を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、摂津市議会議場国旗等掲揚条例とし、摂津市議会議場に国旗及び市旗を掲揚すると制定するものです。

附則として、本条例は公布の日から施行

することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員 ただいまご説明いただきました議会議案第16号、摂津市のこの議場に国旗と市旗を掲揚するための条例制定というご説明がありました。

国旗国歌法が制定されてから20年ほど経過します。この間、さまざまところで、また学校施設、市役所等々、国旗の掲揚もされてきています。

国民の世論も二分された中で国旗国歌法が制定されましたけれども、あくまで、この法律は国旗を日章旗とし、国歌を君が代とするというものであって、これを国民生活の中に押しつけるものではないというのは、この法律制定時の提案者であったり、当時の政府の見解、説明でございました。

20年たって、今、この摂津市の議場で、これまで掲揚しようというような具体的な提案もない中で、どのような目的を持ってここに掲揚される提案が出されたのか、今までなぜされていないものが今なのかについて、少しご説明をいただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 我々は日本国民であり、大阪府民であり、摂津市民であります。日本には憲法があり、法律があり、そして、地方自治体には条例があるわけです。それに従ってこの議会も動き、我々市民もそれに従って生活をしとるわけです。

20年前に法律で制定され、その法律で、そういう形で、日本の国旗は日の丸であるというふうに提言されて、そして、大阪府下ほとんど全ての議会等で、国旗・市旗が

掲揚されている中で、私は遅きを失したなというふうな、今、感覚であります。

これは、例えば観念的な話し合いをずっとしたら、お互いに見解の相違が続くと思います。私はそういうつもりで、当たり前前のことを当たり前として掲げて、掲げることに関して異論を唱える。それぞれの意見があると思いますが、ただ、当たり前前のことを法律に従って、そして、この議場に、大阪府下のほとんどの自治体がそういう形で掲揚しとる。摂津市も当然そういう形で掲揚しながら、国、そして、市のさまざまな範疇の中で我々は活動しとるということを示すために、私はこう提案させていただきました。

以上です。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 日ごろからいろいろな考え方の違いがあって当然のことだと思います。いろいろな考えの違いを持ち寄って、しかも多様な市民の意思を、ここで自由な立場から議論を行う場所でもあります。そういう意味では、国旗に対して、もちろん国旗として敬意を示したいという方がいらっしゃるのも否定しません。

しかし、一方で、この日の丸という国旗については、法律の制定当時からも国旗、日の丸に対するさまざまな国民の中での思いがあることは明白な事実として存在しています。

日の丸が持っている負の歴史というものが、いまだに社会の中にも残っている中で、摂津市民にも多様な立場の方々がいらっしゃる。その多様な市民の方々から選ばれた議員が、ここで自由な立場から議論をするという場所で、日本人だから、大阪府民だからという形で掲揚するということに対して、直接的にそれが理由になるということ

は、ちょっと私には理解ができないなというふうに思います。

この議論は、これ以上はしませんけれども、この掲揚について、摂津市役所には施設として日の丸が国旗として掲揚されております。議場にも改めて掲揚するというような意味合いについても、もう一回、その点だけ教えてください。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 つけたらあかんという意味合いもないと思います。

我々がそういう形で、絶えず国旗、そして、市旗を掲げながら、自分の国家、そして、この市の市民としての所属意識を持つというのは自由な発想でございますし、その辺の、例えば、それならどうという旗を掲げてあなた方が外国に行くかということです。これは当然、やっぱり、日の丸というもんがあって、そして、我々はその下で国民としておるわけですから、自由な考えを自由な発想で持つというのはそれ当然結構でございますけど、これは、その話をしとったら、みんなの意見を聴いて、例えば議会においても、多数の意見を、さまざまな意見を聴いとったら前に進まんわけです。

多数決によってきちっと解決しながら進んでいくもんが議会制民主主義ですから、その意見は意見としてあることは事実ですけど、この話をしとったら、これは際限なく続くと思いますんで、我々がそういうふうにして、この議場において、日本国国旗、そして、市旗を掲げて、それを絶えず意識しながら、議場で議員としての活躍をしたいというふうに思っているわけですから、それに対してとやかく言われる筋合いはないと思いますんで、以上です。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目で終わろうとしていた

んですけれども、とやかくというようなお話が出てきましたので、とやかく言い合うのがこの議場の場でありまして、いろいろな、さまざまな議案があつて、最終的には議論を尽くして、多数決によって決めていくというのはそのとおりでと思います。

しかし、日の丸、君が代、国旗国歌の問題については、それぞれの国民一人一人の中の内心の自由という問題がありますので、国のシンボルとしての日の丸と、それから、日の丸のもとに集まって一致団結をしていくというようなもつとで、かつていろいろな悲劇が起きてきたという歴史がある認識を持っている人間がいる中で、一方の考え方だけでやるということは、私は少し納得ができないなというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 あなた方が戦争をイメージするという形で、そういうふうに日の丸を思っているかもしれないけど、ここにおける大多数の議員は、平和の象徴として日の丸を見ているわけです。そういう話をし出したら、そら、見解の相違で争点が、平行線が終わってしまうような状況になると思いますんで、それに対して異議を申す、あるいは気持ちがあるんやったら、反対討論でやっていただいたらいいと思いますんで、以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので許可します。安藤議

員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、ただいま上程されました議会議案第16号、摂津市議会議場国旗等掲揚条例制定の件に対する反対討論を行います。

市議会が多様な市民の意思を反映し、市長の提案をチェック、議論によってよりよい決定を下す機関です。議案への態度や政策に違いはあつても、市民の代表として、何者にも縛られない自由な議論が保証されなければなりません。特定の政治勢力の意思で、議会運営や議場のあり方が影響を受けるようなことがあつてはなりませんし、議論はしても、その決定は基本的には全会一致で行うことが重要だと考えます。

議場への国旗等の掲揚について、これまで長年具体的な提案は行われておらず、今回、多数決によって決定する条例提案で、この提案がなされたことは大変残念なことであり、抗議するものです。

国旗国歌法は、国旗を日章旗、国歌を君が代に制定したもので、その議論の中で、それを国民に押しつけるものではないと繰り返し説明をされてきました。

日の丸に純粋に敬意を表したいという人がいらっしゃることを否定するものではありませんが、国旗日の丸には、近隣諸国に対する植民地支配、国民を戦争に駆り立てた軍国主義、天皇主権の大日本帝国憲法を想起させる負の歴史があり、そのことから、国旗といえども日の丸に敬意をあらわすことのできない人はたくさん存在します。

多様な市民の意思を持ち寄り、自由な議論が保証されるべく、市議会議場に、日本国民だから国旗に敬意を表するのは当たり前とするような議論は乱暴なものではないでしょうか。ましてや条例を定めるとい



うことは、日の丸への敬意を強要することにもなりかねません。国民、市民、そして、市民の代表である議員の合意なき国旗掲揚条例には反対することを申し上げて、討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

以上で討論を終わります。

議会議案第16号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議会議案第17号など4件を議題とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので許可します。増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 議会議案第18号及び議会議案第20号について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議会議案第18号は小中学校でのプログラミング必修化に対し支援を求めるものです。

2020年以降に施行される学習指導要領改訂案には、プログラミング教育必修化が盛り込まれました。これは、産業界からの新たな人材養成に基づく改訂ですが、そもそも学校教育の目的は、教育基本法にうたわれているように、人格の完成であり、国家や企業のための人材、材料をつくることではありません。

若年層によるコンピューターウイルス犯罪が頻繁に起きています。また、コンピューターの長時間の使用による子どもの視力低下など、健康被害も起きています。子どもの発達段階を考慮せず、プログラミング教育を押しつけることは、かえって子どもの成長を阻害するものとなる可能性があり、教育現場の多忙化や、子どものゆとりを奪うことにもつながります。

よって、議会議案第18号に反対します。

議会議案第20号は、森林環境税の早期創設及び林業の成長産業化、森林の適切な管理を求めるものです。

温室効果ガス削減目標達成のために、適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取り組みは不可欠ですが、その財源をどこに求めるのかが問題です。

国は、この8年間で422億円も森林整備事業予算を削減してきました。温暖化の原因物質の製造者、排出者として、企業の責任も問われなくてはなりません。

この森林環境税は、国や企業の責任を免罪し、全ての国民に負担を求めるもので、形を変えた消費税ともいわれています。

日本共産党は、森林環境税ではなく、CO2の排出量に応じた負担となっている地

球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を賄うよう求めています。

よって、議会議案第20号についても反対の立場を表明し、討論を終わります。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議会議案第17号及び議会議案第19号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

議会議案第18号及び議会議案第20号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

日程8、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで、平成29年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時4分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

藤浦雅彦

摂津市議会議員

増永和起

摂津市議会議員

三好義治

☆ 添 付 資 料

平成29年第3回定例会審議日程

月日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
10 / 10	火	本会議（第1日）	役員選出	15:00
11	水	本会議（第2日）	役員選出	15:00
12	木	本会議（第3日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
13	金			
14	⊕			
15	⊕			
16	月		民生常任委員会（301会議室） 文教上下水道常任委員会（第一委員会室）	10:00 10:00
17	火			
18	水			
19	木		総務建設常任委員会（301会議室） 委員会予備日 （一般質問届出締切 12:00）	10:00
20	金		委員会予備日	
21	⊕			
22	⊕			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
27	金	本会議（第4日）	一般質問	10:00
28	⊕			
29	⊕			
30	月			
31	火	本会議（第5日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成29年第3回定例会

## 〈総務建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定 第 4 号 平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件  
議案 第 59号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案 第 63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 64号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 66号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（附則中（摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）に関する部分）  
議案 第 69号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 71号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 72号 摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件

## 〈文教上下水道常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定 第 2 号 平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件  
認定 第 5 号 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
議案 第 59号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案 第 60号 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案 第 65号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 66号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（第1条（摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）及び第2条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）  
議案 第 67号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定 第 3 号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定 第 6 号 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定 第 7 号 平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定 第 8 号 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
議案 第 59号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案 第 61号 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案 第 66号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（第3条（摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）及び第4条（摂津市老人医療費の助成に関する条例の廃止）に関する部分）

議案 第 68 号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

議案 第 70 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

**〈議会運営委員会〉**

認定 第 1 号 平成 28 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

**〈駅前等再開発特別委員会〉**

認定 第 1 号 平成 28 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

# 平成29年 第3回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

1番	中川嘉彦議員	2番	増永和起議員	3番	水谷毅議員
4番	松本暁彦議員	5番	光好博幸議員	6番	檜村一臣議員
7番	森西正議員	8番	福住礼子議員	9番	村上英明議員
10番	安藤薫議員	11番	渡辺慎吾議員	12番	野口博議員
13番	南野直司議員				

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

### 1番 中川嘉彦議員

- 1 全国学力・学習状況調査について

### 2番 増永和起議員

- 1 国保府内統一化に反対し、保険料を引き下げることについて
- 2 介護保険要支援のサービスは総合事業移行後も現行どおりとすることについて

### 3番 水谷毅議員

- 1 中学校給食について
- 2 教育現場におけるICT機器の活用について
- 3 認知症予防と治療について
- 4 高齢者の健康管理と生きがいについて

### 4番 松本暁彦議員

- 1 北大阪健康医療都市「健都」の取り組みについて
  - (1) 摂津市としての北大阪健康医療都市「健都」の取り組みについて
  - (2) イノベーションパークの企業誘致について
  - (3) 「健都」のPRについて
- 2 地域の防災政策について
  - (1) 地域での防災の取り組みについて
  - (2) 災害発生時の市の対応について
  - (3) 地域での防災に関する人材の育成について
- 3 千里丘西地区市街地再開発について
  - (1) 千里丘西地区市街地再開発の現在の状況について
  - (2) 今後の市の取り組みについて

**5番 光好博幸議員**

- 1 高齢者施策について
- 2 広聴制度について
- 3 健康づくりの推進について

**6番 檜村一臣議員**

- 1 待機児童問題の対策について
- 2 選挙の開票事務体制について

**7番 森西正議員**

- 1 J R 東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ訴訟について
- 2 市内への地下鉄延伸について
- 3 J R 千里丘駅西口再開発について
- 4 鳥飼東小学校の児童数減少について
- 5 環境センターにおける時間外勤務について

**8番 福住礼子議員**

- 1 千里丘西地区の整備について
- 2 喫煙禁止区域の計画推進について
- 3 子どもの受動喫煙防止について
- 4 安全安心のための防犯カメラ設置について
- 5 本市における食品ロスの取り組みについて

**9番 村上英明議員**

- 1 公務中の交通事故防止について
- 2 公民館へのエレベーター設置について
- 3 側溝の整備について

**10番 安藤薫議員**

- 1 L G B T、S O G I など性的マイノリティの人たちの人権と生活向上について
- 2 中学校給食の見直しについて
- 3 安全で利用しやすいバス停留所へ改善することについて

**11番 渡辺慎吾議員**

- 1 総合体育館について



**12番 野口博議員**

- 1 北摂で一番高い上下水道料金を引き下げることについて
- 2 旧三宅・旧味舌小学校跡地の今後について
- 3 子どもの貧困対策における本市の取り組みと今後について
- 4 大正川橋東詰交差点への押しボタン式信号機設置後の安全度の確認と対策について
- 5 下水道やガス、水道管などの蓋の管理と改修について

**13番 南野直司議員**

- 1 活力ある産業のまち摂津の構築について
  - (1) 中小企業応援プロジェクト「摂津ブランド」について
  - (2) 中小企業の経営力向上などの支援について
  - (3) 事業所間の交流・連携の促進について
  - (4) 中小企業の活性化支援と企業誘致の推進について
- 2 22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設について

平成29年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
総務建設 常任委員会	渡辺 慎吾	福住 礼子	野口 博 香川 良平	中川 嘉彦 松本 暁彦	三好 義治
文教上下水道 常任委員会	水谷 毅	安藤 薫	藤浦 雅彦 嶋野浩一朗	檜村 一臣	三好 俊範
民生常任委員会	増永 和起	村上 英明	南野 直司 光好 博幸	弘 豊	森西 正

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
議会運営委員会	南野 直司	増永 和起	檜村 一臣	森西 正	松本 暁彦

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員		
駅前等再開発 特別委員会	野口 博	森西 正	福住 礼子	檜村 一臣	松本 暁彦
総合計画及び 総合戦略等調査 特別委員会	三好 義治	野口 博	水谷 毅	香川 良平	光好 博幸

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成29年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選 第1号	議長選挙の件	10月10日	決定
	議席指定の件	10月10日	指定
議選 第2号	副議長選挙の件	10月10日	決定
議案 第73号	監査委員の選任について同意を求める件	10月10日	同意
議会議案 第14号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	10月10日	可決
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	10月11日	選任
議選 第3号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	10月11日	決定
	駅前等再開発特別委員会設置に関する動議	10月11日	可決
	総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議	10月11日	可決
報告 第7号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第8号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第9号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第10号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第11号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第12号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第13号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第14号	平成29年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件	10月12日	承認
報告 第15号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(10月12日 報告)	
認定 第1号	平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第2号	平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第3号	平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第4号	平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第5号	平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第6号	平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第7号	平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第8号	平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
議案 第59号	平成29年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	10月31日	可決
議案 第60号	平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	10月31日	可決

議案 第61号	平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)	10月31日	可決
議案 第62号	損害賠償の額を定める件	10月12日	可決
議案 第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第64号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第65号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第66号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件	10月31日	可決
議案 第67号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第68号	摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第69号	摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第70号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第71号	摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第72号	摂津市青少年保護育成条例を廃止する条例制定の件	10月31日	可決
議案 第74号	摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	10月31日	可決
請願 第2号	北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願	10月31日	閉会中の 継続審査
議会議案 第15号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	10月31日	可決
議会議案 第16号	摂津市議会議場国旗等掲揚条例制定の件	10月31日	可決
議会議案 第17号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の件	10月31日	可決
議会議案 第18号	小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書の件	10月31日	可決
議会議案 第19号	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書の件	10月31日	可決
議会議案 第20号	森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の件	10月31日	可決
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	10月31日	閉会中の 継続調査